さぬき市地域防災計画

【参考資料】

目　次

１　条例、規則等

１－　１　さぬき市防災会議条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　1
１－　２　さぬき市災害対策本部条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3
１－　３　さぬき市防災行政無線施設条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
１－　４　さぬき市防災行政無線施設管理運用規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
１－　５　さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9
１－　６　さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・　13
１－　７　さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・　17
１－　８　さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19
１－　９　さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21
１－１０　さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・　24
１－１１　香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱・・・・・・・・・・・・・・・・　26
１－１２　香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱・・・・・・・・・・・・・・・・　29
１－１３　香川県防災対策基本条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　31

２　協定等

２－　１　災害時の相互応援に関する協定書（香川県・県内全市町）・・・・・・・・・・・・・　39
２－　２　香川県消防相互応援協定（香川県・県内全市町）・・・・・・・・・・・・・・・・・　41
２－　３　広域消防相互応援協定書（美馬市・大川広域行政組合・三木町・高松市）・・・・　43
２－　４　香川用水施設利用に関する協定書（香川用水土地改良区外）・・・・・・・・・・・　45
２－　５　香川県防災ヘリコプター応援協定（香川県・県内全市町）・・・・・・・・・・・・　46
２－　６　災害時における情報交換及び支援に関する協定（四国地方整備局）・・・・・・・・　48
２－　７　災害時における医療救護活動に関する協定書（大川地区医師会）・・・・・・・・・　50
２－　８　災害時における医療救護活動に関する協定書（大川歯科医師会）・・・・・・・・・　52
２－　９　災害時における医療救護活動に関する協定書（大川薬剤師会）・・・・・・・・・・　54
２－１０　災害時における物資等の輸送に関する協定書（トラック協会大川支部）・・・・・　56
２－１１　災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定書（レッカー協同組合）・・・　58
２－１２　災害時における救援物資提供に関する協定書（四国コカコーラボトリング）・・・　60
２－１３　災害時における物資の供給等に関する協定書（フジ）・・・・・・・・・・・・・・　61
２－１４　災害時における物資の供給等に関する協定書（マルナカ）・・・・・・・・・・・・　63
２－１５　災害時における物資供給に関する協定書（コメリ災害対策センター）・・・・・・・　65
２－１６　香川県防災行政無線設備貸付契約書（香川県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　67
２－１７　香川県防災行政無線に関する協定書（香川県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69
２－１８　香川県震度情報ネットワークシステムに係る覚書・・・・・・・・・・・・・・・・・　71
２－１９　さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書（長尾土木事務所　外）・・・・　72
２－２０　災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定（津田福祉会　外）・・・　74
２－２１　災害時における要援護障害者の緊急受入れに関する協定書（社会福祉法人祐正福祉会　外）・・　76

２－２２　災害時における施設使用に関する協定（香川県信用組合）・・・・・・・・・・・・ 78
２－２３　災害時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定書・・・・・・・・ 80
２－２４　災害時における応急対策業務の実施に関する協定書（建設業協会）・・・・・・・・ 82
２－２５　災害時における応急復旧に関する協定書（上下水道工事業組合）・・・・・・・・・ 84
２－２６　災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書（建設労働組合）・・・・・・・ 86
２－２７　災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（電気工事工業組合）・・・・ 87
２－２８　災害時の協力に関する協定書（四国電力）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89
２－２９　災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書（香川県ＬＰガス協会）・・・・ 90
２－３０　災害時における応急対策活動に関する協定書（香川県造園協会）・・・・・・・・・ 92
２－３１　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定書
（一般社団法人日本福福祉用具供給協会）・・・ 94
２－３２　ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書
（四国地方整備局）・・・・ 96
２－３３　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（讃岐リース株式会社）・・・・ 98
２－３４　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社アクティオ）・・・・ 100
２－３５　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）・・・・・ 102
２－３６　災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書
（赤帽香川県軽自動車運送協同組合）・・・・ 104
２－３７　災害時における協力に関する協定書（ＮＰＯ法人輝）・・・・・・・・・・・・・・・ 106
２－３８　特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書
（西日本電信電話株式会社香川支店）・・・・ 108
２－３９　災害時における車両避難場所の提供に関する協定書（徳島文理大学)・・・・・・ 110
２－４０　津波等甚大災害緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書
（西日本高速道路㈱四国支社香川高速道路事務所）　・・・・ 112
２－４１　災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定（志度観光開発㈱）114
２－４２　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書（国土交通省国土地理院）・・116
２－４３　災害時における非常通信の協力に関する協定書（さぬき市非常通信協力会）・・・・118

３　防災上注意すべき区域等

３－　１　河川重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
３－　２　洪水に関する水位情報周知河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
３－　３　水位警報河川・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
３－　４　津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123
３－　５　浸水想定区域図（津田川水系津田川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
３－　６　浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
３－　７　浸水想定区域内に位置する災害時要配慮者利用施設・・・・・・・・・・・・・・・ 126
３－　８　さぬき市公共下水道事業計画図（雨水）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
３－　９　海岸・港湾・漁港重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 128
３－１０　ため池重要水防区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130

３－１１　急傾斜地崩壊危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
３－１２　土石流危険渓流・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
３－１３　地すべり危険箇所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 148
３－１４　土砂災害警戒区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 149
３－１５　土砂災害警戒区域に位置する災害時要配慮者利用施設・・・・・・・・・・・・・・・ 167
３－１６　高堰堤・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167
３－１７　水門・ポンプ場・排水機場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 168
３－１８　山腹崩壊危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170
３－１９　崩壊土砂流出危険地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174

４　危険物等施設関係

４－　１　危険物施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
４－　２　高圧ガス関係事業所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
４－　３　火薬類関係営業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
４－　４　毒物劇物営業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 180
４－　５　毒物劇物製造所等の地震対策指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 181

５　気象関係

５－　１　雨量観測所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
５－　２　水位観測所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 182
５－　３　潮位観測所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
５－　４　風向風速観測所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
５－　５　海象観測局・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
５－　６　震度・津波観測点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 183
５－　７　香川県防災行政無線による気象情報等伝達系統・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 184
５－　８　気象情報の伝達系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 185
５－　９　津波警報等の伝達系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 186
５－１０　地震及び津波に関する情報の伝達系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 187
５－１１　土砂災害と前兆現象の種類一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 188
５－１２　気象庁震度階級関連解説表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 189
５－１３　注意報・警報の基準（別表１～５）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 194
５－１４　土壌雨量指数基準〔１Km格子〕（別図２）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 196

６　消防水防関係

６－　１　大川広域消防本部現勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
６－　２　消防団現勢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 197
６－　３　消防水利の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
６－　４　消防無線通信施設・火災通報施設の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
６－　５　水防倉庫等の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198

６－　６　防災資機材保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 198
６－　７　大川広域消防本部資機材保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 199
６－　８　香川県防災資機材保有状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 200
６－　９　香川県防災資機材運用要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 201

７　通信施設関係
７－　１　さぬき市防災行政無線通信施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
７－　２　さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 202
７－　３　さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
７－　４　災害時通信連絡系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 210
７－　５　津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図・・・・・ 211
７－　６　土砂災害警戒区域への情報伝達系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 211
７－　７　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図・・・・・・・・・・ 212
７－　８　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）・・・・・・・・・・・・・・・・・ 212
７－　９　香川県防災情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 213
７－１０　災害対策用移動通信機器無償貸与制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 214
７－１１　災害対策用移動電源車貸与制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215
７－１２　香川県地方通信ルート（さぬき市）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 215

８　医療救護関係
８－　１　香川県医療救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 216
８－　２　大災害時の医療救護体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 231
８－　３　標準備蓄医薬品等一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
８－　４　災害時用備蓄医薬品等の確保系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 233
８－　５　災害時の血液の確保系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 234
８－　６　東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル・・・・・・・・・・・・・・・・・ 236

９　保健・衛生関係
９－　１　防疫活動組織計画（香川県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 242
９－　２　防疫用薬剤及び資機材の確保系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 245
９－　３　栄養相談・指導活動体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 246
９－　４　精神保健活動体系図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 247
９－　５　地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針・・・・・・・・・・・ 248
９－　６　地震に伴うごみ及び災害廃棄物の仮置場予定場所・・・・・・・・・・・・・・ 253
９－　７　一般廃棄物処理施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 253
９－　８　一般廃棄物収集運搬車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 256
９－　９　香川県広域火葬計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 257
９－１０　火葬場・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 260
９－１１　遺体収容場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 260

９－１２　遺体検視場所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 260

１０　食料品、飲料水等の備蓄、調達、確保関係
１０－　１　災害対策用物資の備蓄状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 261
１０－　２　生活必需物資等の調達方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 262
１０－　３　緊急物資の備蓄マニュアル（香川県）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 263

１１　交通・輸送関係
１１－　１　緊急通行車両の標章及び確認証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 268
１１－　２　緊急通行車両事前届出申請要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 269
１１－　３　緊急通行車両事前届出済車両・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
１１－　４　緊急輸送路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
１１－　５　防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 272
１１－　６　異常気象時における道路通行規制基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
１１－　７　異常気象時道路通行規制箇所図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273
１１－　８　さぬき市物流拠点予定施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274
１１－　９　香川県民間物流拠点一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 274

１２　避難収容関係
１２－　１　指定緊急避難場所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 275
１２－　２　指定避難所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 281
１２－　３　避難勧告等の判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 282
１２－　４　さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】・・・・・・・・・・・・・・ 291

１３　特殊災害関係
１３－　１　香川地区大量排出油等防除協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 299
１３－　２　備讃海域排出油等防除協議会連合会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 302
１３－　３　原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針【香川県】・・・・・・・・ 305

１４　防災ヘリコプター関係
１４－　１　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱・・・・・・・・・・・・・ 307
１４－　２　香川県防災ヘリコプター運航管理要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 311
１４－　３　香川県防災ヘリコプター緊急運航要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 315
１４－　４　防災ヘリコプターの運航体制、運行基準、要請方法等・・・・・・・・・・・・・ 317
１４－　５　防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場・・・・・・・・・・・・・ 321
１４－　６　災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 322

１５　その他
１５－　１　火災・災害等即報要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 323

１５－　２　災害報告取扱要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 337
１５－　３　災害報告詳細系統図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 346
１５－　４　災害救助法による災害救助基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 351
１５－　５　被災者生活再建支援制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 354
１５－　６　応急仮設住宅の供給に関する基本方針（香川県）・・・・・・・・・・・・ 356
１５－　７　応急仮設住宅建設候補地・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 361
１５－　８　広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧・・・・・・・・・・・・・・・・ 362
１５－　９　自主防災組織の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 363
１５－１０　さぬき市業務継続計画（地震・津波編）・・・・・・・・・・・・・・・・ 364

１－１　さぬき市防災会議条例

平成１４年さぬき市条例第１７号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、さぬき市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) さぬき市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 水防法（昭和２４年法律第１９３号）第３３条第２項の規定に基づき、さぬき市水防計画について調査審議すること。

(3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 指定地方行政機関のうち市長が指定するものの職員のうちから当該指定地方行政機関の長が指名する者

(2) 香川県の職員のうち香川県知事が指名する者

(3) 市の区域を管轄する警察署の長又はその長が指名する者

(4) 市副市長

(5) 市の職員

(6) 市教育委員会教育長

(7) 大川広域消防本部消防長又はその指名する者

(8) 市消防団長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関のうち市長が指定するものの職員のうち当該機関の長が指名する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

６　前項の委員の定数は、３５人以内とする。

７　第５項第９号及び第１１号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

８　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、香川県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうち市長が委嘱し、又は任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成１７年条例第６３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２４年条例第５号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（さぬき市水防協議会条例の廃止）

２　さぬき市水防協議会条例（平成１４年さぬき市条例第１９号）は、廃止する。

（さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

３　さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成１４年さぬき市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

別表水防協議会の委員の項を削る。

附　則（平成２４年条例第３５号）

この条例は、公布の日から施行する。

１－２　さぬき市災害対策本部条例

平成１４年さぬき市条例第１８号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２３条第８項の規定に基づき、さぬき市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部の設置）

第４条　災害対策本部長は、激甚な被害を受けた地区における災害応急対策の迅速かつ的確な実施を図るため必要があると認めるときは、現地災害対策本部を置くことができる。

２　現地災害対策本部の組織に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

（委任）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、平成１４年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第３５号）

この条例は公布の日から施行する。

１－３　さぬき市防災行政無線施設条例

平成２２年さぬき市条例第７号

（設置）

第１条　災害等非常緊急時における防災情報の通報及び日常の行政事務等に関する情報を迅速かつ的確に伝えることにより、本市の防災体制の確立と住民福祉の増進に資するため、さぬき市防災行政無線施設（以下「防災行政無線」という。）を設置する。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線局　電波法（昭和２５年法律第１３１号）第２条第５号に規定する無線局をいう。

(2) 同報系　同報通信方式により、親局からの情報を屋外拡声子局及び戸別受信機を通じて一斉に伝達する通信系統をいう。

(3) 移動系　単信方式及び複信方式により基地局と陸上移動局及び陸上移動局相互間で通話を行う通信系統をいう。

(4) 親局　同報系の通信の運用を総合的に管理、統制するために設置する無線局をいう。

(5) 遠隔制御装置　有線回路により、親局を操作して、屋外拡声子局及び戸別受信機に情報を送る装置をいう。

(6) 非常用親局装置　可搬型で、屋外拡声子局に情報を送る装置をいう。

(7) 中継局　電波を市内全域に有効に送るための中継設備をいう。

(8) 簡易中継局　電波を市内全域に有効に送るための簡易型の中継設備をいう。

(9) 屋外拡声子局　同報系の無線送受信設備で、親局からの電波を受けて、拡声装置により情報を伝達するため屋外に設置するものをいう。

(10) 戸別受信機　同報系の無線受信装置で、屋内に設置するものをいう。

(11) 統制局　移動系の無線局を統括し、通信の運用を統制する無線局をいう。

(12) 基地局　陸上移動局との通信を行うために開設する、移動しない無線局をいう。

(13) 陸上移動局　車載型、携帯型及び半固定型で、主に陸上を移動して通信を行う無線局をいう。

（構成）

第３条　防災行政無線は、同報系無線及び移動系無線の２系統により構成する。

（種類及び設置場所等）

第４条　防災行政無線の種類及び設置場所は、次のとおりとする。

(1) 同報系無線

種類	設置場所
親局	さぬき市志度５３８５番地８　さぬき市役所内
遠隔制御装置	さぬき市志度５３８５番地８　さぬき市役所内
非常用親局装置	市内において市長が必要と認める場所
中継局	さぬき市鴨庄４４６４番地２
簡易中継局	さぬき市大川町田面７６５番地１ さぬき市多和青木３番地１

種類	設置場所
屋外拡声子局	市内において市長が必要と認める場所
戸別受信機	市内において市長が必要と認める場所

(2) 移動系無線

種類	設置場所
統制局	さぬき市志度５３８５番地８　さぬき市役所内
基地局	さぬき市鴨庄４４６４番地２ さぬき市大川町田面７６５番地１ さぬき市多和青木３番地１
陸上移動局	公用車及び市長が必要と認める箇所

（業務）

第５条　防災行政無線の業務は、次のとおりとする。

(1) 同報系無線

ア　災害予防、非常災害その他緊急事項の伝達

イ　市の公示事項及び広報事項の伝達

ウ　その他市長が必要と認める事項の伝達

(2) 移動系無線

ア　非常災害その他緊急事項の通信

イ　日常行政事務の合理化、迅速化に関する通信

ウ　その他市民の福祉に関する通信

（業務区域）

第６条　防災行政無線の業務を行う区域は、さぬき市全域とする。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、防災行政無線の管理運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 29 年条例第 22 号）

この条例中第１号の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 31 年条例第 4 号)

この条例は、平成 31 年 5 月 1 日から施行する。

１－４　さぬき市防災行政無線施設管理運用規程

平成２６さぬき市訓令第１号

（趣旨）

第１条　この規程は、さぬき市地域防災計画に基づく災害対策に係る事務及び行政事務に関し円滑な通信の確保を図るため、さぬき市防災行政無線施設条例（平成２２年さぬき市条例第７号。以下「条例」という。）に基づき設置する防災行政無線施設の管理及び運用について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び関係法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 無線従事者　無線設備の操作を行う者をいう。

(2) 統制　災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、情報の円滑かつ効率的な収集及び伝達を図るため、平常時の通信を切り替え、通話中の通信切断、割込み、通信取扱順序の指定等の制限を行うこと、又はこれらの措置をとり得る状態にすることをいう。

２　前項に定めるもののほか、この規程において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

（無線局の総括管理者）

第３条　無線局に総括管理者を置く。

２　総括管理者は、無線局の管理及び運用の業務を総括し、管理責任者を指揮監督する。

３　総括管理者は、総務部長の職にある者をもって充てる。

（管理責任者）

第４条　無線局に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、総括管理者の命を受け、その無線局の管理及び運用の業務を行うとともに通信取扱責任者及び管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、総務部総務課危機管理室長の職にある者をもって充てる。

（通信取扱責任者）

第５条　無線局に通信取扱責任者を置く。

２　通信取扱責任者は、管理責任者の命を受け、無線局の管理及び運用の業務を行い、無線局に係る業務を所掌する。

３　通信取扱責任者は、総務部総務課危機管理室の職員のうち、管理責任者が指名する者をもって充てる。

（管理者）

第６条　陸上移動局及び遠隔制御装置を設置している部署又は機関に管理者を置く。

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署又は機関に設置した無線局又は遠隔制御装置の管理及び監督の業務を所掌するものとする。

３　管理者は、当該部署若しくは機関の長又は長が指名した者をもって充てる。

（無線従事者の配置、養成等）

第７条　総括管理者は、無線局の適正な運用を図るため、必要な無線従事者を選任し配置するものとする。

２　総括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に努めるものとする。

３　総括管理者は、無線従事者の現状を把握するため、毎年４月１日をもって無線従事者名簿を作成するものとする。
４　無線従事者を選任又は解任したときは、遅延なく総務大臣に届け出なければならない。
（無線従事者の職務）
第８条　無線従事者は、無線局の無線設備の操作を行うとともに無線局業務日誌の記載を行うものとする。
（主任無線従事者）
第９条　総括管理者は、無線局の運用体制に見合った無線従事者を配置することが困難な場合、無線設備の操作の監督を行うことができる無線従事者（以下「主任無線従事者」という。）を選任して無線設備の操作の監督をさせ、無線局の運用を行わせることができる。
２　主任無線従事者を選任又は解任したときは、遅延なく総務大臣に届け出なければならない。
（主任無線従事者の職務）
第１０条　前条により選任された主任無線従事者は、次の職務を誠実に行わなければならない。
(1) 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
(2) 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
(3) 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成の監督をすること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
(4) 前各号に掲げるもののほか、無線局の無線設備の操作の監督に関し必要と認められる事項
（無線取扱者）
第１１条　無線取扱者は、無線局の運用に携わる無線従事者以外の職員とする。
２　無線取扱者は、主任無線従事者の管理のもとに、電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行うものとする。
（通信の原則）
第１２条　通信は、簡単明瞭に行い、無線局開設の目的に反するものを内容としてはならない。
（同報系無線の通信種類等）
第１３条　同報系無線の通信種類は、次のとおりとし、通信は緊急通信を優先する。
(1) 緊急通信　災害発生の場合等非常時の通信をいう。
(2) 普通通信　緊急通信以外の通信をいう。
２　同報系無線の通信種別は、次のとおりとする。
(1) 一斉放送　親局から全ての屋外拡声子局及び戸別受信機に対して行う放送
(2) グループ放送　親局からあらかじめ登録されているグループの屋外拡声子局及び戸別受信機を選択して行う放送
(3) 個別放送　親局から屋外拡声子局を個別に選択して行う放送
(4) 自局放送　屋外拡声子局からその域内に行う放送
(5) 親局通話　親局と屋外拡声子局との間で行う通話
（移動系無線の通信種類等）
第１４条　移動系無線の通信種類は、次のとおりとする。
(1) 一斉通信　統制局から陸上移動局へ一方向で行う通信をいう。
(2) 統制通信　緊急時に統制局が陸上移動局を呼び出すための通信をいう。
(3) 普通通信　統制局と陸上移動局間又は陸上移動局間の通信をいう。

２　移動系無線の通信種別は、次のとおりとする。

(1) 全一斉通信　全ての陸上移動局に通報する一斉通信

(2) グループ一斉通信　あらかじめ登録されているグループの陸上移動局を選択して通報する一斉通信

(3) 同報通信　あらかじめ登録されているグループの陸上移動局を選択し強制切断及び受令確認なしに通報する一斉通信

(4) 個別統制通信　個別の陸上移動局を選択して行う統制通信

(5) グループ統制通信　あらかじめ登録されているグループの陸上移動局を選択して行う統制通信

(6) 個別一般通信　一つの相手局と通話する通常通信

(7) グループ通常通信　あらかじめ登録されているグループと通話する通常通信

(8) 内線電話通信　市役所本庁の内線電話と通話する通常通信

３　総括責任者は、移動系無線の通信の円滑な運用を確保するために必要があると認めるときは、通信の統制を行うことができる。

（通信の方法）

第１５条　この規程に定めるもののほか、無線局の呼出方法、応答方法その他通信の運用について必要な事項は、別に定める。

（秘密の保持）

第１６条　通信業務に従事する者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（備付業務書類）

第１７条　無線局に備付けを要する業務書類等は、電波法施行規則（昭和２５年電波監理委員会規則第１４号）第２章第７節に定めるところによる。

（無線設備の保全）

第１８条　管理責任者は、無線設備の保全のため定期的に無線設備の保守点検を行い、常に良好な状態を維持するように努めなければならない。

（通信訓練）

第１９条　総括責任者は、災害の発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次に掲げる通信訓練を行うものとする。

(1) 定期通信訓練

(2) 防災訓練に併せた通信訓練

（その他）

第２０条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規程は，平成２６年１月１６日から施行する。

（さぬき市行政無線施設（移動系）管理運用規程の廃止）

２　さぬき市行政無線施設（移動系）管理運用規程（平成１７年さぬき市訓令第４６号）は、廃止する。

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則(平成３１年訓令第５号)抄

（施行期日）

１　この規程は、平成３１年４月１日から施行する。

１－５　さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成１４年条例第１０３号
改正　平成１４年条例第２０１号
平成２３年条例第　２８号

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に基づき、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に掲げるところによる。

(1)　「災害」とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　「市民」とは、災害により被害を受けた当時、さぬき市の区域内に住所を有した者をいう。

（災害弔慰金の支給）

第３条　市は、市民が令第１条に規定する災害（以下次条から第11条までにおいて単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順位とする。

ア　配偶者

イ　子

ウ　父母

エ　孫

オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、そ

の死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては、250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に第9条及び第10条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条　災害の際、現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条　災害弔慰金は、次に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第2条に規定する場合

(3)　災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条　市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2　市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害障害見舞金の支給)

第9条　市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条　障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条　第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。この場合において、第7条第1号中「当該死亡者の死亡」とあるのは「当該障害者の障害」と、同条第2号中「令第2条」とあるのは「令第2条の3において準用する令第2条」と、第8条第2項中「遺族」とあるのは「障害者」と読み替えるものとする。

(災害援護資金の貸付け)

第12条　市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2　前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条　災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね、1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財

の損害」という。)及び住居の損害がない場合　150 万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　250 万円

ウ　住居が半壊した場合　270 万円

エ　住居が全壊した場合　350 万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　150 万円

イ　住居が半壊した場合　170 万円

ウ　住居が全壊した場合(エの場合を除く。)　250 万円

エ　住居の全体が滅失し、又は流失した場合　350 万円

(3)　第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270 万円」とあるのは「350 万円」と、「170 万円」とあるのは「250 万円」と、「250 万円」とあるのは「350 万円」と読み替えるものとする。

2　災害援護資金の償還期間は 10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は 5 年)とする。

(保証人及び利率)

第 14 条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2　災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 1.5 パーセントする。

3　第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3　償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

(委任)

第 16 条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 62 年津田町条例第 7 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年大川町条例第 23 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 57 年志度町条例第 26 号)、寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年寒川町条例第 24 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年長尾町条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成 14 年条例第 201 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附　則(平成23年条例第28号)

この条例は公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附　則(平成31年条例第8号)

(施行期日)

1　この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附　則(令和元年条例第29号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2　この条例による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

１－６　さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成１４年規則第５１号

（趣旨）

第 1 条　この規則は、さぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 14 年さぬき市条例第 103 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（支給の手続）

第 2 条　市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(1)　死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日

(2)　死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況

(3)　死亡者の遺族に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 3 条　市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

（支給の手続）

第 4 条　市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(1)　障害者の氏名、性別及び生年月日

(2)　障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況

(3)　障害の種類及び程度に関する事項

(4)　支給の制限に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第 5 条　市長は、さぬき市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2　市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

（借入れの申込）

第 6 条　災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第 2 号。以下「借入申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

(1)　借入申込者の住所、氏名及び生年月日

(2)　貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法

(3)　貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画

(4)　保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2　借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1)　世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載

した診断書

(2)　被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書

(3)　その他市長が必要と認めた書類

3　借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条　市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を借入申込者に交付するものとする。

2　市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条　貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)の印鑑証明書(保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書)を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条　市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条　市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条　繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条　借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3　市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条　借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2　市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとす

る。

3　市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第 12 号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第 15 条　災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1)　借受人の死亡を証する書類

(2)　借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3)　市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(4)　市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条　市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条　借受人又は連帯保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異同を生じたときは、借受人は、速やかに氏名等変更届(様式第 16 号)を市長に提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

(その他)

第 18 条　この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この規則の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 62 年津田町規則第 2 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年大川町規則第 7 号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 51 年志度町規則第 13 号)、寒川町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 49 年寒川町規則第 6 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年長尾町規則第 18 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成 31 年規則第 15 号)

(施行期日)

1　この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2　この規則による改正後のさぬき市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

様式（略）

１－７　さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱

平成２１年さぬき市告示第９９号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市内の自主防災組織の育成と防災体制の充実を図るため、防災資機材を購入する自主防災組織に対し、予算の範囲内において防災資機材購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、さぬき市補助金等交付規則（平成25年さぬき市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（自主防災組織）

第２条　この要綱において、「自主防災組織」とは、地域住民の日常生活の安全の確保を図るため、地域の防災活動を行うことを目的として、自治会等を単位として組織された団体であって、市長が認めたものをいう。

（補助対象経費）

第３条　補助金の交付の対象となる経費は、自主防災組織が防災活動を行うに当たり必要とする初期消火用、情報連絡用、救出救護用、水防用、避難用、訓練用、給食給水用等の資機材及び資機材倉庫（以下「防災資機材」という。）の購入に要する費用とする。ただし、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けた自主防災組織については、対象としない。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、前条に規定する経費の10分の10以内とし、その限度額は、別表に掲げるとおりとする。

2　前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする自主防災組織の代表者（以下「申請者」という。）は、自主防災組織資機材購入費補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定）

第６条　市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、自主防災組織資機材購入費補助金交付決定通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

2　市長は、前項の場合において必要があると認めたときは、条件を付して補助金の交付決定をすることができる。

（実績報告）

第７条　補助金の交付決定を受けた者は、補助の対象となった防災資機材の購入が完了したときは、速やかに自主防災組織資機材購入費補助金事業実績報告書（様式第３号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1)　領収証書の写し

(2)　納品書の写し

(3)　購入した防災資機材の写真

(4)　その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、自主防災組織資機材購入費補助金交付確定通知書(様式第４号)により申請者に通知するものとする。

2　前項の通知を受けた者は、市長が指定する請求書を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第９条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

(その他)

第10条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

1　この要綱は、平成21年６月19日から施行する。

2　この要綱の施行前に旧さぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱(平成16年３月10日決裁)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成23年告示第77号)

(施行期日)

1　この要綱は、平成23年６月17日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行前に改正前のさぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ改正後のさぬき市自主防災組織資機材購入費補助金交付要綱の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附　則(平成26年告示第37号)

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

別表(第４条関係)

自主防災組織の加入世帯数	補助限度額
１００世帯まで	５０，０００円
１００世帯を超える場合	５０，０００円＋（１００世帯を超える世帯の数×５００円）

様式（略）

１－８　さぬき市自主防災活動支援事業実施要綱

平成２４年さぬき市告示第１０４号

（目的）

第1条　この要綱は、地域の住民によって組織されている自主防災組織等が実施する防災訓練、講習会、研修会等の自主的な防災に関する活動（以下「訓練等」という。）を支援することにより、自主防災組織等の活動の活性化と地域における防災意識の向上を図り、もって大規模災害発生時の減災対策の一助に資することを目的とする。

（対象訓練等）

第2条　支援の対象とする訓練等は、次の各号のいずれかに該当する活動とする。

(1)　自主防災組織（市に届出がされているものに限る。以下同じ。）が実施する訓練、講習会又は研修会

(2)　自主防災組織が合同で実施する訓練、講習会又は研修会

(3)　さぬき市連合自治会支会が実施する訓練、講習会又は研修会

(4)　市内の保育所、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校が実施する防災に関する活動

(5)　前各号に掲げるもののほか、市長が特に認める団体が実施する訓練、講習会又は研修会

（支援の内容）

第3条　訓練等に対する支援は、市が作成又は購入する次に掲げる物品の提供により行うものとする。

(1)　訓練等で使用するパンフレット等の啓発資料

(2)　訓練等で使用する非常用食料品

(3)　前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める訓練等で使用するための消耗品等

（支援の対象外）

第4条　訓練等の内容が次に掲げる場合に該当するときは、支援の対象としないものとする。

(1)　訓練等を実施する自主防災組織等が作成又は購入する物品について、補助金等金銭による支援を受けようとするとき。

(2)　訓練等で使用する物品が備品の類と認められるとき。

(3)　物品の備蓄を目的に支援を受けようとするとき。

(4)　香川県その他の団体から支援又は補助を受けているとき。

（支援の条件）

第5条　訓練等に対する支援は、当該年度の予算の範囲内で実施するものとする。

2　訓練等に対する支援は、1会計年度1回限りとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（申請手続等）

第6条　訓練等に対する支援を受けようとする自主防災組織等の代表者は、自主防災活動支援申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2　市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、支援を決定し、自主防災活動支援決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するとともに、支援する物品を交付するものとする。

（活動報告）

第7条　前条第2項の規定により支援の決定を受けた自主防災組織等の代表者は、支援を受けた訓

練等が完了したときは、速やかに自主防災活動報告書(様式第3号)に必要な書類を添え、市長に提出しなければならない。

(支援物品の返還等)

第8条　市長は、申請者が偽りその他不正の手段により物品の支援を受けたときは、支援の決定を取り消し、又は既に交付した物品の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条　この要綱に定めるもののほか、訓練等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附　則(平成31年告示第15号)

この要綱は、平成31年1月31日から施行する。

様式（略）

１－９　さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱

平成２４年さぬき市告示第１４３号
改正　平成２８年さぬき市告示第１１３号

さぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱(平成24年さぬき市告示第143号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条　この要綱は、地域における防災力を強化し、災害による被害を予防し、軽減するため、実践的な防災訓練を実施する自主防災組織等に対し、さぬき市自主防災力強化事業費補助金(以下「補助金」という。)を予算の範囲内において交付することについて、さぬき市補助金等交付規則(平成25年さぬき市規則第22号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条　補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、市内の自主防災組織等(自主防災組織、さぬき市連合自治会支会(以下「支会」という。)、学校その他災害による被害を防止し、軽減するための活動を行う組織として市長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)が1支会の区域(1つの支会を構成する自治会の区域を併せた区域をいう。)を単位として地域の子どもや保護者等と一体となって行う防災訓練(複数の支会の区域を単位として自主防災組織等が合同で行うものも含む。)とする。

(補助対象経費)

第3条　補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前条の防災訓練の実施に要する経費のうち次に掲げる経費とする。

(1)　初期消火用・情報連絡用・救出救護用・水防用・避難用・訓練、給食給水用等資機材又はこれらの資機材を保管するための備蓄倉庫の整備費

(2)　炊き出し用食材等の購入費

(3)　専門家又は先進自主防災組織からのインストラクター(原則として、県内で活動する者に限る。)の派遣に要する報償費及び旅費

(4)　自主防災活動に必要な学習資料の購入費

(補助金の額等)

第4条　補助金の額は、補助対象経費の合計額から当該事業費に充当される他の補助金、寄附金その他の収入を控除して得た額(1,000円未満の額があるときは、これを切り捨てた額)の10分の10とし、予算の範囲内において一の自主防災組織等につき、1会計年度において1回に限り交付する。

2　補助金の限度額は、前項の規定により得た額以内の額とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を限度額とする。

(1)　初めて補助金の交付を受けた年度(以下「基準年度」という。)の場合　20万円

(2)　基準年度から連続して補助金の交付を受けている年度において、補助金の交付を受けようとする年度が基準年度に奇数を加えた年度の場合　5万円

(3)　基準年度から連続して補助金の交付を受けている年度において、補助金の交付を受けようとする年度が基準年度に偶数を加えた年度の場合　20万円

3　補助金の交付を受けていない年度の翌年度に補助金の交付を受けた場合の当該年度は、基準年度とみなす。

(補助金の額等の特例)

第4条の2　前条第2項第1号の規定にかかわらず、基準年度における補助金の限度額は、同号に規定する額に30万円を加えた額を補助金の限度額とする。ただし、前条第3項の場合において、本条の規定は適用しない。

(交付申請手続等)

第5条　補助金の交付申請から補助金の交付までの手続は、規則第4条から第12条までの規定による。

(交付の申請に必要な書類)

第6条　規則第4条第1項第1号の事業計画書は、自主防災力強化事業実施計画書(様式第1号)とする。

2　規則第4条第3項の規定により、同条第2項に掲げる書類は、その提出を省略することができる。

(交付の条件)

第7条　規則第5条第3項に規定する補助金の交付決定通知は、第5条の規定にかかわらず、自主防災力強化事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2　規則第5条第4項の規定により補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

(1)　補助金は、申請のあった目的以外に使用しないこと。

(2)　事業に着手した場合において、市長の指示があったときは、その旨を届け出ること。

(3)　次のアからウまでのいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けること。

ア　補助金の交付決定額に対し、増額又は30パーセントを超える減額を行うとき。

イ　事業の内容(軽微な変更を除く。)を変更しようとするとき。

ウ　予定の期限内に完了しないとき又はその遂行が困難となったとき。

(4)　補助対象事業が完了したときは、速やかに実績報告書、収支決算書等を提出すること。

(5)　補助対象事業の施行及び経費の収支の状況に関する書類、帳簿等は、補助対象事業の完了した年度の翌年度から5年間保存すること。

(6)　市長が必要があると認めるときは、関係職員に書類等の検査をさせ、又は補助対象事業の執行状況について実地検査を行うことがあること。

(7)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けること。

(8)　規則の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めること。

(9)　その他市長が必要と認める条件

(補助対象事業の変更)

第8条　規則第9条第1項第1号の市長が認める軽微な変更の場合は、補助金の交付決定額に対し30パーセント以下の減額を行う場合又は額の変更を伴わない事業の内容の変更のうち事業計画の細　部及び補助対象経費の内訳の変更である場合とする。

2　規則第9条第2項において準用する規則第5条第3項の規定による変更の決定の通知は、自主防災力強化事業費補助金変更承認通知書(様式第3号)によるものとする。

(実績報告に必要な書類)

第9条　規則第10条第1号の事業報告書は、自主防災力強化事業実施報告書(様式第4号)とする。

2　規則第10条第3号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1)　補助対象事業を実施したことが分かる写真

(2)　補助対象経費を支払ったことを証する書類

(3)　その他市長が必要と認めるもの

(取得財産の処分の制限)

第10条　規則第15条ただし書の市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)で定める財産の耐用年数に相当する期間とする。

2　規則第15条第2号に規定する市長が定める財産は、1件あたりの取得価格が10万円以上のものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成28年5月30日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行の際、現にこの要綱の規定による改正前のさぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後のさぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成31年告示第51号)

(施行期日)

1　この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱による改正後のさぬき市自主防災力強化事業費補助金交付要綱の規定は、平成31年度分の補助金から適用し、平成30年度までの補助金に係る交付手続については、なお従前の例による。　様式（略）

１－１０　さぬき市防災士育成支援事業費補助金交付要綱

平成２４年さぬき市告示第１４４号

（趣旨）

第１条　この要綱は、防災士を育成することにより市の地域防災力の向上を図るため、防災士資格の取得に当たり、必要な研修に要した経費の一部を補助する防災士育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内で交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）から防災士として認証されている者をいう。

（交付の対象及び補助金の額等）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、自主防災組織、自治会等の地域団体又は市の防災力向上に資する活動を行う意思のある者で、かつ、市税を滞納していないものとする。

２　補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

(1) 機構が認証した研修機関による研修講座の受講料

(2) 前号の講座の受講に必要な教本の購入費

３　補助金の額は、前項に規定する経費の総額とし、１，０００円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、補助金の限度額は、１３，０００円とする。

（交付の申請）

第４条　補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、防災士育成支援事業費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書（様式第２号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第５条　市長は、前条の申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、必要に応じて調査等を行い、補助金の交付の適否を決定し、防災士育成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第３号）により、その内容を申請者に通知するものとする。

（事業の取消し）

第６条　前条の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、事業の全部又は一部を継続することができなくなったときは、防災士育成支援事業費補助金交付取消申請書（様式第４号）を市長に申請し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第７条　交付決定者は、事業を完了したときは、速やかに防災士育成支援事業費補助金実績報告書（様式第５号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 機構が認証した研修機関による研修講座の修了証の写し

(2) 前号の講座に係る受講料及び受講に必要な教本の購入費の領収書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金額の確定等）

第８条　市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、防災士育成支援事業費補助金確定通知書（様式第６号）により交付決定

者に通知するものとする。

２　前項の規定により補助金額の確定通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとするときは、防災士育成支援事業費補助金請求書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。

３　市長は、前項の請求書を受理した後、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 法令又はこの要綱に違反したとき。

(2) 不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 前２号に掲げるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２４年１１月１２日から施行する。

附　則（平成２５年告示第７９号）

この要綱は、平成２５年６月２８日から施行する。

様式（略）

１－１１　香川県自主防災組織広域化促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　香川県自主防災組織広域化促進事業補助金（以下「補助金」という。）は、県内の自主防災組織や自治体などが、その活動を充実させるため、自らの創意・工夫を活かし、「組織の広域化への取組み」や「広域化している自主防災組織（以下「広域組織」という。）がさらにステップアップするための取組み」に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付し、もって自主防災組織の広域化や活動活性化を促進するとともに、地域防災力を高めることを目的とする。

なお、補助金の交付については、香川県補助金等交付規則（平成１５年香川県規則第２８号。以下「規則」という。）によるほか、この要綱に定めるところによる。

２　前項の広域組織は、学校区やコミュニティ規模で結成されている自主防災組織若しくは３団体以上の単位自主防災組織（自治会規模で結成されている自主防災組織をいう。以下同じ。）又は自治会で構成する自主防災組織とする。

（補助事業者）

第２条　補助金交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、県内で活動を行っている代表団体（自主防災組織又は自治会などの市民活動団体で「組織の広域化への取組み」を代表して実施する団体をいう。以下同じ。）又は広域組織とする。

２　前項の補助事業者は、地域の防災活動を行う、県内に在住する者（高校生以上）５人以上で組織された団体とし、規約等により、その名称、目的、事業内容、代表者、構成員、拠点・事務所の所在地、事務処理及び会計処理の方法等について定められた団体でなければならない。

３　過去に当補助金の交付を受けたことがある広域組織は、補助金交付の対象としない。

（補助事業）

第３条　補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者が行う「組織の広域化」や「広域組織のさらなるステップアップ」に資する事業とする。

２ 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助事業から除外するものとする。

（１）特定の法人又は個人の利益を追求するための事業（法人又は個人に金銭給付を行うなど、直接的に経済的負担を軽減する事業や法人又は個人の資産を形成する事業を含む。）

（２）宗教的活動及び政治的活動を目的とした事業

（３）公序良俗に反する事業

（４）施設整備又は備品等の取得のみを目的とする事業

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に直接的に要する経費を対象とし、別表１に掲げるものとする。

（補助事業区分、補助率及び補助基準額）

第５条　補助事業区分、補助率及び補助限度額は、別表２に掲げるとおりとし、補助事業区分毎の対象団体及び対象事業は、別表３のとおりとする。

２　補助金の額に１，０００ 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第６条　補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、知事が別に定める期日までに、補助金交付申請書（第１号様式）に関係書類を添えて、事業箇所の所在地の属する市町の市町長（以下「

市町長」という。）を経由して知事に提出しなければならない。

２　申請者から交付申請書を受理した市町長は、知事に進達（第２号様式）するものとする。

３　補助事業者１団体あたり、申請は1 件に限るものとする。また、同一の事業について、複数の団体から申請を行うことはできない。

（交付の決定）

第７条　知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正と認められるときは、速やかに補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）を行い、補助事業者及び市町長に通知するものとする。

２　知事は、前項の交付決定にあたり、必要があると認めるときは、補助事業者及び市町長に意見を聞くことができる。

３　知事は、第１項の通知に際して必要な条件を付することができる。

（補助事業の内容等の変更等）

第８条　補助事業者は、次の各号に該当するときは、あらかじめ補助金変更承認申請書（第3 号様式）を市町長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（１）補助事業の主たる事業の内容を変更しようとするとき

（２）補助事業に要する経費の合計額の２０％を超えて変更する場合

２　知事は、前項の申請に係る承認にあたっては、必要に応じ条件を付し、変更の指示をすることができる。

３　第1 項の申請に係る承認にあたっては、補助対象経費が増加した場合であっても第7 条に定める交付決定の額を上限とする。

（補助事業の中止又は廃止）

第９条　補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ補助金中止（廃止）承認申請書（様式第４号）を市町長を経由して知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第１０条　補助事業者は、補助事業が完了したとき又は前条の規定による承認を受けたときは、その日から起算して１０日を経過した日又は交付決定をした当該年度の３月１０日のいずれか早い日までに補助金実績報告書（様式第5号）を市町長を経由して知事に提出しなければならない。

（額の確定）

第１１条　知事は、前条の規定による報告を受けた場合においては、その内容を審査し、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者及び市町長に通知するものとする。

（補助金の交付）

第１２条　知事は、補助金の額の確定後において補助事業者に補助金を交付するものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、概算払することができる。

（決定の取消し）

第１３条　知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）補助事業者が第２条の要件を満たさなくなったとき

（２）補助金の交付決定の内容、これに付した条件、その他この要綱又はこれに基づく知事の指示に違反したとき

（３）補助事業を実施しないとき、又は実施する意思が認められないとき
（４）補助事業を中止し、継続して実施する見込がないとき
（５）補助金を補助の目的外に使用したとき
２　前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
（補助金の返還）
第１４条　知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、期限を定めて、その部分について交付した額の返還を命ずるものとする。
２　補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命じられた場合は、規則第１９条の規定により加算金を納付しなければならない。
３　補助事業者は、第１項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかった場合は、規則第２０条の規定により延滞金を納付しなければならない。
４　前3 項の規定は、第１２条ただし書きの規定により補助金の概算払をした場合において、概算払いによる交付額が第１１条の規定による確定額を上回る場合について準用する。
（財産の管理及び処分）
第１５条　補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について台帳を整備するとともに、補助金の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。
２　補助事業者は、前項の財産を、知事の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。ただし、補助事業者が補助金の全部に相当する額を県に納付した場合又は当該財産が「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年３月３１日大蔵省令第１５号）」に定める期間を経過した場合は、この限りではない。
（補助金の経理）
第１６条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、補助事業を完了し、又は廃止した年度の翌年度から起算して５年間これを保存しなければならない。
（その他）
第１７条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。
附 則
この要綱は、平成２８年５月１８日から施行する。
附 則
この要綱は、平成２９年３月３０日から施行する。

様式（略）

１－１２　香川県自主防災活動アドバイザー派遣事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、香川県自主防災活動アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置し、県、市町、アドバイザー等が連携して、香川県における活動が活発でない自主防災組織や、自主防災組織未結成地域等に対して広域化や組織結成・運営の助言や指導等を行うことで、香川県の地域防災力を高めることを目的とする。

（アドバイザーの委嘱）

第２条　県は、自主防災組織の組織・運営に関する知識と活動支援の能力を有する者をアドバイザーに委嘱する。

（アドバイザーの活動内容）

第３条　アドバイザーの活動内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 自主防災組織等からの相談に対する指導や助言

(2) 自主防災組織未結成地区に対する組織化支援

(3) 自主防災組織等が開催する防災講演会や研修会等での講師

(4) 市町が開催する自主防災組織活性化や広域化のための研修会等での講師

（委嘱期間）

第４条　アドバイザーの委嘱期間は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。ただし、再委嘱を妨げない。

（委嘱の取消し）

第５条　アドバイザーが次の各号のいずれかに該当する場合には、その委嘱を取り消すことができる。

(1) 本人が死亡し、又は本人から辞退する旨の申出があった場合

(2) アドバイザーとしてふさわしくない行為を行ったと認められる場合

（アドバイザーの派遣対象）

第６条　アドバイザーの派遣を申請することができる団体等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 防災活動に取り組み、又は取り組もうとする団体（市町、自主防災組織、自治会、学校等）

(2) 地域と連携して防災活動に取り組み、又は取り組もうとする事業者

２　アドバイザーの派遣を行う講演等は、次の要件を満たすものでなければならない。

(1) 県民を対象とするものであって、次のいずれかに該当すること

ア　第３条のアドバイザーの活動内容に合致するもの

イ　その他地域防災力向上のため県が適当と認めたもの

(2) 営利目的又は政治思想、宗教の教義等を広める目的で開催されるものではないこと

(3) 参加者から費用を徴する場合は、その費用が社会通念上適正であること

(4) 事業者等が実施する場合は、社会貢献活動の一環として行うものであること

（アドバイザーの派遣申請）

第７条　アドバイザーの派遣を希望する団体等は、派遣希望日のおおむね２週間前までに、「香川県自主防災活動アドバイザー派遣申請書」（様式第１号）（以下、「申請書」という。）を、居住市町の防災担当部局に提出するものとする。

２　申請を受理した市町は、速やかにこれを県に送付するものとする。

（派遣の決定）

第８条　県は前条の規定による派遣申し込みを受理した場合は、これをアドバイザーと調整したうえ

で、派遣の採否を決定し、その結果を申請者、市町及びアドバイザーへ通知する。

（アドバイザーの遵守事項）

第９条　アドバイザーは、活動するに当たり、次の事項を遵守するものとする。

(1) 一切の商行為を行わないこと

(2) 自主防災組織等に対して活動等を強制しないこと

(3) 知り得た個人情報を第三者に提供し、又は他の目的に使用しないこと

(4) 自主防災組織等の支援要望をできるだけ尊重すること

（活動の報告）

第１０条　申請者は、アドバイザーの派遣を受けた後2 週間以内に、県に対し「アドバイザー活動実績報告書」（様式第２号）を提出するものとする。

（報酬等）

第１１ 条　県は、前条の規定による報告を確認後、速やかにアドバイザーに対し、謝金及び旅費を支給する。

２　前項の謝金については、１回の派遣当たり５千円とする。

３　第１項の旅費については、「職員等の旅費に関する条例」（昭和２７年香川県条例第３２号）の例により支払う。

（その他）

第１２ 条　この要綱に記載のない事項については、別途定める。

附　則

この要綱は、平成２８年５月１８日から施行する。

様式（略）

１－１３　香川県防災対策基本条例

平成１８ 年７月１５日香川県条例第５７号

平成十六年に県内に甚大な被害をもたらした台風災害を受け、本県でも防災対策が重要であることが改めて認識された。また、近い将来発生すると予測されている南海地震に備えるためにも、より一層の防災対策の充実が必要である。

これまでの防災対策は、災害対策基本法及び同法に基づく地域防災計画等により、県、市町等公的な機関が行う災害への対応を中心に実施されてきた。

しかし、これまでの災害の状況にかんがみ、被害を軽減するためには、公的な機関が行う防災対策のみならず、県民が自ら行う防災対策が重要であると改めて認識した。

県民が自らの身は自らで守る「自助」、地域の安全は地域住民が互いに助け合って守る「共助」及び行政による「公助」という理念の下、県民、市町及び県が、協働して防災対策を行うことで、被害を最小限度にとどめることができる。

こうした考えを県民、市町及び県が共有し、災害に強い人づくりと県土づくりを行うため、ここに、私たちは、この条例を制定する。

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、防災対策の基本理念を定めるとともに、県民、市町及び県の責務等を明らかにすることにより、防災対策を総合的かつ計画的に推進し、もって災害に強い県づくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　災害 地震、津波、洪水、高潮、土石流その他の自然現象により生ずる被害をいう。

二　防災対策 災害を未然に防止し、及び災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために行う対策をいう。

（基本理念）

第三条　防災対策は、県民が自らの身は自らで守る自助を原則とし、自助を前提に地域の安全を地域住民が互いに助け合って守る共助に努め、市町及び県が公助を行うことを基本とし、県民、市町及び県が、それぞれの役割を果たし、協働して行わなければならない。

（県民の責務）

第四条　県民は、基本理念にのっとり、自ら防災対策を行うとともに、地域において相互に連携して防災対策を行うよう努めるものとする。

（市町の役割）

第五条　市町は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、災害から住民の生命、身体及び財産を守るため、県及び関係機関と連携し、災害に的確かつ迅速に対応することができる地域づくりに努めるものとする。

２　市町は、この条例に規定する市町の施策について、当該市町の地域防災計画（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第十号に規定する地域防災計画をいう。以下同じ。）に定めるところにより、その施策を行うものとする。

（県の責務）

第六条　県は、基本理念にのっとり、災害から県民の生命、身体及び財産を守るため、市町を支援するとともに、市町及び関係機関と連携し、災害に強い県土づくり及びネットワークづくりに努めるものとする。

２　県は、地域防災計画をこの条例に規定する施策に沿って定めるものとする。

第二章　災害予防対策

第一節　県民等

第一款　県民

（防災知識の習得等）

第七条　県民は、防災訓練及び研修に積極的に参加するなどして、災害の発生原因となる自然現象（以下「災害発生現象」という。）の種類ごとの特徴、予測される被害、災害発生に対する備え及び災害発生現象に遭遇した場合にとるべき行動に関する知識の習得に努めるものとする。

２　県民は、自らが生活する地域について、地形、地質、過去の災害記録、予測される被害その他の災害に関する情報（以下「地形等災害情報」という。）を収集するよう努めるものとする。

３　県民は、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法、家族との連絡方法等をあらかじめ家族等で確認しておくよう努めるものとする。

（災害情報の提供）

第八条　不動産を譲渡し、交換し、又は貸し付けようとする者は、その相手方に対して、あらかじめ当該不動産についての地形等災害情報を提供するよう努めるものとする。

（建築物の所有者等の防災対策）

第九条　建築物の所有者は、当該建築物について必要な耐震診断を行うとともに、その結果に応じて改修等を行うよう努めるものとする。

２　県民は、家具、窓ガラス等について、転倒、落下等による被害の発生を防ぐための対策を行うよう努めるものとする。

３　ブロック塀、広告板その他の工作物又は自動販売機（以下「工作物等」という。）を設置する者は、当該工作物等の強度等を定期的に点検し、必要に応じて補強、撤去等を行うよう努めるものとする。

（用具の備え）

第十条　県民は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、消火器その他の必要な用具を備えるよう努めるものとする。

（県民による備蓄等）

第十一条　県民は、災害発生に備えて、食料、飲料水、医薬品その他の生活物資を備蓄し、及びラジオ等の情報収集の手段を用意しておくよう努めるとともに、避難の際に必要な物資を持ち出すことができるように準備しておくよう努めるものとする。

（要援護者による情報の提供）

第十二条　高齢者、障害者等で避難に支援が必要となるもの（以下「要援護者」という。）は、市町、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（以下「自主防災組織」という。）等に、あらかじめ避難の際に必要な自らの情報を提供するよう努めるものとする。

（自主防災組織への参加等）

第十三条　県民は、地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成し、及びその活動に積極的に参加するよう努めるものとする。

第二款　自主防災組織

（災害危険場所の確認等）

第十四条　自主防災組織は、第二十五条第一項、第二項又は第四項の規定により市町又は県が提供する情報等を活用して、あらかじめ災害が発生する危険性が高い場所及びその場所の危険度を確認するよう努めるものとする。

２　自主防災組織は、あらかじめ、災害発生現象の態様に応じた避難場所、避難の経路及び方法等を確認するよう努めるものとする。

３　自主防災組織は、前二項の規定により確認した情報その他防災に関する情報を示した地図を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

（要援護者への支援体制の整備）

第十五条　自主防災組織は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における地域の要援護者の避難誘導、避難支援等を、市町及び関係機関と連携して行うための体制を整備するよう努めるものとする。

（地域住民の行動基準の作成等）

第十六条　自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に地域住民がとるべき行動について、災害発生時、避難途中、避難場所等における行動基準を作成し、及び周知するよう努めるものとする。

（防災意識の啓発等）

第十七条　自主防災組織は、地域住民の防災意識の啓発及び高揚並びに地域防災力の向上を図るため、研修等を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織による備蓄）

第十八条　自主防災組織は、災害発生に備えて、地域の実情に応じて必要となる資機材及び物資を備蓄しておくよう努めるものとする。

（市町等との連携）

第十九条　自主防災組織は、市町が行う避難準備情報、避難勧告及び避難指示（以下「避難準備情報等」という。）の発表等の基準、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の市町との役割分担等について、あらかじめ市町と協議し、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地域に密着した防災対策が円滑かつ効果的に実施されるよう努めるものとする。

２　自主防災組織は、防災対策に取り組むに当たっては、市町、事業者、公共的団体その他関係団体と連携するよう努めるものとする。

第三款　事業者

（事業者の災害予防対策）

第二十条　事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保し、及び業務を継続するため、あらかじめ、防災対策の責任者及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に従業員がとるべき行動等を定めるとともに、従業員に対して研修等を

行うよう努めるものとする。

（地域への協力）

第二十一条　事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として使用することその他の防災対策について、地域住民及び自主防災組織に積極的に協力するよう努めるものとする。

（市町及び県への協力）

第二十二条　事業者は、市町及び県が実施する防災対策の推進に協力するよう努めるものとする。

第四款　学校等

第二十三条　小学校、中学校、幼稚園又は保育所を設置し、又は管理する者は、児童、生徒又は幼児が、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において自らの安全を確保することができるように、災害及び防災に関する教育の実施に努めるものとする。

第二節　市町及び県

（防災意識の啓発等）

第二十四条　市町は、住民の防災対策の実施を促すため、自主防災組織及び関係機関と連携し、防災意識の啓発及び高揚並びに災害及び防災に関する知識の普及を図るものとする。

２　県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（災害情報の提供等）

第二十五条　市町は、地形等災害情報を住民に提供するものとする。

２　市町は、災害予測を示した地図を作成し、及び住民に周知するものとする。

３　県は、前二項の規定による施策の実施を支援するものとする。

４　市町及び県は、災害状況を記録し、及び公表するものとする。

（自主防災組織への支援）

第二十六条　市町は、自主防災組織の結成及び活動に対し、必要な支援を行うものとする。この場合において、市町は、自主防災組織の結成を目指している者及び自主防災組織の中心となって活動している者に対する支援について、特に配慮するものとする。

２　県は、前項の規定による施策の実施を支援するものとする。

（情報伝達体制の整備）

第二十七条　市町は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における当該災害及び避難に関する情報の住民への提供並びに住民からの災害状況、住民の安否その他の情報の入手の手段を講じておくものとする。

２　市町は、あらかじめ、災害発生現象のために帰宅することが困難となり、又は移動の途中で目的地に到達することが困難となった者が帰宅し、到達し、又は避難するために必要な情報を提供するための体制を整備するものとする。

３　県は、あらかじめ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における気象、被害その他の災害に関する情報の入手の手段を講じておくものとする。

４　県は、あらかじめ、前項に規定する情報を市町及び関係機関に提供するための手段を講じておくものとする。

５　市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における情報の提供について、あ

らかじめ報道機関と連携を図るものとする。

（避難計画の作成等）

第二十八条　市町は、あらかじめ、自主防災組織と連携して、災害発生現象の態様及び地域の特性に応じた避難計画を作成するものとする。

２　前項に規定する避難計画には、市町が行う避難準備情報等の発表等の基準、避難場所その他避難のために必要な事項を定めるものとする。

３　市町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難場所の運営について、あらかじめ、避難場所の所有者又は管理者及び自主防災組織と連携して、衛生、プライバシー保護その他の生活環境に配慮した行動基準を作成するものとする。

４　市町は、自主防災組織及び関係機関と連携して、第一項に規定する避難計画及び前項に規定する行動基準を住民に周知するものとする。

５　市町は、あらかじめ、要援護者の把握に努め、自主防災組織及び関係機関と連携して、要援護者の支援を行うための体制を整備するものとする。

６　市町は、あらかじめ、関係機関と連携して、疾病等のために通常の避難場所では生活することができない住民が避難することができる施設を確保するものとする。

（市町及び県による備蓄）

第二十九条　市町及び県は、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資を備蓄しておくものとする。

（地域防災力の強化）

第三十条　市町は、防災体制の整備、消防団の拡充その他の地域防災力の強化を図るものとする。

（医療救護体制の整備）

第三十一条　市町は、あらかじめ、医療救護計画を作成し、災害による傷病者への治療の拠点となる病院等（以下「救護病院等」という。）を指定するなど災害が発生した場合における医療救護体制を整備するものとする。

２　県は、前項に規定する医療救護体制を支援するため、あらかじめ、救護病院等のみでは対応することができない傷病者に備えた広域救護病院の指定、医薬品、医療器具等を確保するための体制の整備等広域医療救護体制を整備するものとする。

（公衆衛生の確保）

第三十二条　県は、あらかじめ、市町と連携して、災害が発生した場合に感染症の発生の予防及びまん延の防止その他の公衆衛生を確保するための体制を整備するものとする。

（輸送体制の整備）

第三十三条　県は、あらかじめ、緊急輸送路を指定し、及び周知するとともに、関係事業者等との間に協力に関する協定を締結するなど災害が発生した場合における備蓄物資等の輸送体制を整備するものとする。

（他の地方公共団体等との連携体制の整備）

第三十四条　市町は、あらかじめ、他の市町、関係事業者等との間に応援等に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に連携して活動するための体制を整備するものとする。

２　県は、あらかじめ、自衛隊、他の都道府県、関係事業者等との間に広域的な連携に関する協定を締結するなど災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に迅速に被災地又は被災するおそれがある地域への支援を行うための体制を整備するものとする。

（ボランティア活動への支援等）

第三十五条　市町は、災害が発生した場合にボランティアによる防災活動（以下「ボランティア活動」という。）に必要な場所、情報等の提供を行うことができるよう、あらかじめ対策を講じておくものとする。

２　市町及び県は、ボランティア活動を目的としている団体と、平常時から連携を図るものとする。

３　市町及び県は、ボランティア活動への参加について啓発を行うとともに、ボランティア活動への参加方法、ボランティア活動時の注意事項等ボランティア活動を行うために必要な知識の普及を図るものとする。

（公共施設の整備）

第三十六条　市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に避難場所等として使用されるその所有し、又は管理する施設について、計画的な耐震化及び非常電源設備等の整備を行うものとする。

２　市町及び県は、道路、公園、河川、港湾等の施設について、防災上の観点から、定期的な点検を行うとともに、計画的に整備するものとする。

（職員への研修等）

第三十七条　市町及び県は、その職員に対し研修等を行い、当該職員の災害及び防災に関する知識の習得並びに防災意識の高揚を図るものとする。

２　市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に的確かつ迅速に対応することができるよう、あらかじめ、危機管理体制を整備するとともに、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の行動等についてその職員に周知するものとする。

第三章　災害応急対策

第一節　県民等

（避難及び避難場所）

第三十八条　県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自ら当該災害に関する情報の収集に努め、必要と判断したときは自主的に避難するほか、市町が避難勧告又は避難指示を発したときは速やかにこれに応じて行動するものとする。

２　避難場所に滞在する者は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従うものとする。

３　避難場所の管理者等は、第二十八条第三項に規定する行動基準に従い、市町及び自主防災組織と連携して避難場所を運営するものとする。

（車両使用の自粛等）

第三十九条　県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）その他の法令の規定に基づき公安委員会又は警察官が行う車両の通行の禁止その他の道路における交通の規制を遵守するほか、当該交通の規制が行われていない道路においても車両の使用を自粛することにより、緊急通行車両の円滑な通行の確保等に協力するよう努めるものとする。

（危険建築物等の取扱い）

第四十条　県民は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、倒壊、附属物の落下等の危険がある建築物又は工作物（以下「危険建築物等」という。）による被害の発生又は拡大を防ぐため、速やかに危険建築物等から避難し、又は危険建築物等に近づかないものとする。

２　前項に規定する場合において、危険建築物等の所有者又は管理者は、必要に応じて当該危険建築物等が危険である旨の表示を行うよう努めるものとする。

（自主防災組織の災害応急対策）

第四十一条　自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、地域において、情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うよう努めるものとする。

（事業者の災害応急対策）

第四十二条　事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、来客者、従業員等の安全を確保するとともに、地域住民及び自主防災組織と連携して情報の収集及び提供、救助、避難誘導等を積極的に行うこと等により地域住民の安全を確保し、地域の被害を最小限度にとどめるよう努めるものとする。

第二節　市町及び県

（応急体制の確立）

第四十三条　市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、的確かつ迅速な避難、救助、医療等の応急対策が講じられるよう必要な応急体制を速やかに確立するものとする。

（災害発生情報の収集、提供等）

第四十四条　市町及び県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害状況、住民の安否その他の災害発生に関する情報を的確かつ迅速に収集するものとする。

２　市町及び県は、それぞれ、収集した災害発生に関する情報をあらかじめ定める部局において、集中して管理するものとする。

３　市町は、住民の安全かつ迅速な避難を促すため、第二十七条第一項に規定する情報の提供の手段を活用して災害予測等の情報を提供するものとする。

４　市町は、収集した災害発生に関する情報を速やかに県に報告するものとする。

５　県は、収集した災害発生に関する情報を速やかに市町に提供するものとする。

（県から市町への応援）

第四十五条　県は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町から応急対策の実施について応援を求められたときは、第三十四条第二項に規定する広域的な連携に関する協定を活用する等により、速やかにその求めに応ずるものとする。

第四章　防災対策の計画的な推進等

（目標の設定及び実施状況の点検）

第四十六条　県は、保有施設の耐震化その他の防災対策の数値目標を定め、及び公表するものとする。

２　県は、防災対策の実施状況を定期的に点検することによって取り組むべき課題を明らかにし、その結果を公表するとともに、地域防災計画の見直しに当たっては、当該課題に配慮するものとする。

３　県は、市町の防災対策の実施状況について定期的に報告を求め、及びその内容を公表するものとする。

（防災対策の点検）

第四十七条　県民、自主防災組織、事業者及び学校等（以下「県民等」という。）は、自らの防災対策を定期的に点検するよう努めるものとする。

（防災訓練の実施）

第四十八条　県民等並びに市町及び県は、各々又は相互に連携して、災害に対応する能力を向上させるため、防災訓練を実施するよう努めるものとする。

（県民防災週間）

第四十九条　県民の防災意識の高揚及び防災対策の一層の充実を図るため、県民防災週間を設ける。

２　県民防災週間は、この条例の施行の日（同日の属する年の翌年以後の年にあっては、同日に応当する日）を初日とする一週間とする。

３　県民防災週間においては、県民等は、自らの防災対策の一層の充実に努めるものとする。

４　県民防災週間においては、市町及び県は、県民の防災意識の高揚のための活動の一層の充実を図るものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

２－１　災害時の相互応援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、香川県内で大規模な災害が発生した場合などにおいて、災害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が独自では十分な応急措置等が実施できない場合に、市町相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、香川県内の市町（以下「市町」という。）及び香川県（以下「県」という。）が相互に連携・協力することを目的とし、このための必要な事項を定める。

（応援の対象項目）

第２条　この協定による応援の対象項目は、次の各号に掲げるものとする。

①　食料、飲料水などの生活必需物資の供給及びそれに必要な資機材の提供

②　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資・資機材の提供

③　救援活動に必要な車両等の提供

④　応急復旧等に必要な職員の派遣

⑤　被災者を一時収容するための施設の提供（ホテル、旅館などへの受入を含む。）

⑥　被災した児童生徒の一時受入

⑦　被災市町に代行しての情報の発信

⑧　遺体処理（火葬等）に関する協力

⑨　その他被災市町から特に要請のあった事項

（応援の要請）

第３条　被災市町は、他の市町に応援を要請する際には、次の各号に掲げる事項を明らかにした上で、防災行政無線等により要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

①　災害の状況

②　応援を求める項目（物資・資機材については数量など、人的応援に当たっては必要な職種、人数など）

③　応援を求める期間、場所

④　その他必要な事項

２　被災市町は、前項の規定により個別の市町に要請するいとまがないときは、前項各号に掲げる事項を明らかにした上で、県に対して他の市町への応援の要請を依頼することができるものとする。この場合、県は速やかに市町と調整を行うものとする。

３　前２項の規定により被災市町の応援を要請された市町は、正当な理由のない限り、これを拒んではならない。

４　市町及び県は、通信の断絶等により被災市町と連絡が不可能であり、かつ災害の事態に照らし特に緊急を要する場合は、被災市町からの要請を待たずに、市町は必要な応援を、県は市町の応援に係る調整を行うことができるものとする。

この場合、第１項の要請があったものとみなす。

５　前項の規定により市町が応援を行う場合は、県にその旨通知するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町は、応援の内容を要請した被災市町及び県に連絡し、応援を実施する。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに防災行政無線等により被災市町及び県に連絡する。

２　前項本文の規定は、前条第２項の規定により要請を受けた場合について準用する。

（応援の調整等に関する会議の開催）

第５条　応援の調整等に際し必要がある場合は、知事は、各市町長を招集しこれに関する会議を開催することができるものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した市町の負担とする。

２　被災市町において費用を支弁するいとまがない等止むを得ない事情がある場合には、当該市町の要請により、応援を行った市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（香川県防災対策基本条例との関係）

第７条　この協定は、香川県防災対策基本条例（平成１８年条例第５７号。以下「条例」という。）第３４条第１項の規定によるものとする。

２　県は、この協定に定めるもののほか、条例第４５条の規定により、速やかに市町からの応援の要請に応ずるものとする。

（補則）

第８条　この協定は、香川県消防相互応援協定のほか、災害時の市町間の相互応援に関する他の協定を妨げない。

２　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各市町及び県が協議の上別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を１８通作成し、各自１ 通を保有する。

平成２３年１１月２２日

香川県
香川県知事

さぬき市
さぬき市長

（その他　７市長　９町長）

２－２　香川県消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が、大規模災害及び産業災害等の予防、鎮圧に万全を期し、あわせて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（区域及び対象）

第２条　この協定の実施区域は、香川県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、「災害等」とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急車による搬送及び救助隊の出動を必要とする事故等で、応援活動を必要とするものをいう。

（応援の種別）

第４条　この協定による応援は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 普通応援

市町等が当該市町等の区域外において、当該市町等に接する地域及び当該地域周辺部で災害等が発生した場合に、発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

市町等が当該市町等の区域外において災害等が発生した場合に、受援側の長の要請に基づいて出動する応援。

（応援要請の方法）

第５条　応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別数量

(4) 応援隊の集結場所

(5) その他必要事項

２　普通応援で出動した場合、応援側は直ちに受援側に口頭等で連絡するものとする。

３　特別応援を要請した受援側の長は、事後、速やかに第１項各号の事項を明記した文書（別紙様式１）を応援側の長に提出するものとし、また、応援側の長は、応援活動状況（別紙様式２）を受援側の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた応援側の長は、当該管轄区域内の消防業務に支障のない範囲において応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、到着予定時刻及び出動人員並びに機械器具及び消火薬剤等の種別数量を、派遣しがたいときはその旨を、遅滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の誘導）

第７条　受援側の長は、応援隊の集結場所に誘導員を待機させ応援隊の誘導に努めるものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、消防組織法第２４条の４の規定に基づき、受援側の長が応援隊の長にこれを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。

第９条　応援隊の長は、現場到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第１０条　応援に要した費用については、次の区分により負担するものとする。

(1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職団員の手当等に関する費用は、原則として応援側の負担とする。

(2) 機械器具の大破損の修理及び応援隊員の死傷による災害補償等の重要事項については、当事者間において協議のうえ決定する。

(3) 前各号以外の経費については、原則として受援側の負担とする。

２　前項に定めるもののほか、特別な事情等により必要な事項が生じた場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

（改廃）

第１１条　この協定の改廃は、協定者が協議のうえ行うものとする。

（委任）

第１２条　この協定に定めるもののほか、必要な事項は、関係市町等の消防長等が協議のうえ定める。

附　則

１　この協定は、昭和６１年１２月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、本書４９通を作成し、記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和６１年１２月１日

５市長、３８町長、６事務組合管理者

２－３　広域消防相互応援協定書

消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）第２１条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定書は、消防業務の円滑を図るため市町等相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（協定組合等）

第２条　この協定は、次に掲げる市、町および一部事務組合（以下「市町等」という。）の相互間において行うものとする。

(1) 美馬市

(2) 大川広域行政組合

(3) さぬき市

(4) 三木町

(5) 高松市

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、大規模または特殊火災、救急事故その他の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援出動の範囲）

第４条　この協定による応援は、次のとおりとする。

(1) 市町等の区域内に災害が発生した場合において発生地の市町等の長（以下「受援側の長」という。）から要請を受けたとき

(2) 市町等相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生した場合において、消防業務の応援の必要があると判断したとき

（応援要請の方法）

第５条　応援の要請は、受援側の長から電話等の方法により、次の事項を明確にして応援市町等の長（以下「応援側の長」という。）に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害の発生場所

(3) 所要人員、機械器具・消火薬剤等の種別および数

(4) 応援隊受領（誘導員配置）場所

(5) その他必要事項

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障が生じない範囲において要請事項に基づき応援隊を派遣するものとする。

２　応援側の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数、到着予定時刻を受援側の長に通報し、派遣し難いときは、その旨を延滞なく受援側の長に通報するものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、受援側の指揮下にはいるものとする。

（費用負担）

第８条　応援出動に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これにより難い場合は、当事者間において協議の上、決定する。

（改廃）

第９条　この協定の改廃は、協定の協議の上、行うものとする。

（疑義等の決定）

第１０条　この協定で定めた事項について疑義があるとき、またはこの協定で定めのない事項で特に必要のあるときは、市町等協議の上、決定する。

附　則

１　この協定は、平成１８年１月１０日から施行する。

２　この協定の締結を証するため本書５通を作成し、市町等の長が記名押印のうえ各１通を保管する。

平成１８年１月１０日

美馬市長

大川広域行政組合管理者

さぬき市長

三木町長

高松市長

２－４　香川用水施設利用に関する協定書

香川用水土地改良区（以下「甲」という。）、五井・田辺池水利組合（以下「乙」という。）、大川広域消防本部（以下「丙」という。）及びさぬき市消防団（以下「丁」という。）は、丙及び丁が防火用水として乙が管理する田辺池（香川用水東部幹線揚水機場の調整池。以下「調整池」という。）を利用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地域住民の安全を図るため、調整池を防火用水としての機能を強化することを目的とする。

（対象区域）

第２条　丙及び丁が使用できる調整池は、別添図面のとおりとする。

（役割）

第３条　丙及び丁は、本来の業務に支障のない範囲で調整池を巡視し、異常があれば甲及び乙に連絡する。

（実施日）

第４条　この協定の実施は、協定締結日からとする。

（その他）

第５条　この協定に定めない事項、又はこの協定に関し疑義を生じた場合についてはその都度、甲、乙、丙及び丁が協議して解決するものとする。

この協定締結の証として、本書４通を作成し、甲、乙、丙及び丁が記名押印のうえ、それぞれ１通を保有するものとする。

平成２１年１１月１日

甲　香川用水土地改良区
　　理事長

乙　五井・田辺池水利組合
　　組合長

丙　大川広域消防本部
　　消防長

丁　さぬき市消防団
　　団　長

（注）図面省略

２－５　香川県防災ヘリコプター応援協定

（目的）

第１条　この協定は、香川県下の市町及び一部事務組合（以下「市町等」という。）が災害等による被害を最小限に防止するため、香川県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第２条　この協定の実施区域は香川県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害等とは、大規模火災、風水害及びその他の突発的災害並びに救急業務及び救急業務を必要とする事故等をいう。

（応援要請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害等が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長が、次のいずれかの活動に該当し、かつ、公共性、緊急性が高く、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、香川県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 救急活動

(2) 救助活動

(3) 災害応急対策活動

(4) 火災防御活動

２　応援要請は、香川県総務部消防防災課防災航空担当（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害等の種類

(2) 災害等の発生場所及び被害の状況

(3) 災害等発生現場の気象状態

(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(5) 応援に要する資機材の品目及び数量

(6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害等発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

２　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第６条　前条第１項の規定により消防活動を応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長（消防本部を置かない町にあっては当該町長）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長から隊員を派遣している市町等の長に対し、香川県消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、香川県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第10 条の規定にかかわらず、香川県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、香川県及び市町等が協議して定めるものとする。

（適用）

第１０条　この協定は、平成６年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書５０通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成６年４月１日

県知事、５市長、３８町長、６事務組合管理者

２－６　災害時における情報交換及び支援に関する協定書

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）とさぬき市長（以下「乙」という。）は、さぬき市の区域において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の情報交換及び支援について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、災害発生時等において、甲及び乙が連携を図り、さぬき市民の生命、身体及び財産の安全並びに生活を確保するための迅速かつ円滑な対応を図ることを目的とする。

（協力体制）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、災害発生時等の初動段階から緊密な情報交換が行えるように、相互に協力して必要な体制を整えるものとする。

（支援内容）

第３条　災害初動時に甲が実施する支援内容は、次のとおりとする。

(1) 被害状況の把握
(2) 情報連絡網の構築
(3) 災害応急措置
(4) その他必要と認められる事項

（現地情報連絡員の派遣）

第４条　甲は、災害発生時等の状況により、甲及び乙が行う応急対策並びに甲が行う支援の円滑な実施に資するため必要と認めたときは、さぬき市災害対策本部等に職員を現地情報連絡員として派遣し、情報交換にあたらせるものとする。

（支援の要請）

第５条　さぬき市の区域における国土交通省所管施設等に災害が発生し、又は発生の恐れがある場合は、必要に応じて、乙は現地情報連絡員を経由して甲に対し支援要請を行うものとする。

（支援の実施）

第６条　甲は乙からの支援要請に対し、災害対策用資機材及び人員の配備状況等を勘案し調整した上で、乙に現地情報連絡員を通じてその内容を伝え、可能な支援を行うものとする。

（平常時の連携）

第７条　甲及び乙は、この協定の実施に関して必要となる連絡体制の整備その他必要と認められる事項について、訓練及び会議の開催等を通じて平常時からの連携に努めるものとする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記のとおり協定を締結した証として、本書２通を作成し、甲、乙押印の上、各自その１通を保有する。

平成２３年１０月２６日

甲　　国土交通省　四国地方整備局長

乙　　さぬき市　　さぬき市長

【参考資料】

「災害時における情報交換及び支援に関する協定書（案)」第３条の支援内容に関する考え方

国土交通省四国地方整備局長（以下「甲」という。）とさぬき市長（以下「乙」という。）が平成２３年１０月２６日付けで締結した「災害時における情報交換及び支援に関する協定書」第３条に規定する支援を行った場合の経費負担の取り扱いは、下記のとおりとする。

１. 甲が災害初動時に第３条(1)(2)の支援を行う場合は、原則として甲の負担とする。
なお、災害初動時とは、原則として甲が支援本部を設置又は事務所長等が支援支部を設置している期間とする。

２. 甲が災害初動時に第３条(3)(4)の支援を行う場合は、原則として支援を受けた機関の負担とする。
ただし、第３条(3)の支援を行う場合で、下記の①～⑤の全てに該当する場合は、甲において経費を負担する。
①災害種別が大規模災害である場合
②被害拡大や二次災害の防止のための、必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
③広域災害等で、本来緊急対応をすべき者による対応が困難な場合
④国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
⑤甲が独自の判断で支援を行った場合

「同協定書（案)」第５条（支援の要請）に記載している国土交通省所管施設等の解釈について

「国土交通省所管施設等」とは、国土交通省が係わる国、県及び市町村が管理する公共施設（河川、ダム、海岸、砂防、道路、橋梁、港湾、空港、鉄道、下水、公園、営繕施設等）を言う。

２-７　災害時における医療救護活動に関する協定書

さぬき市における災害時の医療救護活動に関して、さぬき市（以下「甲」という。）と社団法人大川地区医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、あらかじめ医師及び看護師等で医療救護班を編成しておくものとする。

（医療救護班の活動場所）

第３条　医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 傷病者の重症度の判定（患者の振り分け業務）

(2) 重症患者に対する救急蘇生術の施行

(3) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(4) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する医療

(5) 応急的助産活動

(6) 死亡の確認、遺体の検案

(7) 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況の報告

(8) 前項に定めるもののほか、避難所の巡回医療救護その他の医療救護活動に必要な業務

（指揮命令）

第５条　医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第６条　医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第７条　医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第８条　医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

２　その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第９条　応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

２　救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第１０条　甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 医療救護班の派遣に伴う費用弁済

(2) 医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済

(3) 防災訓練参加に伴う費用弁済

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

２　前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第１１条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）

第１２条　応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

２　前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（隣接市間協議）

第１３条　医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第８条第２項、第１０条、第１１条及び第１２条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

（有効期間及び更新）

第１４条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して１年間とする。ただし、この期間の満了の日の１ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に１年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１月２３日

甲　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　社団法人　大川地区医師会
　　会　長

２－８　災害時における医療救護活動に関する協定書

さぬき市における災害時の医療救護活動に関して、さぬき市（以下「甲」という。）と大川歯科医師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し医療救護活動の協力を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けたときは、直ちに歯科医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、あらかじめ歯科医師及び歯科衛生士等で歯科医療救護班を編成しておくものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第３条　歯科医療救護班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第４条　歯科医療救護班の業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置

(2) 後方医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 移送困難な患者及び避難所等における軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導

(4) 検視・検案に際しての法歯学上の協力

(5) 活動の記録と報告

(6) その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第５条　歯科医療救護班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第６条　医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第７条　歯科医療救護班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（医薬品等）

第８条　医療救急活動に要する医薬品、医薬材料等（以下「医薬品等」という。）については、原則として乙が携行し、又は調達する。ただし、乙から要請があった場合及び医薬品等の補給は、甲が行うものとする。

２　その他応急救護所において必要な物資の調達は、甲が行うものとする。

（医療費）

第９条　応急救護所における患者（被災者）が負担する医療費は、無料とする。

２　救護病院等後方医療機関における医療費は、原則として患者（被災者）が負担する。

（費用弁済等）

第１０条　甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の派遣に伴う費用弁済

(2) 歯科医療救護班が携行し、又は調達した医薬品等の費用弁済

(3) 防災訓練参加に伴う費用弁済

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

２　前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第１１条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）

第１２条　応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

２　前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（隣接市間協議）

第１３条　医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第８条第２項、第１０条、第１１条及び第１２条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

（有効期間及び更新）

第１４条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して１年間とする。ただし、この期間の満了の日の１ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に１年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

（協議）

第１５条　この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１月２３日

甲　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　大川歯科医師会
　　会　　長

２－９　災害時における医療救護活動に関する協定書

さぬき市における災害時の医療救護活動に関して、さぬき市（以下「甲」という。）と大川薬剤師会（以下「乙」という。）との間に次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（医療救護活動）

第２条　甲は、災害が発生し、医療救護活動を実施する必要があると認めるときは、乙に対し薬剤師班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定による要請を受けた場合は直ちに薬剤師班を派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、あらかじめ薬剤師等で薬剤師班を編成しておくものとする。

（薬剤師班の活動場所）

第３条　薬剤師班は、甲が設置する応急救護所等において医療救護活動等を実施するものとする。

（薬剤師班の業務）

第４条　薬剤師班の業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 応急救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導及び健康相談

(2) 医薬品等の集積場所等における医薬品等の管理

(3) 医療救護班等のサポート

(4) 活動の記録とサポート

(5) 活動の記録と報告

(6) その他状況に応じた必要な措置

（指揮命令）

第５条　薬剤師班に対する指揮命令は、乙が行うものとする。

（連絡調整）

第６条　医療救護活動にかかわる連絡調整は、甲乙緊密な連携のもとに行うものとする。

（輸送）

第７条　薬剤師班の応急救護所等への輸送は、原則として甲が調達する車両等で行うものとする。

（調剤費）

第８条　応急救護所等における患者（被災者）が負担する調剤費は、無料とする。

（費用弁済等）

第９条　甲の要請により乙が医療救護活動として実施した次の経費は、甲が負担するものとする。

(1) 薬剤師班の派遣に伴う費用弁済

(2) 薬剤師班が携行し、又は調達した薬剤等の費用弁済

(3) 防災訓練参加に伴う費用弁済

(4) 前各号に掲げるもののほか、この協定に定める医療救護活動に要した経費

２　前項に規定する費用弁済等の額については、別途甲乙協議して決定するものとする。

（災害補償）

第１０条　甲の要請により医療救護活動に従事した者が、そのために負傷し、疾病にかかり、又は死

亡した場合において、甲がその者又はその遺族等に対して行う災害補償については、香川県市町総合事務組合非常勤職員公務災害補償等条例に準じ、別途、甲乙協議して決定するものとする。

（医療事故の処理）

第１１条　応急救護所等での医療救護活動及び救護病院における災害発生直後の医療救護活動により生じた医療事故については、甲の責任において処理するものとする。

２　前項に規定する場合において、甲は、当該業務に従事した乙の会員に故意又は重大な過失のない限り、当該会員に対して求償しないものとする。

（隣接市間協議）

第１２条　医療救護活動の範囲が隣接市に及ぶ場合の第９条、第１０条及び第１１条に該当する事項等については、甲と関係隣接市間で協議決定し、乙には迷惑を及ぼさないものとする。

（有効期間及び更新）

第１３条　この協定の有効期間は、この協定の締結日から起算して１年間とする。ただし、この期間の満了の日の１ヵ月前までに甲又は乙からその相手方に対して何等の意思表示をしないときは、期間満了の翌日から起算して更に１年間延長するものとし、その後の期間満了の場合も同様とする。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又は、この協定の条項に疑義が生じたときは、甲乙協議して決定するものとする。

この協定を証するため本書を２通作成し、甲乙記名捺印の上、各自１通を保有する。

平成２５年１月２３日

甲　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　大川薬剤師会
　　会　　長

２－１０　災害時における物資等の輸送に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と社団法人香川県トラック協会大川支部（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等（以下「車両等」という。）の提供および救援物資の輸送の協力を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

２　前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

⑴　災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

⑵　災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

⑶　その他甲が必要とする災害応急対策業務

（事故等）

第４条　乙が供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は速やかに当該貨物自動車を交換して、その輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第５条　乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに業務実施内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、甲が負担する。

２　前項の経費については、災害発生直前における地域の事業者が届出している運賃及び料金を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

第７条　乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲に請求するものとする。

２　甲は、請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成１６年香川県市町総合事務組合条例第６号）の規定を準用し、甲が補償する。

（連絡責任者）

第９条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては総務部総務課長乙においては、大川支部長と

する。

（雑則）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第１１条　この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印し、各自１通を保有する。

平成２０年９月９日

甲　さぬき市
　　さぬき市長

乙　社団法人　香川県トラック協会大川支部
　　支　部　長

２-１１　災害時における緊急通行妨害車両等の排除業務に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県レッカー協同組合（以下「乙」という。）は災害時における緊急通行車両の通行の妨害となる車両その他の物件の排除業務（以下「車両等排除業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、さぬき市内で災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第７０条第１項及び第２項に基づく応急措置を実施するに当たり、乙に協力要請することができる車両等排除業務に関して必要な事項を定める。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、緊急通行車両の通行を確保するために必要があるときは、乙に対し、次の事項を文書で通知して、車両等排除業務の協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

（１）災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
（２）協力を必要とする場所
（３）妨害となっている車両等（以下「妨害車両等」という。）の種類及び台数
（４）現場指揮官の所属、職及び氏名
（５）連絡方法
（６）その他必要な事項

（業務の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、乙の組合加入者が所有する車両、装備等の範囲内で車両等排除業務に協力するものとする。この場合において、妨害車両等の移動は前条第４号の現場指揮官の立ち会いのもと行うものとする。

２　乙は車両等排除業務を開始するときは、開始時間、責任者並びに出動員氏名及び車両数を甲に通知するものとする。

（費用の負担）

第４条　前条の車両等排除業務に要した費用は、乙の負担とする。

（出動組合員等が受けた被害の補償）

第５条　第２条の規定に基づき、車両等排除業務に従事した者が、その業務により死亡又は、負傷し、若しくは疾病にかかり死亡、障害の状態となった場合においては出動組合員又は乙が加入する公的な災害保険、傷害保険を適用し補償する。

（排除対象車両等の損害の補償）

第６条　車両等排除業務の実施にあたり、組合員が他人及び車両等に損害を与えた場合、組合員若しくは乙の公的保険を適用する。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、この協定による活動を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第８条　乙は、この協定による車両等排除業務について出動できる人員及びレッカー車、作業工作車の状況を要請があれば甲に報告する。

（協定の実施）

第９条　この協定に基づく支援活動の実施に関し必要な事項については、別途定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙からの文書による

終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（疑義の協議）
第１１条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた時は、その都度甲及び乙が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２２年４月８日

甲　さぬき市
　　さぬき市長

乙　香川県レッカー協同組合
　　代表理事

２－１２　災害時における救援物資提供に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と四国コカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資提供に関する協定をつぎのとおり締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時における物資の提供に関し、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　さぬき市内に震度５弱以上の地震または同等以上の災害が発生、若しくは発生するおそれがある場合において、甲の災害対策本部または水防本部（以下「対策本部」という。）が設置され、その本部より物資の提供要請があったときは、乙は次条に規定する内容に協力するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、地域貢献型自動販売機（メッセージボード搭載型または鍵対応型）及び災害時救援型自動販売機の機内在庫の製品を、甲に無償提供するとともに、速やかにフォロー態勢を整えるなど万全を期すものとする。この場合において、道路不通及び停電等により供給に支障が生じた場合は、甲との協議により対策を講じるものとする。

（申請の手続き）

第４条　甲は、この協定による要請を行うときは、救援物資提供要請書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときには、甲の判断で無償提供することができるものとし、甲は、後日すみやかに無償提供した製品の本数等を文書で乙に報告するものとする。

（期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結日から５年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容を以って継続するものとする。

２　前項の解消の申し出は、１か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定めのない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２３年７月２４日

甲　さぬき市
　　さぬき市長

乙　四国コカ・コーラボトリング株式会社
　　常務取締役営業本部長

２－１３　災害時における物資の供給等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と株式会社　フジ（以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、さぬき市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに適切な措置をとるとともに、その措置内容を甲に連絡するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

(1)　食料品

(2)　衣料品

(3)　日用品

(4)　その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の引取り）

第６条　物資等の引渡場所は、甲が指定するものとし、引渡場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

２　甲は当該場所へ職員を派遣し、調達物資等を確認の上これを引き取るものとする。

３　甲が引き取った物資等の代金は、引取り後、速やかに支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は、災害時において乙が物資の配送および供給を行う車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（平常時の活動）

第８条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第９条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年３月２６日

甲　さぬき市
　　さぬき市長

乙　株式会社　フ　ジ
　　代表取締役

２－１４　災害時における物資の供給等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と株式会社マルナカ志度店（以下「乙」という。)は、次のとおり災害時における物資の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、さぬき市の区域内で、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、乙の協力を得て、甲がより速やかにかつ円滑に被災者に物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時における応急措置のため、緊急に物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、乙の営業に支障のない範囲において、甲に対し、優先的かつ速やかに適切な措置をとるとともに、その措置内容を甲に連絡するものとする。

（物資の種類）

第４条　物資の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲での供給を行うものとする。

(1)　食料品

(2)　衣料品

(3)　日用品

(4)　その他乙の取扱商品

（物資の価格）

第５条　乙が甲に供給した物資の価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の引取り）

第６条　物資等の引渡場所は、協定先店舗とし、調達物資等を確認の上これを直接引き取るものとする。ただし、運搬は、甲において行うものとする。

２　甲が引き取った物資等の代金は、引取り後、速やかに支払うものとする。

（平常時の活動）

第７条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換や甲が行う防災訓練を通じての緊急時における問題点の把握等に努めるものとする。

（連絡責任者）

第８条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項またはこの協定の内容に疑義が生じたときは、その都度甲および乙が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２１年1月１９日

甲　さぬき市
　　さぬき市長

乙　株式会社　マルナカ　志度店
　　店　長

【同一内容の協定書】
平成２１年　1月１９日　マルナカ津田店
平成２１年　1月１９日　マルナカ寒川店
平成２１年　1月１９日　マルナカ長尾店

２－１５　災害時における物資供給に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。
（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。
（供給等の協力要請）
第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。
（調達物資の範囲）
第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。
(1) 別表に掲げる物資
(2) その他甲が指定する物資
（要請の方法）
第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、企画、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。
（物資の供給の協力）
第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。
２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。
（引渡し等）
第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。
（費用の負担）
第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上速やかに決定する。
（費用の支払い）
第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。
（情報交換）
第１０条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。
（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２５年８月１日

甲　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　ＮＰＯ法人　コメリ災害対策センター
　　理　事　長

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主　な　品　種
作業関係	作業シート、標識ロープ ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋 雨具、土のう袋、ガラ袋 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル 割箸、使い捨て食器 ポリ袋、ホイル、ラップ ウェットティシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房危機等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

２－１６　香川県防災行政無線設備貸付契約書

貸主 香川県（以下「甲」という。）と借主 さぬき市（以下「乙」という。）は、甲が財産権を有する、別紙記載の香川県防災行政無線設備（以下「貸付物品」という。）に関し、次の条項により貸付契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（使用目的）

第２条　乙は、貸付物品を防災業務及び一般行政事務に使用するものとする。

（貸付期間）

第３条　貸付期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日（２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日）までとする。ただし、貸付期間が満了する１か月前までに甲又は乙から特段の意思表示がないときは、この契約は更に１年継続するものとし、以後同様とする。

（貸付料）

第４条　貸付料は、無償とする。

（引渡）

第５条　甲は、第３条の貸付期間の初日に貸付物品を乙に引き渡すものとする。

（経費の負担）

第６条　貸付物品の維持及び管理に要する経費については、香川県防災行政無線に関する協定書に定めるところによるものとする。

（権利の譲渡等の禁止）

第７条　乙は、書面による甲の承認を得ないで貸付物品を使用する権利を第三者に譲渡し、貸付物品を転貸し、又は貸付物品の使用目的を変更してはならない。

（使用上の制限）

第８条　乙は、貸付物品を善良なる管理者の注意を持って維持保管しなければならない。

（使用上の損傷等）

第９条　乙は、その責めに帰すべき事由により貸付物品を滅失し、又はき損した場合において、甲が要求するときは自己の負担において現状に回復しなければならない。ただし、貸付物品の滅失又はき損の原因が故意又は重大な過失によらない場合は、この限りでない。

（契約の解除）

第１０条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合は、契約を解除することができる。

（前契約の廃止）

第１１条　本契約の成立に伴い、平成２７年４月１日付けで香川県とさぬき市との間で締結された前契約については廃止するものとする。

（疑義の決定）

第１２条　この契約に定めのない事項及び疑義を生じたときは、甲乙協議の上定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、この契約書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年４月１日

貸主（甲）　高松市番町四丁目１番１０号

香　川　県

香　川　県　知　事　　浜　田　恵　造

借主（乙）　さぬき市志度５３８５番地８

さ　ぬ　き　市

さ　ぬ　き　市　長　　大　山　茂　樹

２－１７　香川県防災行政無線に関する協定書

香川県（以下「甲」という。）と さぬき市（以下「乙」という。）とは、香川県防災行政無線システム（以下「システム」という。）の構築及び運用について次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、システムの円滑で効率的な運用を図るため、必要な事項を定めることを目的とする。

（通信設備の設置）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、別表に掲げる乙の庁舎（以下「乙の庁舎」という。）に通信設備を設置し、通信の用に供するものとする。

２　通信設備には、回線接続制御装置、防災用電話機、受令用電話機、受令用ファクシミリ、受令用表示器、Ｓｋｙｐｅ電話、防災パソコン、無停電電源装置、これらを接続するケーブル等を設置するものとする。

３　甲及び乙は無償で相互の通信設備を使用するものとする。

（運営管理協議会の設置）

第３条　甲及び乙は、第１条の目的を達成するために必要な事項を協議するため、香川県防災行政無線運営管理協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（維持管理）

第４条　通信設備の運用に伴い生じる保守点検等の維持管理に係る業務は、甲が行うものとする。

２　甲は、前項に係る業務の一部を、協議会に委託することができるものとする。

（職員の配置）

第５条　乙の庁舎に設置した通信設備には職員を配置するものとし、乙の防災担当課の職員をもって充てるものとする。

２　前項の職員は、通信設備の運用に伴い生じる業務のうち、甲が行う以外の業務を行うものとし、給与その他の給付は、乙が負担するものとする。

（関係法令等の遵守）

第６条　前条第２項の業務に従事する職員は、甲が別に定める規程及び関係法令を遵守するものとする。

（経費負担）

第７条　通信設備の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

（１）ネットワーク利用料金

（２）ＮＴＴ回線借上料

（３）甲の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料

２　通信設備の管理及び運用に要する経費で次に掲げる経費は、乙が負担するものとする。

（１）無線設備の保守点検に要する経費

（２）乙の都合により無線設備の移設、改造その他の工事をする場合、当該工事に要する経費及び当該工事にかかる検査手数料

（３）乙の故意又は重大な過失により、無線設備が故障した場合、その修繕のために要する経費

（４）通信設備の運用に伴い生じた電気料、発動発電機の燃料、ファクシミリ用紙、ファクシミリトナー、発動発電機、無停電電源装置の蓄電池及び他県との交信に伴う度数料

（維持管理費の納入）

第８条　第４条第２項の場合において乙は、前条第２項第１号に係る経費を、甲の請求に基づき、当該年度の６月末日までに甲へ払い込むものとする。

（協定期間）

第９条　この協定の有効期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日（２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日）までとする。 ただし、この期間満了１か月前までに甲乙いずれからもそれぞれ相手方に対して文書により異議の申出がない場合は、この期間を更に１年間延長するものとし、その後において期間が満了したときも、また同様とする。

（前協定の廃止）

第１０条　本協定の成立に伴い、平成２７年４月１日付けで香川県とさぬき市との間で締結された前協定については廃止するものとする。

（その他）

第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　高松市番町四丁目１番１０号
香　川　県
香　川　県　知　事　　浜　田　恵　造

乙　さぬき市志度５３８５番地８
さ　ぬ　き　市
さ　ぬ　き　市　長　　大　山　茂　樹

別表

第２条第１項乙の庁舎
さぬき市役所
さぬき市寒川庁舎

２－１８　香川県震度情報ネットワークシステムに係る覚書

覚　　書

香川県（以下「甲」という。）とさぬき市（以下「乙」という。）とは、甲が乙の所有する用地及び建物等施設内に設置する香川県震度情報ネットワークシステムの計測震度計等の設備（以下「設備」という。）の設置について、次のとおり覚書を取り交わす。

（目的）

第１条　この覚書は、甲が乙の承諾を得て、乙の所有する用地及び建物等施設内に設置する設備の適切な管理、運用を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（設備の保管、維持管理）

第２条　設備の保管は、乙が行うものとし、維持管理は、甲が行うものとする。

（設備の変更）

第３条　甲又は乙は、設備の設置場所等の変更を必要とするときは、双方協議の上、行うものとする。

（設備の利用）

第４条　乙は、設備の外部出力を利用して、乙の防災行政無線及び職員参集装置等を起動させる場合は、文書により甲の承諾を得るものとする。

（費用の負担）

第５条　設備の設置、維持管理、変更、廃止に要する費用は、甲の負担とする。

２　設備の電気料並びに震度情報を伝達するためのＮＴＴ回線基本料及び通信料は、乙の負担とする。

３　乙の都合による第３条の変更に係る費用及び前条の利用に係る費用並びに明らかに乙の責めにより生じた設備の損傷の補修に要する費用は、乙の負担とする。

（用地及び建物等施設の使用料）

第６条　設備設置のため必要とする乙の用地及び建物等施設の使用料は、無料とする。

（覚書の有効期間）

第７条　この覚書の有効期間は、平成１４年４月１日から平成１５年３月３１日までとする。

２　前項の有効期間満了３０日前までに、甲又は乙から別段の意思表示がなされないときは、更に１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（前覚書の廃止）

第８条　本覚書の成立に伴い、平成９年１月２０日付けで香川県と津田町、大川町、志度町、寒川町及び長尾町との間で交換された前覚書については、廃止するものとする。

（設置場所）

第９条　設備の設置場所は、さぬき市役所、津田支所、大川支所、寒川支所及び長尾支所とする。

（疑義等の決定）

第10条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に定める事項に疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成１４年４月１日

甲　　香　川　県
　　香　川　県　知　事

乙　　さぬき市
　　さぬき市長職務執行者

２－１９　さぬき市地域防災無線局の設置等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県長尾土木事務所（以下「乙」という。）とは、さぬき市地域防災無線局（以下「無線局」という。）の設置に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法他関係法令及びさぬき市地域防災計画に基づき、災害対策に係る連絡等を円滑に行うため、無線局の設置及び経費の負担等必要な事項を定めるものとする。

（無線局の開設）

第２条　甲は、乙の所管する施設内に無線局を設置するものとする。

２　無線局には、別表に掲げるさぬき市地域防災に係る無線設備（以下「無線設備」という。）を設置するものとする。

（施設等の使用）

第３条　乙は、無線設備を設置するために必要な場所及びその付属設備その他の工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（無線局の運用）

第４条　乙は、電波法（昭和２５年法律第１３１号）、さぬき市防災行政無線施設条例（平成２２年さぬき市条例第７号）及びさぬき市防災行政無線施設管理運用規程（平成２６年訓令第１号）に基づき、無線局を運用するものとする。

（無線局の維持管理）

第５条　無線設備の維持管理、保守点検及び修理は、甲が行うものとする。

（設置場所の変更）

第６条　乙は、自己の都合により無線設備の設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たに設置する場所を提示のうえ協議するものとする。

２　甲が、自己の都合により無線設備の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し協議するものとする。

（経費等の負担）

第７条　無線局の設置及び設置場所の変更に要する経費は、甲の負担とする。

２　無線局の使用に要する経費は、乙の負担とする。

（協定期間）

第８条　この協定の期間は、協定締結の日から平成１８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも意思表示がないときは、さらに１年延長されたものとみなし以後も同様とする。

（その他）

第９条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成１７年１２月１日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さ ぬ き 市 長

乙　さぬき市長尾東１５３８－１
香川県長尾土木事務所長

別表　（略）

【同一内容の協定書】
平成１７年１２月　１日　さぬき警察署
平成１７年１２月　１日　大川広域消防本部
平成１７年１２月　１日　財団法人さぬき市施設管理公社
平成１７年１２月　１日　香川県立津田高等学校
平成１７年１２月　１日　香川県立志度高等学校
平成１７年１２月　１日　香川県立石田高等学校
平成１７年１２月　１日　四国電力株式会社大内営業所
平成２７年　３月１９日　鴨庄漁業協同組合

２－２０　災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と社会福祉法人津田福祉会（以下「乙」という。）とは、災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定を次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内に地震、津波、高潮、大規模火災等の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（指定緊急避難場所）

第２条　この協定における指定緊急避難場所とは、災害時等に切迫した危険から住民等の安全を確保するため避難する場所とする。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

所在地　香川県さぬき市津田町津田２２０７番地

施設名　さわやか荘駐車場

（通知等）

第４条　甲は、災害時等に使用施設を指定緊急避難場所として開設する必要があるときは、事前に文書で乙に対して施設使用の通知をするものとする。

２　甲は、指定緊急避難場所を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず事前に乙に通知せずに施設を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。

ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

３　乙は、災害時等において甲が指定緊急避難場所を開設する以前に住民等が避難してきたことを確認した場合は、使用施設を開放するとともに、甲にその旨を連絡するものとする。

４　甲は、使用施設の指定緊急避難場所としての使用を終了するときは、文書で乙に対して使用の終了の通知をするものとする。

（指定緊急避難場所の管理等）

第５条　災害時等の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、業務に支障がない範囲で指定緊急避難場所の管理運営に協力するものとする。

３　甲及び乙は、平常時において指定緊急避難場所の管理運営に関し必要な事項を協議するものとする。

（費用負担）

第６条　指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって使用施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（使用施設の変更等）

第７条　乙は、使用施設を変更しようとするとき、又は使用施設を指定緊急避難場所として使用できない状況となったときは、甲に文書で報告するものとする。

（訓練等）

第８条　乙は、甲が指定緊急避難場所を使用する訓練等を実施するときは、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成２７年９月１６日から平成２８年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２７年９月１６日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　香川県さぬき市津田町津田２２０７番地
社会福祉法人　津田福祉会
理　事　長

【同一内容の協定書】
平成２７年　９月１７日　四国ハイウェイサービス株式会社

２－２１　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と社会福祉法人祐正福祉会（以下「乙」という。）は、災害発生時に、避難所での生活において特別の配慮を要する高齢者等及びその家族（以下「要配慮者等」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設等において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（指定する施設）

第２条　福祉避難所として利用する施設は、乙の管理する次の施設とする。

施設名	住所
介護老人保健施設　ヌーベルさんがわ	さぬき市寒川町石田東甲１７０番地

（管理運営）

第３条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告

（手続き）

第４条　この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３　乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者等を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第５条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（要配慮者等の避難手段）

第６条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者の家族又は地域支援者が行うものとする。

２　乙は、甲の依頼により福祉避難所への要配慮者等の移送を行うよう努めるものとする。

（物資の調達）

第７条　甲は、利用者に係る日常生活用品、食料その他必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、その一部を甲が調達できないときは、施設が保有するこれらの物資の提供について、乙に協力を要請することができるものとする。

（経費の負担）

第８条　福祉避難所の管理運営に要した経費の負担は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）等の関係法令に基づくほか、法人の社会貢献活動の一環として勘案した上で、別途、甲乙協議するものとする。

（個人情報の保護）

第９条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を第三者に漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（関係書類の保管）

第１０条　乙は、この協定に関する次の書類等を甲が指定する期間保管しなければならない。

（１）要配慮者等の氏名・滞在期間等

（２）要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等

（３）その他乙がこの協定に支払を行った書面

（協定の解除等）
第１１条　甲又は乙は、この協定を解除又は変更しようとするときは、３月前までに文書で相手方に通知しなければならない。
（有効期間）
第１２条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成２９年３月末日までとする。ただし、期間満了の３月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。
（その他）
第１３条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 ２８ 年 ９ 月 １ 日

（甲）香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

（乙）香川県さぬき市寒川町石田東甲７６１番地９
社会福祉法人祐正福祉会
理事長

【同一内容の協定】
平成２８年９月１日　社会福祉法人祐正福祉会「障害者支援施設　真清水荘」
平成２８年９月１日　社会福祉法人長尾福祉会「ハーティヴィラ亀鶴」
平成２８年９月１日　社会福祉法人長尾福祉会「特別養護老人ホーム　ゆたか荘」
平成２８年９月１日　社会福祉法人長尾福祉会「障害者支援施設　のぞみ園」
平成２８年９月１４日　大川広域行政組合「特別養護老人ホーム　さざんか荘」
平成２８年９月１４日　社会福祉法人香東園「特別養護老人ホーム　香東園」
平成２８年９月１４日　社会福祉法人香東園「盲養護老人ホーム　香東園」
平成２８年１１月１日　社会福祉法人さぬき市社会福祉協議会「日盛の里」
平成２９年２月１日　社会福祉法人津田福祉会「さわやかホーム」
平成２９年２月１日　社会福祉法人津田福祉会「さわやか荘」
平成２９年１１月３０日　株式会社青空「ショートステイ志度の丘」
平成２９年１１月３０日　株式会社青空「デイサービス志度の丘」
平成２９年１２月２８日　特定非営利活動法人あんず「あんず」
平成３０年３月２２日　障害者就労支援施設「さざんか園」
平成３０年３月２２日　志度社会福祉センター
平成３０年３月２２日　長尾社会福祉センター
令和元年６月１１日　医療法人社団彰志会「ポタラ」

２－２２　災害時における施設使用に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県信用組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における施設の使用に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内に地震や津波などの大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、住民等が一時的に避難するために乙の所有する施設を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第２条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を公共福祉の立場から一時的に避難施設として甲に使用させるものとする。

(1) 施 設 名 称　香川県信用組合研修会館

(2) 所　在　地　さぬき市鴨庄１１９番地１

(3) 構　造　等　鉄筋コンクリート造スレート葺地下１階付４階建

(4) 建　築　年　平成６年３月

（使用用途）

第３条　この協定による使用施設の使用用途は、次のとおりとし、乙は、その業務に支障をきたさない範囲内で可能な限り協力を行うものとする。

(1) 津波時において緊急避難場所とする。

(2) 災害時に自ら居住の場所を確保することが困難な住民等を一時的に滞在させるための施設とする。

（施設の使用通知等）

第４条 甲は、前条に基づき使用施設を使用するときは、事前に乙に対しその旨を、文書又は口頭で通知する。

２ 甲は、前項の規定にかかわらず、前条第２号に定める使用を除き、緊急を要するときは、使用施設を使用することができる。ただし、できるだけ早い時期に、甲は乙に対し使用した旨の通知を行う。

３　甲は、使用施設の使用を終了したときは、その旨を乙に通知する。

（施設管理）

第５条　災害時に、使用施設の使用を早急に行うため、乙は、使用施設の鍵を甲に貸出すものとする。その証として、別紙の鍵受領書に受領日、受領者名、受領印等を押印し、この協定書と一緒に保管するものとする。なお、この協定が解除されたときは、甲は速やかに鍵を返還するものとする。

２　前項に定める使用施設の鍵の甲の管理責任者は、さぬき市健康福祉部長とする。

３　甲は、住民等に使用施設を使用するときの使用方法等を周知することに努める。

（費用負担）

第６条　この協定に基づく使用施設の使用料は無料とする。

（損害賠償等）

第７条　この協定に基づき使用施設を使用したときの施設及び設備等に損害が生じたときは、甲が復旧に係る費用を負担するものとする。

２　乙は、使用施設に住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。

（解除）

第８条　乙は、何らかの事情により使用施設の使用が不可能となるときは、甲に連絡しこの協定を解除することができる。

（協議）

第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙両者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、平成２７年８月２８日から平成２８年３月３１日までとする。

２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれから申し出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２７年８月２８日

甲　さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　高松市亀井町９番地１０
香川県信用組合
理　事　長

２－２３　災害発生時におけるさぬき市とさぬき市内郵便局の協力に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）とさぬき市内郵便局（以下「乙」という。）は、さぬき市内で発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定書を締結する。

（定義）

第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、さぬき市内で災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
　（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の提供

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（注）

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)乙は乙の避難者情報確認シート（避難先届）又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法による算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　さぬき市総務部総務課危機管理室長
乙　日本郵便株式会社　長尾郵便局　郵便部長

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は平成２８年５月２０日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、有効期間最終日から起算し、さらに翌年度も効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成２８年５月２０日

甲　住所　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　住所　香川県さぬき市長尾東８９４番地１
さぬき市内郵便局
日本郵便株式会社
長尾郵便局長

２－２４　災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

さぬき市(以下「甲」という。)とさぬき市建設業協会(以下「乙」という。)は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等(以下「公共土木施設等」という。)において、地震災害、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急対策業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

３　甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第３条　甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の被害情報の収集並びに危険箇所の表示

(2) 障害物の除去及び応急対策等

(3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第４条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第５条　乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急対策業務を実施する者(以下「応急業務実施者」という。)を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第６条　応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第７条　応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　応急対策業務の実施に要した費用については、第 3 条第 2 号及び第 3 号に掲げる業務に係る費用にあっては甲が負担するものとし、同条第１号に掲げる業務に係る費用について甲は負担しないものとする。

（補償）

第９条　甲からの協力要請に応じて第 3 条第 1 号に掲げる業務に従事した者がそのために死亡し負傷し、若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合を除き、甲が乙と協議して当該者のために締結した保険契約によるものとする。

（連絡責任者）

第１０条　この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施するさぬき市災害対策本部長を、乙にあっては当該地域に係る建設業協会災害対策本部長を連絡責任者とする。

（実施細目）

第１１条　この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

（個人情報の保護）

第１２条　乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報の保護に努め

なければならない。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を、継続する。

（協議）

第１４条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年３月２０日

甲　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　さぬき市建設業協会
　　会　長

２－２５　災害時における応急復旧に関する協定書

渇水、地震、風水害等の災害時（以下「災害時」という。）において、市民への給水確保を図るため、水道施設の復旧及び応急給水活動等（以下「応急復旧」という。）について、さぬき市水道事業（以下「甲」という。）とさぬき市上下水道工事業組合（以下「乙」という。）との間で、次のとおり協定書を締結する。

（応援の要請）

第１条　甲は、災害時において、応急復旧の要請が必要であると認めるときは、乙に応援の要請をするものとする。

（応援要請時の協力）

第２条　乙は、災害時において、甲から応援復旧の要請があった場合、特別な理由がない限り甲に協力するものとする。

２　甲からの協力要請は、文章で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文章により行うことができる。

（協力体制の整備）

第３条　乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第４条　乙は、甲から協力要請があったときは、直ちに応急復旧を実施する者（以下「応急業務実施者」という。）を選定し、甲に報告するものとする。

（応急対策業務の指示）

第５条　応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急復旧を実施するものとする。

（応急復旧の報告）

第６条　応急対策業務者は、応急復旧を実施したときは、各地域の被害状況、水道施設の復旧状況、活動状況等について、速やかに、甲に報告するものとする。

（経費の負担）

第７条　乙が応急復旧のために要した経費については、原則として甲の定める基準に基づく、ただし、基準に定めがない場合には、甲乙協議し甲が負担するものとする。

（連絡調整）

第８条　乙は、災害時において、甲と乙の組合員である指定給水装置工事事業者等との間の連絡調整を行うものとする。

（補償）

第９条　応急復旧により乙の従事者が負傷し、疾病にかかり、または、死亡したときは、乙の労災保険等により補償する。

（第三者に及ぼした損害）

第１０条　乙は、乙の従事者が応急復旧に際し第三者に損害を及ぼしたときは、甲乙協議のうえ、原則として乙の負担で損害を賠償する。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、この協定による活動を行うため個人情報を扱う場合は、その個人情報の保護に努めなければならない。

（有効期間）

第１２条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。
（協議）
第１３条　この協定書の実施に関し必要な事項またはこの協定書に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年１１月２９日

（甲）　さぬき市水道事業者
さぬき市長

（乙）　さぬき市上下水道工事業組合
組合長

２－２６　災害時における被災住宅の応急修理に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、さぬき市地域防災計画に基づき、災害時における被災住宅の応急修理（以下「応急修理」という。）に関して、さぬき市（以下「甲」という。）が香川県建設労働組合さぬき支部（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたって必要な事項を定めることを目的とする。
（定義）
第２条　この協定において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) 応急修理　災害救助法第２３条第１項第６号に規定する応急修理
(2) 応急修理業者　乙の会員であって応急修理を行おうとするもの
（協力要請）
第３条　甲は、さぬき市内に地震被害、風水害及びその他の災害が発生し、応急修理を実施する必要があり、知事から委任を受けた場合、住宅の被災状況、応急修理の実施方針その他必要な事項を、文書により、乙に連絡し、協力要請を行うものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることができる。
（協力）
第４条　乙は、前条の要請があったときは、応急修理業者のあっせん、応急修理業者に対する技術支援、その他必要な協力を行うものとする。
（応急修理）
第５条　応急修理業者は、修理の程度、方法及び期間について、甲の指示に従い応急修理を行うものとする。
（費用の負担）
第６条　応急修理業者が前条の応急修理に要した費用（別途定める限度額の範囲内に限る。）は、甲が負担するものとする。
（連絡窓口）
第７条　この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においてはさぬき市総務部総務課長とし、乙においては香川県建設労働組合さぬき支部書記長とする。
（応急修理業者名簿の提供）
第８条　乙は、応急修理業者名簿及びこの協定に係る業務担当者名簿を毎年１回（応急修理業者又は業務担当者に変更があった場合は、その都度）甲に提供するものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。
（適用）
第１０条　この協定は平成２４年１０月２９日から適用する。

この協定の締結を証するため、この協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２４年１０月２９日

甲　さぬき市
　　さぬき市長
乙　香川県建設労働組合さぬき支部
　　支　部　長

【同一内容の協定書】
平成２４年１０月２９日　香川県建設労働組合大川支部
平成２４年１０月２９日　香川県建設労働組合志度支部

２－２７　災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県電気工事業工業組合大川支部（以下「乙」という。）は、地震災害、風水害及びその他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有建築物の電気設備の復旧に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、災害が発生した場合に、市有建築物における電気設備の復旧に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。
（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生し市有建築物の電気設備の応急復旧業務を実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができる。
２　乙は、甲からの要請があったときは、可能な限り甲に協力するものとする。
３　甲からの要請は、名称、所在地、業務内容及びその他必要と認められる事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに要請の文書を提出するものとする。
（応急復旧業務）
第３条　甲が、乙に対して協力を要請する応急復旧業務は次のとおりとする。
(1) 市有建築物の電気設備の復旧活動に関すること。
(2) その他甲が特に必要と認める業務。
２　乙は、応急復旧業務の実施中に、二次災害等を発見したときは、甲及び関係機関に通報しなければならない。
（応急復旧業務後の引渡し）
第４条　乙は、甲の要請による市有建築物の電気設備の応急復旧が完了したとき、速やかに甲に文書による報告を行い、相互に応急復旧内容を確認し、甲に引き渡すものとする。
（費用の負担）
第５条　この協定に基づき、乙が実施した応急復旧業務に要した費用については、災害時の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し甲が負担する。
（連絡窓口）
第６条　この協定に係る業務に関する連絡窓口は、甲においてはさぬき市総務部総務課長とし、乙においては香川県電気工事業工業組合大川支部長とする。
（補償）
第７条　甲からの要請に応じて第３条第１項に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合には当該法による補償とし、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成１６年香川県市町総合事務組合条例第６号）の適用がある場合（労働者災害補償保険法の適用がある場合を除く。）には当該条例による補償を行うものとする。
２　前項の適用がない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（有効期限）
第８条　この協定は、協定の締結日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は持続するものとする。
（協議）
第９条　この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２５年８月１日

甲　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　香川県電気工事業工業組合大川支部
　　支　部　長

【同一内容の協定書】
　平成２５年　８月　１日　香川県電気工事業工業組合東讃支部

２－２８　災害時の協力に関する協定書

さぬき市（以下、「甲」という。）と四国電力株式会社（以下、「乙」という。）とは、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　甲、乙は、大規模地震および台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活の維持と安全を確保するために、電力供給設備の迅速かつ円滑な復旧をはかるものとする。

（災害情報の提供）

第２条　甲、乙は、相互に、迅速に大規模地震および台風等による災害情報を提供するものとする。

（電力供給設備の復旧）

第３条　災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら、災害復旧対策の中枢となる官公署や医療機関（災害拠点病院など）等への、電力供給設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の電力供給設備復旧における電源車等の使用は、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第４条　災害により甲が管理する道路が使用不能となり、乙の電力復旧作業に支障が生じた場合、または乙の管理する電柱、配電線等が甲の道路復旧作業に支障が生じた場合においては、甲および乙は、相互の復旧作業が迅速かつ円滑に行えるよう努めるものとする。

２　乙が電力復旧のために、甲の管理する土地、道路等に、仮設電柱、配電線等の電力供給設備（以下「仮設電柱等」という。）を設置する必要が生じた場合は、甲は、この協定の目的を尊重し協力する。この場合、復旧の進捗により仮設電柱等が不要となった時は、乙の負担により原状に復するものとする。

３　災害復旧に伴い、乙が仮設電柱等の工事を緊急に行う場合、乙が口頭などの簡易な方法により工事の届出を行うことを認めるものとする。なお、乙は事後、可能な限り速やかに必要な占用許可申請手続等を行うものとする。

（復旧拠点・資材置場等の確保に対する協力）

第５条　災害時において、乙の電力復旧作業に必要な復旧拠点、資材置場、駐車場およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努める。

（平常時の活動）

第６条　甲および乙は、この協定に定める事項の円滑な推進に資するため、平素からの情報交換等、緊急時における問題点の把握に努めるものとする。

（連絡責任者）

第７条　甲および乙は、要請および協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項および本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲および乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を２通作成し、甲・乙記名捺印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２６年１月３０日

甲　さぬき市
　　さぬき市長

乙　四国電力株式会社
　　執行役員　高松支店長

２－２９　災害時におけるＬＰガス等の調達に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県ＬＰガス協会大川支部（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資としてのＬＰガス等の調達について、次のとおり協定を締結する。

（災害時の範囲）
第１条　この協定において災害時とは、地震、津波、風水害、その他の災害（さぬき市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生し、又は発生するおそれがあるときをいう。
（ＬＰガス等の範囲）
第２条　この協定においてＬＰガス等とは、容器に充填されたＬＰガス又はバルクローリーによる補填するＬＰガス及びＬＰガスを燃料として使用するために必要な器具をいう。
（要請）
第３条　甲は、災害時において調達の必要を認めたときは、乙に対して避難所等へのＬＰガス等の供給を要請することができるものとする。
（要請の方法）
第４条　前条の要請は、原則として別紙による災害時ＬＰガス等供給要請書（以下「要請書」という。）によるものとする。ただし、緊急の場合で要請書によることができないときは、口頭又はその他確実に連絡できる方法で要請し、その後、速やかに要請書を提出するものとする。
（要請に基づく措置）
第５条　乙は、第３条の要請を受けたときは、直ちに措置するとともに、その措置内容を甲に報告するものとする。
（搬送及び引渡し）
第６条　乙は、甲の指示によりＬＰガス等の搬送及び引渡しを行うものとする。
２　ＬＰガス等の搬送は、原則として乙が行うものとし、甲の指定する場所で甲が指定する者の確認を受けたうえで、甲が指定する者に引き渡すものとする。
（価格）
第７条　乙は、災害時の直前の適正価格でＬＰガス等を供給するものとする。
（費用負担）
第８条　ＬＰガス等の供給に要した費用については、原則として甲の負担とする。
２　ＬＰガス等の搬送に要した経費は、原則として乙の負担とする。
（平常時からの準備）
第９条　乙は、災害時において供給可能なＬＰガス等の数量を確保しておくこととする。
２　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段について支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。
３　乙は、甲の協力要請に的確に対応するための体制を構築し、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。
（連絡窓口）
第１０条　この協定に係る連絡窓口は、甲においてはさぬき市総務部総務課長とし、乙においては香川県ＬＰガス協会大川支部長とする。
（補償）
第１１条　甲からの要請に応じて第３条に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合には当該法による補償とし、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成１６年香川県市町総合事務組合条例第６号）の適用がある場合（労働者災害補償保険法の適用がある場合を除く。）には当該条例による補償を行うものとする。
２　前項の適用がない場合は、甲乙協議のうえ決定するものとする。
（協議）

第１２条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期限）

第１３条　この協定の有効期限は、協定の締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日から１か月前までに甲又は乙から申し出のないときは、この協定は、有効期間満了日から１年間延長されたものとみなし、以降この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成２６年５月１４日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　香川県さぬき市津田町津田１１３２番地
香川県ＬＰガス協会大川支部
支　部　長

２－３０　災害時における応急対策活動に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と香川県造園協会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内で地震・風水害その他の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における甲と乙との災害に対する応急対策のための活動（以下「応急活動」という。）に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協力を要請できる事項）

第２条　甲は、災害が発生した場合において必要があると認めるときは、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

（１）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、車道および歩道上の倒木又はその危険性のある樹木の撤去に関する業務に従事させること。

（２）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、避難場所に指定された公園等の安全確保に関する業務に従事させること。

（３）乙の会員を構成員とする工作隊を組織し、倒木や倒壊建物又はがれき等により閉じこめられた者の救助に関する業務に従事させること。

（４）乙の会員の所有する応急活動に必要な資材および機材を提供させること。

（５）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認めること。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲において、これに協力するものとする。

３　第１項の応急活動のうち第１号から第３号の業務の実施に当たっては、現地における市職員又は甲が指定する者の指揮もしくは指示に従うものとする。

４　甲および乙は、第１項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

（協力要請の手続）

第３条　前条の規定による協力の要請（以下「協力要請」という。）は、協力の内容その他必要な事項を明らかにし、別表１に定める応急活動要請書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭、電話等により行うことができる。

２　前項ただし書きの場合においては、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（報告）

第４条　乙は、第２条の規定による協力要請に応じて応急活動を実施したときは、当該業務完了後速やかに別表２に定める応急活動実施報告書を甲に提出しなければならない。

（経費の負担）

第５条　第２条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費の負担については、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。

（損害の補償）

第６条　この協定に基づき実施した応急活動により第三者に損害を生じさせた場合は、甲乙協議し処理、解決に当たるものとする。

（負傷等の補償）

第７条　甲からの要請に応じて第２条第１項第１号から第３号に掲げる業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し若しくは疾病にかかり、又は身体障害のある状態となった場合における補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用がある場合には当該法による補償とし、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成１６年香川県市町総合事務組合条例第６号）の適用がある場合（労働者災害補償保険法の適用がある場合を除く。）には当該条例による補償を行うものとする。

２　前項の適用がない場合は、甲乙協議うえ決定するものとする。

（情報の交換等）

第８条　甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から必要な情報の交換を行うとともに、

相互の連携を図るための訓練を実施するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定書の有効期間は、締結の日から平成２７年３月３１日までとする。

２　前項の規定にかかわらず、期間満了の日の１か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の文書による通知がない場合は、期間満了の日から１年間この協定を延長するものとし、その後の期間についても、また同様とする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年５月１４日

さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

高松市鬼無町鬼無７４１番地１
香川県造園協会
会　　長

（別表　略）

２－３１　災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定

第１条（趣旨）

この協定は、さぬき市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）が、さぬき市内に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して避難所等において必要とされる介護用品及び衛生用品等の福祉用具等（以下「福祉用具等」という。）物資の確保に関し必要な事項を定めるものとする。

第２条（協力事項の発動）

この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲がさぬき市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動するものとする。

第３条（福祉用具等物資供給の協力要請）

災害時において、甲が福祉用具等物資を必要とするときには、甲は、乙に対して福祉用具等物資の供給について協力を要請するものとする。また、甲は、乙が福祉用具等物資を円滑に設置搬入できるよう、関係機関との連絡調整を行うものとする。

第４条（福祉用具等物資供給の協力実施）

乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、取り扱う福祉用具等物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

第５条（福祉用具等物資の内容）

甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、別表のとおりとする。

２　乙は、甲の要請があったときは、前項の福祉用具等物資以外の物資の供給についても、可能な範囲で協力するものとする。

第６条（福祉用具等物資供給の要請手続き）

甲の乙に対する要請手続きは、福祉用具等物資供給要請書（別記様式、以下「要請書」という。）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

第７条（引き渡し）

福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

第８条（福祉用具等物資の適合確認）

福祉用具等物資の適合確認は、甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や被災者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

第９条（福祉用具等物資の運搬）

福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は、必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

第１０条（車両の通行）

甲は、乙が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。また、甲は、乙が燃料又は車両等の輸送手段の確保が困難な場合には、輸送の協力を行うものとする。

第１１条（配慮事項）

甲は、乙に第３条の規定に基づき協力要請を行う場合は、気象警報や避難勧告等により立入制限が出されている地域への要請を避けるなど、輸送業務従事者及び福祉用具等の設置に従事する乙の福祉

用具専門相談員の安全に配慮するものとする。

第１２条（損害の負担）

本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

第１３条（費用）

第３条及び第９条の規定により、乙が供給した福祉用具等物資及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。

３　甲は、前２項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に支払うものとする。ただし、支払期限については、甲乙協議の上、変更することができるものとする。

第１４条（情報連絡体制の確認）

甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月３０日までに同月１日の担当者を文書で報告するものとする。

第１５条（平常時の防災活動への協力）

乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

第１６条（有効期間）

この協定は、締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

第１７条（疑義の決定）

本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２９年２月１日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　東京都港区浜松町２丁目７番１５号
一般社団法人日本福祉用具供給協会
理事長

２－３２　ＧＰＳ波浪計観測情報配信システムを使用した情報の活用に関する協定書

国土交通省四国地方整備局次長（以下「甲」という。）とさぬき市長（以下「乙」という。）とは、四国地方整備局が所有するＧＰＳ波浪計観測情報配信システム（以下「システム」という。）を使用した情報の活用に関して、次のとおり協定を締結する。

第１条（目的）

この協定は、四国地方整備局が所有するシステムを活用し、乙に対しＧＰＳ波浪計観測情報（以下「情報」という。）を提供することにより、適切な災害対処に資することを目的とする。

第２条（情報送信に対する責任）

甲は、システムの情報の送信にあたり、機器及び回線等（以下「機器等」という。）の故障、保守点検、天災、その他不可抗力による情報送信の停止又は異常な送信について、その責任を負わないものとする。

第３条（責任分界点等）

情報の流れ及び責任分界点は、別図「ＧＰＳ波浪計観測情報配信システム情報提供系統図」のとおりとする。

第４条（連絡窓口等）

甲及び乙は、情報提供に係る連絡担当者等を別表「分掌系統表」に定めるものとする。連絡窓口は原則、連絡担当者相互とするが必要に応じ連絡責任者、統括責任者へ行うものとする。なお、別表「分掌系統表」に変更がある場合は、その都度相互に通知するものとする。

第５条（提供された情報の取扱い等）

甲から乙に提供される情報については、高潮など津波以外の情報も感知するため誤報の可能性があり、取り扱いの難しい情報である。よって、乙は、甲から提供を受けた情報について、システムから配信される情報の特性を十分に理解したうえで、乙の責任においてさぬき市の組織内でのみ利用するものとし、原則として甲の許可を得ないでさぬき市の組織外部へ直接提供してはならない。また、何らかの不可抗力によりさぬき市の組織外部へ情報が漏洩した場合、分掌系統表に基づき、甲の連絡担当者に対して速やかに通知するものとする。なお、情報が漏洩した場合、情報漏洩元が責任を持って対応するものとする。

第６条（機器の設置等）

甲及び乙は、別図に定める責任範囲に従い、機器等を整備し、そのために必要な経費を負担するものとする。

２　機器等の維持管理、変更及び撤去に要する費用は、機器等の設置者が負担するものとする。

３　機器等の更新、改変等の必要性が生じる場合は、別途協議するものとする。

第７条（訓練等）

甲及び乙は、情報の円滑かつ迅速な提供と情報の有効活用を図ることを目的とした情報伝達訓練等を行っていくものとする。

第８条（協議事項）

この協定書に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

第９条（有効期間）

この協定書の有効期間は、協定書を締結した日から平成３０年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の１箇月前までに甲又は乙のいずれからも何ら申し出がない時は、さらに１年継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。

この協定書締結の証として本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年７月４日

甲　　国土交通省　四国地方整備局　次長

乙　　さぬき市長

２－３３　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と讃岐リース株式会社東讃営業所（以下「乙」という。）とは、災害時における資機材のレンタルについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内において、地震、津波、風水害その他の災害（さぬき市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」を含む。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の、災害応急活動等に必要となる車両および資機材その他の乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対し、災害時におけるレンタル機材提供に関する要請書（別紙１。以下「要請書」という。）により機材の提供について協力要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲が緊急を要すると判断した場合は、電話または口頭により要請することができる。この場合において前項の規定による手続きは、事後に行うものとする。

３　乙は、甲から第１項の規定による協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書（別紙２）を甲に提出するものとする。

（機材の引き渡し）

第３条　機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（連絡窓口）

第４条　この協議に係る連絡窓口は、甲においては、さぬき市総務部総務課危機管理室とし、乙においては、讃岐リース株式会社東讃営業所とする。

２　甲および乙は、災害時の連絡先および方法を事前に定めておくものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を負担するものとする。

２　機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲または乙からの申出がない場合は、本協定は同一条件にて１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項または、この協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年９月６日

甲　　香川県さぬき市志度５３８５番地８
　　さぬき市
　　さぬき市長

乙　　香川県東かがわ市町田７３５番地１
　　讃岐リース株式会社
　　東讃営業所
　　所　　長

２－３４　災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害時における資機材のレンタルについて、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内において、地震、津波、風水害その他の災害（さぬき市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」および「緊急対処事態」を含む。）が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の、災害応急活動等に必要となる車両および資機材その他の乙が保有するレンタル機材（以下「機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、機材を要すると判断したときは、乙に対し、災害時におけるレンタル機材提供に関する要請書（別紙１。以下「要請書」という。）により機材の提供について協力要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲が緊急を要すると判断した場合は、電話または口頭により要請することができる。この場合において前項の規定による手続きは、事後に行うものとする。

３　乙は、甲から第１項の規定による協力要請を受け、機材の提供を実施したときは、災害時における機材の提供報告書（別紙２）を甲に提出するものとする。

（機材の引き渡し）

第３条　機材の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員または甲が指定した者を派遣し、機材を確認のうえ引渡しを受けるものとする。

（連絡窓口）

第４条　この協議に係る連絡窓口は、甲においては、さぬき市総務部総務課危機管理室とし、乙においては、株式会社アクティオ東かがわ出張所とする。

２　甲および乙は、災害時の連絡先および方法を事前に定めておくものとする。

（費用の負担）

第５条　甲は、乙が提供した機材の対価および機材運搬に係る費用を負担するものとする。

２　機材の対価および機材運搬に係る費用は、災害の発生直前における適正なレンタル価格等を基準として、甲乙が協議して決定する。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲または乙からの申出がない場合は、本協定は同一条件にて１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項または、この協定に関し疑義が生じた事項は、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年１０月１７日

甲　　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　　香川県高松市田村町５４０番地
株式会社アクティオ　四国支店
支店長

２－３５　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、さぬき市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、さぬき市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅

地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成３０年３月３１日までとする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２９年９月１１日

甲）香川県さぬき市志度 5385 番地 8
さぬき市
さぬき市長

乙）香川県高松市上福岡町 816 番地 1
株式会社ゼンリン四国エリア統括部
統括部長

２－３６　災害時における食料、生活必需品等の輸送等協力に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と赤帽香川県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害が発生し、または発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における食料、生活必需品等（以下「物資」という。）の輸送について、甲が乙に自動車による輸送（以下「輸送」という。）の協力を要請し、相互に協力して住民生活の早期安定を図るため、次のとおり物資の輸送等の協力について協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の自動車による物資等の輸送等に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請および要請手続き）

第２条　甲は、災害時に、次項に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し次条に掲げる業務に係る協力を要請することができるものとし、乙は特別な理由がない限り、要請に協力するものとする。

２　前項の規定による要請は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力を要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

(1) 災害の状況および要請した理由

(2) 要請した車両台数および人数

(3) 要請期間および輸送する物資

(4) その他必要な事項

（業務の内容）

第３条　この協定により、甲が乙に対し協力を要請できる業務は、次のとおりとする。

(1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務

(2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務

(3) 甲が災害対策本部を開設する場合およびさぬき市物流拠点施設等を開設・運営する場合において、物資の輸送管理に関する助言・指導等を行う物流専門家および作業員等の派遣

(4) その他甲が必要とする災害応急対策業務

（輸送業務）

第４条　甲の要請により物資の輸送に従事する乙の組合員は、甲の指示により、物資の輸送業務に従事する。

（事故等）

第５条　乙が供した自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は速やかに当該自動車を交換し、その輸送を継続しなければならない。

（業務報告）

第６条　乙は、この協定に基づく業務に協力したときは、次に掲げる事項を口頭または電話等をもって甲に報告するものとし、その後、文書により提出するものとする。

(1) 従事した車両および従事者名簿

(2) 従事日数および走行距離

(3) その他必要事項

（費用の負担）
第７条　乙がこの協定に基づき実施した業務に要した経費は、甲が負担する。
２　前項の経費については、災害発生直前における適正価格を基準として、甲と乙が協議して定めるものとする。
（費用の請求および支払）
第８条　乙は、業務の終了後、当該業務に要した費用について、組合員の輸送活動実績を集計し、甲に一括して請求するものとする。
２　甲は、前項の規定に基づき乙から費用の請求があったときは、内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。
（補償）
第９条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、またはその業務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成１６年香川県市町総合事務組合条例第６号）の規定を準用し、甲が補償する。
（支援体制の整備）
第１０条　乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図れるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。
（有効期限）
第１１条　この協定は、協定締結日から効力を生ずるものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を有する。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年１０月３０日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　香川県高松市国分寺町柏原３３６番地１
赤帽香川県軽自動車運送協同組合
代表理事

２－３７　災害時における協力に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）とＮＰＯ法人　輝（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害その他の災害（さぬき市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）及び捜索活動等の必要が発生した場合（以下「災害時」という。）において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時において、マルチコプターによる災害情報の収集等の業務に関し、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において、次条に掲げる内容の協力を得る必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、業務の内容、期間等を明らかにし、「災害時協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請を行うものとし、後日速やかに前述の要請書を提出するものとする。

（業務の内容）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「協力業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 空撮画像の提供等による被災状況の調査に関すること。

(2) 救助活動及び必要な情報の収集に関すること。

(3) その他災害応急対策に必要な情報の提供に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（支援活動の実施）

第４条　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務報告）

第５条　乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに、業務実施内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第６条　乙がこの協定に基づく業務の実施に要した経費は、当該災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲と乙が協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第７条　乙は業務の終了後、当該業務に要した費用について、甲に請求するものとする。

２　甲は、請求があったときは、その内容を確認のうえ、速やかにその費用を支払うものとする。

（補償）

第８条　この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、またはその業務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合においては、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の適用のある場合を除き、香川県市町総合事務組合消防団員等公務災害補償条例（平成１６年香川県市町総合事務組合条例第６号）の規定を準用し、甲が補償するものとする。

（連絡責任者及び情報交換）

第９条　この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、甲においては総務部総務課危機管理室長を、乙においては 代表理事を連絡責任者とし、平常時から情報交換に努め、災害時に備えるものとする。

（有効期限）

第１０条　この協定の有効期限は、協定締結日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期限が満了する日の１か月前までに、甲または乙からの申出がない場合は、本協定は同一条件にて１年間延長されるものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項または、この協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年１１年７日

甲　　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　　香川県東かがわ市川東１５８番地１７
ＮＰＯ法人　輝
代表理事

２－３８　特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関する覚書

さぬき市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社香川支店（以下「乙」という。）は、大規模災害等が発生した際（以下「災害発生時」という。）の乙の提供する特設公衆電話の設置及び管理並びに利用等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第１条　本覚書は、災害発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信を確保することを目的とする。

(用語の定義)

第２条　本覚書に規定する「災害発生時」とは、強度の地震等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議の上定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を施設し、災害発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

(通信機器の管理)

第３条　甲は、本覚書にもとづき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

(設置設備の管理及び修復費用の負担)

第４条　甲及び乙は、甲が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管、引込柱等）及び乙が設置する特設公衆電話の配備に必要な設備（屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）、保安器、引込線等）について、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう管理に努めることとする。

２　前項の乙の設備が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、当該破損に係る修復費用については、原則、甲が負担するものとする。

(特設公衆電話の設置)

第５条　特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議の上、決定することとし、設置場所等の必要な情報は甲乙互いに保管するものとする。

２　前項の情報の保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を定め、その氏名を別に定める様式をもって相互に通知することとする。

(特設公衆電話の移転及び廃止等)

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等を行ったときには、速やかにその旨を乙に報告しなければならない。

２　特設公衆電話の新たな設置場所を設ける場合は、甲は乙に対し報告することとする。

(定期試験の実施)

第７条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別に定める接続試験を実施することとする。

(異常発見時の取扱い)

第８条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回路について何らかの異常を発見

した場合は、速やかに相互に確認しあい、当該異常の除去に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の開設)

第９条　特設公衆電話の利用の開始については甲乙協議の上、乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者若しくは帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において大規模災害が発生し、甲と乙が連絡を取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとする。

(特設公衆電話の利用)

第 10 条　甲及び乙は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

第 11 条　特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は特設公衆電話に係る電話機を速やかに撤去するものとする。

(設置場所の公開)

第 12 条　乙は、有事の際は事前設置した特設公衆電話を利用開始した時点でニュースリリースを行うこととする。

(目的外利用の禁止)

第 13 条　甲は、第７条に規定する定期試験及び第９条に規定する開設を除き、特設公衆電話の利用を行わないものとする。

２　甲は、乙より特設公衆電話に係る目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該目的外利用が発生しないよう措置を講じるものとする。

３　前項の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

４　第２項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議の上講ずるものとする。この場合において，特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等は、甲が負担するものとする。

（協議事項）

第 14 条　本書に定めのない事項又は本書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自がその１通を保有する。

平成３０年１０月　２日

甲　　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　　香川県高松市観光通１丁目８番地２
西日本電信電話株式会社　香川支店
支店長

２－３９　災害時における車両避難場所の提供に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と徳島文理大学（以下「乙」という。）とは、災害時における地域住民の車両の一時避難場所について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内において、地震、津波、高潮、洪水、土砂災害、大規模火災等の災害が発生したとき、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の、地域住民の車両の一時避難場所として、乙が所有する施設（以下「車両避難場所」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、災害時において、車両避難場所の開設を要すると判断したときは、乙に対し、災害時における車両避難場所の提供に関する要請書（別紙１）により車両避難場所の提供について協力要請を行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、甲が緊急を要すると判断したときは、電話又は口頭により要請することができる。この場合において前項の規定による手続きは、事後に行うものとする。

３　乙は、甲から第１項の規定による協力要請を受け、車両避難場所の提供を実施したときは、災害時における車両避難場所の提供報告書（別紙２）を甲に提出するものとする。

（施設の使用）

第３条　車両避難場所として使用する施設は、志度音楽ホール前グラウンド・鴨庄グラウンド・鴨部南グラウンドとする。ただし、前記以外の施設の使用が必要となったときは甲乙協議の上決定するものとする。

２　甲は、車両避難場所を開設後、利用者等が施設、設備等を破損させたときは、これに係る修理経費等を負担しなければならない。

（車両避難場所の鍵の管理）

第４条　車両避難場所として使用する施設の鍵は、あらかじめ乙から甲に引き渡すものとし、さぬき市総務部総務課危機管理室において管理するものとする。なお、本協定を変更又は廃止する場合や、車両避難場所として使用する施設が変更になった場合等により、甲が借り受けている鍵を必要としなくなった時は、直ちに乙に鍵を返却するものとする。

２　鍵の借り受け又は返却については、「鍵受渡書（様式第１号）」によるものとする。

（連絡窓口）

第５条　この協定に係る連絡窓口は、甲においては、さぬき市総務部総務課危機管理室とし、乙においては、徳島文理大学香川キャンパス総務部施設用度課とする。

（原状回復）

第６条　甲は、乙が提供した車両避難場所について使用が終了した後、乙の指定する期日までに原状に回復し、乙に返還しなければならない。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙からの申出がないときは、本協定は同一条件にて１年間更新されるものとし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年１２月３日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　徳島県徳島市寺島本町東１番地８
徳島文理大学
理事長

２－４０　津波等甚大災害緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）と西日本高速道路株式会社四国支社香川高速道路事務所（以下「乙」という。）は、津波・地震・高潮・大規模火災（以下「津波等甚大災害」という。）の発生時に、乙が管理する高速道路敷地の一部（以下「高速道路敷地」という。）を甲が一時的に使用すること（以下「一時使用」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的及び範囲）

第１条　甲は、さぬき市内に津波等甚大災害の発生又はそのおそれがある場合、別添図１の範囲に居住する住民（以下「地域住民」という。）の生命を守るため、指定緊急避難場所として高速道路敷地の一部を一時使用することができる。

２　甲が一時使用できる高速道路敷地は、津田の松原サービスエリア（上り線）のうち別添図２に示す範囲とする。

（避難計画への反映）

第２条　甲は、本協定で定めた津波等甚大災害発生時の緊急避難における高速道路敷地の一時使用に関する事項について関係機関と調整のうえ、地域の避難計画に速やかに反映させるものとする。

（使用期間）

第３条　甲が高速道路敷地を一時使用できる期間は、さぬき市内に津波等甚大災害の発生又はそのおそれがある場合、香川県内に各種警報が発表されるなどそのおそれが生じたときから、香川県に発表された各種警報が解除されるなど、津波等甚大災害による避難の必要がなくなったときまでとする。

（使用料）

第４条　甲が本協定により高速道路敷地を一時使用する際の使用料は、無償とする。

（避難訓練）

第５条　甲は、第１条の目的を円滑に達成するため、事前に乙と協議のうえ、避難訓練を実施するものとする。

（原状復旧）

第６条　本協定による高速道路敷地の一時使用に起因して休憩施設または道路施設が損傷したときは、甲の負担により原形に復旧することを原則とし、その復旧方法については甲が乙と協議するものとする。

（安全対策）

第７条　甲は、高速道路敷地の一時使用にあたって、避難方法及び地域住民の安全確保に一切の責任を負うものとし、乙と協議のうえ、必要な安全対策を講じるものとする。

２　甲は、乙の管理する休憩施設または道路施設の一部を改造し、若しくは改築しようとするとき、又は休憩施設内に新たな施設を設けようとするときは、甲はあらかじめ乙と協議のうえ、道路法等関係法令の諸手続きをとるものとする。

（地域住民への周知）

第８条　甲は、本協定に定める一時使用の目的、範囲及び使用期間等のほか、次の各号を関係する地域住民に周知したうえで運用を図るものとする。

一　休憩施設が災害等により損傷し、一時使用が困難となる場合があること。

二　走行する車両が存在し得るため、高速道路本線内及び休憩施設の駐車場に立ち入らな

いこと。

三　休憩施設では、避難生活等の長期の使用はできないこと。

四　避難時に、乙からの誘導があった場合には、その指示に従うこと。

（損害賠償）

第９条　甲は、一時使用又は事前対策により乙に損害を与え、又は第三者と紛争を生じたときは、速やかに乙に届け出て、甲の責任において損害を賠償し、又は紛争を解決するものとする。

２　本協定による一時使用に伴い発生した第三者の損害及び事故等については、乙は一切の責任を負わない。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間の満了の日までに甲乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に３年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、３０日前までに相手方に対し解除の申入れをしなければならない。

（定めのない事項等の処理）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年３月７日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　香川県善通寺市金蔵寺町４８０
西日本高速道路株式会社四国支社
香川高速道路事務所長

２－４１　災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定

さぬき市（以下「甲」という。）と志度観光開発株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における指定緊急避難場所としての施設使用に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市内に津波及び高潮の災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、乙が所有する施設を指定緊急避難場所として使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（指定緊急避難場所）

第２条　この協定における指定緊急避難場所とは、災害時等に切迫した危険から住民等の安全を確保するため避難する場所とする。

（使用施設）

第３条　乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を指定緊急避難場所として甲に使用させるものとする。

所在地　香川県さぬき市小田３２７番地４

施設名　志度カントリークラブ入口

（通知等）

第４条　甲は、災害時等に使用施設を指定緊急避難場所として開設する必要があるときは、事前に文書で乙に対して施設使用の通知をするものとする。

２　甲は、指定緊急避難場所を緊急に開設する必要があるときは、前項の規定にかかわらず事前に乙に通知せずに施設を指定緊急避難場所として開設することができるものとする。ただし、甲は、速やかに乙に対し開設した旨を連絡のうえ通知するものとする。

３　乙は、災害時等において甲が指定緊急避難場所を開設する以前に住民等が避難してきたことを確認した場合は、使用施設を開放するとともに、甲にその旨を連絡するものとする。

４　甲は、使用施設の指定緊急避難場所としての使用を終了するときは、文書で乙に対して使用の終了の通知をするものとする。

（指定緊急避難場所の管理等）

第５条　災害時等の指定緊急避難場所の管理運営は、甲の責任において行うものとする。

２　乙は、業務に支障がない範囲で指定緊急避難場所の管理運営に協力するものとする。

３　甲及び乙は、平常時において指定緊急避難場所の管理運営に関し必要な事項を協議するものとする。

（費用負担）

第６条　指定緊急避難場所の管理運営に係る費用及び避難者によって使用施設に生じた損害は、甲が負担するものとする。

（使用施設の変更等）

第７条　乙は、使用施設を変更しようとするとき、又は使用施設を指定緊急避難場所として使用できない状況となったときは、甲に文書で報告するものとする。

（訓練等）

第８条　乙は、甲が指定緊急避難場所を使用する訓練等を実施するときは、業務に支障のない範囲で協力するものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項及びこの協定に関して疑義を生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。
（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、平成３１年３月１２日から平成３１年３月３１日までとする。
２　前項の期間満了の日の１か月前までに、甲、乙いずれかから申し出がないときは、この協定は期間満了日の翌日から更に１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成３１年３月１２日

甲　香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　香川県さぬき市小田２３１番地
志度観光開発株式会社
代表取締役

２－４２　地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院とさぬき市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成１９年法律第６３号）の趣旨にのっとり、国土地理院及びさぬき市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに県勢の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

（適用範囲）

第２条　本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

（地理空間情報の提供及び物品の貸与）

第３条　国土地理院及びさぬき市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

（災害対応等における協力）

第４条　国土地理院及びさぬき市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

（技術支援）

第５条　国土地理院及びさぬき市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

（窓口の設置）

第６条　国土地理院及びさぬき市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の３０日前までに国土地理院及びさぬき市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に１年間有効とし、その後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和元年６月１０日

茨城県つくば市北郷１番
国土交通省国土地理院
院長

香川県さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
市長

４－４３　災害時における非常通信の協力に関する協定書

さぬき市（以下「甲」という。）とさぬき市非常通信協力会（以下「乙」という。）は、地震、津波、風水害、その他の災害（さぬき市国民保護計画に定める「武力攻撃事態」及び「緊急対処事態」を含む。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市内における被害の軽減及び早急な復旧復興に資するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、さぬき市において災害時における甲の要請に基づき、乙が協力して実施する防災情報の収集及び伝達に関し、必要な事項を定めるものとする。

（非常通信の性格）

第２条　非常通信とは、電波法（昭和２５年法律第１３１号）第５２条第４号に規定する非常通信（以下「非常通信」という。）の範囲において、ボランティア精神に基づいて行われるものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、災害時において、非常通信の必要があると認めるときは、乙に協力を要請することができる。

２　乙は、前項の規定による協力要請を受けたときは、可能な範囲内において非常通信を実施するものとする。

（非常通信の内容）

第４条　甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

(1) 被害発生の場所、状況調査及び報告に関すること。

(2) 住民の避難状況及び安否状況に関すること。

(3) 救護者の発生状況及び救護状況に関すること。

(4) 道路状況及び交通機関の運行状況に関すること。

(5) ライフラインの被害状況及び応急対策状況に関すること。

(6) その他必要と認める事項に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ、相互に協力を要請することができる。

（支援活動の実施）

第５条　甲は、乙の活動が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずるものとする。

（業務報告）

第６条　乙は、この協定に基づく業務を実施したときは、当該業務終了後、速やかに、業務実施内容を甲に報告するものとする。

（個人情報及び秘密の保護）

第７条　乙は、非常通信を行うに当たって第４条各号に掲げる事項について特定の個人を識別できることができる情報がある場合は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第１６条第３項各号に掲げる場合を除き、非常通信を介して行わないものとする。

２　乙は、この協定に基づいて知り得た情報について、甲の許可なく外部に漏らしてはならないものとする。

（経費の負担）
第８条　乙が行う非常通信に関する経費のうち、保険料、旅費、食費、雑費（ただし、人件費は除く）については、甲乙協議して決定する金額を甲が負担するものとする。
（損害補償）
第９条　この協定に基づき非常通信を実施する者は、状況調査開始前までに、ボランティア活動保険等に加入するものとする。
２　前項に定める保険の加入について、その加入に要した費用については前条の規定に基づき甲が負担するものとする。
３　この協定に基づく非常通信に関する業務により負傷、疾病または死亡した場合は、第１項で定める保険により対応するものとする。
（連絡責任者及び情報交換）
第１０条　この協定に基づく協力業務を円滑に実施するため、甲においては総務部危機管理課長を、乙においては会長を連絡責任者とし、平常時から情報交換に努め、災害時に備えるものとする。
（有効期限）
第１１条　この協定の有効期限は、協定締結日から令和２年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期限が満了する日の１か月前までに、甲又は乙からの申出がない場合は、本協定は同一条件にて１年間延長されるものとし、以後も同様とする。
（協議）
第１２条　この協定に定めのない事項または、この協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和元年１０年１０日

甲　　さぬき市志度５３８５番地８
さぬき市
さぬき市長

乙　　さぬき市大川町田面５８１番地２
さぬき市非常通信協力会
会長

３－１　河川重要水防区域（１級水系指定区間および２級水系県管理区間）

県管理河川については，下記の危険度判定基準により区分し，そのうちＡ～Ｄについて，重要水防区域とする。危険度の判定基準は次のとおりとする。

危険度判定基準（洪水）

判定基準事項 / 判定項目		条　　件	危険度の判定基準				
			A	B	C	D	E
1	機能度	ｉ）改修計画で定められた河川断面が確保されている。 ⅱ）改修計画のない区間では、10年に1回程度の出水に対し、河道流下能力が確保されている。ただし、下流部で改修計画の有る場合は、上下流整合性を考慮し、10年に限定しないものとする。	×			○	
2	耐用度	ｉ）護岸の老朽化及び、根入不足。 ⅱ）天然河岸の河床洗掘及び、河岸侵食状況。ただし、山間部等の災害復旧を必要としない区間は、危険区間より除外する。	×	○	×or○	×	○
3	重要度	用途地域、ＤＩＤ地域等の重要築堤河道区間である。	重要		その他	重要orその他	
評　　価			水防上最も重要で早急な対策が必要		災害復旧では効果不十分	災害復旧で十分	現状で十分

注記：○印は安全，×印は危険箇所を示す。

危険度判定基準（高潮）

高　　潮	平成16年台風第16号の高潮被害による津波･高潮対策整備推進アクションプログラムで策定された整備延長（未整備延長）

１級水系指定区間及び２級水系県管理区間　　(m)

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理分団	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
1	吉野川	曽江谷川	長尾土木事務所	長尾４			2,200	2,040	2,060	6,300	
	〃	槇　川	〃	〃				2,265	1,535	3,800	
	〃	東谷川	〃	〃				870	430	1,300	
一級水系計　（１水系３河川）							2,200	5,175	4,025	11,400	

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理分団	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
14	大山川	大山川	長尾土木事務所	津田１				120	1,263	1,383	
15	東代川	東代川	〃	〃			200		300	500	

番号	水系名	河川名	関係土木事務所	担当水防管理分団	危険度区分					計	高潮
					A	B	C	D	E		
16	西代川	西代川	長尾土木事務所	津田１				110	1,290	1,400	
17	梶　川	梶　川	〃	津田２					1,300	1,300	
18	梅　川	梅　川	〃	〃			250	170	480	900	
19	津田川	津田川	〃	津田3大川2・3寒川3			4,920	1,440	8,662	15,022	
	〃	谷　川	〃	寒川３			500	130	612	1,242	
	〃	梅檀川	〃	大川３ 寒川２			840	250	6,332	7,422	
	〃	蓑神川	〃	寒川２					1,600	1,600	
	〃	古　川	〃	大川３			970	170	1,180	2,320	
	〃	爛　川	〃	大川２			900	2,880	4,585	8,365	
	〃	土井川	〃	〃					2,800	2,800	
	〃	谷　川	〃	〃			350		320	670	
	〃	大条川	〃	大川１				40	1,205	1,245	
	〃	本村川	〃	〃			3,609			3,609	
	〃	逆　川	〃	〃			700	350	444	1,494	
	〃	新名川	〃	〃				370	1,000	1,370	
20	滝　川	滝　川	〃	鴨庄					1,086	1,086	
21	鴨部川	鴨部川	〃	寒川3 長尾1 鴨庄				6,490	15,738	22,228	
	〃	天神川	〃	鴨庄			1,890	70	100	2,060	
	〃	川古川	〃	鴨部			680	770	2,045	3,495	
	〃	大笹川	〃	〃			690		440	1,130	
	〃	末　川	〃	寒川３			2,400		703	3,103	
	〃	古　川	〃	〃					450	450	
	〃	地蔵川	〃	寒川１			3,180	1,540	3,173	7,893	
	〃	清水川	〃	長尾１			1,270	50	2,685	4,005	
	〃	切ノ川	〃	〃			2,120		1,728	3,848	
	〃	滝ケ原川	〃	長尾２			170		1,525	1,695	
	〃	大井手川	〃	長尾１			1,700			1,700	
	〃	筒井川	〃	〃			1,716		90	1,806	
	〃	桜谷川	〃	長尾３				390	513	903	
	〃	谷　川	〃	〃				1,430	70	1,500	
22	弁天川	弁天川	〃	志度１					1,560	1,560	
23	大橋川	大橋川	〃	〃		700	250			950	
24	玉浦川	玉浦川	〃	志度２		440	870		60	1,370	
二級水系計　（１１水系３５河川）						1,140	30,175	16,770	65,339	113,424	

番号は香川県の一級河川・二級河川№を示す。

河川占用許可工作物狭窄箇所

河川名		位　　置	占用許可工作物	土木事務所等	備　　考
水系名	河川名				
東代川	東代川	津田町鶴羽	県道橋	長尾土木事務所	河口より 0.25 km 上流ボックスカルバート
津田川	爛　　川	大川町南川	固定堰	〃	津田川合流地点より 3.0 km上流（2 基）
〃	〃	〃	潜水橋	〃	津田川合流地点より 3.0 km上流（2 基）
滝　　川	滝　　川	小田	県道橋	〃	県道志度小田津田線
鴨部川	筒井川	長尾西	取水堰	〃	鴨部川合流地点より 1.1 km上流
〃	〃	〃	〃	〃	県道高松長尾大内線の下流

３－２　洪水に関する水位情報周知河川

知事が指定する水位情報周知河川の実施河川・区域・基準地点・実施担当機関

河川名	区域				延長	基準水位観測所	実施担当機関名
津田川	幹川	左岸	香川県さぬき市大川町田面 1687 番地 1 地先（新名川合流地点）	から　海まで（河口）	11.7km	弁天橋	香　川　県 長尾土木事務所
		右岸	香川県さぬき市大川町田面 1688 番地地先				
鴨部川（下流）	幹川	左岸	香川県さぬき市長尾西 2471 番地地先（桜谷川合流地点）	から　海まで（河口）	15.6km	脇　橋	香　川　県 長尾土木事務所
		右岸	香川県さぬき市長尾名 1036 番地地先				

３－３　水位警報河川

知事が指定した水防警報を行う河川及びその区域

河川名	区域			延長	基準水位観測所	関係水防管理団体名
津田川	幹川	左岸	香川県さぬき市大川町田面 1687 番地 1 地先（新名川合流地点）から　海まで（河口）	11.7km	弁天橋	さぬき市
		右岸	香川県さぬき市大川町田面 1688 番地地先			
鴨部川（下流）	幹川	左岸	香川県さぬき市長尾西 2471 番地地先（桜谷川合流地点）から　海まで（河口）	15.6km	脇　橋	さぬき市
		右岸	香川県さぬき市長尾名 1036 番地地先			

３－４　津波又は高潮に関する水防警報河川及び海岸

知事が行う津波に関する水防警報河川及び海岸

対　象	関係水防管理団体
沿岸市町	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、**さぬき市**、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町の７市５町

知事が行う高潮に関する水防警報河川及び海岸

対　象	関係水防管理団体
沿岸市町	高松市、丸亀市、坂出市、観音寺市、**さぬき市**、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、直島町、宇多津町、多度津町の７市５町

３－５　浸水想定区域図（津田川水系津田川）

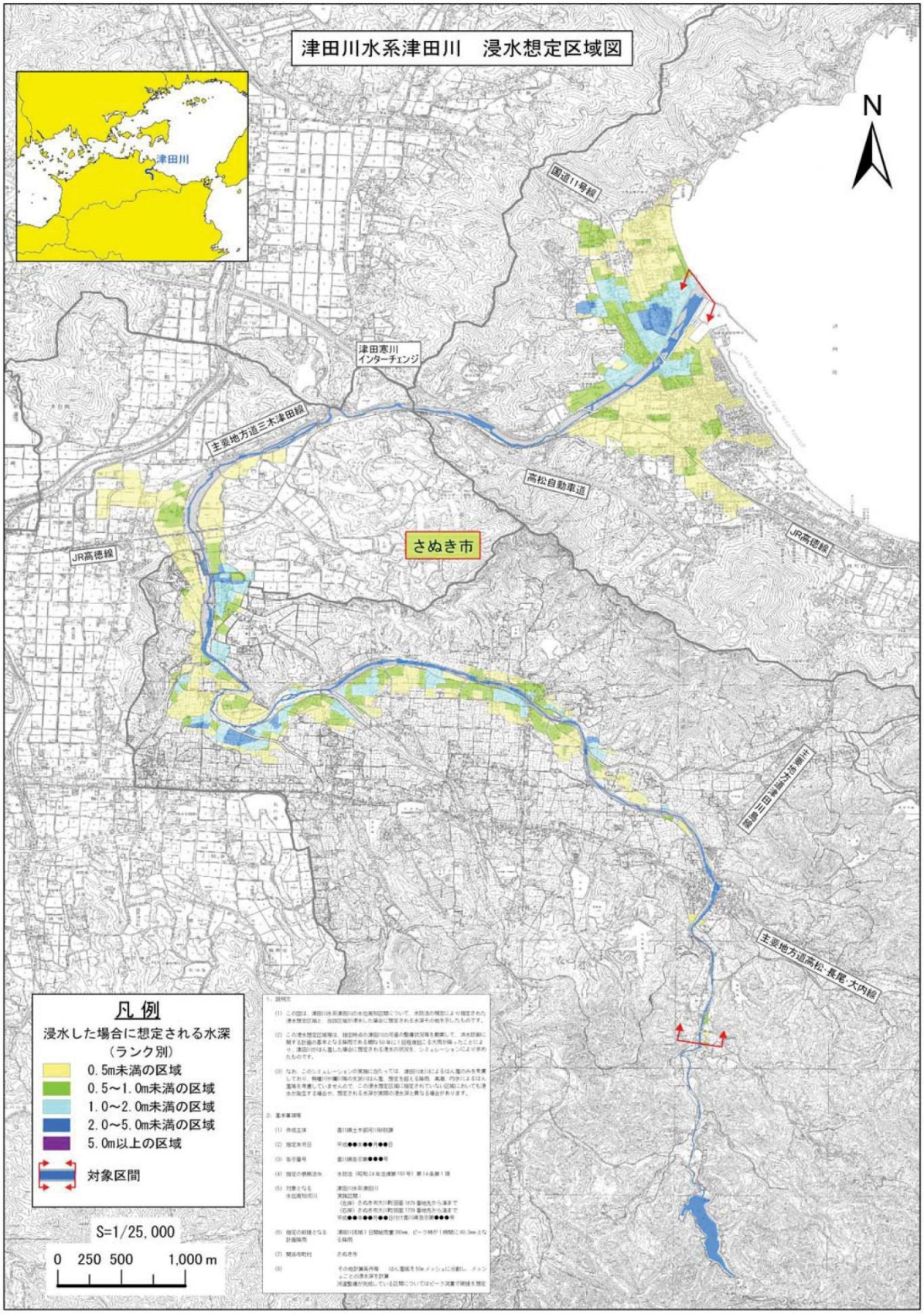

３－６　浸水想定区域図（鴨部川水系鴨部川）

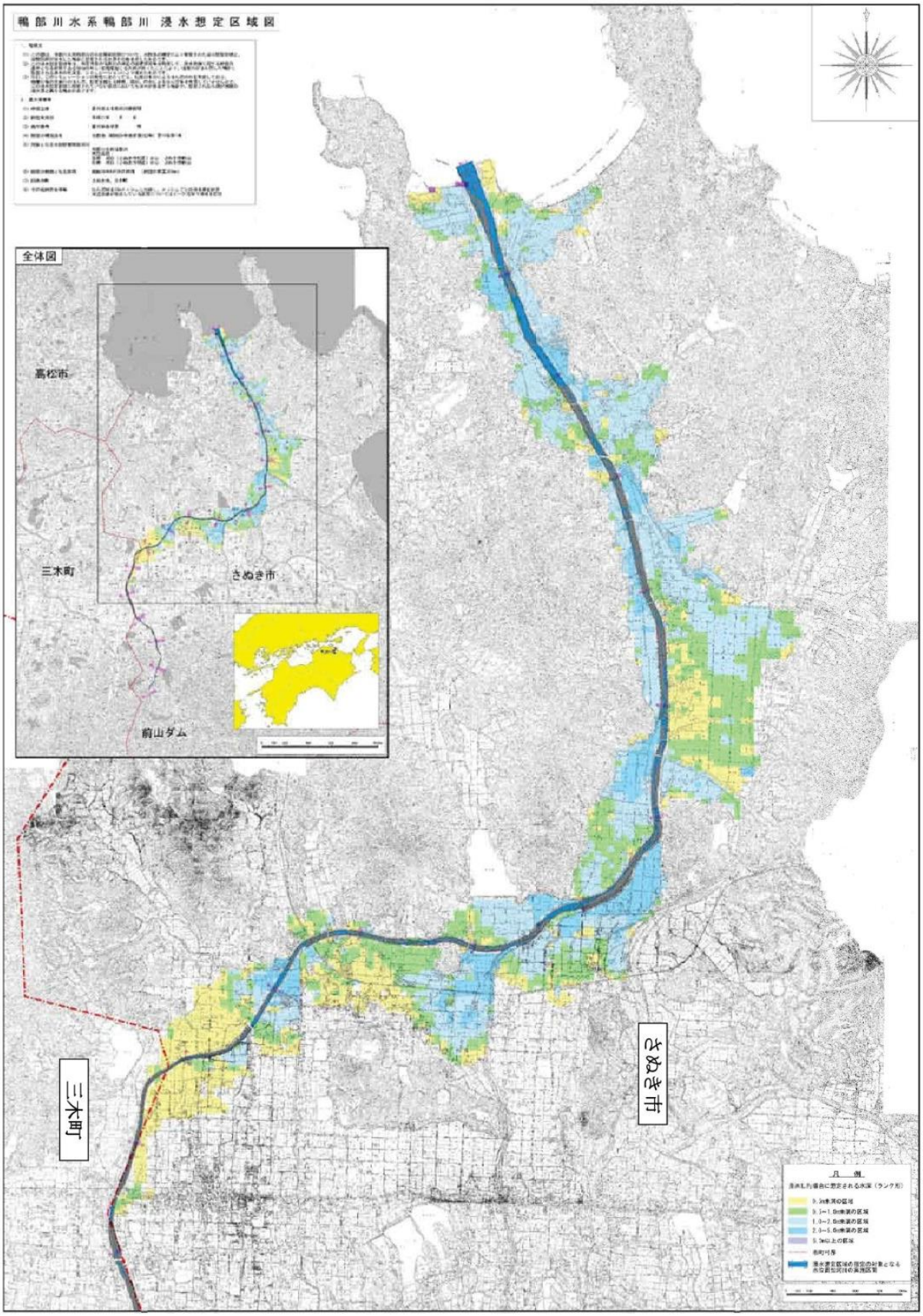

３－７　浸水想定区域内に位置する要配慮者利用施設

（津田川水系津田川）

番号	名　　称	所　　在　　地	電話番号	備　考
1	溝渕内科循環器クリニック	さぬき市津田町津田 1048 番地 1	0879-42-1122	
2	津田幼稚園	さぬき市津田町津田 1467 番地 3	0879-42-2187	
3	津田中央保育所	さぬき市津田町津田 1467 番地 4	0879-42-3461	
4	津田高等学校	さぬき市津田町津田 1632 番地 1	0879-42-3125	
5	さぬき市国民健康保険津田診療所	さぬき市津田町津田 1673 番地 1	0879-42-1055	
6	華山ファミリークリニック	さぬき市寒川町神前 1562 番地 1	0879-23-2555	（鴨部川）
7	さぬき南中学校	さぬき市大川町富田西 2823 番地 1	0879-43-4304	

（鴨部川水系鴨部川）

番号	名　　称	所　　在　　地	電話番号	備　考
1	さぬき北小学校	さぬき市鴨庄 2947 番地	087-895-1154	
2	鴨庄放課後児童クラブ	さぬき市鴨庄 2947 番地	087-895-0835	
3	さぬき北幼稚園	さぬき市鴨庄 2949 番地 3	087-895-0831	
4	大松内科医院	さぬき市鴨庄 3013 番地 1	087-895-1256	
5	デイサービスなかよし	さぬき市鴨部 7342 番地 1	087-895-0908	
6	有料老人ホーム 御徳	さぬき市鴨部 7343 番地 1	087-895-0739	
7	華山ファミリークリニック	さぬき市寒川町神前 1562 番地 1	0879-23-2555	（津田川）
8	神前小学校	さぬき市寒川町神前 1615 番地	0879-43-2124	
9	デイサービスセンター憩	さぬき市長尾西 204 番地 5	0879-23-6320	
10	デイサービス憩の里	さぬき市長尾西 204 番地 10	0879-23-6573	
11	ケアビレッジ憩	さぬき市長尾西 204 番地 10	0879-52-0105	
12	デイサービスあいりす	さぬき市造田是弘 619 番地 7	0879-52-4663	
13	有料老人ホームあいりす	さぬき市造田是弘 619 番地 7	0879-52-4663	
14	造田小学校	さぬき市造田是弘 688 番地 1	0879-52-2141	
15	服部内科医院	さぬき市造田是弘 688 番地 3	0879-52-2173	
16	造田児童館	さぬき市造田野間田 693 番地 8	0879-52-1565	
17	たらちね保育園	さぬき市造田野間田 676 番地 5	0879-52-3596	
18	造田幼稚園	さぬき市造田是弘 800 番地 1	0879-52-4346	
19	小規模多機能型居宅介護ホーム幸楽苑	さぬき市造田是弘 618 番地 6	0879-52-5448	

３－８　さぬき市公共下水道事業計画図（雨水）

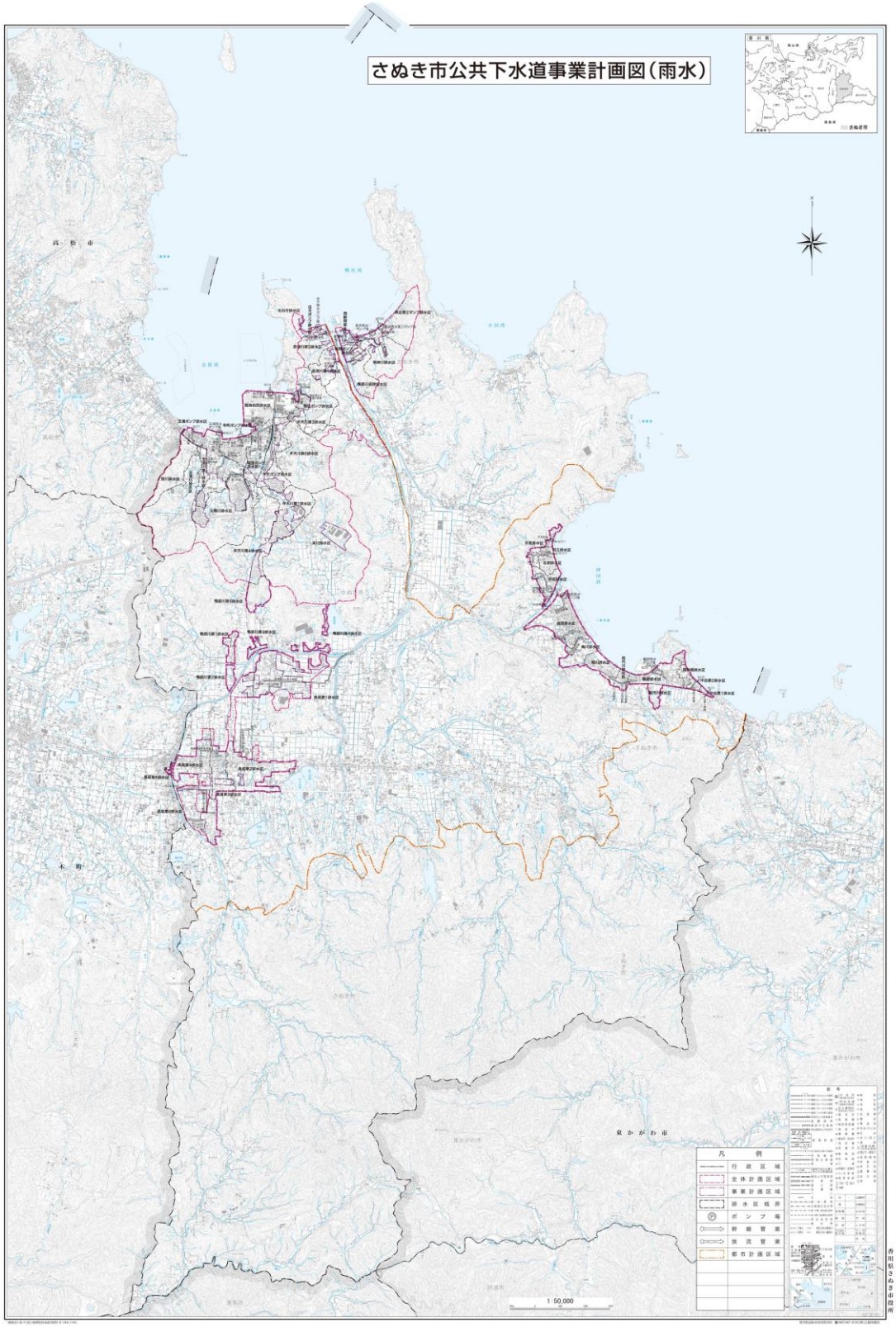

３－９　海岸・港湾・漁港重要水防区域

（１）国土交通省海岸重要水防区域

番号	地区海岸名	位　置	関係土木事務所	担当水防管理分団	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
6	中谷	さぬき市	長尾土木事務所	津田１	598	0	―	―	
7	鵜部	〃	〃	〃	115	0	―	―	
8	羽立	〃	〃	津田３	235	0	―	―	
9	曽根	〃	〃	津田４	320	0	―	―	
10	本小田	〃	〃	小田	165	0	―	―	
11	浦小田	〃	〃	〃	1,340	0	―	―	
12	苫張	〃	〃	〃	376	300	越波・高潮	積土のう・杭打	
13	長浜新開	〃	〃	鴨庄	1,152	0	―	―	
14	二子浦	〃	〃	〃	320	0	―	―	
15	白方	〃	〃	〃	527	193	越波・高潮	積土のう・杭打	
16	伯父浦	〃	〃	〃	185	0	―	―	
17	穴子	〃	〃	〃	375	0	―	―	
合　計					5,708	493			

番号は香川県の海岸保全区域表№を示す。

（２）農林水産省海岸重要水防区域

番号	地区海岸名	位　置	関係事務所	担当水防管理分団	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
3	青木	さぬき市	東讃土地改良事務所	津田１	655	0	―	―	
4	平畑	〃	〃	津田４	495	0	―	―	
5	前坂	〃	〃	〃	130	0	―	―	
6	蜿谷	〃	〃	小田	65	0	―	―	
7	釜居谷	〃	〃	〃	450	240	越　波	積土のう・杭打	
8	野々浦	〃	〃	〃	124	0	―	―	
9	大楡	〃	〃	〃	82	0	―	―	
10	小楡	〃	〃	〃	90	0	―	―	
11	松ケ谷	〃	〃	〃	50	0	―	―	
12	長者谷	〃	〃	〃	60	0	―	―	
13	蜂ケ浦	〃	〃	鴨庄	168	168	―	―	
14	室沖西	〃	〃	〃	321	0	―	―	
合　計					2,690	408			

番号は香川県の海岸保全区域表№を示す。

（３）港湾重要水防区域

番号	地区海岸名	位　置	関係土木事務所	担当水防管理分団	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
						延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
4	津田港	さぬき市	長尾土木事務所	津田1・2・3	6,003	470	越波・高潮	積土のう	
5	志度港	さぬき市 高松市	長尾土木事務所 高松土木事務所	志度１	3,609	0	―	―	
合　計					9,612	470			

番号は香川県の港湾表№を示す。

（４）漁港重要水防区域

番号	地区海岸名	位　置	担当水防管理分団	重要水防区域(m)	特に危険な区域			備考
					延長(m)	予想される危険	対策水防工法	
6	脇　元	さぬき市	津田１	640	421	越波・高潮・	積土のう	
7	吉　見	〃	津田３	390	0	―	―	
8	江　泊	〃	津田４	278	119	高　潮	積土のう	
9	小　田	〃	小田	295	158	越波・高潮	〃	
10	小田浦	〃	〃	336	0	―	―	
11	苫　張	〃	〃	220	220	越波・高潮	積土のう	
12	長　浜	〃	鴨庄	229	229	高　潮	〃	
13	新　開	〃	〃	329	329	越波・高潮	〃	
14	白　方	〃	〃	638	196	〃	〃	
15	室　沖	〃	〃	500	300	〃	〃	
16	泊	〃	〃	491	491	〃	〃	
合　　計				4,346	2,463			

番号は香川県の漁港表№を示す。

３－１０　ため池重要水防区域

番号	堰堤名	関係河川名	規模 堤長 m	規模 堤高 m	規模 貯水量 千t	関係土地改良事務所	担当水防管理分団	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法	備考
1	猿田池	本村川	67.0	8.2	17.1	東讃土地改良事務所	大川１	13.0	漏水決壊	土俵積立・杭打	猿田池水利組合
2	花　池	大橋川	200.0	5.0	20.0	〃	志度２	12.0	〃	〃	（個人）
3	分木池	〃	120.0	7.0	23.0	〃	〃	12.0	〃	〃	（個人）
4	東王田池	地蔵川	412.0	7.7	255.1	〃	寒川１	121.0	〃	〃	東王田池水利組合
5	野間池	末川	392.0	6.4	385.0	〃	長尾２	171.0	〃	〃	さぬき市野間池土地改良区
6	双の池	津田川	282.0	3.8	143.6	〃	大川３	60.0	〃	〃	双の池水利組合
7	岩手池	鴨部川	15.0	5.0	31.4	〃	長尾２	22.1	〃	〃	（個人）
8	船原下池		158.0	7.8	123.1	〃	大川１	41.0	〃	〃	船原池水利組合
9	田面新池		105.0	7.3	109.7	〃	〃	41.0	〃	〃	新池水利組合
10	羽鹿池		228.0	9.3	80.0	〃	大川２	40.0	〃	〃	羽鹿池水利組合
11	弥勒池	津田川	96.0	16.8	236.0	〃	〃	56.0	〃	〃	弥勒水利組合
12	長行池	幸田川	150.0	12.0	228.3	〃	志度２	63.0	〃	〃	３ヶ池水利組合
13	白川原大池	川古川	156.0	12.0	108.0	〃	鴨部	30.0	〃	〃	白川原大池水利組合
14	中王田池	鴨部川	270.0	4.0	206.0	〃	寒川１	12.0	〃	〃	中王田池水利組合
15	御田神辺池	津田川	172.0	9.0	117.2	〃	寒川２	10.8	〃	〃	御田神辺池水利組合
16	明神池	〃	125.0	7.9	100.1	〃	〃	12.0	〃	〃	明神池水利組合
17	花の山池	鴨部川	75.0	21.5	200.0	〃	寒川１	26.0	〃	〃	花の山池水利組合
18	熊田池	〃	606.0	6.0	161.2	〃	長尾３	37.0	〃	〃	木田郡二股土地改良区
19	宮池	〃	707.0	9.4	537.5	〃	〃	100.0	〃	〃	石神連合配水委員会
20	石神池	〃	200.0	21.0	769.0	〃	〃	220.0	〃	〃	〃
21	大山砂池	西代川	64.0	13.0	12.9	〃	津田１	0.1	〃	〃	大山水利組合
22	新池	〃	55.0	9.0	5.5	〃	〃	3.0	〃	〃	大山水利組合
23	ショケアン池	梶川	25.0	5.5	1.4	〃	津田２	0.3	〃	〃	（個人）
24	御座田上池	〃	88.0	9.0	39.0	〃	〃	94.3	〃	〃	御座田水利組合
25	御座田下池	〃	165.0	8.6	51.9	〃	〃	15.0	〃	〃	御座田下水利組合
26	比與田下池		128.0	9.7	60.0	〃	津田３	20.0	〃	〃	上所水利組合
27	谷大池	津田川	48.0	6.4	18.6	〃	大川２	3.6	〃	〃	谷町水利組合
28	津村下池	弁天川	80.0	8.5	24.0	〃	志度２	30.0	〃	〃	３ヶ池水利組合
29	津村中池	〃	45.0	6.0	21.4	〃	〃	30.0	〃	〃	〃
30	天野北池	〃	80.0	7.0	12.0	〃	〃	4.8	〃	〃	（個人）
31	前池	〃	60.0	6.5	10.3	〃	〃	8.4	〃	〃	（個人）
32	平谷上池	〃	27.0	6.0	4.5	〃	〃	8.4	〃	〃	（個人）
33	藤井大池	田中川	125.0	5.0	16.5	〃	〃	8.0	〃	〃	（個人）
34	平竹池	大橋川	77.0	12.0	50.0	〃	志度２	63.0	〃	〃	３ヶ池水利組合
35	大井新池	〃	131.0	9.3	75.5	〃	〃	11.0	〃	〃	大井新池水利組合
36	奥池	川古川	60.0	5.0	2.0	〃	〃	2.1	〃	〃	（個人）
37	成山池	〃	125.0	6.4	90.0	〃	〃	15.4	〃	〃	成山池水利組合
38	新池	〃	60.0	8.0	16.0	〃	〃	3.7	〃	〃	（個人）
39	すりばち池	〃	30.0	5.0	1.5	〃	〃	3.7	〃	〃	（個人）
40	よし中池	〃	25.0	5.0	1.0	〃	〃	5.7	〃	〃	（個人）

番号	堰堤名	関係河川名	規模			関係土地改良事務所	担当水防管理分団	重要水防区域 ha	予想される危険	対策水防工法	備考
			堤長 m	堤高 m	貯水量 千t						
41	合蔵池	小田浦川	100.0	7.0	14.7	東讃土地改良事務所	小田	5.9	漏水決壊	土俵積立・杭打	（個人）
42	空池	〃	39.0	5.0	1.1	〃	〃	2.4	〃	〃	（個人）
43	桜ヶ谷中池	滝川	60.0	5.0	5.0	〃	〃	5.9	〃	〃	本小田水利組合
44	桜ヶ谷下池	〃	45.0	6.0	3.2	〃	〃	5.9	〃	〃	〃
45	白羽下池	玉浦川	28.0	7.0	2.1	〃	志度２	2.0	〃	〃	（個人）
46	野丹谷新池	鴨部川	45.0	9.3	17.2	〃	寒川１	7.8	〃	〃	花の山池水利組合
47	蓮池	〃	80.0	5.0	51.7	〃	長尾２	5.0	〃	〃	蓮池虎谷池水利組合
48	荒池	鴨部川	85.0	5.1	30.0	〃	長尾３	7.5	〃	〃	荒池水利組合
49	東池	〃	42.0	6.0	1.5	〃	鴨庄	6.0	〃	〃	（個人）
50	白方中池	〃	37.0	6.0	2.3	〃	鴨庄	3.2	〃	〃	（個人）
51	白方下池	〃	35.0	4.0	0.	〃	鴨庄	3.2	〃	〃	（個人）
52	北山中池	〃	32.0	5.5	1.3	〃	鴨庄	1.8	〃	〃	（個人）
53	白方上池	〃	32.0	5.0	2.4	〃	鴨庄	3.2	〃	〃	（個人）
54	八剣池	津田川	152.0	3.1	17.7	〃	大川１	0.9	〃	〃	（個人）
55	屋敷池	〃	32.0	2.9	1.0	〃	〃	0.9	〃	〃	（個人）
合計					4534			1492.0			

重要水防区域の面積が1ha未満の地区は、少数点以下2位四捨五入、1位止りとする。

重要水防区域の面積は示された数位まで計算し、集計して四捨五入とする。

３－１１　急傾斜地崩壊危険箇所

（自然Ⅰ）

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家（戸）	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）			
12	曽根	さぬき市		津田町津田	40	190	13	4	長尾土木事務所	津田４
13	吉見	〃		〃	50	170	18	12	〃	津田３
15	上川北	〃		〃	40	240	25	8	〃	〃
16	西畑	〃		〃	40	170	25	7	〃	津田４
17	西代	〃		〃	65	110	20	10	〃	津田１
18	西町中	〃		津田町鶴羽	55	140	15	9	〃	〃
707	南羽立	〃		津田町津田	45	75	49	5	〃	津田３
19	谷町	〃		大川町富田中	50	160	8	7	〃	大川２
22	川東(2)	〃		〃	45	115	11	5	〃	〃
23	坂ノ下	〃		〃	40	95	15	6	〃	大川１
24	王子	〃		大川町田面	40	180	30	19	〃	〃
25	大国木	〃		〃	65	220	20	17	〃	〃
27	吉金	〃		大川町富田西	45	220	8	5	〃	大川３
546	阿条谷(1)	〃		大川町田面	45	140	11	8	〃	大川１
29	中西	〃		小田	40	130	35	8	〃	小　田
708	大空	〃		〃	36	90	37	5	〃	〃
709	坂ノ下	〃		〃	33	100	26	5	〃	〃
710	松ケ端	〃		鴨庄	33	60	16	6	〃	鴨　庄
712	大谷	〃		〃	41	100	21	13	〃	〃
713	新開(2)	〃		〃	31	130	23	9	〃	〃
714	小岩(1)	〃		〃	45	90	20	7	〃	〃
715	小岩(2)	〃		〃	32	130	16	5	〃	〃
716	小方	〃		〃	39	70	30	2	〃	〃
30	奥寺東	〃		寒川町神前	40	160	11	5	〃	寒川３
31	神前	〃		〃	40	180	9	25	〃	〃
32	天王	〃		寒川町石田西	50	250	11	6	〃	寒川１
33	中村	〃		寒川町神前	50	210	80	11	〃	寒川３
34	脇	〃		〃	60	165	30	5	〃	〃
547	中所	〃		寒川町石田西	43	30	9	2	〃	寒川１
35	川南	〃		造田乙井	35	210	9	8	〃	長尾２
36	寺谷	〃		長尾名	55	190	18	6	〃	長尾３
37	将基	〃		長尾東	50	170	10	8	〃	長尾１
39	槙川	〃		多和槙川	45	60	25	4	〃	長尾４

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
548	助光東	さぬき市		多和助光東	40	140	55	3	長尾土木事務所	長尾４
合　　計								265		

（自然Ⅱ）

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
10	萱落	さぬき市		津田町津田	50	90	50	2	長尾土木事務所	津田４
11	猪塚	〃		〃	40	100	10	4	〃	〃
1032	北羽立(2)	〃		〃	31	50	20	1	〃	津田３
1033	神野(1)	〃		〃	31	50	24	1	〃	津田２
1034	神野(2)	〃		〃	37	40	30	1	〃	〃
1035	神野(3)	〃		〃	36	40	26	1	〃	〃
1036	城北(2)	〃		〃	43	50	21	2	〃	津田３
20	宮内	〃		大川町富田中	55	70	6	2	〃	大川２
21	時友(2)	〃		〃	35	100	9	4	〃	〃
26	阿条谷(2)	〃		大川町田面	50	130	30	4	〃	大川１
28	平砕	〃		大川町富田中	45	70	9	2	〃	大川２
545	宮町	〃		〃	45	120	11	3	〃	〃
602	時友(1)	〃		〃	40	60	9	1	〃	〃
603	古枝	〃		大川町富田西	50	70	9	1	〃	大川３
604	北地	〃		大川町富田東	43	70	10	3	〃	大川１
605	川東(1)	〃		大川町富田中	60	60	8	2	〃	大川２
606	奥谷	〃		大川町田面	40	70	9	2	〃	大川１
608	枝谷	〃		〃	37	50	11	1	〃	〃
609	大東	〃		〃	55	65	13	1	〃	〃
611	中条	〃		大川町南川	50	105	30	2	〃	大川２
612	砕石	〃		大川町田面	50	90	35	2	〃	大川１
1037	新名(1)	〃		〃	37	100	32	1	〃	〃
1038	北地(3)	〃		大川町富田東	42	45	28	3	〃	〃
1039	枝谷(2)	〃		大川町田面	30	50	37	2	〃	〃
1040	新名(2)	〃		〃	37	115	40	2	〃	〃
1041	山下	〃		〃	37	45	14	3	〃	〃
1042	砕石(2)	〃		〃	38	50	30	1	〃	〃
1043	中条(2)	〃		大川町南川	34	100	50	2	〃	大川２
1044	横井	〃		〃	37	55	43	2	〃	大川２

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
1045	中条(3)	さぬき市		大川町南川	43	60	30	2	長尾土木事務所	大川２
1046	宗時(1)	〃		〃	48	65	50	1	〃	〃
1047	宗時(2)	〃		〃	34	90	30	2	〃	〃
1048	宗時(3)	〃		〃	37	90	65	1	〃	〃
1049	大樅	〃		〃	40	80	40	1	〃	〃
1050	平砕(2)	〃		大川町富田西	34	150	82	1	〃	大川３
1051	深宝(1)	〃		鴨部	44	60	21	1	〃	鴨　部
1052	大笹	〃		〃	36	50	11	2	〃	〃
1053	深宝(2)	〃		〃	35	120	50	4	〃	〃
1054	長浜(1)	〃		鴨庄	35	100	38	3	〃	鴨　庄
1055	坂子(1)	〃		鴨部	33	30	10	1	〃	鴨　部
1056	新開(1)	〃		鴨庄	37	70	38	1	〃	鴨　庄
1057	新開(3)	〃		〃	66	50	12	1	〃	〃
1058	小岩(3)	〃		〃	51	100	28	2	〃	〃
1059	新田	〃		〃	32	100	15	4	〃	〃
1060	末東	〃		末	31	60	17	2	〃	志度２
1061	末西	〃		〃	31	40	13	2	〃	〃
1062	穴子(1)	〃		鴨庄	45	70	7	2	〃	鴨　庄
1063	天野(1)	〃		志度	34	70	17	2	〃	志度２
1064	泊	〃		鴨庄	52	35	7	1	〃	鴨　庄
1065	穴子(2)	〃		〃	38	70	12	1	〃	〃
1066	幸田	〃		志度	30	90	16	4	〃	志度２
1067	長行(1)	〃		〃	32	75	16	1	〃	〃
1068	宮内	〃		寒川町神前	32	55	19	1	〃	寒川３
1069	脇(2)	〃		〃	50	55	19	1	〃	〃
1070	脇(3)	〃		〃	39	70	22	1	〃	〃
1071	北野間	〃		〃	42	25	9	1	〃	〃
1072	蓑神(1)	〃		寒川町石田東	35	170	33	4	〃	寒川２
1073	門入(4)	〃		〃	37	70	50	1	〃	〃
1074	門入(5)	〃		〃	34	60	50	1	〃	〃
1075	門入(1)	〃		〃	31	50	25	3	〃	〃
1076	門入(2)	〃		〃	35	70	100	1	〃	〃
1077	門入(6)	〃		〃	37	110	56	3	〃	〃
1078	門入(3)	〃		〃	42	40	40	1	〃	〃
1079	御田神辺	〃		〃	51	130	9	4	〃	〃
1080	大末	〃		寒川町石田西	44	50	29	2	〃	寒川１

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
1081	花ノ山(2)	さぬき市		寒川町石田西	30	60	25	2	長尾土木事務所	寒川１
1082	花ノ山(3)	〃		〃	41	75	38	1	〃	〃
1083	小倉(3)	〃		〃	42	110	40	4	〃	〃
1084	小倉(2)	〃		〃	41	65	50	1	〃	〃
1085	小倉(1)	〃		〃	33	45	30	1	〃	〃
38	力石	〃		多和力石	45	80	50	4	〃	長尾４
1086	乙井川北	〃		造田乙井	36	60	6	1	〃	長尾２
1087	白羽	〃		昭和	53	110	5	2	〃	〃
1088	菅谷(1)	〃		多和菅谷	39	60	17	1	〃	長尾４
1089	菅谷(3)	〃		〃	37	60	20	1	〃	〃
1090	菅谷(4)	〃		〃	46	60	40	1	〃	〃
1091	菅谷(2)	〃		〃	46	70	50	1	〃	〃
1092	上名(1)	〃		長尾名	38	90	32	2	〃	長尾３
1093	上名(2)	〃		〃	34	100	18	3	〃	〃
1094	池の内(1)	〃		〃	40	70	20	1	〃	〃
1095	池の内(2)	〃		〃	31	75	19	2	〃	〃
1096	池の内(3)	〃		〃	40	65	19	1	〃	〃
1097	池の内(4)	〃		〃	41	80	20	2	〃	〃
1098	紙漉	〃		長尾東	37	90	26	1	〃	長尾１
1099	大多和(1)	〃		前山	37	50	22	1	〃	長尾３
1100	大多和(2)	〃		〃	35	50	20	1	〃	〃
1101	大多和(3)	〃		〃	39	90	25	2	〃	〃
1102	大多和(4)	〃		〃	32	70	20	1	〃	〃
1103	相草(1)	〃		多和相草西	36	90	25	1	〃	長尾４
1104	相草(2)	〃		多和相草東	37	80	30	2	〃	〃
1105	相草(3)	〃		多和相草上	40	90	35	1	〃	〃
1106	額東西	〃		多和額西	50	30	9	1	〃	〃
1107	東谷	〃		多和東谷	42	60	23	2	〃	〃
1108	槙川(3)	〃		多和槙川	30	40	13	1	〃	〃
1109	竹屋敷	〃		多和竹屋敷	34	70	16	2	〃	〃
1110	経座西	〃		多和経座西	33	120	20	3	〃	〃
合　計								174		

（人工Ⅰ）

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家（戸）	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）			
5	天神	さぬき市		津田町鶴羽	40	80	9	8	長尾土木事務所	津田１
102	中羽立	〃		津田町津田	40	220	25	10	〃	津田３
124	川北	〃		〃	38	80	26	0	〃	〃
8	友近	〃		大川町富田東	37	60	11	6	〃	大川１
114	王子北	〃		大川町田面	38	100	20	4	〃	〃
125	向井	〃		大川町富田東	43	130	83	5	〃	〃
126	成山	〃		鴨庄	42	100	14	7	〃	鴨　庄
127	天野(2)	〃		志度	57	180	9	16	〃	志度２
128	間川(1)	〃		〃	68	100	6	7	〃	志度２
129	間川(2)	〃		〃	65	120	46	9	〃	〃
957	大将軍	〃		〃	40	180	9	11	〃	〃
958	東大谷	〃		鴨庄	38	110	18	8	〃	鴨　庄
10	中村地蔵	〃		寒川町神前	50	70	14	6	〃	寒川３
11	助光	〃		多和助光西	39	115	30	7	〃	長尾４
12	中津	〃		前山	46	120	23	1	〃	長尾３
13	兼割	〃		多和兼割	38	100	35	7	〃	長尾４
130	西塚原	〃		昭和	41	80	25	0	〃	長尾３
合　　計								112		

（人工Ⅱ）

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家（戸）	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度（度）	延長（m）	高さ（m）			
6	山根	さぬき市		津田町津田	34	40	14	3	長尾土木事務所	津田３
292	北羽立(1)	〃		〃	33	70	112	1	〃	〃
293	城北(1)	〃		〃	30	60	20	1	〃	〃
294	城北(3)	〃		〃	42	60	21	2	〃	〃
115	新池	〃		大川町田面	39	60	25	2	〃	大川１
295	豊田	〃		〃	47	80	40	3	〃	〃
296	北地(2)	〃		大川町富田東	31	80	18	1	〃	〃
297	川東(3)	〃		〃	48	75	11	2	〃	〃
298	大井	〃		鴨庄	47	60	11	2	〃	鴨　庄
299	八丁地	〃		志度	36	80	27	2	〃	志度２
9	宝善寺	〃		寒川町神前	45	75	9	3	〃	寒川３
300	山田	〃		寒川町石田西	42	15	5	1	〃	寒川１
301	花ノ山(1)	〃		〃	39	70	40	1	〃	〃

箇所番号	箇所名	位置			地形			人家(戸)	関係土木事務所	担当水防管理分団
		郡　市	町	大　字	傾斜度(度)	延長(m)	高さ(m)			
302	門入(7)	さぬき市		寒川町石田東	47	60	19	1	長尾土木事務所	寒川２
303	小倉(4)	〃		寒川町石田西	68	20	9	1	〃	寒川１
304	槙川(2)	〃		多和槙川	64	35	6	1	〃	長尾４
合　計								27		

番号は香川県土砂災害危険箇所位置図№を示す。

３－１２　土石流危険渓流

（土石流危険渓流Ｉ）

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
1	その他	その他	猪塚北川	さぬき市		津田町津田	0.08	0.02	津田４	長尾土木事務所
2	〃	〃	猪塚南川	〃		〃	0.18	0.15	〃	〃
3	〃	〃	瀬ノ下北川	〃		〃	0.09	0.02	〃	〃
4	〃	〃	瀬ノ下南川	〃		〃	0.36	0.16	〃	〃
5	〃	〃	曽根川	〃		〃	0.18	0.04	〃	〃
6	〃	〃	江泊川	〃		〃	0.21	0.15	〃	〃
7	〃	〃	松尾北川	〃		〃	0.19	0.03	〃	〃
8	〃	〃	松尾中川	〃		〃	0.24	0.05	〃	〃
9	〃	〃	松尾南川	〃		〃	0.09	0.02	〃	〃
10	〃	〃	前坂北川	〃		〃	0.43	0.29	〃	〃
11	〃	〃	前坂中川	〃		〃	0.35	0.09	〃	〃
12	〃	〃	前坂南川	〃		〃	0.34	0.04	〃	〃
13	〃	〃	平畑北川	〃		〃	0.19	0.02	津田３	〃
14	〃	〃	平畑南川	〃		〃	0.28	0.06	〃	〃
15	〃	〃	吉見川	〃		〃	0.42	0.17	〃	〃
16	津田川	津田川	中羽立川	〃		〃	0.23	0.08	〃	〃
17	〃	〃	南羽立南川	〃		〃	0.16	0.03	〃	〃
18	〃	〃	南羽立北川	〃		〃	0.30	0.04	〃	〃
19	〃	〃	西畑川	〃		〃	0.30	0.08	〃	〃
20	〃	〃	城北西川	〃		〃	0.14	0.02	〃	〃
21	〃	〃	城北中川	〃		〃	0.11	0.03	〃	〃
22	梅川	城北東川	城北東川	〃		〃	0.44	0.11	津田２	〃
23	〃	梶川	北梶川	〃		〃	0.11	0.02	〃	〃
24	〃	〃	南梶川	〃		〃	0.32	0.06	〃	〃
25	〃	〃	琴林川	〃		〃	0.15	0.03	〃	〃
26	西代川	西代川	西代川	〃		津田町鶴羽	1.17	0.36	津田１	〃
27	その他	その他	中谷東川	〃		〃	0.32	0.08	〃	〃
28	〃	〃	大山川	〃		〃	0.66	0.12	〃	〃
29	津田川	爛川	一ノ瀬上川	〃		大川町南川	0.34	0.04	大川２	〃
30	〃	〃	横井川①	〃		〃	0.19	0.05	〃	〃
31	〃	〃	大阪谷西川①	〃		〃	0.32	0.03	〃	〃
32	〃	〃	大阪谷西川②	〃		〃	0.16	0.02	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
33	津田川	爛川	大阪谷西川③	さぬき市		大川町南川	0.24	0.03	大川２	長尾土木事務所
34	〃	〃	大阪谷西川④	〃		〃	0.23	0.04	〃	〃
35	〃	〃	大阪谷東川①	〃		〃	0.44	0.05	〃	〃
36	〃	〃	大阪谷東川②	〃		〃	0.31	0.06	〃	〃
37	〃	〃	山の神川	〃		〃	0.27	0.06	〃	〃
38	〃	〃	馬地川	〃		〃	1.10	0.27	〃	〃
39	〃	〃	星越川①	〃		〃	0.50	0.07	〃	〃
40	〃	〃	星越川②	〃		〃	0.18	0.03	〃	〃
41	〃	〃	荒相川	〃		〃	0.52	0.11	〃	〃
42	〃	〃	辻当川	〃		〃	0.53	0.15	〃	〃
43	〃	〃	師走谷川①	〃		〃	0.35	0.06	〃	〃
44	〃	〃	師走谷川②	〃		〃	0.80	0.25	〃	〃
45	〃	〃	師走谷川③	〃		〃	0.78	0.70	〃	〃
46	〃	〃	師走谷川④	〃		〃	0.37	0.07	〃	〃
47	〃	〃	唐谷川①	〃		〃	0.35	0.06	〃	〃
48	〃	〃	唐谷川②	〃		〃	0.67	0.18	〃	〃
49	〃	〃	唐谷川③	〃		〃	0.30	0.04	〃	〃
50	〃	〃	唐谷川④	〃		〃	0.36	0.04	〃	〃
51	〃	津田川	鮎帰中川	〃		大川町田面	0.20	0.04	大川１	〃
52	〃	〃	鮎帰南川	〃		〃	0.18	0.03	〃	〃
53	〃	〃	長谷川	〃		〃	0.55	0.19	〃	〃
54	〃	八幡川	八幡川①	〃		〃	0.31	0.05	〃	〃
55	〃	新名川	新名西川①	〃		〃	0.32	0.04	〃	〃
56	〃	〃	新名西川②	〃		〃	0.34	0.07	〃	〃
57	〃	〃	新名川①	〃		〃	0.04	0.01	〃	〃
58	〃	〃	新名川②	〃		〃	0.67	0.20	〃	〃
59	〃	〃	新名川③	〃		〃	0.64	0.22	〃	〃
60	〃	〃	新名川④	〃		〃	0.09	0.01	〃	〃
61	〃	〃	新名川⑤	〃		〃	0.27	0.02	〃	〃
62	〃	本村川	青木川	〃		〃	0.50	0.09	〃	〃
63	〃	〃	新池川	〃		〃	0.61	0.15	〃	〃
64	〃	逆川	逆川	〃		〃	1.02	0.59	〃	〃
65	〃	本村川	逆西川①	〃		〃	0.46	0.13	〃	〃
66	〃	〃	逆西川②	〃		〃	0.14	0.02	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
67	津田川	本村川	逆西川③	さぬき市		大川町田面	0.16	0.02	大川１	長尾土木事務所
68	〃	〃	大国木川	〃		〃	0.21	0.03	〃	〃
69	〃	〃	阿条谷川	〃		〃	0.13	0.03	〃	〃
70	〃	大条川	奥谷川①	〃		大川町富田東	0.51	0.13	〃	〃
71	〃	〃	奥谷川②	〃		〃	0.16	0.03	〃	〃
72	〃	〃	日浦川	〃		〃	0.11	0.02	〃	〃
73	〃	土居川	昭和川①	〃		〃	0.13	0.02	〃	〃
74	〃	〃	昭和川②	〃		〃	0.33	0.09	〃	〃
75	〃	〃	北地川1号	〃		〃	0.40	0.21	〃	〃
76	〃	津田川	谷町東川	〃		大川町富田中	0.22	0.05	大川２	〃
77	〃	〃	谷町西川	〃		〃	0.36	0.05	〃	〃
78	〃	〃	奥宮内川	〃		〃	0.29	0.06	〃	〃
79	与田川	笠松川	八町川①	〃		大川町田面	0.14	0.02	大川１	〃
80	〃	〃	八町川②	〃		〃	0.23	0.03	〃	〃
81	〃	〃	森行川①	〃		〃	0.56	0.13	〃	〃
82	〃	〃	森行川②	〃		〃	0.57	0.35	〃	〃
83	〃	〃	森行西川	〃		〃	0.63	0.14	〃	〃
84	〃	〃	森行大谷川	〃		〃	0.88	0.17	〃	〃
85	玉浦川	玉浦川	清水川	〃		志度	0.35	0.05	志度１	〃
86	〃	〃	峰堂川	〃		〃	0.11	0.01	〃	〃
87	〃	南間川	南間川	〃		〃	0.36	0.12	志度２	〃
88	〃	〃	中東間川	〃		〃	0.22	0.06	〃	〃
89	〃	〃	中間川	〃		〃	0.23	0.02	〃	〃
90	〃	〃	間川西間川	〃		〃	0.60	0.19	〃	〃
91	〃	〃	間川東間川	〃		〃	0.40	0.05	〃	〃
92	〃	〃	西間川	〃		〃	0.49	0.07	〃	〃
93	〃	〃	東間川	〃		〃	0.47	0.07	〃	〃
94	〃	〃	藤村川	〃		〃	0.43	0.07	〃	〃
95	大橋川	大橋川	長行北川	〃		〃	0.36	0.05	〃	〃
96	〃	〃	長行中川	〃		〃	0.32	0.06	〃	〃
97	鳴部川	末川	南末川	〃		末	0.19	0.02	〃	〃
98	〃	〃	霊芝寺北川	〃		〃	0.38	0.05	〃	〃
99	〃	〃	霊芝寺川	〃		〃	0.27	0.07	〃	〃
100	〃	〃	南末西川	〃		〃	0.34	0.12	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
101	弁天川	弁天川	八ツ池川	さぬき市		志度	0.30	0.11	志度１	長尾土木事務所
102	〃	〃	八ツ池南川	〃		〃	0.22	0.03	〃	〃
103	〃	〃	八ツ池北川	〃		〃	0.09	0.02	〃	〃
104	鴨部川	鴨部川	岩渕川	〃		鴨庄	0.12	0.02	鴨庄	〃
105	〃	〃	山脇北川	〃		〃	0.25	0.02	〃	〃
106	〃	〃	山脇南川	〃		〃	0.37	0.09	〃	〃
107	〃	〃	鳴滝北川	〃		鴨部	0.47	0.07	鴨部	〃
108	〃	〃	御所の奥川	〃		〃	0.95	0.26	〃	〃
109	〃	〃	鳴滝川	〃		〃	0.58	0.14	〃	〃
110	〃	〃	西山川	〃		〃	0.28	0.07	〃	〃
111	〃	〃	西山南奥川	〃		〃	0.54	0.14	〃	〃
112	〃	〃	西山奥川	〃		〃	0.40	0.10	〃	〃
113	〃	〃	西山北奥川	〃		〃	0.12	0.04	〃	〃
114	〃	〃	馬ノ助北川	〃		〃	0.13	0.02	〃	〃
115	〃	〃	八幡南川	〃		〃	0.16	0.03	〃	〃
116	〃	〃	馬ノ助北川	〃		〃	0.18	0.03	〃	〃
117	〃	〃	南山田川	〃		〃	0.18	0.03	〃	〃
118	〃	〃	北谷川	〃		〃	0.61	0.13	〃	〃
119	〃	〃	日浦川	〃		〃	0.25	0.04	〃	〃
120	〃	〃	南田中川	〃		〃	0.64	0.11	〃	〃
121	〃	〃	田中川	〃		〃	0.40	0.09	〃	〃
122	〃	〃	田中北川	〃		〃	0.24	0.05	〃	〃
123	〃	川古川	亀甲川	〃		〃	0.16	0.03	〃	〃
124	〃	〃	馬次川	〃		〃	0.12	0.02	〃	〃
125	〃	〃	談義所川	〃		〃	0.31	0.06	〃	〃
126	〃	大笹川	大笹北川	〃		〃	0.45	0.13	〃	〃
127	〃	〃	大笹中川	〃		〃	0.42	0.06	〃	〃
128	〃	川古川	白川原川	〃		〃	0.28	0.07	〃	〃
129	〃	鴨部川	横井北川	〃		鴨庄	0.45	0.13	鴨庄	〃
130	〃	〃	横井中川	〃		〃	0.25	0.06	〃	〃
131	〃	天神川	天神川	〃		〃	0.59	0.23	〃	〃
132	〃	〃	大井東川	〃		〃	0.10	0.02	〃	〃
133	〃	天神川	大井北川	〃		〃	0.35	0.15	〃	〃
134	明神川	明神川	西新開川	〃		〃	0.15	0.02	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
135	明神川	明神川	新開川	さぬき市		鴨庄	0.34	0.06	鴨庄	長尾土木事務所
136	〃	〃	西長浜川	〃		〃	0.30	0.14	〃	〃
137	その他	その他	日与次川	〃		〃	0.37	0.06	〃	〃
138	〃	〃	苫張西川	〃		小田	0.17	0.04	小田	〃
139	〃	〃	苫張川	〃		〃	0.28	0.07	〃	〃
140	〃	〃	興津西川	〃		〃	0.06	0.01	〃	〃
141	〃	〃	興津東川	〃		〃	0.31	0.05	〃	〃
142	〃	〃	興津川	〃		〃	0.20	0.03	〃	〃
143	〃	〃	西の谷川	〃		〃	0.28	0.06	〃	〃
144	〃	〃	中西西川	〃		〃	0.35	0.12	〃	〃
145	〃	〃	中西中川	〃		〃	0.11	0.02	〃	〃
146	〃	〃	中西東川	〃		〃	0.21	0.03	〃	〃
147	〃	〃	坂の下川	〃		〃	0.17	0.03	〃	〃
148	〃	〃	奥の谷川	〃		〃	0.36	0.09	〃	〃
149	〃	〃	浦小田川	〃		〃	0.67	0.14	〃	〃
150	〃	〃	仁兵谷川	〃		〃	0.39	0.07	〃	〃
151	〃	〃	柳谷川	〃		〃	0.11	0.02	〃	〃
152	滝川	滝川	滝川西滝川	〃		〃	0.36	0.09	〃	〃
153	〃	〃	滝川南滝川	〃		〃	0.55	0.18	〃	〃
154	〃	〃	滝川中滝川	〃		〃	0.49	0.23	〃	〃
155	〃	〃	滝川東滝川	〃		〃	0.51	0.22	〃	〃
156	その他	その他	釜居谷川	〃		〃	0.34	0.10	〃	〃
157	〃	〃	釜居谷南川	〃		〃	0.36	0.16	〃	〃
158	鴨部川	地蔵川	椿谷北川	〃		寒川町石田西	0.56	0.09	寒川１	〃
159	〃	〃	椿谷下北川	〃		〃	0.23	0.02	〃	〃
160	〃	〃	椿谷川	〃		〃	0.14	0.01	〃	〃
161	〃	〃	椿谷南川	〃		〃	0.52	0.11	〃	〃
162	〃	〃	西ノ谷北川	〃		〃	0.32	0.09	〃	〃
163	〃	〃	西ノ谷川	〃		〃	0.43	0.06	〃	〃
164	〃	〃	羽細谷川	〃		〃	0.66	0.13	〃	〃
165	〃	〃	羽細谷南川	〃		〃	0.55	0.11	〃	〃
166	〃	〃	三重の滝南川	〃		〃	1.20	0.34	〃	〃
167	〃	〃	三重の滝川	〃		〃	0.51	0.13	〃	〃
168	〃	〃	寒風上川	〃		〃	0.24	0.03	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
169	鴨部川	地蔵川	寒風東川	さぬき市		寒川町石田西	0.23	0.02	寒川１	長尾土木事務所
170	〃	〃	寒風西川	〃		〃	0.63	0.16	〃	〃
171	〃	〃	寒風南川	〃		〃	0.44	0.05	〃	〃
172	〃	〃	寒風川	〃		〃	0.61	0.11	〃	〃
173	〃	〃	寒風北川	〃		〃	0.43	0.08	〃	〃
174	〃	〃	花の山南上川	〃		〃	0.46	0.09	〃	〃
175	〃	〃	花の山南下川	〃		〃	0.25	0.03	〃	〃
176	津田川	蓑神川	宇津北川	〃		寒川町石田東	0.23	0.03	寒川２	〃
177	〃	〃	宇津川	〃		〃	0.40	0.07	〃	〃
178	〃	〃	所谷下川	〃		〃	0.53	0.09	〃	〃
179	〃	〃	切池上川	〃		〃	0.22	0.05	〃	〃
180	〃	〃	切地下川	〃		〃	0.14	0.03	〃	〃
181	〃	〃	明神川	〃		〃	0.19	0.03	〃	〃
182	〃	梅檀川	焔硝谷川	〃		〃	0.30	0.04	〃	〃
183	〃	門入川	打見北川	〃		〃	0.20	0.03	〃	〃
184	〃	〃	打見南川	〃		〃	0.42	0.08	〃	〃
185	〃	〃	打見川	〃		〃	1.21	0.24	〃	〃
186	〃	梅檀川	板ノ尾川	〃		〃	0.48	0.12	〃	〃
187	〃	〃	越太尾南川	〃		〃	0.63	0.18	〃	〃
188	〃	〃	越太尾北川	〃		〃	0.56	0.16	〃	〃
189	〃	〃	小柴谷北川	〃		〃	1.34	0.44	〃	〃
190	〃	〃	小柴谷南川	〃		〃	0.65	0.17	〃	〃
191	鴨部川	鴨部川	北山川	〃		造田是弘	0.25	0.08	長尾２	〃
192	〃	〃	沢福川①	〃		〃	0.35	0.05	〃	〃
193	〃	〃	沢福川②	〃		〃	0.25	0.13	〃	〃
194	〃	〃	長行沢福川	〃		造田宮西	0.35	0.08	〃	〃
195	〃	〃	観音川	〃		昭和	0.33	0.06	〃	〃
196	〃	〃	白羽北川	〃		〃	0.25	0.19	〃	〃
197	〃	〃	谷川	〃		〃	0.30	0.10	〃	〃
198	新川	新川	中代川	〃		〃	0.13	0.02	〃	〃
199	鴨部川	鴨部川	塚原川	〃		長尾西	0.20	0.03	長尾３	〃
200	〃	〃	千原川	〃		〃	0.24	0.05	〃	〃
201	〃	〃	大石川①	〃		前山	0.28	0.03	〃	〃
202	〃	〃	大石川②	〃		〃	0.16	0.02	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
203	鴨部川	鴨部川	牛石川	さぬき市		前山	0.16	0.02	長尾３	長尾土木事務所
204	〃	〃	中津川	〃		〃	0.15	0.01	〃	〃
205	〃	〃	兎山川	〃		〃	1.45	0.29	〃	〃
206	〃	谷川	太郎兵衛川①	〃		〃	1.05	0.22	〃	〃
207	〃	〃	太郎兵衛川②	〃		〃	2.43	1.52	〃	〃
208	〃	鴨部川	堀切川	〃		〃	0.17	0.03	〃	〃
209	〃	〃	吉砂古川	〃		〃	1.06	0.34	〃	〃
210	〃	〃	長尾谷川	〃		〃	2.42	2.71	〃	〃
211	〃	〃	梅ケ畑川	〃		〃	0.19	0.06	長尾３	〃
212	〃	〃	石神南川	〃		〃	0.36	0.06	〃	〃
213	〃	〃	石神東川①	〃		長尾西	0.68	0.09	〃	〃
214	〃	〃	石神東川②	〃		〃	0.32	0.03	〃	〃
215	〃	〃	柿木川	〃		長尾名	0.22	0.03	〃	〃
216	〃	清水川	東の谷川	〃		長尾東	0.34	0.06	長尾１	〃
217	吉野川	日開谷川	兼割川	〃		多和兼割	1.70	0.33	長尾４	〃
218	〃	曽江谷川	兼割西川	〃		〃	0.85	0.30	〃	〃
219	〃	〃	額川①	〃		多和額東	0.48	0.15	〃	〃
220	〃	〃	額川②	〃		〃	0.73	0.17	〃	〃
221	〃	〃	相草東川			多和相草東	0.19	0.09	〃	〃
222	〃	〃	相草上川	〃		〃	0.15	0.02	〃	〃
223	〃	〃	西浦山北川①	〃		多和西浦山	0.26	0.05	〃	〃
224	〃	〃	西浦山北川②	〃		〃	0.17	0.03	〃	〃
225	〃	〃	西浦山北川③	〃		〃	0.21	0.02	〃	〃
226	〃	〃	西浦山南川	〃		多和助光西	0.23	0.02	〃	〃
227	〃	〃	助光北川	〃		〃	0.21	0.06	〃	〃
228	〃	〃	経座川	〃		〃	0.25	0.04	〃	〃
229	〃	〃	中山上川	〃		多和中山上	0.80	0.04	〃	〃
230	新川	新川	上葛野川①	〃		前山	0.65	0.16	長尾３	〃
231	〃	〃	上葛野川②	〃		〃	0.50	0.26	〃	〃
232	〃	〃	上葛野川③	〃		〃	0.37	0.07	〃	〃
233	〃	〃	砂古田上川①	〃		〃	0.31	0.04	〃	〃
234	〃	〃	砂古田上川②	〃		〃	0.17	0.02	〃	〃

番号は香川県土砂災害危険箇所位置図№を示す。

（土石流危険渓流Ⅱ）

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
1	津田川	津田川	西畑西川	さぬき市		津田町津田	0.22	0.03	津田２	長尾土木事務所
2	梶川	梶川	柴谷川	〃		〃	0.09	0.02	〃	〃
3	西代中川	西代中川	西代中川	〃		津田町鶴羽	0.26	0.05	津田１	〃
4	西代北川	西代北川	西代北川	〃		〃	0.15	0.04	〃	〃
5	中谷西川	中谷西川	中谷西川	〃		〃	0.48	0.12	〃	〃
6	鳶谷川	鳶谷川	鳶谷川	〃		〃	0.06	0.02	〃	〃
7	津田川	古川	上筒野川	〃		大川町富田西	0.17	0.02	大川３	〃
8	〃	爛川	黍谷北川	〃		大川町南川	0.30	0.10	大川２	〃
9	〃	〃	黍谷南川	〃		〃	0.23	0.17	〃	〃
10	〃	〃	鮎滝川	〃		〃	0.77	0.26	〃	〃
11	〃	〃	僧谷川	〃		〃	0.61	0.23	〃	〃
12	〃	〃	横井川②	〃		〃	0.25	0.04	〃	〃
13	〃	津田川	東砕石下川①	〃		大川町田面	0.19	0.03	大川１	〃
14	〃	〃	東砕石下川②	〃		〃	0.34	0.05	〃	〃
15	〃	八幡川	八幡川②	〃		〃	0.43	0.09	〃	〃
16	〃	〃	八幡川③	〃		〃	0.19	0.04	〃	〃
17	〃	〃	八幡川④	〃		〃	0.27	0.04	〃	〃
18	〃	〃	八幡川⑤	〃		〃	0.10	0.02	〃	〃
19	〃	〃	八幡川⑥	〃		〃	0.20	0.03	〃	〃
20	〃	〃	八幡川⑦	〃		〃	0.85	0.34	〃	〃
21	〃	〃	八幡川⑧	〃		〃	0.66	0.20	〃	〃
22	〃	不枌川	上不枌川	〃		〃	0.15	0.03	〃	〃
23	〃	〃	不枌川	〃		〃	0.63	0.14	〃	〃
24	〃	津田川	東砕石川	〃		〃	0.70	0.20	〃	〃
25	〃	〃	下砕石川	〃		〃	0.30	0.05	〃	〃
26	〃	新名川	新名東川	〃		〃	0.36	0.07	〃	〃
27	番屋川	北川	大東川	〃		〃	0.09	0.01	〃	〃
28	津田川	土居川	北地川2号	〃		大川町富田東	0.14	0.03	〃	〃
29	与田川	笠松川	通谷川	〃		大川町田面	0.34	0.05	〃	〃
30	〃	〃	鳴石川	〃		〃	0.47	0.10	〃	〃
31	大橋川	大橋川	長行南川	〃		志度	0.23	0.04	志度２	〃
32	弁天川	弁天川	天野川	〃		鴨庄	0.16	0.03	鴨庄	〃
33	伯父ケ浦川	伯父ケ浦川	伯父ヶ浦川	〃		〃	0.14	0.02	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
34	鴨部川	鴨部川	鳴滝南川	さぬき市		鴨部	0.24	0.04	鴨部	長尾土木事務所
35	〃	〃	西山北川	〃		〃	0.34	0.05	〃	〃
36	〃	〃	馬ノ助南川	〃		〃	0.21	0.05	〃	〃
37	〃	大笹川	大笹南川	〃		〃	0.21	0.04	〃	〃
38	〃	〃	大笹川	〃		〃	0.59	0.19	〃	〃
39	〃	上野川	上野川	〃		〃	0.78	0.40	〃	〃
40	〃	〃	深宝西川	〃		〃	0.50	0.11	〃	〃
41	〃	川古川	成山奥川	〃		〃	0.17	0.04	〃	〃
42	〃	〃	成山川	〃		〃	0.17	0.04	〃	〃
43	〃	天神川	大井西川	〃		鴨庄	0.19	0.04	鴨庄	〃
44	釜居谷東川	釜居谷東川	釜居谷東川	〃		小田	0.68	0.20	小田	〃
45	鴨部川	地蔵川	羽細谷北川	〃		寒川町石田西	0.22	0.03	寒川１	〃
46	〃	〃	羽細谷下川	〃		〃	0.13	0.01	〃	〃
47	〃	〃	羽細谷上川	〃		〃	0.39	0.06	〃	〃
48	〃	〃	三重の滝北川	〃		〃	0.54	0.08	〃	〃
49	〃	〃	三重の滝上川	〃		〃	0.18	0.02	〃	〃
50	〃	〃	三重の滝中川	〃		〃	0.08	0.02	〃	〃
51	〃	〃	三重の滝下川	〃		〃	0.11	0.01	〃	〃
52	〃	〃	花の山北下川	〃		〃	0.22	0.04	〃	〃
53	〃	〃	花の山北上川	〃		〃	0.48	0.09	〃	〃
54	〃	〃	大末川	〃		〃	0.27	0.03	〃	〃
55	〃	〃	大末南川	〃		寒川町石田西	0.18	0.03	寒川１	〃
56	〃	〃	婆師所上川	〃		〃	0.19	0.03	〃	〃
57	〃	〃	婆師所下川	〃		〃	0.44	0.09	〃	〃
58	〃	〃	大末北川	〃		〃	0.27	0.03	〃	〃
59	津田川	蓑神川	所谷川	〃		寒川町石田東	0.09	0.01	寒川２	〃
60	〃	〃	切池川	〃		〃	0.11	0.02	〃	〃
61	〃	〃	切池北川	〃		〃	0.64	0.22	〃	〃
62	〃	〃	所谷北川	〃		〃	0.46	0.09	〃	〃
63	〃	梅檀川	裏谷川	〃		〃	0.46	0.07	〃	〃
64	〃	〃	大阪谷北川	〃		〃	0.20	0.02	〃	〃
65	〃	〃	大阪谷南川	〃		〃	0.11	0.01	〃	〃
66	〃	〃	石井谷川	〃		神前	0.34	0.08	寒川３	〃
67	鴨部川	鴨部川	長行川①	〃		造田宮西	0.80	0.30	長尾２	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
68	鴨部川	鴨部川	長行川②	さぬき市		造田宮西	0.34	0.23	長尾２	長尾土木事務所
69	〃	〃	西沢川	〃		〃	0.35	0.04	〃	〃
70	〃	〃	白羽川	〃		昭和	0.43	0.08	〃	〃
71	〃	〃	大石川	〃		前山	0.44	0.05	長尾３	〃
72	〃	〃	梅ヶ畑川	〃		〃	0.29	0.03	〃	〃
73	〃	〃	花折川	〃		〃	1.23	0.44	〃	〃
74	〃	〃	大俵川	〃		〃	0.35	0.06	〃	〃
75	〃	〃	大俵川	〃		〃	0.50	0.10	〃	〃
76	〃	谷川	通谷川	〃		〃	0.66	0.20	〃	〃
77	〃	〃	通谷川	〃		〃	0.29	0.07	〃	〃
78	〃	〃	通谷川	〃		多和額北	0.64	0.09	〃	〃
79	〃	〃	金山川	〃		前山	0.37	0.03	〃	〃
80	〃	〃	谷川北川	〃		〃	0.35	0.17	〃	〃
81	〃	〃	中塚川	〃		〃	0.15	0.01	〃	〃
82	〃	鴨部川	黒部川①	〃		〃	0.50	0.12	〃	〃
83	〃	〃	黒部川②	〃		〃	0.48	0.14	〃	〃
84	〃	〃	山田川①	〃		〃	0.25	0.03	〃	〃
85	〃	〃	山田川②	〃		〃	0.13	0.04	〃	〃
86	〃	〃	石神南川	〃		〃	0.30	0.04	〃	〃
87	〃	〃	石神北川①	〃		〃	0.45	0.09	〃	〃
88	〃	〃	石神北川②	〃		〃	0.19	0.02	〃	〃
89	〃	〃	寺谷川	〃		長尾名	0.30	0.03	〃	〃
90	〃	〃	土居川	〃		〃	0.12	0.01	〃	〃
91	〃	〃	柿木川	〃		〃	0.11	0.01	〃	〃
92	〃	清水川	西の谷川	〃		〃	0.37	0.12	〃	〃
93	〃	〃	東の谷川	〃		長尾東	0.29	0.03	長尾１	〃
94	〃	〃	紙漉川	〃		〃	0.37	0.07	〃	〃
95	吉野川	日開谷川	兼割東川	〃		多和兼割	0.27	0.06	長尾４	〃
96	〃	〃	兼割中川	〃		〃	0.35	0.10	〃	〃
97	〃	曽江谷川	菅谷南川	〃		多和菅谷	0.20	0.05	〃	〃
98	〃	〃	菅谷北川	〃		〃	0.56	0.20	〃	〃
99	〃	〃	菅谷西川	〃		〃	0.33	0.04	〃	〃
100	〃	〃	槙川川	〃		〃	0.12	0.01	〃	〃
101	〃	〃	槙川南川	〃		〃	0.62	0.13	〃	〃

番号	河川名			位置			地形		担当水防管理分団	関係土木事務所
	水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字	流路延長(km)	流域面積(km²)		
102	吉野川	曽江谷川	兼割南川	さぬき市		多和兼割	0.74	0.12	長尾４	長尾土木事務所
103	〃	〃	槙川川	〃		〃	0.85	0.29	〃	〃
104	〃	〃	槙川	〃		〃	0.35	0.10	〃	〃
105	〃	〃	東谷川	〃		多和東谷	0.17	0.02	〃	〃
106	〃	〃	東谷北川	〃		多和助光東	0.43	0.08	〃	〃
107	〃	〃	助光川	〃		多和額東	0.48	0.10	〃	〃
108	〃	〃	額北川	〃		多和額北	0.18	0.03	〃	〃
109	〃	〃	相草西川	〃		多和額西	0.20	0.03	〃	〃
110	〃	〃	西浦山北川	〃		多和西浦山	0.17	0.02	〃	〃
111	新川	〃	砂古田下川	〃		前山	0.25	0.05	長尾３	〃
112	〃	〃	二股川	〃		〃	0.28	0.04	〃	〃

番号は香川県土砂災害危険箇所位置図№を示す。

３－１３　地すべり危険箇所

（河川砂防関係）

箇所番号	箇所名	河川名			位置			関係土木事務所	担当水防管理分団	地形		被害想定区域内人家数（戸）
		水系名	河川名	渓流名	郡市	町	大字			面積(ha)	勾配(度)	
5	猪塚			猪塚川 瀬ノ下川	さぬき市		津田町 津田	長尾土木事務所	津田４	56.7	21	76
6	宗時(中条)	津田川	爛川	爛川	〃		大川町 南川	〃	大川２	1.4	31	1
7	宗時南	〃	〃	大阪谷川	〃		〃	〃	〃	2.7	22	0
8	長尾谷（1）	鴨部川	鴨部川	鴨部川	〃		寒川町 石田東	〃	寒川１	2.9	26	1
9	長尾谷（2）	〃	〃	〃	〃		前山	〃	長尾３	25.0	18	4
10	通谷	〃	谷川	通谷川	〃		〃	〃	〃	9.7	25	1
合計												83

番号は香川県土砂災害危険箇所位置図№を示す。

３－１４　土砂災害警戒区域

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	津田町津田	猪塚北川	9－1－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	猪塚南川	9－2－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	瀬ノ下北川	9－3－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	瀬ノ下南川	9－4－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	曽根川	9－5－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	江泊川	9－6－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	松尾北川	9－7－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	松尾中川	9－8－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	松尾南川	9－9－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	前坂北川	9－10－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	前坂中川	9－11－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	前坂南川	9－12－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	平畑北川	9－13－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	平畑南川	9－14－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	吉見川	9－15－Ⅰ－1	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	吉見川	9－15－Ⅰ－2	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	中羽立川	9－16－Ⅰ－1	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	中羽立川	9－16－Ⅰ－2	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	南羽立南川	9－17－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	南羽立北川	9－18－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	西畑川	9－19－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	城北西川	9－20－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	城北中川	9－21－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	城北東川	9－22－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町津田	北梶川	9－23－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	南梶川	9－24－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	琴林川	9－25－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	西畑西川	9－1－Ⅱ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町津田	柴谷川	9－2－Ⅱ	H26. 3.24	133		
急傾斜地の崩壊	津田町津田	曽根	Ⅰ－12	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	吉見_1	Ⅰ－13	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	吉見_2	Ⅰ－13	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	上川北_1	Ⅰ－15	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	上川北_2	Ⅰ－15	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	西畑	Ⅰ－16	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	津田町津田	西代_1	Ⅰ－17	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	西代_2	Ⅰ－17	H26. 3.24	133		
急傾斜地の崩壊	津田町津田	中羽立	Ⅰ－102	H26. 3.24	133		
急傾斜地の崩壊	津田町津田	川北	Ⅰ－124	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	南羽立_1	Ⅰ－707	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	南羽立_2	Ⅰ－707	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	山根	Ⅱ－6	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	萱落_1	Ⅱ－10	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	萱落_2	Ⅱ－10	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	北羽立(1)	Ⅱ－292	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	城北(3)	Ⅱ－294	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	北羽立(2)	Ⅱ－1032	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	神野(1)	Ⅱ－1033	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	神野(2)	Ⅱ－1034	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	神野(3)	Ⅱ－1035	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町津田	城北(2)	Ⅱ－1036	H26. 3.24	133		
急傾斜地の崩壊	津田町津田	吉見(2)	Ⅲ－2917	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
地　滑　り	津田町津田	北山	5	H27. 6.26	201		
土　石　流	津田町鶴羽	西代川	9－26－Ⅰ－1	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	西代川	9－26－Ⅰ－2	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	西代川	9－26－Ⅰ－3	H26. 3.24	133		
土　石　流	津田町鶴羽	中谷東川	9－27－Ⅰ－1	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	中谷東川	9－27－Ⅰ－2	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	大山川	9－28－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	津田町鶴羽	西代中川	9－3－Ⅱ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	西代北川	9－4－Ⅱ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	中谷西川	9－5－Ⅱ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	津田町鶴羽	鳶谷川	9－6－Ⅱ	H26. 3.24	133		
急傾斜地の崩壊	津田町鶴羽	天神	Ⅰ－5	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町鶴羽	西町中_1	Ⅰ－18	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町鶴羽	西町中_2	Ⅰ－18	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町鶴羽	隠谷_1	Ⅲ－2915	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町鶴羽	隠谷_2	Ⅲ－2915	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	津田町鶴羽	西町中(2)	Ⅲ－2916	H26. 3.24	133		
土　石　流	大川町富田西	上筒野川	10－1－Ⅱ	H27. 2.17	45		
急傾斜地の崩壊	大川町富田西	吉金_1	Ⅰ－27	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	大川町富田西	吉金_2	Ⅰ－27	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田西	平砕	Ⅱ－28	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田西	古枝	Ⅱ－603	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田西	平砕(2)	Ⅱ－1050	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田西	筒野	Ⅲ－2923	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田東	友近	Ⅰ－8	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田東	向井	Ⅰ－125	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田東	北地(2)	Ⅱ－296	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田東	北地	Ⅱ－604	H27. 2.17	45		
急傾斜地の崩壊	大川町富田東	奥谷	Ⅱ－606	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田東	北地(3)	Ⅱ－1038	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田東	昭和川②	10－46－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田中	谷町東川	10－48－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田中	谷町西川	10－49－Ⅰ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町富田中	奥宮内川	10－50－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	谷町	Ⅰ－19	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	川東(2)	Ⅰ－22	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	宮内_1	Ⅱ－20	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	宮内_2	Ⅱ－20	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	時友(2)	Ⅱ－21	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	川東(3)	Ⅱ－297	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	宮町_1	Ⅱ－545	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	宮町_2	Ⅱ－545	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	宮町_3	Ⅱ－545	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	時友(1)_1	Ⅱ－602	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	時友(1)_2	Ⅱ－602	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	川東(4)	Ⅲ－2919	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	砕石(3)_1	Ⅲ－2920	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町富田中	砕石(3)_2	Ⅲ－2920	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田東	奥谷川①	10－42－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田東	奥谷川②	10－43－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田東	日浦川	10－44－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田東	昭和川①	10－45－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町富田東	北地川１号	10－47－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町富田東	北地川２号	10－22－Ⅱ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	一ノ瀬上川	10－1－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	大川町南川	横井川①	10－2－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	大阪谷西川①	10－3－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	大阪谷西川②	10－4－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	大阪谷西川③	10－5－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	大阪谷西川④	10－6－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	大阪谷東川①	10－7－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	大阪谷東川②	10－8－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	山の神川	10－9－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	爛川(鮎滝優是)	10－10－Ⅰ－1	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	馬地川	10－10－Ⅰ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	星越川①	10－11－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	星越川②	10－12－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	荒相川	10－13－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	辻当川	10－14－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	師走谷川①	10－15－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	師走谷川②	10－16－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	師走谷川③	10－17－Ⅰ－1	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	師走谷川③	10－17－Ⅰ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	師走谷川④	10－18－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	唐谷川①	10－19－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	唐谷川②	10－20－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	唐谷川③	10－21－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	唐谷川④	10－22－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	黍谷北川	10－2－Ⅱ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	黍谷南川	10－3－Ⅱ－1	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町南川	黍谷南川	10－3－Ⅱ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	鮎滝川	10－4－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	僧谷川	10－5－Ⅱ－1	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	僧谷川	10－5－Ⅱ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	僧谷川	10－5－Ⅱ－3	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町南川	横井川②	10－6－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	中条_1	Ⅱ－611	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	中条_2	Ⅱ－611	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	中条(2)	Ⅱ－1043	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	横井	Ⅱ－1044	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	中条(3)	Ⅱ－1045	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	大川町南川	宗時(1)	Ⅱ－1046	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	宗時(2)	Ⅱ－1047	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	宗時(3)_1	Ⅱ－1048	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	宗時(3)_2	Ⅱ－1048	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	宗時(3)_3	Ⅱ－1048	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	大樅	Ⅱ－1049	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	中条(4)	Ⅲ－2921	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町南川	中条(5)	Ⅲ－2922	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
地　滑　り	大川町南川	宗時(中条)	6	H27. 6.26	201		
地　滑　り	大川町南川	宗時南	7	H27. 6.26	201		
土　石　流	大川町田面	鮎帰中川	10－23－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	鮎帰南川	10－24－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町田面	長谷川	10－25－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川①	10－26－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名西川①	10－27－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名西川②	10－28－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名川①	10－29－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名川②	10－30－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名川③	10－31－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名川④	10－32－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名川⑤	10－33－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	青木川	10－34－Ⅰ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町田面	新池川	10－35－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	逆川	10－36－Ⅰ－1	H27. 2.17	45		
土　石　流	大川町田面	逆川	10－36－Ⅰ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	逆川	10－36－Ⅰ－3	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	逆川	10－36－Ⅰ－4	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	逆西川①	10－37－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	逆西川②	10－38－Ⅰ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町田面	逆西川③	10－39－Ⅰ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町田面	大国木川	10－40－Ⅰ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	阿条谷川	10－41－Ⅰ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町田面	八町川①	10－51－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20. 2.22	79
土　石　流	大川町田面	八町川②	10－52－Ⅰ	H18. 7.18	519		
土　石　流	大川町田面	森行川①	10－53－Ⅰ	H18. 7.18	519		
土　石　流	大川町田面	森行川②	10－54－Ⅰ	H19. 3.16	105	H20. 2.22	79

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	大川町田面	森行西川	10－55－Ⅰ	H20. 2.22	78	H20. 2.22	79
土　石　流	大川町田面	森行大谷川	10－56－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20. 2.22	79
土　石　流	大川町田面	東砕石下川①	10－7－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	東砕石下川②	10－8－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川②	10－9－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川③	10－10－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川④	10－11－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川⑤	10－12－Ⅱ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町田面	八幡川⑥	10－13－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川⑦	10－14－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	八幡川⑧	10－15－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	上不枌川	10－16－Ⅱ	H20. 1. 8	9		
土　石　流	大川町田面	不枌川	10－17－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	東砕石川	10－18－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	下砕石川	10－19－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	新名東川	10－20－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	大東川	10－21－Ⅱ	H20. 1. 8	9	H27. 2.17	45
土　石　流	大川町田面	通谷川	10－23－Ⅱ	H18. 7.18	519	H20. 2.22	79
土　石　流	大川町田面	鳴石川	10－24－Ⅱ	H19. 3.16	105		
急傾斜地の崩壊	大川町田面	王子	Ⅰ－24	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	大国木	Ⅰ－25	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	王子北	Ⅰ－114	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	阿条谷(1)	Ⅰ－546	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	阿条谷(2)_1	Ⅱ－26	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	阿条谷(2)_2	Ⅱ－26	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	新池	Ⅱ－115	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	豊田	Ⅱ－295	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	枝谷	Ⅱ－608	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	大東	Ⅱ－609	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	砕石	Ⅱ－612	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	新名(1)_1	Ⅱ－1037	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	新名(1)_2	Ⅱ－1037	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	新名(2)	Ⅱ－1040	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	山下	Ⅱ－1041	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	砕石(2)_1	Ⅱ－1042	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	大川町田面	砕石(2)_2	Ⅱ－1042	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	大川町田面	谷	Ⅲ－2918	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	清水川	11－1－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	峰堂川	11－2－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	南間川	11－3－Ⅰ－1	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	南間川	11－3－Ⅰ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	中東間川	11－4－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	中間川	11－5－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	間川西間川	11－6－Ⅰ	H27. 4.28	153	H27. 4.28	153
土　石　流	志度	間川東間川	11－7－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	西間川	11－8－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	東間川	11－9－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	藤村川	11－10－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	長行北川	11－11－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	志度	長行中川	11－12－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	志度	八ツ池川	11－17－Ⅰ－1	H23. 8.19	328		
土　石　流	志度	八ツ池川	11－17－Ⅰ－2	H23. 8.19	328	H26. 3.24	133
土　石　流	志度	八ツ池南川	11－18－Ⅰ	H23. 8.19	328		
土　石　流	志度	八ツ池北川	11－19－Ⅰ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	志度	長行南川	11－1－Ⅱ	H27. 2.17	45		
急傾斜地の崩壊	志度	天野(2)	Ⅰ－127	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	間川(2)_1	Ⅰ－129	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	間川(2)_2	Ⅰ－129	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	大将軍	Ⅰ－957	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	八丁池	Ⅱ－299	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	天野(1)	Ⅱ－1063	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	幸田	Ⅱ－1066	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	長行(1)_1	Ⅱ－1067	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	長行(1)_2	Ⅱ－1067	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	長行(2)	Ⅲ－816	H29. 7.28	221	H29. 7.28	221
急傾斜地の崩壊	志度	津村(2)_1	Ⅲ－815	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	津村(2)_2	Ⅲ－815	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	志度	津村(1)	Ⅲ－2928	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	末	南末川	11－13－Ⅰ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	末	霊芝寺北川	11－14－Ⅰ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	末	霊芝寺川	11－15－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	末	南末西川	11－16－Ⅰ－1	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	末	南末西川	11－16－Ⅰ－2	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	末	南末西川	11－16－Ⅰ－3	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
急傾斜地の崩壊	末	末東	Ⅱ－1060	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	鴨庄	岩渕川	11－20－Ⅰ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	鴨庄	山脇北川	11－21－Ⅰ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	鴨庄	山脇南川	11－22－Ⅰ－1	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	鴨庄	山脇南川	11－22－Ⅰ－2	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	鴨庄	横井北川	11－45－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨庄	横井中川	11－46－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	天神川	11－47－Ⅰ－1	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	天神川	11－47－Ⅰ－2	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨庄	天神川	11－47－Ⅰ－3	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	天神川	11－47－Ⅰ－4	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	大井東川	11－48－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	大井北川	11－49－Ⅰ－1	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	大井北川	11－49－Ⅰ－2	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	大井北川	11－49－Ⅰ－3	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	西新開川	11－50－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	新開川	11－51－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	西長浜川	11－52－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	日与次川	11－53－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨庄	天野川	11－2－Ⅱ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	鴨庄	伯父ヶ浦川	11－3－Ⅱ	H27. 2.17	45		
急傾斜地の崩壊	鴨庄	松ケ端	Ⅰ－710	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	大谷_1	Ⅰ－712	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	大谷_2	Ⅰ－712	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	新開⑵	Ⅰ－713	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	小岩⑴	Ⅰ－714	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
急傾斜地の崩壊	鴨庄	小岩⑵_1	Ⅰ－715	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
急傾斜地の崩壊	鴨庄	小岩⑵_2	Ⅰ－715	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
急傾斜地の崩壊	鴨庄	小方	Ⅰ－716	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	大井	Ⅱ－298	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	長浜⑴_1	Ⅱ－1054	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	長浜⑴_2	Ⅱ－1054	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	新開⑴_1	Ⅱ－1056	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	新開⑴_2	Ⅱ－1056	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	鴨庄	新開(3)	Ⅱ－1057	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	小岩(3)	Ⅱ－1058	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
急傾斜地の崩壊	鴨庄	新田	Ⅱ－1059	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	穴子(1)	Ⅱ－1062	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	泊	Ⅱ－1064	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨庄	穴子(2)	Ⅱ－1065	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	小田	苫張西川	11－54－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	苫張川	11－55－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	興津西川	11－56－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	興津東川	11－57－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	興津川	11－58－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	西の谷川	11－59－Ⅰ－1	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	西の谷川	11－59－Ⅰ－2	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	中西西川	11－60－Ⅰ－1	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	中西西川	11－60－Ⅰ－2	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	中西中川	11－61－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	中西東川	11－62－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	坂の下川	11－63－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	奥の谷川	11－64－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	浦小田川	11－65－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	仁兵谷川	11－66－Ⅰ－1	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	仁兵谷川	11－66－Ⅰ－2	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	柳谷川	11－67－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	滝川西滝川	11－68－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	滝川南滝川	11－69－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	滝川中滝川	11－70－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	滝川東滝川	11－71－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	小田	釜居谷川	11－72－Ⅰ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	小田	釜居谷南川	11－73－Ⅰ	H26. 3.24	133		
土　石　流	小田	釜居谷東川	11－14－Ⅱ	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	小田	中西	Ⅰ－29	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	小田	大空	Ⅰ－708	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	小田	坂ノ下	Ⅰ－709	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
急傾斜地の崩壊	小田	奥の谷	Ⅲ－2924	H26. 3.24	133	H26. 3.24	133
土　石　流	鴨部	鳴滝北川	11－23－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	御所の奥川	11－24－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	鴨部	鳴滝川	11－25－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨部	西山川	11－26－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨部	西山南奥川	11－27－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	西山奥川	11－28－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	西山北奥川	11－29－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	馬ノ助北川	11－30－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨部	八幡南川	11－31－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	馬ノ助北川	11－32－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	北谷川	11－34－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨部	日浦川	11－35－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	南田中川	11－36－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	田中川	11－37－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	田中北川	11－38－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨部	亀甲川	11－39－Ⅰ	H27. 2.17	45		
土　石　流	鴨部	馬次川	11－40－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	談議所川	11－41－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	大笹北川	11－42－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	大笹中川	11－43－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	白川原川	11－44－Ⅰ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	鳴滝南川	11－4－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	西山北川	11－5－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	馬ノ助南川	11－6－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	大笹南川	11－7－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	大笹川	11－8－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	上野川	11－9－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	深宝西川	11－10－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	成山奥川	11－11－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	鴨部	成山川	11－12－Ⅱ	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	成山	Ⅰ－126	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	深宝(1)	Ⅱ－1051	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	大笹	Ⅱ－1052	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	深宝(2)_1	Ⅱ－1053	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	深宝(2)_2	Ⅱ－1053	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	坂子(1)	Ⅱ－1055	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
急傾斜地の崩壊	鴨部	坂子(2)	Ⅲ－2926	H27. 2.17	45	H27. 2.17	45
土　石　流	寒川町石田東	宇津北川	12－19－Ⅰ	H27. 3.20	90		

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	寒川町石田東	宇津川	12－20－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田東	所谷下川	12－21－Ⅰ	H27. 3.20	90		
土　石　流	寒川町石田東	切池上川	12－22－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田東	切池下川	12－23－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田東	明神川	12－24－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田東	焔硝谷川	12－25－Ⅰ	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	打見北川	12－26－Ⅰ	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	打見南川	12－27－Ⅰ	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	打見川	12－28－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	板ノ尾川	12－29－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	越太尾南川	12－30－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	越太尾北川	12－31－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	小柴谷北川	12－32－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	小柴谷南川	12－33－Ⅰ	H18. 7.18	519	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	所谷川	12－15－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田東	切池川	12－16－Ⅱ	H27. 3.20	90		
土　石　流	寒川町石田東	切池北川	12－17－Ⅱ	H27. 3.20	90		
土　石　流	寒川町石田東	所谷北川	12－18－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田東	裏谷川	12－19－Ⅱ	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	大阪谷北川	12－20－Ⅱ－1	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	大阪谷北川	12－20－Ⅱ－2	H20.11.21	510		
土　石　流	寒川町石田東	大阪谷北川	12－20－Ⅱ－3	H20.11.21	510	H20.11.21	510
土　石　流	寒川町石田東	大阪谷南川	12－21－Ⅱ	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(7)	Ⅱ－302	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	蓑神(1)_1	Ⅱ－1072	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	蓑神(1)_2	Ⅱ－1072	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(4)_1	Ⅱ－1073	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(4)_2	Ⅱ－1073	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(5)_1	Ⅱ－1074	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(5)_2	Ⅱ－1074	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(1)	Ⅱ－1075	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(2)	Ⅱ－1076	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(6)	Ⅱ－1077	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	門入(3)	Ⅱ－1078	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	御田紙辺_1	Ⅱ－1079	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	御田紙辺_1	Ⅱ－1079	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	蓑神(2)	Ⅲ－2932	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	蓑神(3)_1	Ⅲ－2933	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	蓑神(3)_2	Ⅲ－2933	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田東	打見	Ⅲ－2934	H19. 3.16	105	H20.11.21	510
地　滑　り	寒川町石田東	長尾谷(1) (8)		H27. 6.26	201		
地　滑　り	寒川町石田東	長尾谷(2) (9)		H27. 6.26	201		
土　石　流	寒川町石田西	椿谷北川	12－1－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	椿谷下北川	12－2－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	椿谷川	12－3－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	椿谷南川	12－4－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	西ノ谷北川	12－5－Ⅰ	H27. 3.20	90		
土　石　流	寒川町石田西	西ノ谷川	12－6－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	羽細谷川	12－7－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	羽細谷南川	12－8－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	三重の滝南川	12－9－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	三重の滝川	12－10－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	寒風上川	12－11－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	寒風東川	12－12－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	寒風西川	12－13－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	寒風南川	12－14－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	寒風川	12－15－Ⅰ	H27. 3.20	90		
土　石　流	寒川町石田西	寒風北川	12－16－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	花の山南上川	12－17－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	花の山南下川	12－18－Ⅰ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	羽細谷北川	12－1－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	羽細谷下川	12－2－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	羽細谷上川	12－3－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	三重の滝北川	12－4－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	三重の滝上川	12－5－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	三重の滝中川	12－6－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	三重の滝下川	12－7－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	花の山北下川	12－8－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	花の山北上川	12－9－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	大末川	12－10－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	大末南川	12－11－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町石田西	婆師所上川	12－12－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	寒川町石田西	婆師所下川	12－13－Ⅱ	H27. 3.20	90		
土　石　流	寒川町石田西	大末北川	12－14－Ⅱ	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	天王_1	Ⅰ－32	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	天王_2	Ⅰ－32	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	天王_3	Ⅰ－32	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	中所	Ⅰ－547	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	花の山(1)_1	Ⅱ－301	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	花の山(1)_2	Ⅱ－301	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	小倉(4)	Ⅱ－303	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	大末	Ⅱ－1080	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	花の山(2)	Ⅱ－1081	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	花の山(3)	Ⅱ－1082	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	小倉(3)	Ⅱ－1083	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	小倉(2)	Ⅱ－1084	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	小倉(1)	Ⅱ－1085	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	西山王(2)	Ⅲ－2931	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町石田西	花の山(4)	Ⅲ－2935	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	寒川町神前	石井谷川	12－22－Ⅱ	H27. 3.20	90		
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	中村地蔵_1	Ⅰ－10	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	中村地蔵_2	Ⅰ－10	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	奥寺東	Ⅰ－30	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	神前	Ⅰ－31	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	中村	Ⅰ－33	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	脇_1	Ⅰ－34	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	脇_2	Ⅰ－34	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	宮内	Ⅱ－1068	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	脇(2)	Ⅱ－1069	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	脇(3)_1	Ⅱ－1070	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	脇(3)_2	Ⅱ－1070	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	北野間	Ⅱ－1071	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	野神	Ⅲ－2929	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
急傾斜地の崩壊	寒川町神前	西山王(1)	Ⅲ－2930	H27. 3.20	90	H27. 3.20	90
土　石　流	長尾東	紙漉川	13－28－Ⅱ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾東	紙漉川	13－28－Ⅱ－2	H27. 3.20	91		
急傾斜地の崩壊	長尾東	将基	Ⅰ－37	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾東	紙漉_1	Ⅱ－1098	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	長尾東	紙漉_2	Ⅱ－1098	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾西	塚原川	13－9－Ⅰ	H27. 3.20	91		
土　石　流	長尾西	千原川	13－10－Ⅰ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾西	千原川	13－10－Ⅰ－2	H27. 3.20	91		
土　石　流	長尾西	石神東川①	13－23－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾西	石神東川②	13－24－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾西	南塚原_1	Ⅲ－2938	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾西	南塚原_2	Ⅲ－2938	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	柿木川	13－25－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	東の谷川	13－26－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	寺谷川	13－23－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	土居川	13－24－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	柿木川	13－25－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	西の谷川	13－26－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	長尾名	東の谷川	13－27－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	寺谷_1	Ⅰ－36	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	寺谷_2	Ⅰ－36	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	寺谷_3	Ⅰ－36	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	上名(1)	Ⅱ－1092	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	上名(2)	Ⅱ－1093	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	池の内(1)	Ⅱ－1094	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	池の内(2)_1	Ⅱ－1095	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	池の内(2)_2	Ⅱ－1095	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	池の内(3)	Ⅱ－1096	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	池の内(4)_1	Ⅱ－1097	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	長尾名	池の内(4)_2	Ⅱ－1097	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	昭和	観音川	13－5－Ⅰ	H27. 3.20	91		
土　石　流	昭和	白羽北川	13－6－Ⅰ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	昭和	白羽北川	13－6－Ⅰ－2	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	昭和	谷川	13－7－Ⅰ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	昭和	谷川	13－7－Ⅰ－2	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	昭和	中代川	13－8－Ⅰ	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
土　石　流	昭和	白羽川	13－4－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	昭和	西塚原	Ⅰ－130	H23. 8.19	328	H23. 8.19	328
急傾斜地の崩壊	昭和	白羽_1	Ⅱ－1087	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	昭和	白羽_2	Ⅱ－1087	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	造田是弘	北山川	13－1－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田是弘	沢福川①	13－2－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田是弘	沢福川②	13－3－Ⅰ	H27. 3.20	91		
急傾斜地の崩壊	造田是弘	下所	Ⅲ－2937	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	造田乙井	川南_1	Ⅰ－35	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	造田乙井	川南_2	Ⅰ－35	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田宮西	長行沢福川	13－4－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田宮西	長行川①	13－1－Ⅱ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田宮西	長行川①	13－1－Ⅱ－2	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田宮西	長行川②	13－2－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	造田宮西	西沢川	13－3－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	大石川①	13－12－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	大石川②	13－11－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	牛石川	13－13－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	中津川	13－14－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	兎山川	13－15－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	太郎兵衛川①	13－16－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	太郎兵衛川②	13－17－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	堀切川	13－18－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	吉砂古川	13－19－Ⅰ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	吉砂古川	13－19－Ⅰ－2	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	長尾谷川	13－20－Ⅰ－1	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	長尾谷川	13－19－Ⅰ－2	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	梅ケ畑川	13－21－Ⅰ	H27. 3.20	91		
土　石　流	前山	石神南川	13－22－Ⅰ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	上葛野川①	13－40－Ⅰ	H20. 7.25	335		
土　石　流	前山	上葛野川②	13－41－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	前山	上葛野川③	13－42－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	前山	砂古田上川①	13－43－Ⅰ	H20. 7.25	335		
土　石　流	前山	砂古田上川②	13－44－Ⅰ－1	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	前山	砂古田上川②	13－44－Ⅰ－2	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	前山	大石川	13－5－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	梅ケ畑川	13－6－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	花折川	13－7－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	大俵川	13－8－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	大俵川	13－9－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	前山	通谷川	13－10－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	通谷川	13－11－Ⅱ	H27. 3.20	91		
土　石　流	前山	金山川	13－13－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	谷川北川	13－14－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	中塚川	13－15－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	黒部川①	13－16－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	黒部川②	13－17－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	山田川①	13－18－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	山田川②	13－19－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	石神南川	13－20－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	石神北川①	13－21－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	石神北川②	13－22－Ⅱ	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
土　石　流	前山	砂古田下川	13－45－Ⅱ	H20. 7.25	335		
土　石　流	前山	二股川	13－46－Ⅱ	H27. 3.20	91		
急傾斜地の崩壊	前山	中津	Ⅰ－12	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大多和(1)	Ⅱ－1099	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大多和(2)	Ⅱ－1100	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大多和(3)	Ⅱ－1101	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大多和(4)	Ⅱ－1102	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大石(1)	Ⅲ－2939	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大石(2)	Ⅲ－2940	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	大石(3)	Ⅲ－2941	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	星越	Ⅲ－2942	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	来栖(2)	Ⅲ－2943	H27. 3.20	91	H27. 3.20	91
急傾斜地の崩壊	前山	相草東	Ⅲ－2945	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
地　滑　り	前山	通谷(10)		H27. 6.26	201		
土　石　流	多和	兼割川	13－27－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	兼割西川	13－28－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	額川①	13－29－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	額川②	13－30－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	相草東川	13－31－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	相草上川	13－32－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	西浦山北川①	13－33－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	西浦山北川②	13－34－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	西浦山北川③	13－35－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	西浦山南川	13－36－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
土　石　流	多和	助光北川	13－37－Ⅰ	H20. 7.25	335		
土　石　流	多和	経座川	13－38－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	中山上川	13－39－Ⅰ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	通谷川	13－12－Ⅱ	H20. 7.25	335		
土　石　流	多和	兼割東川	13－29－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	兼割中川	13－30－Ⅱ－1	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	兼割中川	13－30－Ⅱ－2	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	菅谷南川	13－31－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	菅谷北川	13－32－Ⅱ－1	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	菅谷北川	13－32－Ⅱ－2	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	菅谷北川	13－32－Ⅱ－3	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	菅谷北川	13－32－Ⅱ－4	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	菅谷西川	13－33－Ⅱ	H20. 7.25	335		
土　石　流	多和	槙川川①	13－34－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	槙川南川	13－35－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	兼割南川	13－36－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	槙川川②	13－37－Ⅱ	H20. 7.25	335		
土　石　流	多和	槙川	13－38－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	東谷川	13－39－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	東谷北川	13－40－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	助光川	13－41－Ⅱ－1	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	助光川	13－41－Ⅱ－2	H20. 7.25	335		
土　石　流	多和	額北川	13－42－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	相草西川	13－43－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
土　石　流	多和	西浦山北川	13－44－Ⅱ	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	助光_1	Ⅰ－11	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	助光_2	Ⅰ－11	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	兼割_1	Ⅰ－13	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	兼割_2	Ⅰ－13	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	槙川	Ⅰ－39	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	助光東	Ⅰ－548	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	力石	Ⅱ－38	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	槙川(2)_1	Ⅱ－304	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	槙川(2)_2	Ⅱ－304	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	菅谷(1)	Ⅱ－1088	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	菅谷(3)	Ⅱ－1089	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335

自然現象の種類	所　在　地	区域の名称	渓流番号 (箇所番号)	警戒区域(告示)		特別警戒区域(告示)	
				年 月 日	番 号	年 月 日	番 号
急傾斜地の崩壊	多和	菅谷⑷	Ⅱ－1090	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	菅谷⑵	Ⅱ－1091	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	相草⑴	Ⅱ－1103	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	相草⑵_1	Ⅱ－1104	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	相草⑵_2	Ⅱ－1104	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	相草⑶	Ⅱ－1105	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	額東西	Ⅱ－1106	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	東谷	Ⅱ－1107	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	槙川⑶_1	Ⅱ－1108	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	槙川⑶_2	Ⅱ－1108	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	竹屋敷	Ⅱ－1109	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	経座西_1	Ⅱ－1110	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	経座西_2	Ⅱ－1110	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	来栖	Ⅲ－2944	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	菅谷⑸_1	Ⅲ－2946	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335
急傾斜地の崩壊	多和	菅谷⑸_2	Ⅲ－2946	H20. 7.25	335	H20. 7.25	335

３－１５　土砂災害警戒区域に位置する要配慮者利用施設

番号	名　　称	所　　在　　地	電話番号	備　考
1	グループホームさわやかハウス	津田町津田 2205 番地	0879-42-1180	【急傾斜地崩壊】Ⅰ-124（特別警戒区域）
2	さわやか荘デイサービスセンター	津田町津田 2207 番地	0879-42-1150	【急傾斜地崩壊】Ⅰ-124（特別警戒区域）
3	介護老人福祉施設さわやかホーム	津田町津田 2207 番地	0879-42-1150	【急傾斜地崩壊】Ⅰ-124（特別警戒区域）
4	さわやか荘	津田町津田 2207 番地	0879-42-1150	【急傾斜地崩壊】Ⅰ-124（特別警戒区域）
5	岡病院	志度 1562 番地	087-894-5050	【土石流】11-18-Ⅰ（警戒区域） 【土石流】11-19-Ⅰ（警戒区域）
6	デイサービスセンター志度玉浦園	志度 1610 番地 1	087-894-5868	【土石流】11-18-Ⅰ（警戒区域）
7	志度玉浦園短期入所生活介護事業所	志度 1610 番地 1	087-894-5868	【土石流】11-18-Ⅰ（警戒区域）
8	志度玉浦園	志度 1610 番地 1	087-894-5868	【土石流】11-18-Ⅰ（警戒区域）
9	グループホーム志度玉浦園	志度 1610 番地 1	087-894-5868	【土石流】11-18-Ⅰ（警戒区域）
10	デイサービスあじさい	長尾西 2447 番地 2	0879-52-5885	【土石流】13-9-Ⅰ（警戒区域）
11	あじさいの里	長尾西 2447 番地 4	0879-52-5885	【土石流】13-9-Ⅰ（警戒区域）
12	長寿閣デイサービスセンター	長尾名 1432 番地 1	0879-52-2221	【急傾斜地崩壊】Ⅱ-1097-2（特別警戒区域）
13	長寿閣	長尾名 1432 番地	0879-52-2221	【急傾斜地崩壊】Ⅱ-1097-2（特別警戒区域）
14	のぞみ園	昭和 1032 番地	0879-52-1727	【土石流】13-8-Ⅰ（警戒区域） 【急傾斜地崩壊】Ⅰ-130（特別警戒区域）
15	小規模多機能型居宅介護施設　順	小田 1687	087-880-5657	【土石流】11-62-Ⅰ（警戒区域）
16	地域密着型認知症対応型通所介護ヌーベルかんざき	寒川町神前 3502-1	0879-49-1910	【急傾斜地崩壊】Ⅰ-34（警戒区域）

３－１６　高堰堤

香川県管理高堰堤（ダム）

番号	名　　称	河　　川　　名	規　　模			位　置	管理人	備　考
			堤　長（m）	堤　高（m）	貯水量（千㎥）			
1	大川ダム	津田川水系津田川	124.00	36.00	760	さぬき市	香川県	河川砂防課
2	門入ダム	津田川水系栴檀川	202.50	47.30	2,900	〃	〃	〃
3	前山ダム	鴨部川水系鴨部川	181.50	38.80	2,130	〃	〃	〃

土地改良区管理高堰堤（溜池）

番号	名　　称	河　　川　　名	規　　模			位　置	管理人	備　考
			堤　長（m）	堤　高（m）	貯水量（千㎥）			
1	弥勒池	津田川　津田川	96	16.8	236	さぬき市	弥勒池水利組合	
2	花の山池	鴨部川　地蔵川	75	21.5	200	〃	花の山池水利組合	
3	石神池	鴨部川　桜谷川	200	21.0	769	〃	石神連合配水委員会	

３－１７　水門・ポンプ場・排水機場

（緊急時重要管理水門）緊急時に対応する職員を事前に指定する水門

番号	名　称	位　置	種　類	管理機関	操作担当者	備　考
1	梅川水門	さぬき市津田町津田	電動操作盤	建設課	管理人委託	
2	梶川防潮水門	〃	〃	〃	クアパーク津田	
3	汐田水門	〃	〃	〃	管理人委託	
4	川北水門	〃	手動ハンドル	〃	〃	
5	東代川水門	さぬき市津田町鶴羽	電動操作盤	〃	〃	
6	西代川水門	〃	〃	〃	〃	
7	大橋川防潮水門	さぬき市志度	〃	〃	〃	
8	弁天川防潮水門	〃	自動運転	〃	〃	
9	小方水門	さぬき市鴨庄	手動ハンドル	〃	〃	

（その他水門）

番号	名　称	位　置	種　類	管理機関	操作担当者	備　考
1	弁天川水門	さぬき市津田町津田	電動操作盤	建設課	管理人委託	
2	鳶谷水門	さぬき市津田町鶴羽	手動ハンドル	〃	〃	
3	堀切水門	〃	〃	〃	〃	
4	中谷水門（新）	〃	〃	〃	〃	
5	中谷水門（旧）	〃	自動・手動運転	〃	〃	
6	神野水門	〃	手動ハンドル	〃	〃	
7	今新町・新町水門	さぬき市志度	〃	〃	〃	
8	室沖水門	さぬき市鴨庄	手動ハンドル	〃	〃	
9	泊水門	〃	〃	農林水産課	泊防災会	
10	白方海岸水門	〃	電動操作盤	建設課	管理人委託	
11	新開水門	〃	手動ハンドル	〃	〃	
12	鴨部川防潮堰	〃	電動操作盤	〃	〃	
13	長浜水門	〃	手動ハンドル	〃	〃	
14	天神川水門	〃	電動操作盤	土地改良課	土地改良課	
15	浦小田水門	さぬき市小田	電動操作盤	建設課	管理人委託	
16	本小田水門	〃	手動ハンドル	〃	〃	
17	釜居谷水門	〃	〃	〃	建設課	

（緊急時重要管理ポンプ場）緊急時に対応する職員を事前に指定するポンプ場

番号	名　称	位　置	種　類	管理機関	操作担当者	備　考
1	梅川ポンプ場	さぬき市津田町津田	自動運転	建設課	建設課	警報装置付
2	汐田ポンプ場	〃	〃	〃	〃	

番号	名　称	位　置	種　類	管理機関	操作担当者	備　考
3	川北ポンプ場	さぬき市津田町津田	自動運転	建設課	建設課	
4	西代ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽	〃	〃	〃	
5	流田雨水ポンプ場	さぬき市津田町津田	〃	下水道課	下水道課	警報装置付
6	鵜部雨水ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽	〃	〃	〃	〃
7	玉浦雨水ポンプ場	さぬき市志度	〃	〃	〃	〃
8	寺町ポンプ場	〃	〃	建設課	管理人委託	
9	大橋川ポンプ場	〃	〃	〃	〃	警報装置付
10	弁天ポンプ場	〃	〃	〃	〃	
11	小方ポンプ場	さぬき市鴨庄	〃	〃	建設課	警報装置付
12	塩屋雨水ポンプ場	さぬき市志度	〃	下水道課	下水道課	〃
13	新開雨水ポンプ場	さぬき市鴨庄	〃	〃	〃	〃

（その他ポンプ場）

番号	名　称	位　置	種　類	管理機関	操作担当者	備　考
1	鳶谷ポンプ場	さぬき市津田町鶴羽	自動運転	建設課	建設課	
2	梅川ゲートポンプ場	さぬき市津田町津田	〃	下水道課	下水道課	
3	室沖ポンプ場	さぬき市鴨庄	〃	建設課	建設課	
4	泊ポンプ場	〃	〃	農林水産課	泊防災会	
5	白方ポンプ場	〃	手動運転	建設課	管理人委託	
6	新開ポンプ場	〃	自動運転	〃	建設課	
7	長浜ポンプ場	〃	〃	〃	〃	
8	新田ポンプ場	〃	〃	〃	〃	
9	長浜雨水ポンプ場	〃	〃	下水道課	下水道課	
10	長浜第二ポンプ場	〃	〃	〃	〃	
11	浦小田ポンプ場	さぬき市小田	自動運転	建設課	建設課	
12	本小田ポンプ場	〃	〃	〃	〃	
13	釜居谷ポンプ場	〃	〃	〃	〃	

（排水機場）

番号	名　称	位　置	種　類	管理機関	操作担当者	備　考
1	松ヶ端排水機場	さぬき市鴨庄	手動運転	土地改良課	土地改良課	
2	白方排水機場	〃	〃	〃	〃	
3	川古排水機場	さぬき市鴨部	〃	〃	〃	
4	鳥田排水機場	〃	〃	〃	〃	
5	坂子排水機場	〃	〃	〃	〃	
6	中村排水機場	さぬき市寒川町神前	〃	〃	〃	
7	乙井排水機場	さぬき造田乙井	〃	〃	〃	

３－１８　山腹崩壊危険地区

（民有林）

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
304-001	さぬき	（旧津田）	津田町津田	西畑	3	32	東部林業事務所
304-002	さぬき	（旧津田）	津田町津田	御座田	2	27	東部林業事務所
304-003	さぬき	（旧津田）	津田町津田	御座田	2	120	東部林業事務所
304-004	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	西山	7	248	東部林業事務所
304-005	さぬき	（旧津田）	津田町津田	猪塚	23	73	東部林業事務所
304-006	さぬき	（旧津田）	津田町津田	瀬の下	17	37	東部林業事務所
304-007	さぬき	（旧津田）	津田町津田	江泊	37	174	東部林業事務所
304-008	さぬき	（旧津田）	津田町津田	北羽立	8	11	東部林業事務所
304-009	さぬき	（旧津田）	津田町津田	北羽立	1	6	東部林業事務所
304-010	さぬき	（旧津田）	津田町津田	南羽立	5	31	東部林業事務所
304-011	さぬき	（旧津田）	津田町津田	南羽立	1	4	東部林業事務所
304-012	さぬき	（旧津田）	津田町津田	下川北	1	8	東部林業事務所
304-013	さぬき	（旧津田）	津田町津田	上川北	1	38	東部林業事務所
305-001	さぬき	（旧大川）	大川町富田西	吉金	3	55	東部林業事務所
305-002	さぬき	（旧大川）	大川町富田西	平砕	4	33	東部林業事務所
305-003	さぬき	（旧大川）	大川町富田西	平砕	1	29	東部林業事務所
305-004	さぬき	（旧大川）	大川町南川	一ノ瀬	7	23	東部林業事務所
305-005	さぬき	（旧大川）	大川町南川	政国	5	15	東部林業事務所
305-006	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大阪谷	6	3	東部林業事務所
305-007	さぬき	（旧大川）	大川町南川	馬地	6	17	東部林業事務所
305-008	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大森	2	2	東部林業事務所
305-009	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大森	1	3	東部林業事務所
305-010	さぬき	（旧大川）	大川町南川	山ノ神	4	7	東部林業事務所
305-011	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大樅	13	13	東部林業事務所
305-012	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大樅	9	11	東部林業事務所
305-013	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大樅	1	8	東部林業事務所
305-014	さぬき	（旧大川）	大川町南川	横井	5	13	東部林業事務所
305-015	さぬき	（旧大川）	大川町南川	横井	1	3	東部林業事務所
305-016	さぬき	（旧大川）	大川町田面	鮎帰	4	38	東部林業事務所
305-017	さぬき	（旧大川）	大川町田面	砕石	2	2	東部林業事務所
305-018	さぬき	（旧大川）	大川町田面	八幡口	5	0	東部林業事務所
305-019	さぬき	（旧大川）	大川町田面	柿ヶ平間	4	3	東部林業事務所
305-020	さぬき	（旧大川）	大川町田面	不枌	2	8	東部林業事務所
305-021	さぬき	（旧大川）	大川町田面	千婆ヶ嶽	10	3	東部林業事務所
305-022	さぬき	（旧大川）	大川町田面	上砕石	3	5	東部林業事務所
305-023	さぬき	（旧大川）	大川町田面	東砕石	1	18	東部林業事務所
305-024	さぬき	（旧大川）	大川町田面	上鮎帰	1	9	東部林業事務所
305-025	さぬき	（旧大川）	大川町田面	銀杏股	1	4	東部林業事務所
305-026	さぬき	（旧大川）	大川町田面	猿田	2	8	東部林業事務所
305-027	さぬき	（旧大川）	大川町田面	山田	2	10	東部林業事務所
305-028	さぬき	（旧大川）	大川町田面	川南	1	5	東部林業事務所
305-029	さぬき	（旧大川）	大川町田面	川南	2	0	東部林業事務所
305-030	さぬき	（旧大川）	大川町田面	新池	6	21	東部林業事務所
305-031	さぬき	（旧大川）	大川町田面	作蔵	1	0	東部林業事務所
305-032	さぬき	（旧大川）	大川町田面	作蔵	2	0	東部林業事務所
305-033	さぬき	（旧大川）	大川町田面	作蔵	1	4	東部林業事務所
305-034	さぬき	（旧大川）	大川町田面	上村	1	0	東部林業事務所
305-035	さぬき	（旧大川）	大川町田面	上本村	7	80	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
305-036	さぬき	(旧大川)	大川町田面	本村	4	80	東部林業事務所
305-037	さぬき	(旧大川)	大川町田面	本村	5	73	東部林業事務所
305-038	さぬき	(旧大川)	大川町田面	本村	2	30	東部林業事務所
305-039	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	奥の宮	5	28	東部林業事務所
305-040	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	釜石	8	11	東部林業事務所
305-041	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	釜石	1	8	東部林業事務所
305-042	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	上北地	2	28	東部林業事務所
305-043	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	上北地	11	107	東部林業事務所
305-044	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	大山	5	0	東部林業事務所
305-045	さぬき	(旧大川)	大川町富田中	奥柴谷	8	13	東部林業事務所
305-046	さぬき	(旧大川)	大川町富田西	大井	1	1	東部林業事務所
305-047	さぬき	(旧大川)	大川町南川	山ノ神	2	1	東部林業事務所
305-048	さぬき	(旧大川)	大川町南川	辷当	6	2	東部林業事務所
305-049	さぬき	(旧大川)	大川町南川	横井	5	15	東部林業事務所
305-050	さぬき	(旧大川)	大川町田面	鹿庭	4	2	東部林業事務所
305-051	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡	3	1	東部林業事務所
305-052	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行	4	0	東部林業事務所
305-053	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡	2	4	東部林業事務所
305-054	さぬき	(旧大川)	大川町田面	宗延	1	0	東部林業事務所
305-055	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	奥谷	4	1	東部林業事務所
305-056	さぬき	(旧大川)	大川町南川	黍谷	4	1	東部林業事務所
306-001	さぬき	(旧志度)	志度	竹林下	3	36	東部林業事務所
306-002	さぬき	(旧志度)	志度	竹林下	2	0	東部林業事務所
306-003	さぬき	(旧志度)	志度	平竹	1	10	東部林業事務所
306-004	さぬき	(旧志度)	志度	幸田	4	7	東部林業事務所
306-005	さぬき	(旧志度)	志度	幸田	4	14	東部林業事務所
306-007	さぬき	(旧志度)	末	西内間	16	34	東部林業事務所
306-008	さぬき	(旧志度)	志度	大将軍	4	58	東部林業事務所
306-009	さぬき	(旧志度)	志度	入江	1	101	東部林業事務所
306-010	さぬき	(旧志度)	鴨庄	大人	2	3	東部林業事務所
306-011	さぬき	(旧志度)	鴨庄	野田	2	0	東部林業事務所
306-012	さぬき	(旧志度)	鴨庄	東泊	5	68	東部林業事務所
306-013	さぬき	(旧志度)	鴨庄	室沖	3	18	東部林業事務所
306-014	さぬき	(旧志度)	鴨庄	室沖	3	15	東部林業事務所
306-015	さぬき	(旧志度)	鴨庄	小串	3	0	東部林業事務所
306-016	さぬき	(旧志度)	鴨庄	小串	5	25	東部林業事務所
306-017	さぬき	(旧志度)	鴨庄	白方	2	14	東部林業事務所
306-018	さぬき	(旧志度)	鴨庄	手箱	2	27	東部林業事務所
306-019	さぬき	(旧志度)	鴨庄	新田峠	3	3	東部林業事務所
306-020	さぬき	(旧志度)	鴨庄	中山田	1	5	東部林業事務所
306-021	さぬき	(旧志度)	鴨庄	小方峠	3	3	東部林業事務所
306-022	さぬき	(旧志度)	鴨庄	山脇	3	0	東部林業事務所
306-023	さぬき	(旧志度)	鴨庄	山脇	7	0	東部林業事務所
306-024	さぬき	(旧志度)	鴨庄	不動寺	4	20	東部林業事務所
306-025	さぬき	(旧志度)	鴨部	六番	2	3	東部林業事務所
306-026	さぬき	(旧志度)	鴨部	西山	3	24	東部林業事務所
306-027	さぬき	(旧志度)	鴨部	坂子	3	13	東部林業事務所
306-028	さぬき	(旧志度)	鴨部	坂子	7	2	東部林業事務所
306-029	さぬき	(旧志度)	鴨部	川田	6	51	東部林業事務所
306-030	さぬき	(旧志度)	鴨部	深谷	2	22	東部林業事務所
306-031	さぬき	(旧志度)	鴨部	白川原	2	0	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
306-032	さぬき	(旧志度)	鴨部	川古	2	17	東部林業事務所
306-033	さぬき	(旧志度)	鴨部	神の奥	1	4	東部林業事務所
306-034	さぬき	(旧志度)	鴨部	神の奥	5	19	東部林業事務所
306-035	さぬき	(旧志度)	鴨庄	北地	6	12	東部林業事務所
306-036	さぬき	(旧志度)	鴨庄	真如堂	3	1	東部林業事務所
306-037	さぬき	(旧志度)	鴨庄	大谷	1	24	東部林業事務所
306-038	さぬき	(旧志度)	鴨庄	新開	1	12	東部林業事務所
306-039	さぬき	(旧志度)	鴨庄	新開	1	5	東部林業事務所
306-040	さぬき	(旧志度)	鴨庄	林中	7	2	東部林業事務所
306-041	さぬき	(旧志度)	鴨庄	堀切	8	21	東部林業事務所
306-042	さぬき	(旧志度)	小田	笘張	7	71	東部林業事務所
306-043	さぬき	(旧志度)	小田	笘張	8	5	東部林業事務所
306-044	さぬき	(旧志度)	小田	興津	12	5	東部林業事務所
306-045	さぬき	(旧志度)	小田	中西	1	5	東部林業事務所
306-046	さぬき	(旧志度)	小田	中西	1	27	東部林業事務所
306-047	さぬき	(旧志度)	小田	奥ノ谷	1	39	東部林業事務所
306-048	さぬき	(旧志度)	小田	浦	4	4	東部林業事務所
306-049	さぬき	(旧志度)	小田	小田	1	20	東部林業事務所
306-050	さぬき	(旧志度)	小田	小田	5	13	東部林業事務所
306-051	さぬき	(旧志度)	小田	釜居谷	6	18	東部林業事務所
307-001	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	中所	2	0	東部林業事務所
307-002	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	大末	2	1	東部林業事務所
307-003	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	大末	3	1	東部林業事務所
307-004	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	1	9	東部林業事務所
307-005	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	1	8	東部林業事務所
307-006	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	2	6	東部林業事務所
307-007	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	大末	2	3	東部林業事務所
307-008	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	大末	1	0	東部林業事務所
307-009	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	御田神辺	2	3	東部林業事務所
307-010	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	池の内	3	6	東部林業事務所
307-011	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	下門入	2	12	東部林業事務所
307-012	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	西門入	3	0	東部林業事務所
307-013	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	西門入	2	11	東部林業事務所
307-014	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	板ノ尾	14	10	東部林業事務所
307-015	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	山王	1	88	東部林業事務所
307-016	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	中村	3	15	東部林業事務所
307-017	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	中村	5	25	東部林業事務所
307-018	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	鹿谷	7	41	東部林業事務所
307-019	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	脇	8	59	東部林業事務所
307-020	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	北野間	12	30	東部林業事務所
307-021	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	門入	3	1	東部林業事務所
308-001	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	8	1	東部林業事務所
308-002	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	2	12	東部林業事務所
308-003	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	2	9	東部林業事務所
308-004	さぬき	(旧長尾)	昭和	谷	2	0	東部林業事務所
308-005	さぬき	(旧長尾)	昭和	谷	2	3	東部林業事務所
308-006	さぬき	(旧長尾)	昭和	谷	2	9	東部林業事務所
308-007	さぬき	(旧長尾)	昭和	山田	6	2	東部林業事務所
308-008	さぬき	(旧長尾)	前山	牛石	3	24	東部林業事務所
308-009	さぬき	(旧長尾)	前山	花折	1	0	東部林業事務所
308-010	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	1	6	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
308-011	さぬき	(旧長尾)	前山	西来栖	4	11	東部林業事務所
308-012	さぬき	(旧長尾)	前山	奥平	2	0	東部林業事務所
308-013	さぬき	(旧長尾)	前山	中谷	5	0	東部林業事務所
308-014	さぬき	(旧長尾)	前山	通谷	7	0	東部林業事務所
308-015	さぬき	(旧長尾)	多和相草上		2	7	東部林業事務所
308-016	さぬき	(旧長尾)	多和相草西		1	7	東部林業事務所
308-017	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		3	26	東部林業事務所
308-018	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		2	15	東部林業事務所
308-019	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		2	29	東部林業事務所
308-020	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		1	17	東部林業事務所
308-021	さぬき	(旧長尾)	多和経座西		2	14	東部林業事務所
308-022	さぬき	(旧長尾)	多和中山中		3	25	東部林業事務所
308-023	さぬき	(旧長尾)	多和管谷		1	2	東部林業事務所
308-024	さぬき	(旧長尾)	多和槙川		1	9	東部林業事務所
308-025	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		6	0	東部林業事務所
308-026	さぬき	(旧長尾)	多和槙川		2	15	東部林業事務所
308-027	さぬき	(旧長尾)	多和槙川		1	16	東部林業事務所
308-028	さぬき	(旧長尾)	多和力石		3	6	東部林業事務所
308-029	さぬき	(旧長尾)	多和経座東		3	24	東部林業事務所
308-030	さぬき	(旧長尾)	多和助光東		1	27	東部林業事務所
308-031	さぬき	(旧長尾)	前山	昼寝	4	3	東部林業事務所
308-032	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	2	6	東部林業事務所
308-033	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	1	10	東部林業事務所
308-034	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	4	21	東部林業事務所
308-035	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	2	13	東部林業事務所
308-036	さぬき	(旧長尾)	長尾名	西ノ谷	1	10	東部林業事務所
308-037	さぬき	(旧長尾)	長尾名	西横谷	2	4	東部林業事務所
308-038	さぬき	(旧長尾)	長尾名	東ノ谷	1	7	東部林業事務所
308-039	さぬき	(旧長尾)	長尾東	福良	2	0	東部林業事務所
308-040	さぬき	(旧長尾)	長尾東	将基	1	6	東部林業事務所
308-041	さぬき	(旧長尾)	造田野間田	西山端	2	41	東部林業事務所
308-042	さぬき	(旧長尾)	造田野間田	東山端	1	12	東部林業事務所
308-043	さぬき	(旧長尾)	造田乙井	北山田	9	16	東部林業事務所
308-044	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	1	19	東部林業事務所
308-045	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	3	8	東部林業事務所
308-046	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	3	9	東部林業事務所
308-047	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	西沢甲	5	11	東部林業事務所
308-048	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	相部	2	11	東部林業事務所
308-049	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	相部	2	0	東部林業事務所
308-050	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	内間	7	14	東部林業事務所
308-051	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	内間	8	26	東部林業事務所
308-052	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	1	5	東部林業事務所
308-053	さぬき	(旧長尾)	前山	譲波	5	6	東部林業事務所
308-054	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	2	0	東部林業事務所
308-055	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	2	0	東部林業事務所
308-056	さぬき	(旧長尾)	長尾名	上名	2	4	東部林業事務所

３－１９　崩壊土砂流出危険地区

（国有林）

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
206-101	さぬき	（旧大川）	大川町田面	森行	0.72	11	東部林業事務所
206-102	さぬき	（旧大川）	大川町田面	森行	1.5	10	東部林業事務所

（民有林）

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
304-001	さぬき	（旧津田）	津田町津田	西畑	0.30	7	東部林業事務所
304-002	さぬき	（旧津田）	津田町津田	西畑	0.30	50	東部林業事務所
304-003	さぬき	（旧津田）	津田町津田	雨滝	0.15	1,601	東部林業事務所
304-004	さぬき	（旧津田）	津田町津田	御座田	0.60	2	東部林業事務所
304-005	さぬき	（旧津田）	津田町津田	御座田	0.30	35	東部林業事務所
304-006	さぬき	（旧津田）	津田町津田	御座田	0.00	1	東部林業事務所
304-007	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	西山	0.30	74	東部林業事務所
304-008	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	西山	0.15	46	東部林業事務所
304-009	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	隠谷	0.09	50	東部林業事務所
304-010	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	葬婆谷	0.90	0	東部林業事務所
304-011	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	明後谷	0.18	3	東部林業事務所
304-012	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	長谷	0.75	2	東部林業事務所
304-013	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	箱谷	0.12	1	東部林業事務所
304-014	さぬき	（旧津田）	津田町鶴羽	馬場	0.90	4	東部林業事務所
304-015	さぬき	（旧津田）	津田町津田	前坂	0.60	35	東部林業事務所
304-016	さぬき	（旧津田）	津田町津田	前坂	0.15	21	東部林業事務所
304-017	さぬき	（旧津田）	津田町津田	吉見	0.30	14	東部林業事務所
304-018	さぬき	（旧津田）	津田町津田	中羽立	0.60	453	東部林業事務所
304-019	さぬき	（旧津田）	津田町津田	南羽立	0.27	570	東部林業事務所
304-020	さぬき	（旧津田）	津田町津田	北比与田	0.27	1	東部林業事務所
305-001	さぬき	（旧大川）	大川町富田西	西地	0.15	5	東部林業事務所
305-002	さぬき	（旧大川）	大川町富田西	丸山	0.12	3	東部林業事務所
305-003	さぬき	（旧大川）	大川町南川	黍谷	0.90	3	東部林業事務所
305-004	さぬき	（旧大川）	大川町南川	奥福家	0.00	7	東部林業事務所
305-005	さぬき	（旧大川）	大川町南川	黍谷	0.00	0	東部林業事務所
305-006	さぬき	（旧大川）	大川町南川	馬地	0.09	9	東部林業事務所
305-007	さぬき	（旧大川）	大川町南川	馬地	0.09	3	東部林業事務所
305-008	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大阪谷	0.36	6	東部林業事務所
305-009	さぬき	（旧大川）	大川町南川	星越	0.36	0	東部林業事務所
305-010	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大從	0.06	0	東部林業事務所
305-011	さぬき	（旧大川）	大川町南川	山ノ神	0.15	3	東部林業事務所
305-012	さぬき	（旧大川）	大川町南川	山ノ神	0.6	0	東部林業事務所
305-013	さぬき	（旧大川）	大川町南川	荒相	0.90	5	東部林業事務所
305-014	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大樅	0.09	9	東部林業事務所
305-015	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大樅	0.45	3	東部林業事務所
305-016	さぬき	（旧大川）	大川町南川	猪手尾	1.05	14	東部林業事務所
305-017	さぬき	（旧大川）	大川町南川	大樅	0.45	11	東部林業事務所
305-018	さぬき	（旧大川）	大川町南川	唐谷	0.00	0	東部林業事務所
305-019	さぬき	（旧大川）	大川町南川	長尾	0.00	2	東部林業事務所
305-020	さぬき	（旧大川）	大川町南川	横峯	0.72	4	東部林業事務所
305-021	さぬき	（旧大川）	大川町南川	唐谷	0.60	0	東部林業事務所
305-022	さぬき	（旧大川）	大川町南川	唐谷	0.24	12	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
305-023	さぬき	(旧大川)	大川町南川	森ヶ奥	0.45	4	東部林業事務所
305-024	さぬき	(旧大川)	大川町南川	横井	0.24	5	東部林業事務所
305-025	さぬき	(旧大川)	大川町南川	横井	0.00	1	東部林業事務所
305-026	さぬき	(旧大川)	大川町南川	一ノ瀬	0.12	4	東部林業事務所
305-027	さぬき	(旧大川)	大川町富田中	奥弥勒	0.72	19	東部林業事務所
305-028	さぬき	(旧大川)	大川町富田中	奥弥勒	0.30	5	東部林業事務所
305-029	さぬき	(旧大川)	大川町田面	棚岩	0.00	4	東部林業事務所
305-030	さぬき	(旧大川)	大川町田面	砕石	0.30	5	東部林業事務所
305-031	さぬき	(旧大川)	大川町田面	砕石	0.60	8	東部林業事務所
305-032	さぬき	(旧大川)	大川町田面	長谷	0.63	0	東部林業事務所
305-033	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡口	0.45	0	東部林業事務所
305-034	さぬき	(旧大川)	大川町田面	上八幡	0.60	4	東部林業事務所
305-035	さぬき	(旧大川)	大川町田面	横峰	0.45	1	東部林業事務所
305-036	さぬき	(旧大川)	大川町田面	横峰	0.90	1	東部林業事務所
305-037	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡	0.75	2	東部林業事務所
305-038	さぬき	(旧大川)	大川町田面	不枌	0.75	4	東部林業事務所
305-039	さぬき	(旧大川)	大川町田面	不枌	0.54	2	東部林業事務所
305-040	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.90	13	東部林業事務所
305-041	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.60	5	東部林業事務所
305-042	さぬき	(旧大川)	大川町田面	芦谷	0.90	0	東部林業事務所
305-043	さぬき	(旧大川)	大川町田面	芦谷	0.15	1	東部林業事務所
305-044	さぬき	(旧大川)	大川町田面	芦谷	0.72	0	東部林業事務所
305-045	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.75	28	東部林業事務所
305-046	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.60	1	東部林業事務所
305-047	さぬき	(旧大川)	大川町田面	日ノ裏	0.45	2	東部林業事務所
305-048	さぬき	(旧大川)	大川町田面	千婆ヶ嶽	0.30	0	東部林業事務所
305-049	さぬき	(旧大川)	大川町田面	上砕石	0.30	0	東部林業事務所
305-050	さぬき	(旧大川)	大川町田面	東砕石	0.12	4	東部林業事務所
305-051	さぬき	(旧大川)	大川町田面	北日ノ裡	0.60	16	東部林業事務所
305-052	さぬき	(旧大川)	大川町田面	滝ヶ谷	0.75	13	東部林業事務所
305-053	さぬき	(旧大川)	大川町田面	滝ヶ谷	0.75	12	東部林業事務所
305-054	さぬき	(旧大川)	大川町田面	中落	0.12	4	東部林業事務所
305-055	さぬき	(旧大川)	大川町田面	枝谷	0.00	12	東部林業事務所
305-056	さぬき	(旧大川)	大川町田面	川南	0.18	2	東部林業事務所
305-057	さぬき	(旧大川)	大川町田面	山谷	0.60	68	東部林業事務所
305-058	さぬき	(旧大川)	大川町田面	小殿	0.90	12	東部林業事務所
305-059	さぬき	(旧大川)	大川町田面	青木	1.20	31	東部林業事務所
305-060	さぬき	(旧大川)	大川町田面	宗延	0.45	6	東部林業事務所
305-061	さぬき	(旧大川)	大川町田面	小殿	0.15	15	東部林業事務所
305-062	さぬき	(旧大川)	大川町田面	宗延	0.00	2	東部林業事務所
305-063	さぬき	(旧大川)	大川町田面	奥作蔵	0.00	3	東部林業事務所
305-064	さぬき	(旧大川)	大川町田面	立割	0.09	6	東部林業事務所
305-065	さぬき	(旧大川)	大川町田面	寺尾	0.48	9	東部林業事務所
305-066	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	船原	0.30	5	東部林業事務所
305-067	さぬき	(旧大川)	大川町田面	西立割	0.45	60	東部林業事務所
305-068	さぬき	(旧大川)	大川町田面	上本村	0.30	15	東部林業事務所
305-069	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	大条	0.60	168	東部林業事務所
305-070	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	向井	0.15	20	東部林業事務所
305-071	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	船原	1.65	2	東部林業事務所
305-072	さぬき	(旧大川)	大川町富田東	釜石	0.09	2	東部林業事務所
305-073	さぬき	(旧大川)	大川町富田中	柴谷	0.30	18	東部林業事務所
305-074	さぬき	(旧大川)	大川町富田中	宮内	0.48	63	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
305-075	さぬき	(旧大川)	大川町富田中	宮内	0.30	45	東部林業事務所
305-076	さぬき	(旧大川)	大川町富田西	古枝	0.24	10	東部林業事務所
305-077	さぬき	(旧大川)	大川町南川	辷当	0.45	0	東部林業事務所
305-078	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡	0.30	0	東部林業事務所
305-079	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡	0.30	1	東部林業事務所
305-080	さぬき	(旧大川)	大川町田面	八幡	1.05	2	東部林業事務所
305-081	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.15	5	東部林業事務所
305-082	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.30	10	東部林業事務所
305-083	さぬき	(旧大川)	大川町田面	芦谷	0.45	11	東部林業事務所
305-084	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.15	6	東部林業事務所
305-085	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.15	4	東部林業事務所
305-086	さぬき	(旧大川)	大川町田面	森行北	0.45	1	東部林業事務所
305-087	さぬき	(旧大川)	大川町田面	砕石	0.00	2	東部林業事務所
305-088	さぬき	(旧大川)	大川町田面	鮎帰	0.15	10	東部林業事務所
305-089	さぬき	(旧大川)	大川町田面	ひよ里	0.15	25	東部林業事務所
305-090	さぬき	(旧大川)	大川町田面	大東	0.15	3	東部林業事務所
305-091	さぬき	(旧大川)	大川町田面	金底	0.60	0	東部林業事務所
305-092	さぬき	(旧大川)	大川町南川	国ヶ平	1.20	2	東部林業事務所
305-093	さぬき	(旧大川)	富田東	向井	0.27	76	東部林業事務所
305-094	さぬき	(旧大川)	大川町田面	下不枌	0.27	3	東部林業事務所
305-095	さぬき	(旧大川)	大川町田面	胡麻原	0.06	0	東部林業事務所
306-001	さぬき	(旧志度)	志度	茶臼山	0.30	104	東部林業事務所
306-002	さぬき	(旧志度)	志度	間川	0.18	36	東部林業事務所
306-003	さぬき	(旧志度)	志度	間川	0.00	128	東部林業事務所
306-004	さぬき	(旧志度)	志度	間川	1.08	16	東部林業事務所
306-005	さぬき	(旧志度)	志度	藤村	0.36	2	東部林業事務所
306-006	さぬき	(旧志度)	志度	大蔭	0.18	5	東部林業事務所
306-007	さぬき	(旧志度)	末	山田	0.09	56	東部林業事務所
306-008	さぬき	(旧志度)	末	東内間	0.12	7	東部林業事務所
306-009	さぬき	(旧志度)	末	東内間	0.12	39	東部林業事務所
306-010	さぬき	(旧志度)	末	東内間	0.15	2	東部林業事務所
306-011	さぬき	(旧志度)	志度	天野峠	0.15	117	東部林業事務所
306-012	さぬき	(旧志度)	鴨部	六番	1.20	51	東部林業事務所
306-013	さぬき	(旧志度)	鴨部	六番	0.75	24	東部林業事務所
306-014	さぬき	(旧志度)	鴨部	六番	0.24	13	東部林業事務所
306-015	さぬき	(旧志度)	鴨部	六番	0.45	56	東部林業事務所
306-016	さぬき	(旧志度)	鴨部	池内	0.45	0	東部林業事務所
306-017	さぬき	(旧志度)	鴨部	坂子	0.30	0	東部林業事務所
306-018	さぬき	(旧志度)	鴨部	南谷	0.18	72	東部林業事務所
306-019	さぬき	(旧志度)	鴨部	北谷	0.09	0	東部林業事務所
306-020	さぬき	(旧志度)	鴨部	南大笹	0.75	6	東部林業事務所
306-021	さぬき	(旧志度)	鴨部	南大笹	0.75	7	東部林業事務所
306-022	さぬき	(旧志度)	鴨部	宝蔵坊	0.30	2	東部林業事務所
306-023	さぬき	(旧志度)	鴨部	深谷	0.45	15	東部林業事務所
306-024	さぬき	(旧志度)	鴨部	深谷	0.12	20	東部林業事務所
306-025	さぬき	(旧志度)	鴨部	神ノ奥	0.30	0	東部林業事務所
306-026	さぬき	(旧志度)	鴨庄	官府	0.00	200	東部林業事務所
306-027	さぬき	(旧志度)	鴨庄	池奥	0.27	4	東部林業事務所
306-028	さぬき	(旧志度)	鴨庄	北地	0.60	76	東部林業事務所
306-029	さぬき	(旧志度)	鴨庄	日与次	0.30	16	東部林業事務所
306-030	さぬき	(旧志度)	小田	興津	0.12	33	東部林業事務所
306-031	さぬき	(旧志度)	小田	奥ノ谷	0.18	201	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
306-032	さぬき	(旧志度)	小田	奥ノ谷	0.45	92	東部林業事務所
306-033	さぬき	(旧志度)	小田	大空	0.75	47	東部林業事務所
306-034	さぬき	(旧志度)	小田	釜居谷	0.45	1	東部林業事務所
307-001	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	1.08	2	東部林業事務所
307-002	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	0.15	11	東部林業事務所
307-003	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	0.60	2	東部林業事務所
307-004	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	1.20	9	東部林業事務所
307-005	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	1.05	18	東部林業事務所
307-006	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	1.80	16	東部林業事務所
307-007	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	0.75	3	東部林業事務所
307-008	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	0.45	6	東部林業事務所
307-009	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	0.00	13	東部林業事務所
307-010	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	花ノ山	1.50	3	東部林業事務所
307-011	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	花ノ山	1.26	4	東部林業事務所
307-012	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	所谷	0.36	9	東部林業事務所
307-013	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	蓑神	0.15	1	東部林業事務所
307-014	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	切池	0.60	2	東部林業事務所
307-015	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	打見	1.50	0	東部林業事務所
307-016	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	切池	0.60	1	東部林業事務所
307-017	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	池の内	0.18	11	東部林業事務所
307-018	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	板ノ尾	0.30	0	東部林業事務所
307-019	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	越太尾	0.75	0	東部林業事務所
307-020	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	長尾谷	0.18	0	東部林業事務所
307-021	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	長尾谷	1.80	2	東部林業事務所
307-022	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	長尾谷	1.92	4	東部林業事務所
307-023	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	越太尾	1.95	0	東部林業事務所
307-024	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	板ノ尾	0.60	0	東部林業事務所
307-025	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	板ノ尾	0.75	13	東部林業事務所
307-026	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	東門入	0.45	1	東部林業事務所
307-027	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	極楽寺	0.15	45	東部林業事務所
307-028	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	鹿谷	0.15	88	東部林業事務所
307-029	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	鹿谷	0.15	41	東部林業事務所
307-030	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	鹿谷	0.15	118	東部林業事務所
307-031	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	小倉	0.30	12	東部林業事務所
307-032	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	門入	0.75	8	東部林業事務所
307-033	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	門入	0.00	11	東部林業事務所
307-034	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	門入	0.90	0	東部林業事務所
307-035	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	門入	0.30	2	東部林業事務所
307-036	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	門入	0.30	3	東部林業事務所
307-037	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田西	所谷	0.30	4	東部林業事務所
307-038	さぬき	(旧寒川)	寒川町神前	石井	0.15	0	東部林業事務所
307-039	さぬき	(旧寒川)	寒川町石田東	西門入	0.24	2	東部林業事務所
308-001	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.60	16	東部林業事務所
308-002	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.24	0	東部林業事務所
308-003	さぬき	(旧長尾)	前山	叶谷	0.30	0	東部林業事務所
308-004	さぬき	(旧長尾)	前山	砂古田	0.30	8	東部林業事務所
308-005	さぬき	(旧長尾)	前山	桜田尾	1.05	7	東部林業事務所
308-006	さぬき	(旧長尾)	前山	兎山	1.50	11	東部林業事務所
308-007	さぬき	(旧長尾)	多和経座西		0.24	14	東部林業事務所
308-008	さぬき	(旧長尾)	前山	西来栖	0.60	4	東部林業事務所
308-009	さぬき	(旧長尾)	前山	下地	0.30	9	東部林業事務所
308-010	さぬき	(旧長尾)	前山	土道路	0.30	1	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
308-011	さぬき	(旧長尾)	前山	土道路	0.90	3	東部林業事務所
308-012	さぬき	(旧長尾)	多和相草東		0.15	3	東部林業事務所
308-013	さぬき	(旧長尾)	前山	竹ノ谷	1.20	2	東部林業事務所
308-014	さぬき	(旧長尾)	多和相草上		0.45	0	東部林業事務所
308-015	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		0.00	5	東部林業事務所
308-016	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		0.24	14	東部林業事務所
308-017	さぬき	(旧長尾)	多和西浦山		0.12	8	東部林業事務所
308-018	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		0.15	6	東部林業事務所
308-019	さぬき	(旧長尾)	多和助光西		0.15	8	東部林業事務所
308-020	さぬき	(旧長尾)	前山	榿	0.36	2	東部林業事務所
308-021	さぬき	(旧長尾)	多和力石上		0.27	2	東部林業事務所
308-022	さぬき	(旧長尾)	多和中山上		0.24	4	東部林業事務所
308-023	さぬき	(旧長尾)	多和中山上		0.30	6	東部林業事務所
308-024	さぬき	(旧長尾)	多和中山上		0.30	10	東部林業事務所
308-025	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	0.15	2	東部林業事務所
308-026	さぬき	(旧長尾)	多和中山中		0.60	1	東部林業事務所
308-027	さぬき	(旧長尾)	多和槙川		1.62	3	東部林業事務所
308-028	さぬき	(旧長尾)	多和管谷		0.15	0	東部林業事務所
308-029	さぬき	(旧長尾)	多和管谷		0.48	0	東部林業事務所
308-030	さぬき	(旧長尾)	多和管谷		0.72	6	東部林業事務所
308-031	さぬき	(旧長尾)	多和管谷		0.60	2	東部林業事務所
308-032	さぬき	(旧長尾)	多和管谷		0.36	0	東部林業事務所
308-033	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		2.40	0	東部林業事務所
308-034	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		1.20	5	東部林業事務所
308-035	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		0.84	8	東部林業事務所
308-036	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		1.98	2	東部林業事務所
308-037	さぬき	(旧長尾)	多和竹屋敷		0.90	5	東部林業事務所
308-038	さぬき	(旧長尾)	多和竹屋敷		1.20	0	東部林業事務所
308-039	さぬき	(旧長尾)	多和東谷		1.20	4	東部林業事務所
308-040	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		1.80	0	東部林業事務所
308-041	さぬき	(旧長尾)	多和兼割		3.84	0	東部林業事務所
308-042	さぬき	(旧長尾)	多和東谷		0.75	0	東部林業事務所
308-043	さぬき	(旧長尾)	多和東谷		1.44	4	東部林業事務所
308-044	さぬき	(旧長尾)	多和助光東		0.30	3	東部林業事務所
308-045	さぬき	(旧長尾)	多和青木		0.54	14	東部林業事務所
308-046	さぬき	(旧長尾)	前山	昼寝	0.72	0	東部林業事務所
308-047	さぬき	(旧長尾)	前山	泉ヶ谷	2.16	14	東部林業事務所
308-048	さぬき	(旧長尾)	前山	泉ヶ谷	1.20	0	東部林業事務所
308-049	さぬき	(旧長尾)	前山	青木山	1.68	2	東部林業事務所
308-050	さぬき	(旧長尾)	前山	蛇ノ尾	1.92	2	東部林業事務所
308-051	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	0.72	2	東部林業事務所
308-052	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	0.72	13	東部林業事務所
308-053	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	0.36	13	東部林業事務所
308-054	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	1.08	11	東部林業事務所
308-055	さぬき	(旧長尾)	前山	西船石	1.80	7	東部林業事務所
308-056	さぬき	(旧長尾)	前山	下船石	2.70	9	東部林業事務所
308-057	さぬき	(旧長尾)	前山	以後川	0.00	1	東部林業事務所
308-058	さぬき	(旧長尾)	前山	原田	1.05	5	東部林業事務所
308-059	さぬき	(旧長尾)	前山	来栖	0.45	3	東部林業事務所
308-060	さぬき	(旧長尾)	多和中山		0.90	8	東部林業事務所
308-061	さぬき	(旧長尾)	前山	上星越	0.60	15	東部林業事務所
308-062	さぬき	(旧長尾)	前山	上星越	0.45	15	東部林業事務所

番号	位置				面積(ha)	人家数	関係林業事務所
	市	町	大字	字			
308-063	さぬき	(旧長尾)	長尾名	鳳凰左古	0.90	0	東部林業事務所
308-064	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	0.84	1	東部林業事務所
308-065	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	0.75	9	東部林業事務所
308-066	さぬき	(旧長尾)	長尾名	寺谷	0.24	2	東部林業事務所
308-067	さぬき	(旧長尾)	長尾東	紙漉	0.42	5	東部林業事務所
308-068	さぬき	(旧長尾)	長尾東	紙漉	0.45	0	東部林業事務所
308-069	さぬき	(旧長尾)	造田是弘	甲沢福	0.72	23	東部林業事務所
308-070	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	西沢乙	0.24	75	東部林業事務所
308-071	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	相部	0.15	26	東部林業事務所
308-072	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.60	16	東部林業事務所
308-073	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.15	4	東部林業事務所
308-074	さぬき	(旧長尾)	昭和	白羽	0.60	14	東部林業事務所
308-075	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	0.00	5	東部林業事務所
308-076	さぬき	(旧長尾)	前山	土道路	0.00	3	東部林業事務所
308-077	さぬき	(旧長尾)	多和力石		0.15	0	東部林業事務所
308-078	さぬき	(旧長尾)	多和菅谷		0.60	1	東部林業事務所
308-079	さぬき	(旧長尾)	前山	上星越	0.45	1	東部林業事務所
308-080	さぬき	(旧長尾)	前山		0.15	15	東部林業事務所
308-081	さぬき	(旧長尾)	前山		0.00	30	東部林業事務所
308-082	さぬき	(旧長尾)	前山	中津	0.00	0	東部林業事務所
308-083	さぬき	(旧長尾)	造田宮西	岩手	0.30	6	東部林業事務所

４－１　危険物施設

（完成検査済証交付施設　平成 31 年 3 月 31 日現在）

区　　分	大川広域消防本部	さぬき市	（東かがわ市）
計	357	210	(147)
製　造　所	4		(4)
貯 蔵 所　計	234	137	(97)
屋 内 貯 蔵 所	59	37	(22)
屋 外 タ ン ク	53	27	(26)
準 特 定 屋 外			
旧 法 タ ン ク			
特　定　屋　外			
旧 法 タ ン ク			
地 中 タ ン ク			
岩 盤 タ ン ク			
海 上 タ ン ク			
屋 内 タ ン ク	7	3	(4)
地 下 タ ン ク	70	44	(26)
簡 易 タ ン ク	6	6	
移 動 タ ン ク	33	19	(14)
被 牽 引 車 型			
屋 外 貯 蔵 所	6	1	(5)
取 扱 所　計	119	73	(46)
給 油 取 扱 所	68	41	(27)
（セルフ）	14	8	(6)
航　空　機			
船　　舶	6	3	(3)
鉄道又は軌道			
自　家　用	27	16	(11)
（セルフ）			
第 1 種 販 売	3		(3)
第 2 種 販 売			
移 送 取 扱 所			
特　定　移　送			
一 般 取 扱 所	48	32	(16)
事　業　所　数	183	112	(71)

４－２　高圧ガス関係事業所

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区　分	高圧ガス製造事業所数（第一種）								高圧ガス貯蔵所所数（第一種）					一般消費者用液化石油ガス販売所
	一般高圧ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	液化石油ガス	冷凍ガス	可燃性・毒性	可燃性	毒性	酸素	その他	
さぬき市	2	0	0	0	0	2	2	4	0	4	0	2	0	18

４－３　火薬類関係事業所

（令和元年 9 月 1 日現在）

区　分	火薬類製造所（煙火）	火薬類販売事業者						火　薬　庫					
		計	一般	猟用	競技用	煙火	信号用	計	一級	二級	三級	煙火	庫外
さぬき市	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0

４－４　毒物劇物営業者

（平成 31 年 3 月 31 日現在）

区　分	一般販売業	農業用品販売業	特定品目販売業	電気めっき事業	金属熱処理事業	運送事業	しろあり防除事業	製造業	輸入業	計
東讃保健所	46	17	1	0	1	1	0	13	1	80

４－５　毒物劇物製造所等の地震対策指針

この指針は、毒物劇物製造所及び取扱事業所（以下「毒物劇物製造所等」という。）において講ずる地震災害予防・応急対策計画について、指針となる事項を示すものである。

１　予防計画

第１　組織に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る施設等の点検・保守を行う者、地震発生時における関係機関への通報及び応急処置を行う者及び指揮監督責任者等の職務及び組織に関する事項を定めること。

第２　作業及び制御の方法に関すること。

毒物劇物の製造方法、取扱いの作業方法及びこれらの制御方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備することにより、地震発生時速やかに作業を中断できるようにすること。

第３　施設・設備の点検の方法に関すること。

毒物劇物の製造又は取扱いに係る施設・設備及び毒物劇物の流出、漏えい防止設備等の点検の方法について、マニュアル化し、フロー図等を整備すること。

点検にあたっては、特に次の施設・設備等について重点的に実施すること。

(1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御装置
(2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御に関する方法
(3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置に関する方法
(4) 各種安全対策施設・設備の点検
　ア　防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
　イ　散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
　ウ　非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
　エ　その他地震防災上必要な施設及び設備

なお、点検は、漏えい、腐食、き裂等の異常を早期に発見するため、原則として一日に一回以上点検すること。さらに、一年に一回以上、施設・設備の内部を開放し、異常の有無、また沈下状況等について精密に点検を実施すること。

２ 応急対策

第１　応急対策の実施に関すること。

社内組織に基づく指揮監督責任者の指示により、速やかに施設・設備の点検を実施し、被害状況を把握するとともに、次のとおり応急措置を講ずること。

(1) 製造施設、取扱い施設、火気取扱い施設等の運転の停止又は制御
(2) 充てん作業、火気取扱い作業、高所作業等の停止又は制御
(3) タンク車、タンクローリー等の待避又は安全措置
(4) 各種安全対策施設・設備の点検
　ア　防波堤、除害設備、緊急移送設備等の流出時安全施設
　イ　散水設備、貯水設備、排水設備、防潮堤等
　ウ　非常用電源設備、非常用証明設備、緊急制御設備等
　エ　その他地震防災上必要な施設及び設備
(5) 応急用資機材による措置
　ア　除害用薬剤、土のう等による流出、漏えいの拡大阻止
　イ　消火用機器による火災の拡大阻止
　ウ　救急資機材による負傷者の救済
(6) その他必要な措置

第２　情報の伝達に関すること。

(1) 県、市町及びその他関係機関に対し、速やかに被害状況を伝達するとともに、地震に関する情報の収集に努めること。
(2) 毒物劇物製造所等周辺の居住者に被害が波及するおそれがある場合は、速やかにその広報に努めること。

第３　避難に関すること。

被害の状況により、速やかに避難するとともに、毒物劇物製造所等周辺の居住者の避難について適切な誘導に努めること。

第４　その他地震防災応急対策に関すること。

５－１　雨量観測所

番号	雨量観測所名	所　　在　　地	種　別	観　測　機　関	電話番号
1	津田川橋	津田町津田	テレメータ	長尾土木事務所	0879-52-2585
2	大　川	大川町田面	〃	大川ダム管理事務所	0879-43-3104
3	門　入	寒川町石田東	〃	門入ダム管理事務所	0879-43-0995
4	小　田	小田	〃	長尾土木事務所	0879-52-2585
5	志　度	志度	〃	〃	〃
6	長　尾	長尾東	〃	〃	〃
7	前　山	前山	〃	前山ダム管理事務所	0879-52-3450
8	太郎兵衛	〃	〃	〃	〃

（さぬき市関係雨量観測所）

番号	雨量観測所名	所　　在　　地	種　別	観　測　機　関	電話番号
1	森　行	大川町田面	テレメータ	総務課	087-894-1111
2	南　川	大川町南川	〃	〃	〃
3	小　倉	寒川町石田西	〃	〃	〃
4	助　光	多和助光西	〃	〃	〃

（香川用水関係雨量観測所）

番号	雨量観測所名	所　　在　　地	種　別	観　測　機　関	電話番号
1	田辺池観測所	大川町富田西	自　記	香川用水土地改良区	087-822-0155

５－２　水位観測所

番号	水位観測所	河川名	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	位　　置	種 別	観測機関
1	津 田 川 橋	津田川	(1.20)	(1.80)			津田町津田	テレメータ	長尾土木事務所
2	城　北　橋	〃	(1.10)	(1.80)			〃	〃	〃
3	大 井 川 橋	〃	(1.10)	(1.90)			大川町富田西	〃	門入ダム管理事務所
4	落　合　橋	〃	(0.90)	(1.70)			〃	〃	大川ダム管理事務所
5	弁　天　橋	〃	0.50	0.70	1.20	1.40	大川町富田東	〃	長尾土木事務所
6	八　　幡	〃	0.50	0.70			大川町田面	〃	大川ダム管理事務所
7	爛　川　橋	爛　川	0.50	0.70			大川町富田西	〃	長尾土木事務所
8	梅檀川下流	梅檀川	1.00	1.80			〃	〃	門入ダム管理事務所
9	梅　檀　川	〃	0.30	0.90			寒川町石田東	〃	〃
10	鴨　　部	鴨部川	(1.20)	(1.90)			鴨部	〃	前山ダム管理事務所
11	脇　　橋	〃	1.20	2.10	4.05	4.40	寒川町神前	〃	長尾土木事務所
12	井 戸 川 橋	〃	0.90	1.40	1.70	1.85	昭和	〃	〃
13	来　　栖	〃	0.90	1.40			前山	〃	前山ダム管理事務所
14	地 蔵 川 橋	地蔵川	0.60	0.80			寒川町石田西	〃	長尾土木事務所

※「水防団待機水位」は「通報水位」、「はん濫注意水位」は「警戒水位」、「はん濫危険水位」は「特別警戒水位」に等しい。

※（　）書きの水位は水防警報を行う区域内の水位観測所の水位である。

５－３　潮位観測所

（Ｔ．Ｐ換算）

番号	潮位観測所	港湾名	注意報基準潮位	警報基準潮位	位置	種別	観測機関
1	三本松港	三本松港	1.4	1.7	東かがわ市上所	テレメータ	長尾土木事務所
2	高松港	高松港	1.6	1.9	高松市北浜町 103－1 地先	〃	高松地方気象台

（さぬき市関係潮位観測所）

番号	潮位観測所	港湾名	位置	種別	観測機関
1	津田	津田港	津田町津田 1504-5 番地先	テレメータ	さぬき市
2	志度	志度港	志度 341 番地先	〃	〃
3	白方	白方漁港	鴨庄 3626-5 番地先	〃	〃
4	小田	小田漁港	小田 497-6 番地先	〃	〃

５－４　風向風速観測所

番号	風向風速観測所名称	位置	種別	観測機関
1	三本松港風向風速観測所	東かがわ市三本松	テレメータ	長尾土木事務所
2	高松港風向風速観測所	高松市サンポート	〃	高松港管理事務所

５－５　海象観測所

番号	観測局名称	海岸名	位置	種別	観測機関
1	相生馬宿観測局	相生馬宿海岸	東かがわ市馬宿	テレメータ	長尾土木事務所

※　観測項目：風向，風速，波向，波高，流向，流速，平均水位，気圧等

５－６　震度・津波観測点

（地震情報で用いるさぬき市内の震度観測点）

地域名称	市町村名称	震度観測点名称	震度観測点所在地
香川県東部	さぬき市	※さぬき市志度	志度5385-8（さぬき市役所）
香川県東部	さぬき市	※さぬき市津田町	津田町津田138-15（さぬき市役所津田支所）
香川県東部	さぬき市	※さぬき市大川町	大川町富田中2109（さぬき市役所大川支所）
香川県東部	さぬき市	※さぬき市寒川町	寒川町石田東甲935-1（さぬき市役所寒川庁舎）
香川県東部	さぬき市	※さぬき市長尾東	長尾東888-5（さぬき市役所長尾支所）
香川県東部	さぬき市	※※さぬき市長尾総合公園	長尾東2450

（注）観測地点名称に※印のついている観測点は地方公共団体（香川県）、※※印のついている観測点は国立研究開発法人防災科学研究所の震度観測点である。

（津波情報で用いる津波観測点）

名称	所在地	所属
高松（高松検潮所）	高松市北浜町 103-1　地先	気象庁
与島港（与島検潮所）	坂出市与島町	港湾局
多度津港（多度津検潮所）	仲多度郡多度津町	港湾局

５－７　香川県防災行政無線による気象情報伝達系統

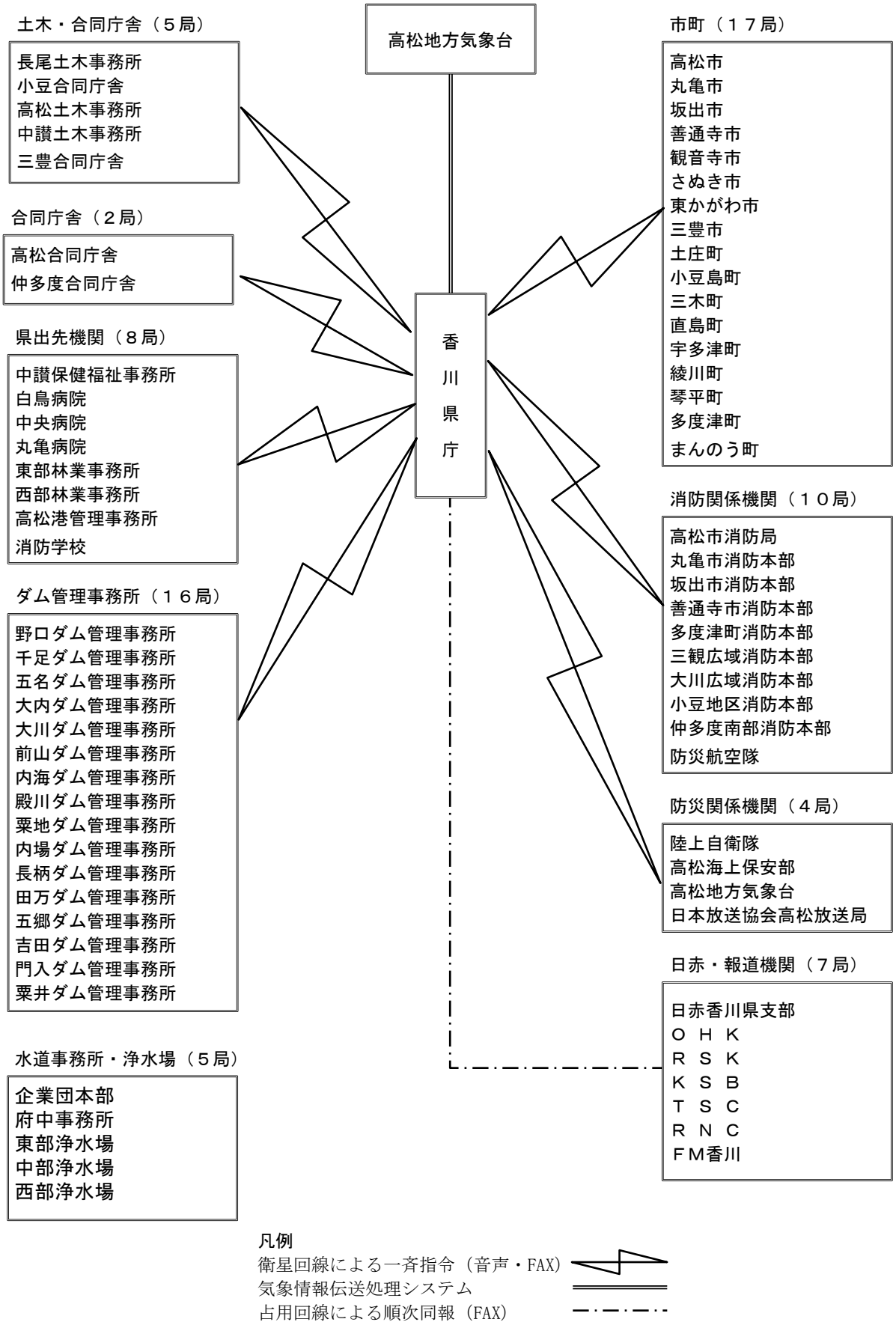

５－８　気象警報等の伝達系統図

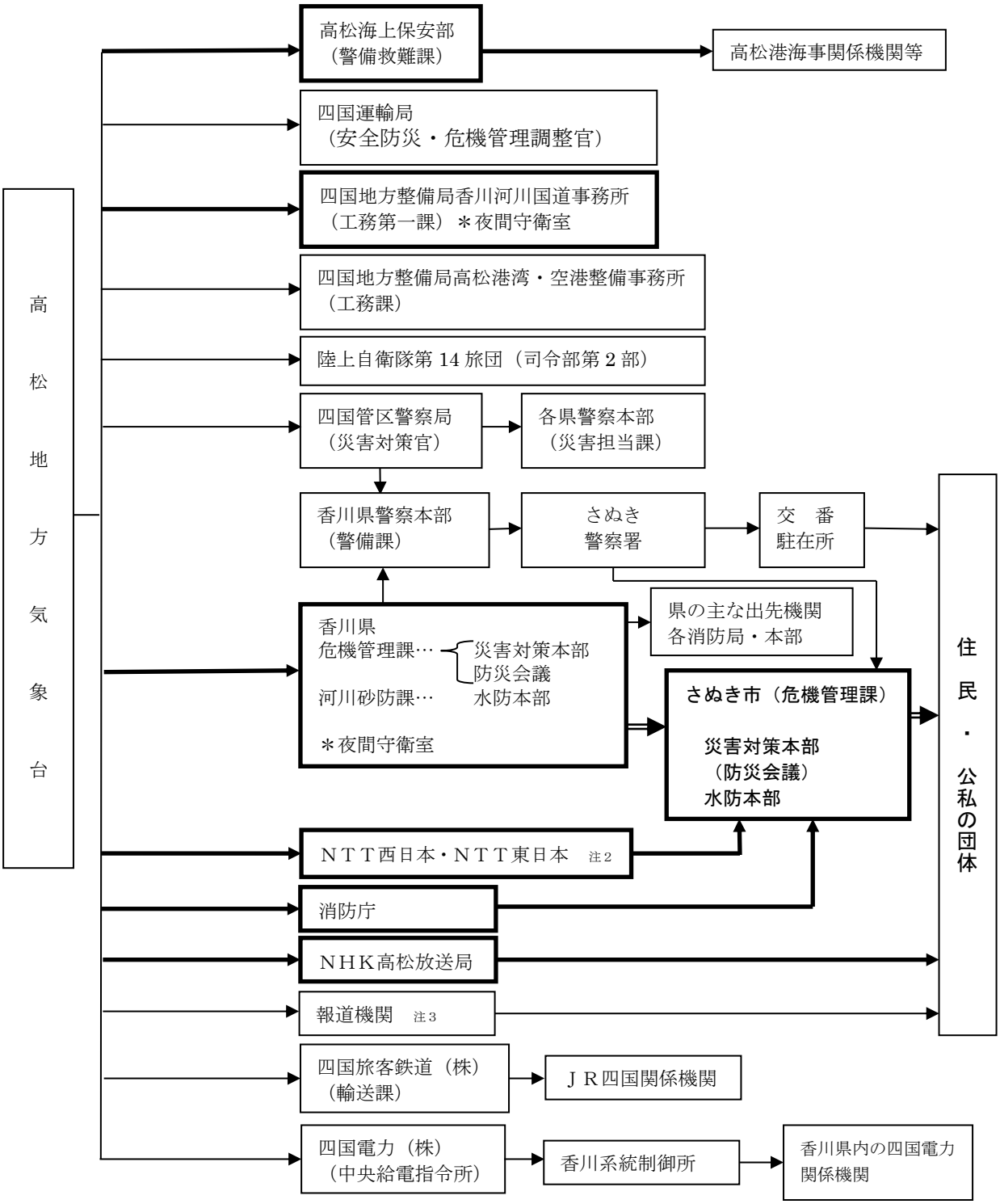

（注）１　太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達経路を示す。二重の太線は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

２　ＮＴＴ西日本・ＮＴＴ東日本へは特別警報及び警報の発表及び解除だけを通知する。

３　報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

５－９　津波警報等の伝達系統図

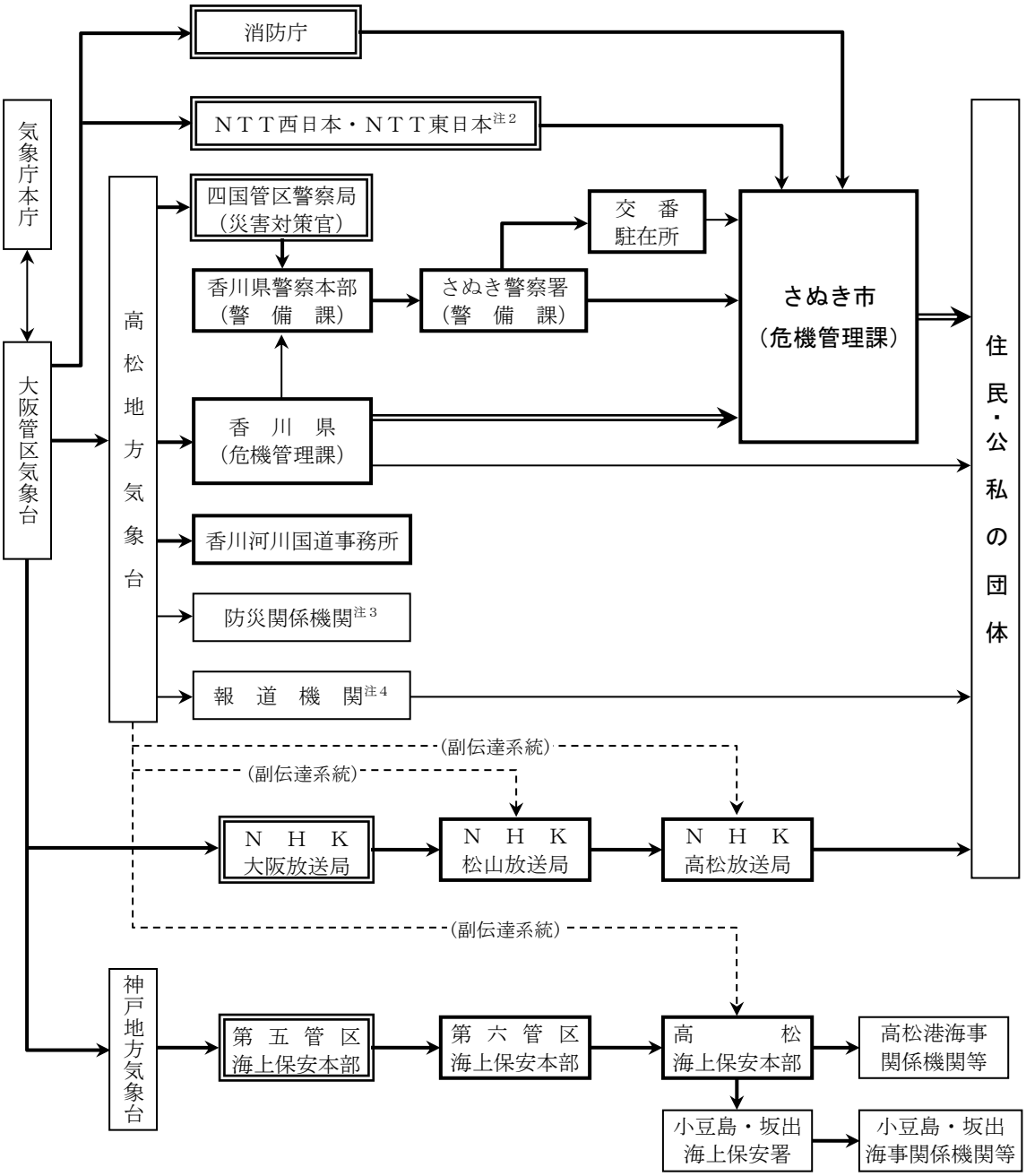

（注）１　太線は、法令（気象業務法等）に規定される伝達系統を示す。二重の太線は、特別警報に該当する大津波警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路を示す。

２　ＮＴＴ西日本・ＮＴＴ東日本へは、警報の発表及び解除だけを通知する。

３　防災関係機関とは、高松港湾・空港整備事務所、四国運輸局、陸上自衛隊第 14 旅団、四国旅客鉄道㈱、四国電力㈱である。

４　報道機関とは、西日本放送、瀬戸内海放送、山陽放送、四国新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社、山陽新聞社、共同通信社である。

５　▭は、伝達中枢である。

５－１０　地震及び津波に関する情報の伝達系統図

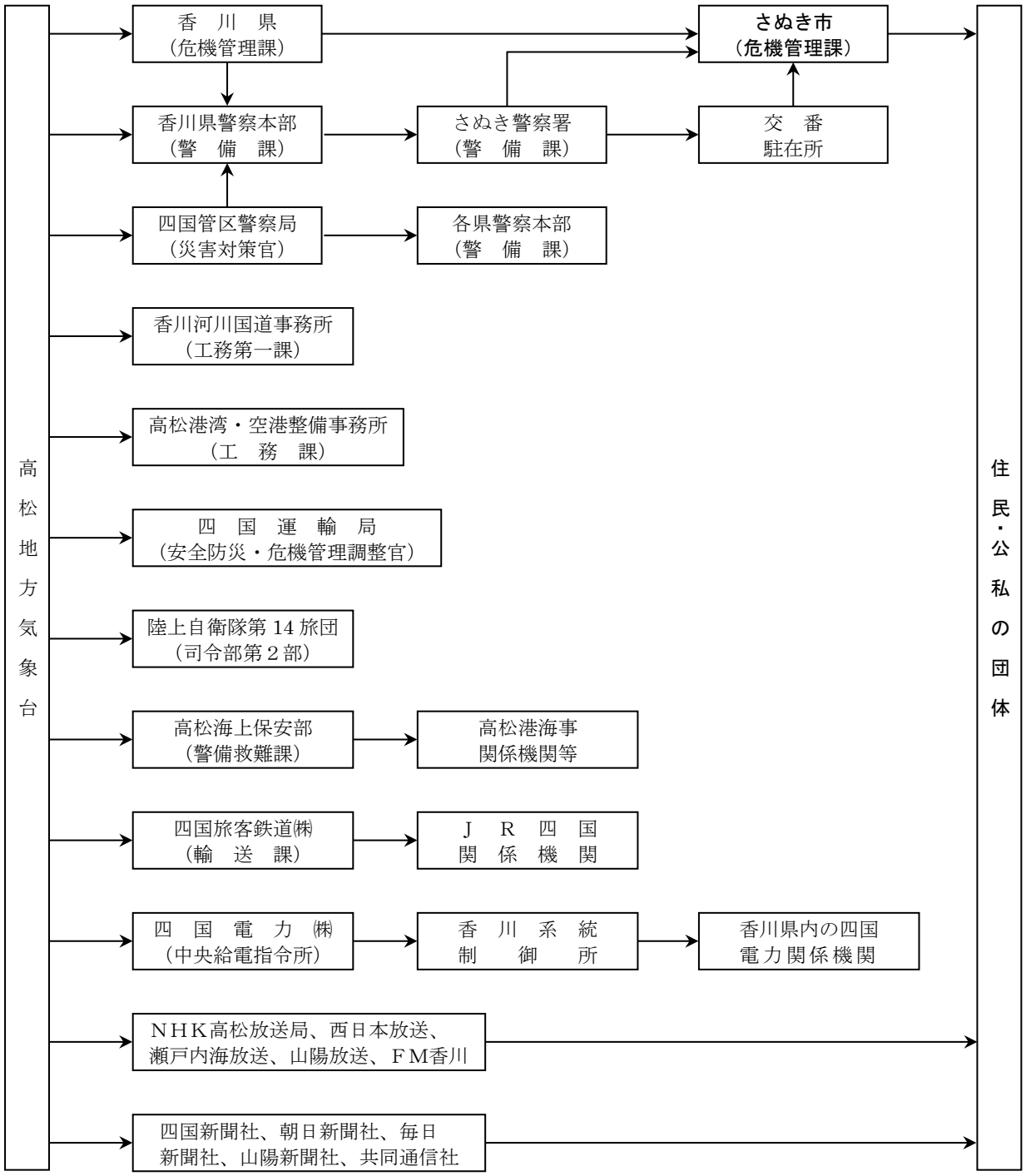

５－１１　土砂災害と前兆現象の種類

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面 ・が　け	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけから小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴き出す ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹　木	・濁水に流木が混じり出す	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花	—	・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴　　覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
臭　　覚		・腐った土の臭いがする		

５－１２　気象庁震度階級関連解説表（平成２１年３月３１日）

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（ 揺れが繰り返す時の1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

(6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

震度階級関連解説表の「木造建物（住宅）に絵を加え、被害の状況をイメージしやすくしたものです。

●木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微な ひび割れ・亀裂
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
		軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
	軽微な ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂　傾く　倒れる
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
	軽微な ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂 	大きな ひび割れ・亀裂　傾く　倒れる
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
	軽微な　大きな ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂　ひび割れ・亀裂 	傾く　倒れる

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

（注４）この表中のイラストは、DATS（Damage Assessment Training System）の被害認定用パターンチャートを基に、一部加筆した。

（注５）なお、図は特定の構法（在来軸組木造）を前提に、比較的多く見られる被害状態を模式的に描いたもので、これとは異なる被害状態となることもある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
５強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
６弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
６強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 １階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜等面の状況
５弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
５強		
６弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
６強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

５－１３　注意報・警報の基準

（別表１）大雨警報基準　　令和元年５月２９日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東　讃	さぬき市	１２	１０９

（別表２）大雨注意報基準　　令和元年５月２９日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
東　讃	さぬき市	１８	１４１

（別表３）洪水警報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による基準
東　讃	さぬき市	津田川流域=14.2, 鴨部川流域=13.2, 梅檀川流域=6.2, 爛川流域=7.9, 地蔵川流域=7.2	津田川流域=(6, 12.7), 鴨部川流域=(6, 11.8), 梅檀川流域=（6, 5.5), 爛川流域=（6, 6.8), 地蔵川流域=（6, 6.4)	－

（別表４）洪水注意報基準

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報 による 基準
東　讃	さぬき市	津田川流域=11.3, 鴨部川流域=10.5, 梅檀川流域=4.9, 爛川流域=6.3, 地蔵川流域=5.7	津田川流域=(5, 11.3), 鴨部川流域=(5, 10.5), 梅檀川流域=（5, 4.9), 爛川流域=（5, 6.1), 地蔵川流域=（6, 4.6)	－

（別表５）高潮警報及び注意報基準　　平成２２年５月２７日現在

市町村等を まとめた地域	市町村等	潮　位	
		警　報	注意報
東　讃	さぬき市	1.8m	1.5m

【大雨、洪水及び高潮警報・注意報基準表別表１～５の解説】

(1)　別表及び別添資料の市町村等をまとめた地域の欄中、( ) 内は府県予報区または一次細分区域を示す。

(2)　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を設定していないもの、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合、高潮警報・注意報で現象が発現せず基準を設定していない市町村等については、その欄を“－”で示している。

(3) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害)」として発表する。

(4)　大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。

(5)　大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km 四方毎に設定しているが、別表１及び２の土壌雨量指数基準には市町村等の域内における基準の最低値を示している。

1km 四方毎の基準値については、気象庁ホームページ

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。

(6)　洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数10.5 以上」を意味する。

(7)　洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、別表３及び４の流域雨量指数基準には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は気象庁ホームページ

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(8)　洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。

その他の地点の基準値は気象庁ホームページ

(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。

(9)　洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川［△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

(10)　高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

５－１４　土壌雨量指数基準［１㎞格子］（別図２）

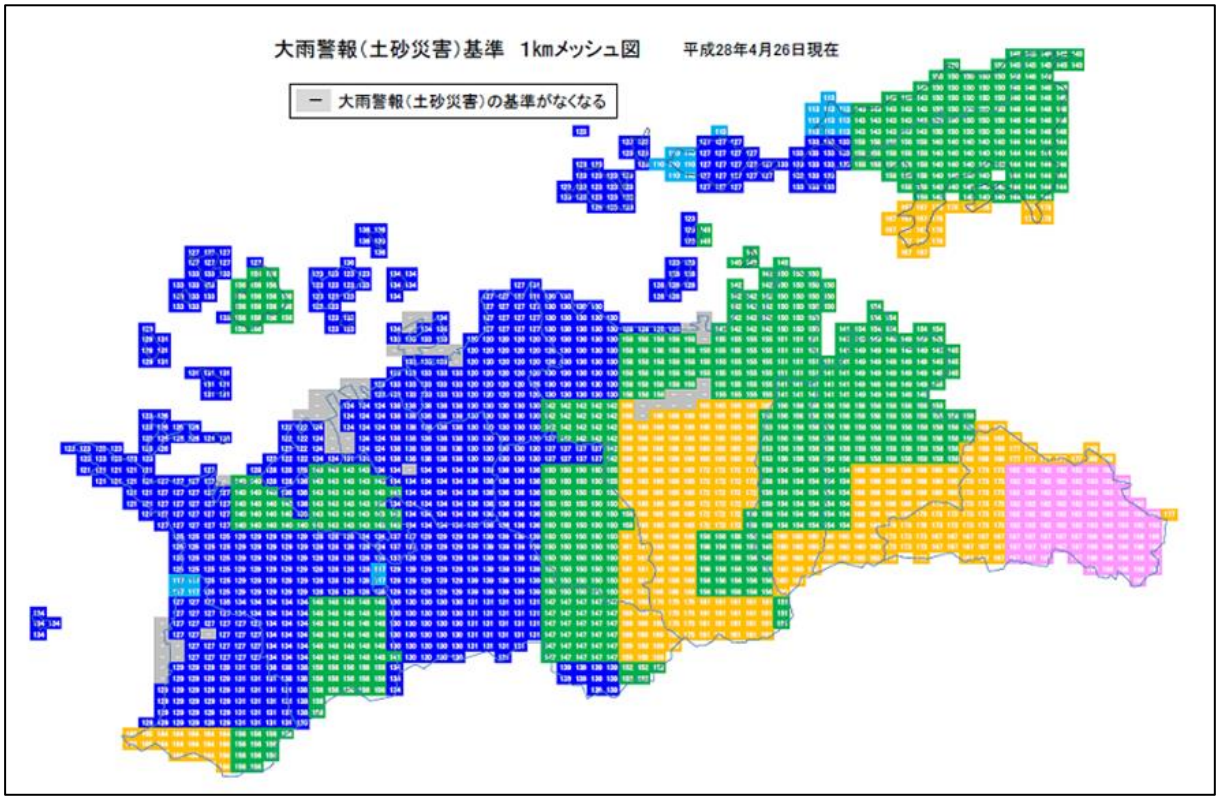

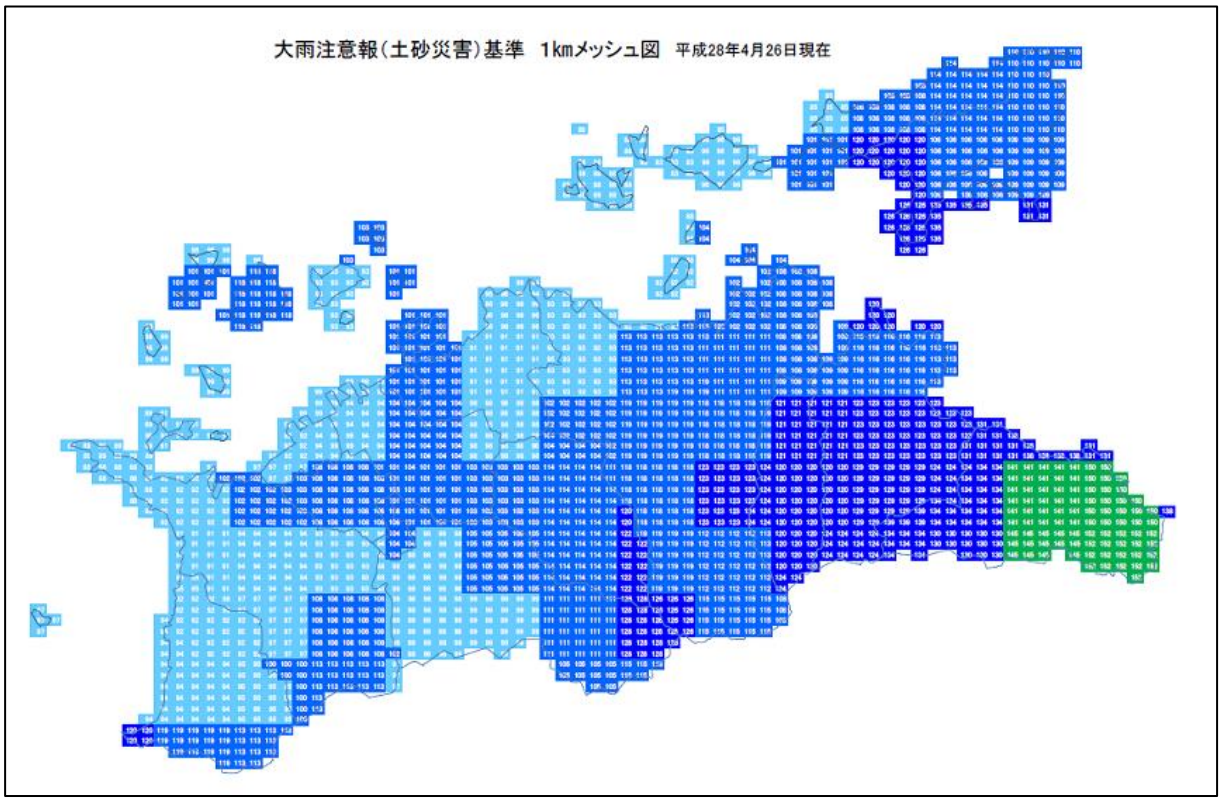

６－１　大川広域消防本部現勢

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	消防職員										普通消防ポンプ自動車（B1以上）	水槽付消防ポンプ自動車（B1以上）	はしご付消防自動車	救急自動車	救助工作車	指揮車	その他の小型動力ポンプ	広報車	資材運送車	その他の車両
	実員									条例定数										
	消防監	消防司令長	消防司令	消防司令補	消防士長	消防副士長	消防士	その他職員	計											
本部	1	1	5	3	5	1	8		24							1		2		2
西署		1	1	8	3	5	9		27		1	1	1	1			2		1	1
寒川分署			1	6	3	4	4		18		1	1		1			3			1
東署		1	1	8	3	5	9		27		2	2		2	1		2		1	
白鳥分署			1	7	1	3	6		18		1	1		1			2			1
計	1	3	9	32	15	18	36		114	110	5	5	1	5	1	1	8	2	2	5

６－２　消防団現勢

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	分団数		消防団員									普通消防ポンプ自動車（B1以上）	水槽付消防ポンプ自動車（B1以上）	化学消防車	指揮車	小型動力ポンプ付積載車	その他の小型動力ポンプ	広報車	資機材搬送車	水槽車	その他の車両
			実員								条例定数										
		団長	副団長	女性部	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計											
本部		1	5	14						20					2						
津田方面隊	4				4	4	7	7	45	67		3				4					
大川方面隊	3				3	3	6	9	71	92		3							1		
志度西方面隊	2				2	2	5	10	60	79		2				4			1		
志度東方面隊	3				3	3	9	23	63	101		3				7					
寒川方面隊	3				3	3	6	15	61	88		3							1		
長尾方面隊	4				4	4	15	28	91	142		4	1			2			1		
計	19	1	5	14	19	19	48	92	391	589	620	18	1		2	17			4		

６－３　消防水利の現況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	合計 (A)～(F)の計	消火栓			防火水槽												井戸			その他
					計				公設				私設							
		計 (A)	公設	私設	100㎥以上 (B)	60～100㎥未満 (C)	40～60㎥未満 (D)	20～40㎥未満 (E)	100㎥以上	60～100㎥未満	40～60㎥未満	20～40㎥未満	100㎥以上	60～100㎥未満	40～60㎥未満	20～40㎥未満	計 (F)	公設	私設	
さぬき市	1329	1161	1161		4	9	82	72			62	54	4	8	20	18	1	1		17

６－４　消防無線通信施設・火災通報施設の現況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区分	消防・救急業務用無線局（局数）						電話			
	固定局	基地局	移動局			合計	消防機関にあるもの			
			陸上移動局	携帯局	計		火災報知専用電話	消防電話	加入電話	合計
大川広域		3	54		54	54	4	18	43	65
(西　署)			11		11	11			4	4
(寒川分署)			8		8	8			4	4

６－５　水防倉庫の現況

番号	名称	対象河川海岸	設置箇所	構造	摘要
1	津田水防倉庫	津田川	津田町津田	平屋建	
2	神前水防倉庫	鴨部川，津田川	寒川町神前	〃	
3	石田水防倉庫	地蔵川	寒川町石田東	〃	
4	寺町水防倉庫	志度海岸，大橋川	志度	〃	
5	小田水防倉庫	小田海岸，滝川	小田	〃	

６－６　防災資機材保有状況（消防団資機材を除く）

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

品名	規格	数量	保管場所	備考
発電機	EU24i	5	本庁附属棟倉庫	
	EU45is	2	本庁附属棟倉庫	
		1	本庁附属棟倉庫	
	EU24i	1	小田水防倉庫	
	EU24i	2	志度東体育館	
	EU55is	1	志度東体育館	
投光器	EM4002W	4	津田水防倉庫	
	EM4002W	2	寒川水防倉庫	
	EM4002W	1	小田水防倉庫	
		26	本庁附属棟倉庫	
救助用ゴムボート		4	本庁附属棟倉庫	
救助用ボート		2	津田水防倉庫	

６－７　大川広域消防本部資機材保有状況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区　分	資　機　材　名	数　量
保安・保護器具	空気呼吸器	52
	酸素呼吸器	5
	簡易呼吸器	3
	送排風機	2
	放射線保護服	2
	耐電衣一式	7
	防毒衣	8
	耐熱服	2
	レスキューコール	5
救助器具	空気式救助マット	3
	緩降機	2
	救命索発射銃	2
	油圧ジャッキ	2
	マット型空気ジャッキ	4
	大型油圧スプレッダー	3
	コンビツール	1
	可搬式ウインチ	3
	マンホール救助器具	1
	ロープ登降機	4
	チェンブロック	1
	サバイバースリング	3
	救助用ベストスリング（横吊式ハーネス）	2
切断・破壊器具	大型油圧切断機	3
	エンジンカッター	6
	チェンソー	9
	ガス溶断機	3
	空気鋸	2
	万能斧	13
	削岩機	1
	マルチカッター	1
	ハンマードリル	1
	リングカッター	11
	鉄線カッター	11
	ライトカッター	3

区　分	資　機　材　名	数　量
水難救助器具	潜水器具一式	8
	救命胴衣	25
	水中投光器	5
	救命浮環	17
	浮環	1
	救命ボート	4
測定・検知器具	有毒ガス測定器	1
	可燃性ガス測定器	8
	酸素濃度測定器	1
	放射線測定器	1
放水器具	ホース 50 ミリ	350
	ホース 65 ミリ	469
	高圧ホース 65 ミリ	20
	水幕ホース 65 ミリ	8
	ラインプロポーショナ	5
	発砲ノズル	11
	ジェットシューター	26
	無反動管鎗	6
	特殊ノズル（フォグガン含む）	13
	トランシーバー	18
	投光器	12
その他	携帯拡声器	16
	防爆型ハンドライト	17
	サーチライト	55
薬剤等	オイルブロッター(kg)	36.4
	クラス A 泡消火剤(L)	36
	オイルブロッター(kg)	38.6

６－８　香川県防災資機材保有状況

	品　　名	規　　格	数　量	設置場所	備考
石油コンビナート用資機材	オイルフェンス	Ｂ型　ブリジストン・ライトタイプ ＊県危機管理課所管分	160m	香川県防災資機材ｾﾝﾀｰ （高松市朝日新町 1-7）	
		住友　Ｂ型 ＊県港湾課所管分	1,100m		
	泡消火薬剤	スーパーフォーム AT３％型	18,000ℓ	香川県防災資機材ｾﾝﾀｰ (坂出市番の州町３番地)	
		メガフォーム F-623T３％型	17,000ℓ		
林野火災用資機材	貯水槽	容量＝2,500ℓ　重量＝50kg 満水時容積＝直径230cm×高さ90cm 結束時容積＝直径 110cm×高さ 30cm	8 基	香川県消防学校備蓄倉庫 （高松市生島町 689-11）	
	水のう（中型）	容量＝500ℓ　重量＝95kg 懸吊時全長＝200cm リング直径＝110cm　吊下高＝350cm 吐出量＝100～130ℓ／秒 空袋時機速(対地限度)＝110(kg／時)	14 基		
	コントロールボックス	500ℓ水のう用	14 基		
	水のう用パレット	1,450 cm×1,350 cm×890 cm	12 個		
	チェンソー		10 基		
	ヘルメット		37 個		
救助用資機材	エアーテント （附属品含む）	TAT-600 型	1 式	高松市南消防署 （高松市多肥下 1530-16）	
	エアーテント （附属品含む）	ﾏｸ･ｸｲｯｸｼｪﾙﾀｰ MQ562A	2 式		
	スポットクーラー	ｸｰﾙｽｲﾌｧﾝ１ ﾛｽﾀﾝﾀﾞｰﾄﾞﾀｲﾌﾟ SS-25EH-1	4 式		
	蓄電池	LiB-AIDE500	2 式		
	折りたたみ式簡易ベッド		30 台		
その他	起震車	3500 cc、香川 800 さ 9877	1 台	香川県消防学校車庫 （高松市生島町 689-11）	
		4000cc、香川800す 947	1 台		
	自走式照明車	パノラマライトMEGALUX1800 香川88す1043	1 台	仲多度南部消防本部 (琴平町五条 313)	
	フォークリフト	三菱　1.5t　バッテリー式	1 台	香川県消防学校備蓄倉庫 （高松市生島町 689-11）	
	災害対策用給水システム	東レ　レスキュー　AW-7200GⅡ型	1 台		
	衛星可搬型地球局	アンテナ0.75mφ　出力0.8w 個別電話（FAX）1ch	3 台	香川県庁6階 危機管理課通信機械室	
	資機材運搬車	日産ＡＤバン	1 台	天神前分庁舎一階駐車場 (高松市天神前 6-1)	

６－９　香川県防災資機材運用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、各種災害対策用として香川県が備蓄した別表に掲げる防災資機材（以下「資機材」という。）の運営について必要な事項を定める。

（配置等）

第２条　資機材は、別表の配置場所欄に掲げる場所に配置する。

２　資機材の使用管理等については、この要綱に定めるもののほか、別に締結する管理委託契約書の定めるところによるものとする。

（用途の指定）

第３条　資機材は、各種災害の防御又は防御訓練以外の用途に供してはならない。

（貸付けの手続等）

第４条　各種災害の防御又は防御訓練のため、資機材の貸付けを受けようとする市町長は、あらかじめ知事に資機材貸付申請書（第１号様式）を提出しなければならない。ただし、特に緊急を要するため文書により難いときは、口頭によることができる。この場合においては、事後速やかに所定の手続きをするものとする。

２　知事は、資機材を貸付けることを決定したときは、貸付決定に係る市町の長及び当該貸付けに係る資機材を管理している市町（以下「管理市町」という。）の長に貸付けを決定した旨の通知をするものとする。

３　貸付けの決定を受けた市町の長は、管理市町の長から当該貸付けに係る資機材を受領するときに、資機材借用証（第２号様式）を知事に提出するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、事後に当該手続きをすることができる。

（応援の要請等）

第５条　貸付けを受ける市町（以下「借受市町」という。）の長は、借受けに係る資機材を使用するため必要と認めるときは、管理市町の長に応援を求めることができる。

２　資機材は、借受市町又は管理市町の消防吏員で当該資機材の使用方法を熟知したものが操作しなければならない。

（貸付期間）

第６条　資機材の貸付期間は、当該貸付の目的を遂行するための必要な期間とする。

（使用後の報告）

第７条　借受市町の長は、資機材を使用した後に、速やかに次に掲げる事項を記載した文書を知事に提出しなければならない。

一　使用目的

二　使用日時

三　使用場所

四　使用資機材数量

五　その他知事が必要と認める事項

（費用の負担）

第８条　資機材の使用及び応援を受けたことにより生じた費用のすべては、借受市町において負担するものとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほかは、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

附　則

この要綱は、昭和５６年４月１日から施行する。

７－１　さぬき市防災行政無線通信施設

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

同報無線	免　許　区　分			防災行政用
	設　置　場　所			市　役　所
	局　数	親　局		1
		中　継　局		3
		同報子局	屋外方式	５６
			戸別方式	
移動無線	免　許　区　分			防災行政用
	基　地　局			3
	中　継　局			
	移動局数	形態別	車載型	５６
			可搬型	７８
			携帯型	１９５
		設置場所別	役場等	１１９
			公共施設	３２
			職員宅	
			消防機関	１７４
			その他	4
		計		３２９

７－２　さぬき市防災行政無線（同報）設置一覧

（平成３０年４月１日現在）

番号	局種別	局　名	設置住所
－	親　局	さぬき市役所	志度５３８５番地８
－	中継局	日盛山中継局	鴨庄４４６４番地２
－	簡易中継局	鶴羽山簡易中継局	大川町田面７６５番地１
－	〃	矢筈山簡易中継局	多和青木３番地１
1	屋外子局	北山	津田町津田３６４５番地
2	〃	吉見	津田町津田２８９０番地８
3	〃	津田漁港	津田町津田１５１４番地
4	〃	松原	津田町津田９１５番地１
5	〃	鶴羽屯所	津田町鶴羽８８５番地１
6	〃	岡ノ端	津田町鶴羽１７４６番地１
7	〃	猪塚	津田町津田３９４０番地
8	〃	平畑	津田町津田３２２１番地
9	〃	大山	津田町鶴羽２７３１番地
10	〃	大井	大川町富田西３１８番地
11	〃	富田西	大川町富田西２８２３番地１
12	〃	下り松	大川町富田中２６９３番地

番号	局種別	局　　名	設置住所
13	〃	宮町	大川町富田中７７０番地
14	〃	北地	大川町富田東９４０番地１
15	〃	昭南	大川町南川６１番地
16	〃	松尾	大川町田面１１０番地３
17	〃	豊田	大川町田面１２０５番地
18	〃	横井	大川町南川４３１番地
19	〃	鮎帰	大川町田面１７２８番地
20	〃	南川	大川町南川１３０９番地
21	〃	森行	大川町田面３１５５番地
22	〃	本庁	志度５３８５番地８
23	〃	江の口	志度３４０番地
24	〃	間川	志度３２２５番地
25	〃	南中浜	志度２２１４番地４
26	〃	寺町	志度５３６１番地６
27	〃	塩屋	志度５４０６番地
28	〃	泊	鴨庄３８２１番地
29	〃	白方	鴨庄３６１３番地
30	〃	長浜	鴨庄２２０番地２
31	〃	川西	鴨庄２５５０番地
32	〃	小田	小田１５２２番地２
33	〃	小田東	小田４９７番地６
34	〃	末	末１１１４番地
35	〃	藁屋	鴨部１０９９番地
36	〃	鴨部	鴨部６０９０番地１
37	〃	山脇	鴨庄４６１０番地４４
38	〃	新開	鴨庄６６６番地３
39	〃	苫張	小田２２４９番地
40	〃	興津	小田２１５９番地
41	〃	釜居谷	小田４番地
42	〃	天王	寒川町石田西８１６番地４
43	〃	森広	寒川町石田東甲１４９８番地
44	〃	極楽寺	寒川町石田東甲２３４０番地
45	〃	小倉	寒川町石田西２８５３番地２
46	〃	門入	寒川町石田東甲２９８８番地１
47	〃	神前	寒川町神前１６１５番地
48	〃	造田	造田是弘６８８番地１
49	〃	荒神	長尾西５５６番地
50	〃	長尾	長尾東９５４番地

51	〃	塚原	長尾西２２４０番地
52	〃	大石	前山２１９番地２
53	〃	大多和	前山２４５１番地
54	〃	多和	多和助光東３０番地
55	〃	中山上	多和中山上７３番地
56	〃	槇川	多和槇川２３５番地

７－３　さぬき市防災行政無線（移動）設置一覧

（平成３０年４月１日現在）

番号	局種別	識別信号	形態	設置場所	設置住所
1	固定局	ぼうさいさぬき		さぬき市役所	志度５３８５番地８
2	〃	ぼうさいひもり		日盛山中継局内	鴨庄４４６４番地２
3	〃	ぼうさいつるわ		鶴羽山中継局内	大川町田面７６５番地１
4	〃	ぼうさいやはず		矢筈山中継局内	多和中山上７３番地７地先
5	基地局	ぼうさいさぬきしひもりやま		日盛山中継局内	鴨庄４４６４番地２
6	〃	ぼうさいさぬきしつるわやま		鶴羽山中継局内	大川町田面７６５番地１
7	〃	ぼうさいさぬきしやはずやま		矢筈山中継局内	多和中山上７３番地７地先
8	陸上移動局	ぼうさいさぬきし 110	車載型		志度５３８５番地８
9	〃	ぼうさいさぬきし 111～112	携帯型	議会事務局内	〃
10	〃	ぼうさいさぬきし 113～116	車載型	総務部内	〃
11	〃	ぼうさいさぬきし 117～130	携帯型	〃	〃
12	〃	ぼうさいさぬきし 131	車載型	市民部内	〃
13	〃	ぼうさいさぬきし 132～139	携帯型	〃	〃
14	〃	ぼうさいさぬきし 140～141	車載型		〃
15	〃	ぼうさいさぬきし 142～146	携帯型	建設経済部内	〃
16	〃	ぼうさいさぬきし 147	〃	上下水道部内	大川町富田中２１０９番地
17	〃	ぼうさいさぬきし 148～149	〃	建設経済部内	志度５３８５番地８
18	〃	ぼうさいさぬきし 150～152	〃	上下水道部内	大川町富田中２１０９番地
19	〃	ぼうさいさぬきし 153～161	〃	建設経済部内	志度５３８５番地８
20	〃	ぼうさいさぬきし 162～164	〃	総務部内	寒川町石田東甲９３１番地
21	〃	ぼうさいさぬきし 165	〃	建設経済部内	志度５３８５番地８
22	〃	ぼうさいさぬきし 200	可搬型	津田支所内	津田町津田１３８番地１５
23	〃	ぼうさいさぬきし 201	車載型	志度図書館	志度５６１番地１
24	〃	ぼうさいさぬきし 202～206	携帯型	津田支所内	津田町津田１３８番地１５
25	〃	ぼうさいさぬきし 207	可搬型	大川支所内	大川町富田中２１０９番地
26	〃	ぼうさいさぬきし 208	車載型	〃	〃
27	〃	ぼうさいさぬきし 209～212	携帯型	〃	〃
28	〃	ぼうさいさぬきし 213	可搬型	寒川支所内	寒川町石田東甲９３１番地
29	〃	ぼうさいさぬきし 214	車載型		志度５３８５番地８
30	〃	ぼうさいさぬきし 215～218	携帯型	寒川支所内	寒川町石田東甲９３１番地
31	〃	ぼうさいさぬきし 219	車載型		志度５３８５番地８
32	〃	ぼうさいさぬきし 220～221	携帯型	総務部内	寒川町石田東甲９３１番地
33	〃	ぼうさいさぬきし 222	可搬型	長尾支所内	長尾東８８８番地５
34	〃	ぼうさいさぬきし 223	車載型	〃	〃
35	〃	ぼうさいさぬきし 224～228	携帯型	〃	〃
36	〃	ぼうさいさぬきし 229	可搬型	健康福祉部内	長尾東８８８番地５
37	〃	ぼうさいさぬきし 230	車載型		志度５３８５番地８
38	〃	ぼうさいさぬきし 231～238	携帯型	健康福祉部内	長尾東８８８番地５
39	〃	ぼうさいさぬきし 239	可搬型	上下水道部内	大川町富田中２０９５番地

番号	局種別	識別信号	形態	設置場所	設置住所
40	陸上移動局	ぼうさいさぬきし240	車載型	上下水道部内	大川町富田中２０９５番地
41	〃	ぼうさいさぬきし241～248	携帯型	〃	〃
42	〃	ぼうさいさぬきし249	可搬型	市民病院内	寒川町石田東甲３８７番地１
43	〃	ぼうさいさぬきし250	車載型	〃	〃
44	〃	ぼうさいさぬきし251～253	携帯型	〃	〃
45	〃	ぼうさいさぬきし254	可搬型	教育委員会事務局内	津田町津田１３８番地１５
46	〃	ぼうさいさぬきし255	車載型	〃	〃
47	〃	ぼうさいさぬきし256～259	携帯型	〃	〃
48	〃	ぼうさいさぬきし260	可搬型	造田出張所内	造田是弘７７７番地２
49	〃	ぼうさいさぬきし261	〃	多和出張所内	多和助光西３５番地５
50	〃	ぼうさいさぬきし262	〃	鴨庄出張所内	鴨庄１９７３番地３
51	〃	ぼうさいさぬきし263	〃	鴨部出張所内	鴨部６０９０番地１
52	〃	ぼうさいさぬきし264	〃	小田出張所内	小田１５１４番地９５
53	〃	ぼうさいさぬきし265	〃	津田公民館北山分館内	津田町津田３６４５番地
54	〃	ぼうさいさぬきし266	〃	大川公民館内	大川町富田中２２１５番地１
55	〃	ぼうさいさぬきし267	〃	南川自然の家内	大川町南川１３０９番地
56	〃	ぼうさいさぬきし268	〃	志度構造改善センター内	鴨庄４６１０番地４５
57	〃	ぼうさいさぬきし269	〃	カメリア温泉福祉センター内	寒川町石田東甲２９８８番地１
58	〃	ぼうさいさぬきし270	〃	長尾公民館内	長尾東９１４番地１
59	〃	ぼうさいさぬきし271	〃	香川県長尾土木事務所内	長尾東１５３８番地１
60	〃	ぼうさいさぬきし272	〃	さぬき警察署内	志度１０２８番地１
61	〃	ぼうさいさぬきし273	〃	長尾交番内	長尾東１０６２番地
62	〃	ぼうさいさぬきし274	〃	四国電力東かがわ営業所内	東かがわ市三本松１７３９番地３
63	〃	ぼうさいさぬきし275	〃	大川広域消防本部内	東かがわ市土居８２番地１
64	〃	ぼうさいさぬきし276	〃	大川広域西消防署内	鴨部２０３０番地１
65	〃	ぼうさいさぬきし277	〃	大川広域寒川分署内	寒川町石田西１０３６番地５
66	〃	ぼうさいさぬきし300	可搬型	津田第１分団内	津田町鶴羽８８５番地１
67	〃	ぼうさいさぬきし301	〃	〃	津田町鶴羽２９３９番地２
68	〃	ぼうさいさぬきし302	〃	津田第２分団内	津田町津田１３８番地３２
69	〃	ぼうさいさぬきし303	〃	津田第３分団内	津田町津田２６０６番地１
70	〃	ぼうさいさぬきし304	〃	津田第４分団内	津田町津田３４０１番地１
71	〃	ぼうさいさぬきし305	〃	津田第３分団内	津田町津田１５０４番地５
72	〃	ぼうさいさぬきし310	車載型	津田第１分団内	津田町鶴羽８８５番地１
73	〃	ぼうさいさぬきし311～313	携帯型	〃	〃
74	〃	ぼうさいさぬきし314～315	携帯型	〃	津田町鶴羽２９３９番地２
75	〃	ぼうさいさぬきし319	車載型	〃	〃
76	〃	ぼうさいさぬきし320	〃	津田第２分団内	津田町津田１３８番地３２
77	〃	ぼうさいさぬきし321～325	携帯型	〃	〃
78	〃	ぼうさいさぬきし329	車載型	津田第２分団内	津田町津田１３８番地３２
79	〃	ぼうさいさぬきし330	〃	津田第３分団内	津田町津田２６０６番地１
80	〃	ぼうさいさぬきし331～333	携帯型	〃	〃

番号	局種別	識別信号	形態	設置場所	設置住所
81	陸上移動局	ぼうさいさぬきし 334～336	携帯型	津田第３分団内	津田町津田１５０４番地５
82	〃	ぼうさいさぬきし 338～339	車載型	〃	〃
83	〃	ぼうさいさぬきし 340	〃	津田第４分団内	津田町津田３４０１番地１
84	〃	ぼうさいさぬきし 341～342	携帯型	〃	〃
85	〃	ぼうさいさぬきし 401	可搬型	大川第１分団内	大川町田面６９番地１
86	〃	ぼうさいさぬきし 402	〃	大川第２分団内	大川町富田中２１０９番地
87	〃	ぼうさいさぬきし 403	〃	大川第３分団内	大川町富田西２５９３番地１
88	〃	ぼうさいさぬきし 410	車載型	大川第１分団内	大川町田面６９番地１
89	〃	ぼうさいさぬきし 411～414	携帯型	〃	〃
90	〃	ぼうさいさぬきし 420	車載型	大川第２分団内	大川町富田中２１０９番地
91	〃	ぼうさいさぬきし 421～424	携帯型	〃	〃
92	〃	ぼうさいさぬきし 430	車載型	大川第３分団内	大川町富田西２５９３番地１
93	〃	ぼうさいさぬきし 431～434	携帯型	〃	〃
94	〃	ぼうさいさぬきし 501	可搬型	寒川第１分団内	寒川町石田西９２６番地１
95	〃	ぼうさいさぬきし 502	〃	寒川第２分団内	寒川町石田東甲９１５番地
96	〃	ぼうさいさぬきし 503	〃	寒川第３分団内	寒川町神前１６１６番地１
97	〃	ぼうさいさぬきし 510	車載型	寒川第１分団内	寒川町石田西９２６番地１
98	〃	ぼうさいさぬきし 511～514	携帯型	〃	〃
99	〃	ぼうさいさぬきし 520	車載型	寒川第２分団内	寒川町石田東甲９１５番地
100	〃	ぼうさいさぬきし 521～524	携帯型	〃	〃
101	〃	ぼうさいさぬきし 530	車載型	寒川第３分団内	寒川町神前１６１６番地１
102	〃	ぼうさいさぬきし 531～534	携帯型	寒川第３分団内	寒川町神前１６１６番地１
103	〃	ぼうさいさぬきし 601	可搬型	長尾第１分団内	長尾東８８８番地５
104	〃	ぼうさいさぬきし 602	〃	長尾第２分団内	造田是弘７７７番地２
105	〃	ぼうさいさぬきし 603	〃	長尾第３分団内	長尾西２２４０番地４
106	〃	ぼうさいさぬきし 604	〃	長尾第４分団内	多和助光西３４番地
107	〃	ぼうさいさぬきし 610	車載型	長尾第１分団内	長尾東８８８番地５
108	〃	ぼうさいさぬきし 611～616	携帯型	〃	〃
109	〃	ぼうさいさぬきし 619	車載型	〃	〃
110	〃	ぼうさいさぬきし 620	〃	長尾第２分団内	造田是弘７７７番地２
111	〃	ぼうさいさぬきし 621～626	携帯型	長尾第２分団内	造田是弘７７７番地２
112	〃	ぼうさいさぬきし 629	車載型	〃	〃
113	〃	ぼうさいさぬきし 630	〃	長尾第３分団内	長尾西２２４０番地４
114	〃	ぼうさいさぬきし 631～634	携帯型	〃	〃
115	〃	ぼうさいさぬきし 640	車載型	長尾第４分団内	多和助光西３４番地
116	〃	ぼうさいさぬきし 641～645	携帯型	〃	〃
117	〃	ぼうさいさぬきし 649	車載型	〃	〃
118	〃	ぼうさいさぬきし 650	車載型	長尾第１分団内	長尾東８８８番地５
119	〃	ぼうさいさぬきし 651～653	携帯型	〃	〃
120	〃	ぼうさいさぬきし 701	可搬型	志度第１分団内	志度５３８５番地１
121	〃	ぼうさいさぬきし 702	〃	志度第１分団内	志度５３６７番地１

番号	局種別	識別信号	形態	設置場所	設置住所
122	陸上移動局	ぼうさいさぬきし 703	可搬型	志度第２分団内	志度４６６９番地１
123	〃	ぼうさいさぬきし 704	〃	志度第２分団内	志度３２２５番地
124	〃	ぼうさいさぬきし 705	〃	さぬき市役所	志度５３８５番地８
125	〃	ぼうさいさぬきし 710	〃	志度第１分団内	志度５３８５番地１
126	〃	ぼうさいさぬきし 711～714	携帯型	〃	〃
127	〃	ぼうさいさぬきし 719	車載型	〃	〃
128	〃	ぼうさいさぬきし 720	〃	〃	志度５３６７番地１
129	〃	ぼうさいさぬきし 721～723	携帯型	〃	〃
130	〃	ぼうさいさぬきし 730	車載型	志度第２分団内	志度４６６９番地１
131	〃	ぼうさいさぬきし 731～732	携帯型	〃	〃
132	〃	ぼうさいさぬきし 740	車載型	〃	志度３２２５番地
133	〃	ぼうさいさぬきし 741～743	携帯型	〃	〃
134	〃	ぼうさいさぬきし 749	車載型	〃	〃
135	〃	ぼうさいさぬきし 750	〃	〃	志度４６６９番地１
136	〃	ぼうさいさぬきし 751～753	携帯型	〃	〃
137	〃	ぼうさいさぬきし 801	可搬型	鴨庄分団内	鴨庄３２２５番地
138	〃	ぼうさいさぬきし 802	可搬型	鴨庄分団内	鴨庄８２０番地
139	〃	ぼうさいさぬきし 803	〃	〃	鴨庄３４５７番地
140	〃	ぼうさいさぬきし 804	〃	〃	鴨庄４７１６番地９
141	〃	ぼうさいさぬきし 805	〃	小田分団内	小田１５１４番地６６
142	〃	ぼうさいさぬきし 806	〃	鴨部分団内	鴨部４７８４番地７
143	〃	ぼうさいさぬきし 807	〃	〃	鴨部６６３番地
144	〃	ぼうさいさぬきし 810	車載型	鴨庄分団内	鴨庄３２２５番地
145	〃	ぼうさいさぬきし 811～813	携帯型	〃	〃
146	〃	ぼうさいさぬきし 820	車載型	〃	鴨庄８２０番地
147	〃	ぼうさいさぬきし 821～822	携帯型	鴨庄分団内	鴨庄８２０番地
148	〃	ぼうさいさぬきし 830	車載型	〃	鴨庄３４５７番地
149	〃	ぼうさいさぬきし 831～832	携帯型	〃	〃
150	〃	ぼうさいさぬきし 840	車載型	〃	鴨庄４７１６番地９
151	〃	ぼうさいさぬきし 841～842	携帯型	〃	〃
152	〃	ぼうさいさぬきし 850	車載型	小田分団内	小田１５１４番地６６
153	〃	ぼうさいさぬきし 851～855	携帯型	〃	〃
154	〃	ぼうさいさぬきし 859	車載型	〃	〃
155	〃	ぼうさいさぬきし 860	〃	鴨部分団内	鴨部４７８４番地７
156	〃	ぼうさいさぬきし 861～865	携帯型	〃	〃
157	〃	ぼうさいさぬきし 869	車載型	〃	〃
158	〃	ぼうさいさぬきし 870	〃	〃	鴨部６６３番地
159	〃	ぼうさいさぬきし 871～874	携帯型	鴨部分団内	鴨部６６３番地
160	〃	ぼうさいさぬきし 879	車載型	〃	〃
161	〃	ぼうさいさぬきし 900	可搬型	津田小学校	津田町津田１４４番地
162	〃	ぼうさいさぬきし 901	〃		志度５３８５番地８

番号	局種別	識別信号	形態	設置場所	設置住所
163	陸上移動局	ぼうさいさぬきし 902	可搬型	津田中学校	津田町津田１６４番地２
164	〃	ぼうさいさぬきし 903	〃	津田高等学校	津田町津田１６３２番地１
165	〃	ぼうさいさぬきし 904	〃	さぬき南小学校	大川町南川６１番地
166	〃	ぼうさいさぬきし 905	〃		志度５３８５番地８
167	〃	ぼうさいさぬきし 906	〃	さぬき南中学校	大川町富田西２８２３番地１
168	〃	ぼうさいさぬきし 907	〃	石田小学校	寒川町石田東甲４２５番地
169	〃	ぼうさいさぬきし 908	〃	神前小学校	寒川町神前１６１５番地
170	〃	ぼうさいさぬきし 909	〃		志度５３８５番地８
171	〃	ぼうさいさぬきし 910	〃	石田高等学校	寒川町石田東甲１０６５番地
172	〃	ぼうさいさぬきし 911	〃	長尾小学校	長尾東９０１番地１
173	〃	ぼうさいさぬきし 912	〃	造田小学校	造田是弘６８８番地１
174	〃	ぼうさいさぬきし 913	〃	前山小学校	前山５９７番地９
175	〃	ぼうさいさぬきし 914	〃		志度５３８５番地８
176	〃	ぼうさいさぬきし 915	〃	長尾中学校	長尾東９５４番地
177	〃	ぼうさいさぬきし 916	〃	志度小学校	志度７２７番地
178	〃	ぼうさいさぬきし 917	〃	志度中学校	志度２２１４番地４
179	〃	ぼうさいさぬきし 918	〃	さぬき北小学校	鴨庄２９４７番地
180	〃	ぼうさいさぬきし 919	〃		志度５３８５番地８
181	〃	ぼうさいさぬきし 920	〃		〃
182	〃	ぼうさいさぬきし 921	〃		〃
183	〃	ぼうさいさぬきし 922	〃		〃
184	〃	ぼうさいさぬきし 923	〃	志度高等学校	志度３６６番地５

※　令和２年度機器更新予定

７－４　災害時通信連絡系統図

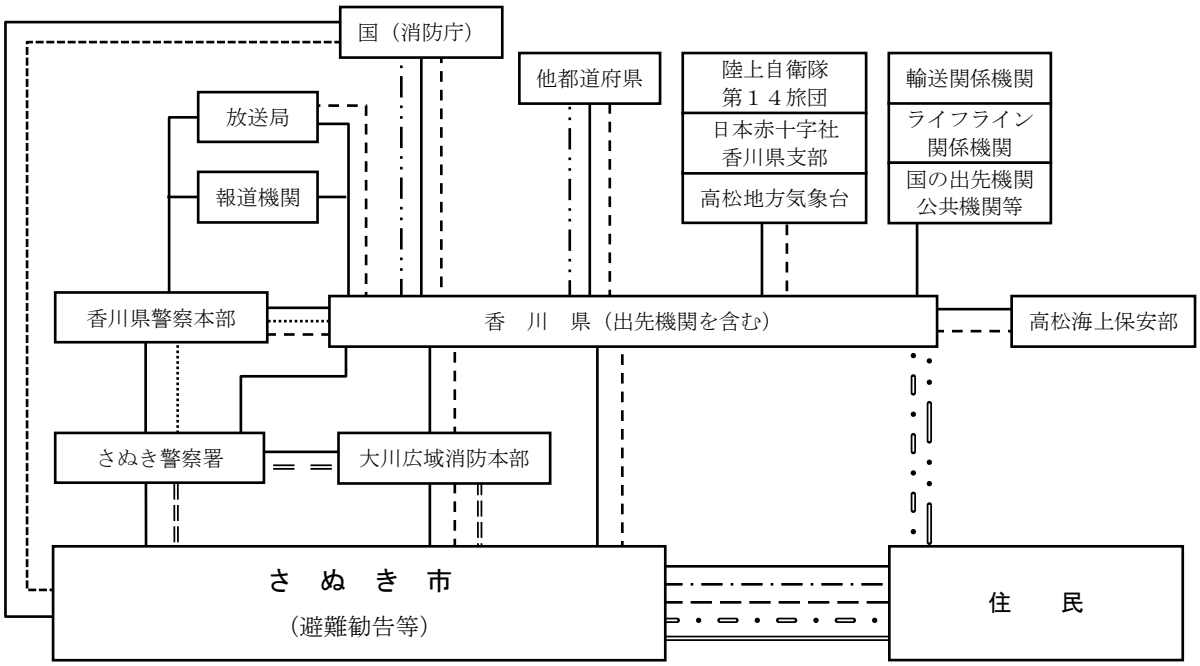

【凡例】

- 電話・ＦＡＸ　（一般のＮＴＴ回線）
- 香川県防災行政無線（ＮＴＴ専用回線と衛星回線を使った県と関係機関との専用回線）
- Ｊ－ＡＬＥＲＴ
- 消防防災無線　（消防庁等と都道府県を結ぶ回線）
- 警察電話（警察の専用回線・無線回線）
- 防災行政無線（移動系）
- 防災行政無線（同報系）（住民に情報を伝達する同報無線）
- 音声告知放送（ＣＡＴＶ回線を使って住民に情報を伝達するシステム）
- 電子メール（安全安心コミュニティシステムによる電子メールや緊急速報メール等）
- Ｓ　Ｎ　Ｓ
- 広　報　車

７－５　津田川・鴨部川浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図

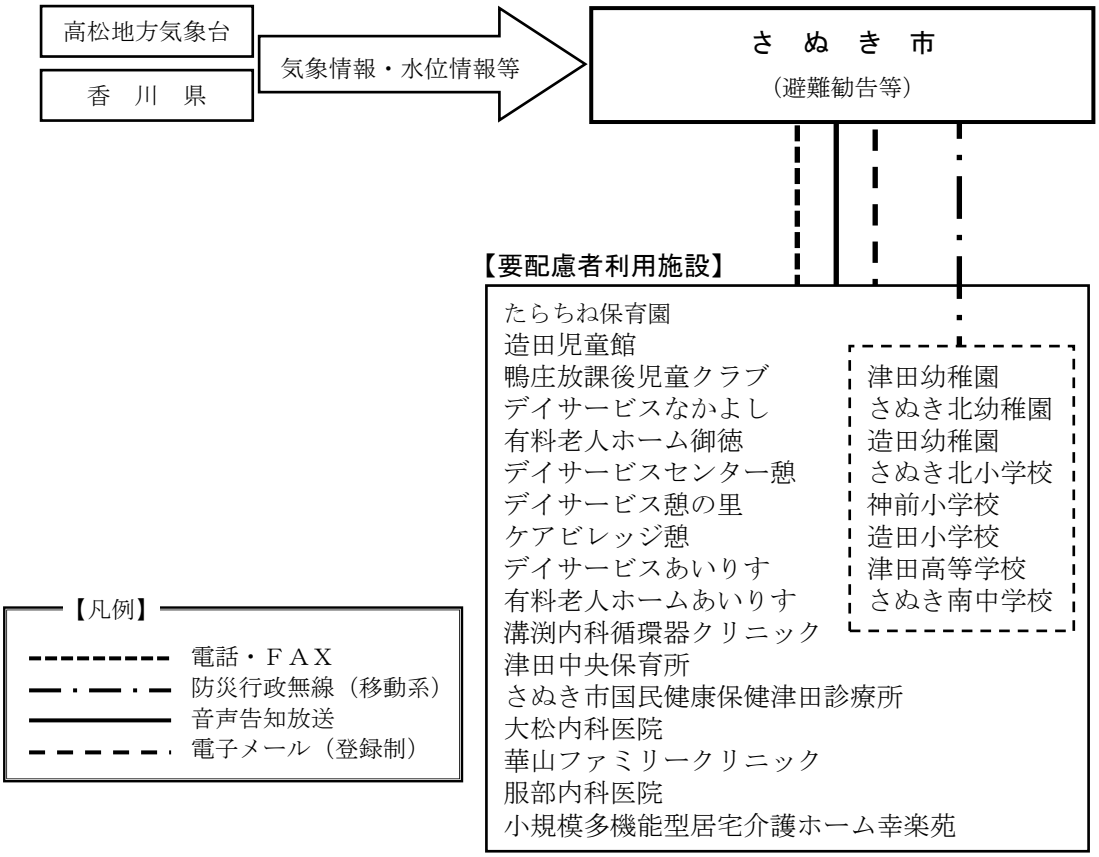

７－６　土砂災害警戒区域への情報伝達系統図

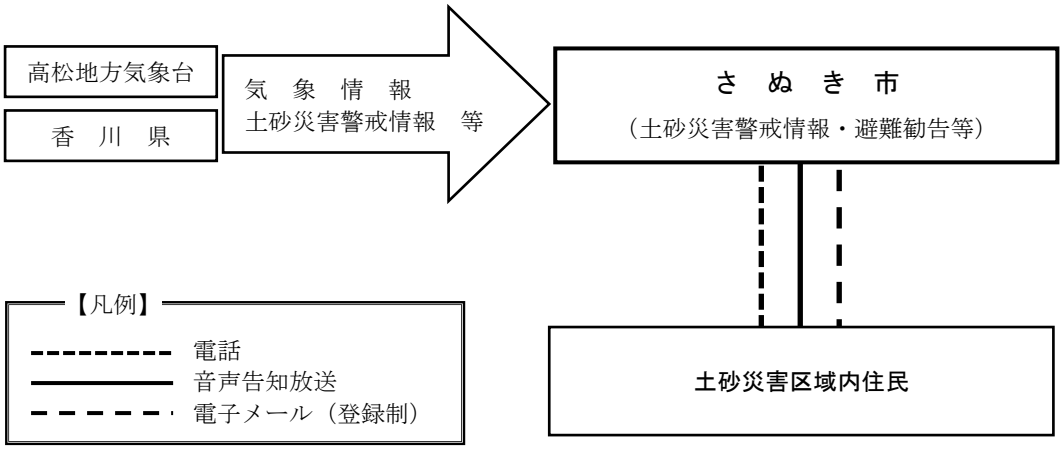

７－７　土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達系統図

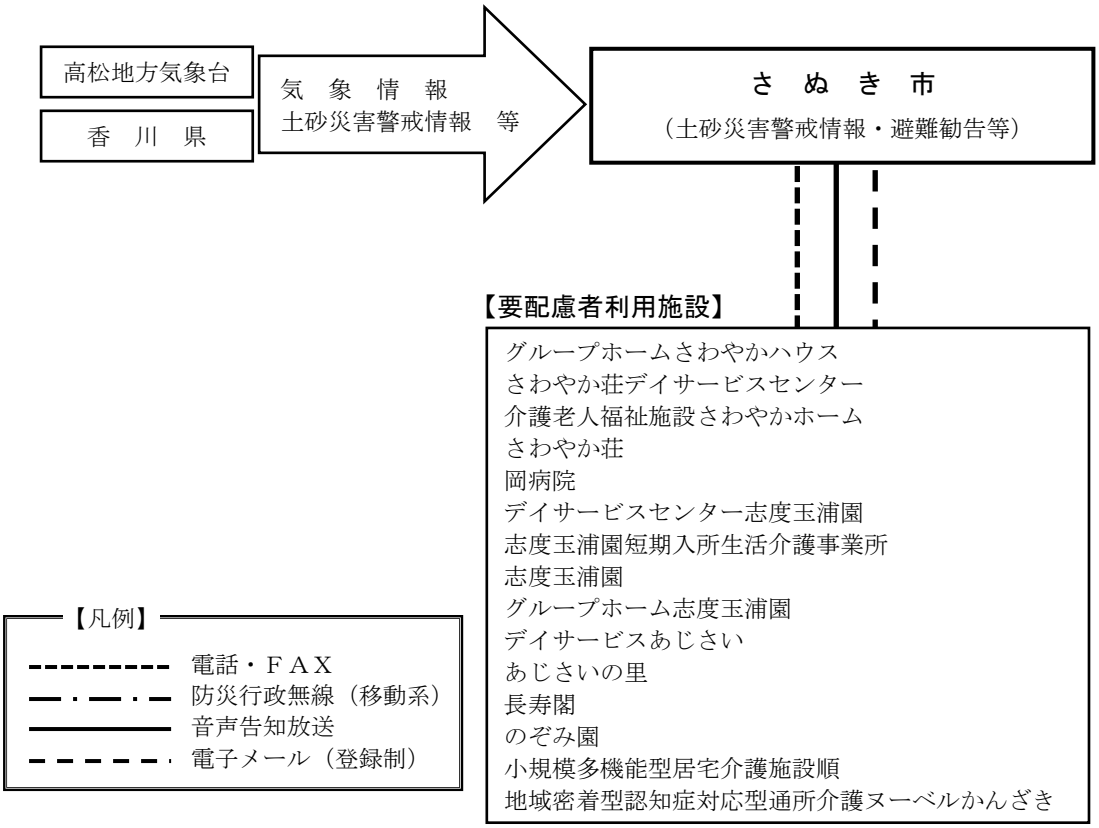

７－８　全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）

全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）連携概念図

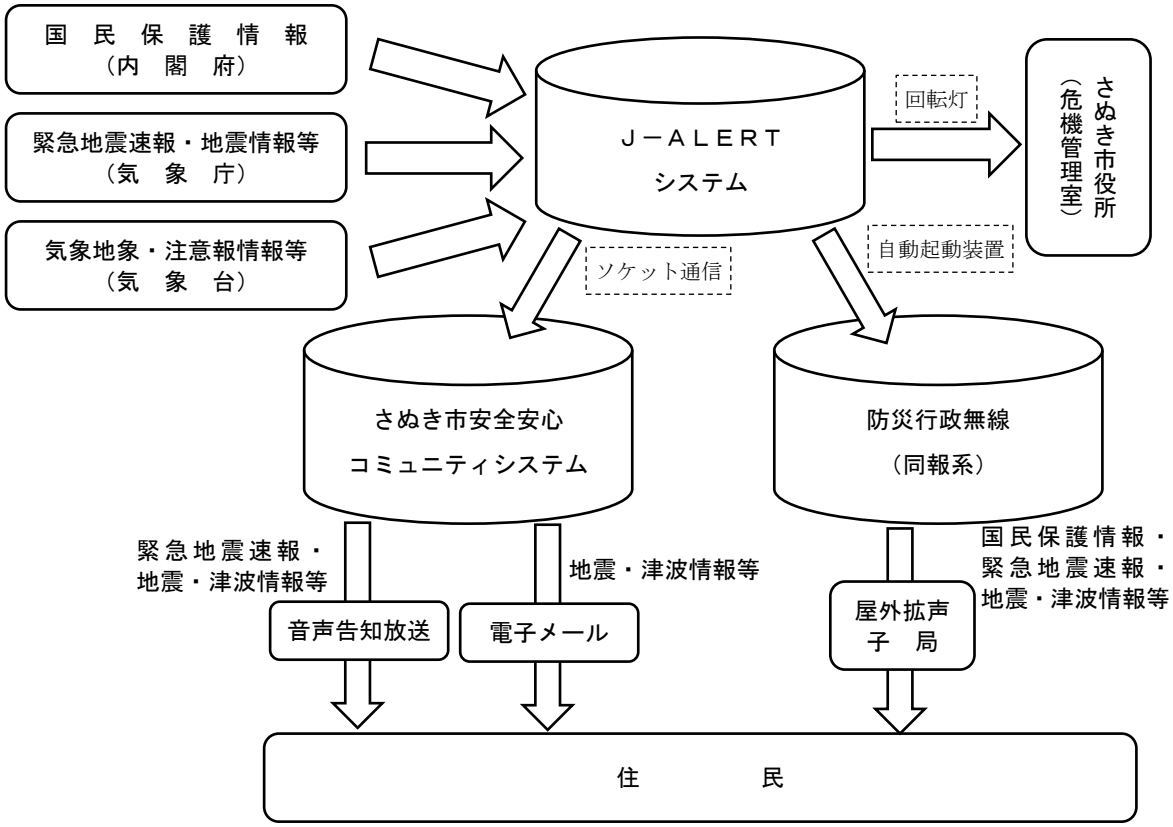

７－９　香川県防災情報システム

香川県防災情報システム概念図

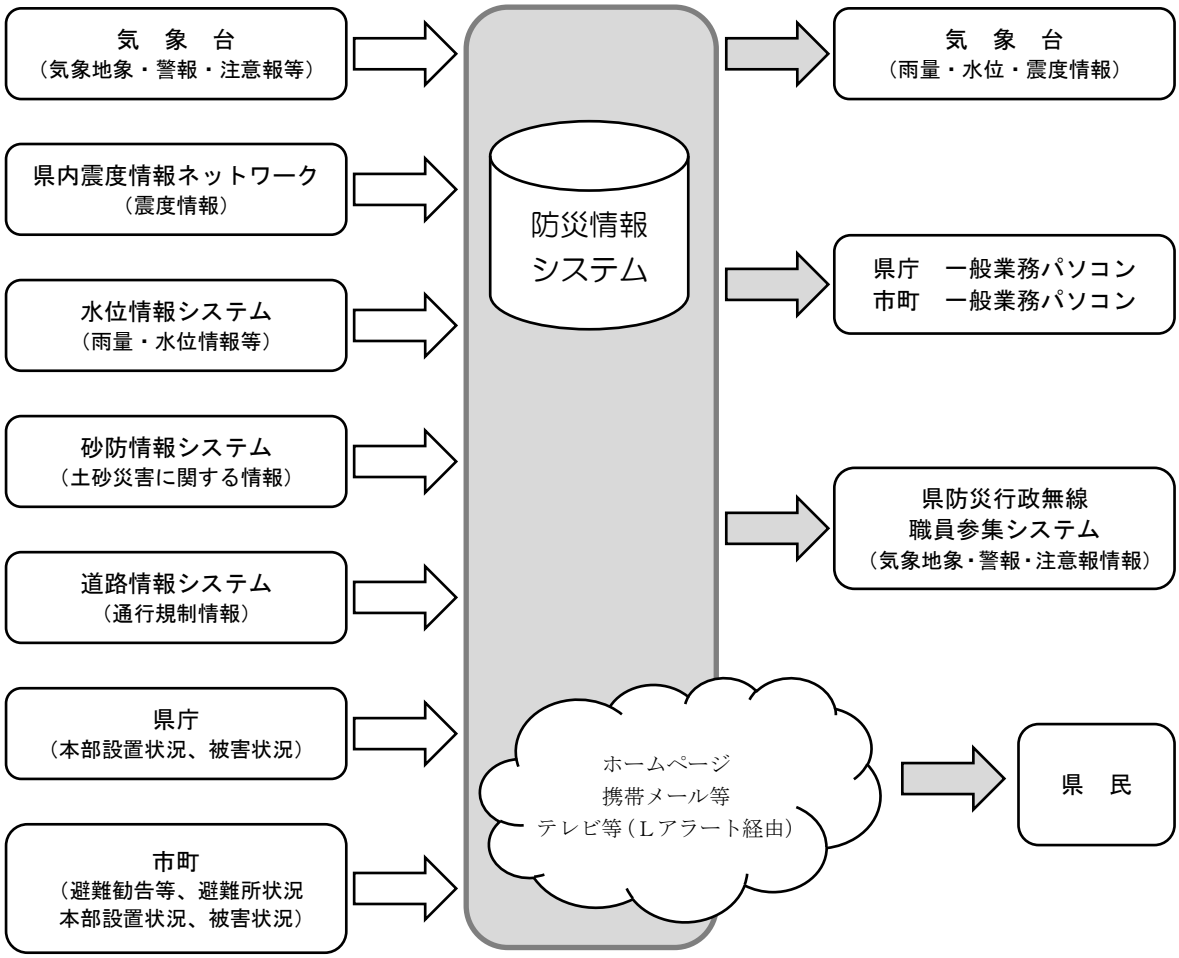

７－１０　災害対策用移動通信機器無償貸与制度

災害対策用として無線機を無償貸与
～災害時における通信確保のために～

１　無償貸与の概要

総務省では、防災対策用移動通信機器（衛星携帯電話、ＭＣＡ、簡易無線）の保管等を行う基地を全国１１箇所の防災対策を施した施設に配備した。

地震等の非常災害時には、災害対策本部等からの要請により、地方公共団体及び災害復旧関係者に無償で貸与し、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行に必要不可欠な通信の確保を図ります。

非常災害に際して、災害対策本部等は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、総務省は委託した民間会社を通じて４８時間以内に被災地に移動通信機器を搬入します。

なお、返却に要する機器の運搬等の費用については、当該地方公共団体等の負担となります。

災害対策用移動通信機器に係る総務省連絡先	
四国総合通信局無線通信部陸上課	
〒790-8795 松山市宮田町8-5	TEL 089-936-5066（直通）
総務省総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室	
〒100-8926 千代田区霞が関2-1-2	TEL 03-5253-5888（直通）

２　今後の計画

首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震や風水害などの大規模自然災害等の発生が想定される中で、これらの防災対策に着実に応えるための体制を整備します。

具体的には、災害復旧活動等という特に厳しい条件下での使用による機器の故障等を考え合わせ、引き続き予算確保に努め、災害時に必要な通信構成や活用実績等を踏まえ、今後充実していく計画です。

【連絡先】
四国総合通信局　無線通信部　陸上課
電　話 ： ０８９－９３６－５０６６
ＦＡＸ ： ０８９－９３６－５００８
E-mail ： shikoku-koudan@rbt.soumu.go.jp

７－１１　災害対策用移動電源車貸与制度

災害時に、地方公共団体及び電気通信事業者は、総務省四国総合通信局に貸与要請を行い、被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要不可欠な通信の電源確保を図るものとする。

災害対策用移動電源車に係る総務省連絡先	
四国総合通信局総務部総務課	
〒790-8795 松山市宮田町8-5	TEL 089-936-5010（直通）

【移動電源車の仕様】

車両保管場所	四国総合通信局内（愛媛県松山市）
大きさ	全長約4.7m、全幅約1.8m、全高約1.9m
燃料	無鉛レギュラーガソリン
乗車定員	２名
出力	５．５kVA（50Hz/60Hz、単相100 ボルト）
稼働時間（満タン時）	約３６時間（1/2 負荷時）
発電機燃料	無鉛レギュラーガソリン（車両の燃料タンクと共用）

（問合せ先）
〒790-8570　松山市宮田町8-5
四国総合通信局　総務部　総務課
TEL 089-936-5010　FAX 089-936-5007

７－１２　香川県地方通信ルート（さぬき市）

香川県地方通信ルート（①は、通常ルート　②～は、非常通信ルート）

さぬき市役所
（危機管理課 TEL 087-894-1115　FAX 087-894-4440　県防(音声)306-501(FAX)306-581）
①―――香川県（危機管理課）
②……大川広域西消防署―――高松市消防局―――香川県（危機管理課）
③……さぬき警察署―――香川県警察本部―――香川県（危機管理課）
④……琴電志度駅―――琴電高松駅……香川県（危機管理課）
⑤……四国電力東かがわ営業所―――四国電力高松支店……香川県（危機管理課）

注）記号　―――無線区間　～～～有線区間　……使送区間

参考□香川県危機管理課 TEL087-832-3183（直通）、 087-831-1111（代表） FAX 087-831-8811
県防(音声)【衛星又は、地上ﾎﾞﾀﾝ】-200-5062 又は、-200-7-2435
(FAX)【102(衛星) 又は、101(地上)】-200-5801 又は、5802
□大川広域西消防署 TEL 087-895-2119 FAX 087-895-2129
□さぬき警察署 TEL 087-894-0110
□高松琴平電気鉄道㈱琴電志度駅 TEL 087-894-1661
□四国電力㈱東かがわ営業所 TEL0879-25-2172

８－１　香川県医療救護計画

平成２５年３月１５日改正

第１　医療救護計画の目的

災害及び大規模事故等から、地域住民の生命、健康を守るため、医療救護体制を確立する。

第２　医療救護計画策定の基本的な考え方

１　医療救護計画の策定

(1) 県及び市町は、医療救護体制を確立し、医療救護活動の万全を期するため、医療救護計画を策定する。

(2) 県は、市町で対応できない広域的な医療救護活動を行うため、広域医療救護班の編成、出動等の計画を策定する。

(3) 市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、医療救護活動及び医療救護施設（広域救護病院を除く。）の整備について市町ごとの実情に従い医療救護計画を策定する。

(4) 医療救護計画の策定に当たっては、現行の救急医療体制の活用を図る。

(5) 医療救護計画は、平常時の救急医療体制が十分機能しないことを前提として策定する。

２　医療救護施設及び対象者

(1) 医療救護施設は、市町長が指定する応急救護所及び救護病院、並びに知事が指定する広域救護病院（災害拠点病院を含む）の３種類とする。

(2) 医療救護の対象者は、直接災害による負傷者、災害時における救急患者等とする。

ア　直接災害による負傷者は、重症患者、中等症患者及び軽症者に分類する。

重症患者　手術等緊急治療を必要とする者

中等症患者　入院治療を必要とする者

軽症者　上記以外の者で外来治療で可能な者

イ　災害時における救急患者等は、緊急に医師の処置を必要とする脳卒中、出産、人工透析等医療の中断が致命的となる患者、及び災害により情緒不安定等の症状が認められる者とする。

３　必要な体制の整備

(1) 県及び市町は、円滑な医療救護活動を実施するため、必要な体制整備に努める。

(2) 医療救護体制は、医療機関や医師会等関係機関の協力の下に整備する。

(3) 地域住民は、自分で自分を守るための家庭救護及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

(4) 県は、災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」という。）の運用、活動の検証及び研修のあり方等を検討し、ＤＭＡＴの円滑な医療救護活動を確保するため、ＤＭＡＴ連絡会を設置する。

４　その他

(1) 医療救護の期間は、発災後における応急措置が概ね完了するまでの間とする。

(2) 医療救護にかかる費用については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定若しくは現行保険制度その他により取り扱う。

(3) 医療救護に当たる民間の医師等の損害補償については、災害対策基本法の規定若しくは災害救助法が適用された場合には同法の規定により取り扱う。

第３　県医療救護計画

１　計画の策定

県は、市町独自では対応できない事態を想定し、医療救護活動の円滑な遂行を図るため、広域的な医療救護計画を策定する。

香川県医療救護計画は、香川県地域防災計画に記載している医療救護計画について具体化した計画であり、香川県地域防災計画の修正、県内医療体制の変更等、必要に応じて修正を行うものとする。

2　計画の内容

(1) 香川県災害医療救護活動連絡会の設置

県は、迅速かつ効果的な医療救護活動が実施できるよう、関係機関の連携を図るため香川県災害医療救護活動連絡会を設置する。

連絡会は、次に掲げる内容について協議を行う。

ア　災害時における医療救護活動に関すること

イ　災害時における関係各機関との連絡及び調整方法に関すること

ウ　傷病者等の搬送に関すること

エ　合同訓練に関すること

オ　医薬品等の備蓄に関すること

カ　その他連絡会が必要と認めること

(2) 医療救護体制

医療救護活動は、香川県災害対策本部、県保健福祉事務所及び小豆総合事務所（以下「県保健福祉事務所等」という）、市町、ＤＭＡＴ(※)、災害拠点病院、広域救護病院、広域救護班、救護病院、応急救護所、(社)香川県医師会等関係団体医療救護班等の関係者の密接な連携のもとに行うものとする。

それぞれの機関の役割等は以下のとおりとする。（救護病院、応急救護所については、市町医療救護計画の作成指針に記載）。

ア　香川県災害対策本部

(ｱ) 健康福祉部医務国保班

健康福祉部医務国保班は、医療救護体制に関する情報収集を通じて、広域的な医療救護活動の総合調整を行うとともに、広域的な医師等の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a　情報収集

的確な医療救護活動を行うため、応急救護所の設置状況や、医療救護施設等の被災状況等を医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により情報を収集し、必要に応じて県民を含め関係者に対しての情報提供を行う。

b　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ※）の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、ＤＭＡＴ指定医療機関に対し、被災現場や災害拠点病院へのＤＭＡＴの派遣を要請する。

※ＤＭＡＴ（ディーマット）とは

大地震及び航空機・列車事故といった災害時に、被災地に迅速に駆けつけ、災害の急性期（概ね４８時間以内）に活動できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム

c　広域救護班の派遣要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、広域救護病院に対し、応急救護所や救護病院への広域救護班の派遣を要請する。

d　医療救護についての応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県医師会、(社)香川県歯科医師会、(社)香川県看護協会、(社)香川県接骨師会に対し、応急救護所への医療救護班、災害支援班の派遣を要請する。

e　国等への応援要請

県内の医療体制では対応できないと判断した場合は、国、他の都道府県及び日本赤十字社、自衛隊等に対し、医療救護に係る応援要請を行う。また、他県のＤＭＡＴ等の受入調整を行うほか、日本赤十字社香川県支部と連絡をとりながら、国、他の都道府県の医療救護班の派遣先を調整する。

f　医療搬送の手配

県内医療搬送の手配、及び県外への広域医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図りながら受入先医療機関などとの調整を行う。

g　医療救護活動の調整等

広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

h　派遣調整本部の設置

派遣調整本部を設置し、関係団体に対する医療救護班の派遣要請や、派遣申出の受け入れ等の調整を行う。

i　災害医療コーディネーターの設置

広域的な医療救護活動の総合調整を行うため必要があると認める場合は、地域の医療機関の事情などに精通した医師等から選任された災害医療コーディネーターを、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）又は県保健福祉事務所等に設置する。

j　その他必要な事項

(ｲ) 健康福祉部薬務感染症対策班

健康福祉部薬務感染症対策班は、健康福祉部医務国保班と連携して、救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液の確保及び供給について総合調整を行うとともに、広域的な薬剤師の派遣など、市町の医療救護活動を支援する。

具体的には以下の業務を行う。

a　情報収集

医療施設、市町災害対策本部、県保健福祉事務所等からの連絡により、医療救護施設及び避難所における医薬品等の需要見込み等について把握するとともに、被災地内外の医薬品等の需給状況等について情報を収集する。

b　医薬品の確保供給

市町災害対策本部等からの要請があった場合、県が備蓄している医薬品等を応急救護所及び避難所に供給するとともに、必要がある場合は、香川県医薬品卸業協会、日本産業・医療ガス協会香川県支部及び香川県医薬品小売商業組合に対し供給を要請する。

また、必要な輸血用血液の供給が行えるよう香川県赤十字血液センターと連携して調整を行う。

c　(社)香川県薬剤師会への応援要請

市町災害対策本部等からの要請があった場合、または、必要があると認める場合には、(社)香川県薬剤師会に対し、応急救護所等への薬剤師班の派遣を要請する。

d　他都道府県への応援要請

輸血用血液及び医薬品等について、県内の備蓄だけでは対応できないと判断した場合は、関係機関と連携して他の都道府県に応援要請を行うとともに、受入調整を行う。

e　その他必要な事項

イ　県保健福祉事務所等

県保健福祉事務所等は、健康福祉部医務国保班のもとで、 管内医療体制に関する情報収集を行い、医療救護に関する調整を行う。

具体的には、以下の業務を行う。

(ｱ) 情報収集

医療救護活動を支援するため、管内の医療救護施設等の被災状況、医療活動状況の情報を収集し、市町災害対策本部と連携を図りながら、県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）に報告を行うほか、地域住民に情報提供を行う。

(ｲ) 管内における広域救護班の受入

管内医療救護施設に派遣される広域救護班の受入れについて、市町災害対策本部と連携を図る。

(ｳ) 医療搬送の手配

管内市町間、管外への医療搬送について、市町災害対策本部、医療救護施設と連携を図り、市町等への支援を行う。

(ｴ) 地域災害医療対策会議の設置

市町や医療関係団体、災害拠点病院の医療関係者等で構成する地域災害医療対策会議を設置し、管内の医療体制に関する情報収集と医療救護に関する総合調整を行う。

(ｵ) その他必要な事項

ウ　ＤＭＡＴ

ＤＭＡＴについては、日本ＤＭＡＴ活動要領の規定を基本とする。

(ｱ) ＤＭＡＴ指定医療機関の整備

県は、ＤＭＡＴを派遣する意思を持ち、ＤＭＡＴの活動に必要な人員（ＤＭＡＴ登録者）、装備を有する医療機関をＤＭＡＴ指定医療機関に指定する。

(ｲ) 担当業務

a　被災現場での医療活動

b　広域医療搬送拠点（ＳＣＵ）での医療活動

c　県外への広域医療搬送の支援

d　災害拠点病院等の支援

e　県内での医療搬送の支援

f　医療活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

(ｳ) ＤＭＡＴの派遣要請

a　県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、市町災害対策本部からの派遣要請に基づき、ＤＭＡＴ指定医療機関の長に対し、ＤＭＡＴの派遣要請を行う。

b　県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、甚大な災害等、その事態に照らし緊急

を有すると判断される場合は、市町災害対策本部からの要請を待たずに、ＤＭＡＴ指定医療機関の長に対し、ＤＭＡＴの派遣要請を行う。

c　市町災害対策本部又は消防機関は、県内で発生した事故等でその事態に照らし、緊急を要すると判断した場合、県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への要請を経ずに、直接にＤＭＡＴ指定医療機関の長に対し、ＤＭＡＴの派遣を要請することができる。この場合は、県が派遣を要請したものとみなすとともに、派遣を要請した市町災害対策本部又は消防機関は、その旨を県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)に報告する。

(ｴ) 派遣要請の基準

a　県内で発生した災害・事故等で、県及び市町・消防機関がＤＭＡＴ指定医療機関に対し、ＤＭＡＴの派遣要請を行う基準は、次のとおりとする。

・　災害または事故により、中等症以上の死傷者が２０名以上発生すると見込まれる場合。

・　がれきの下の医療（ConfinedＳpaceMedicine、ＣＳＭ）などＤＭＡＴが出動し対応することが効果的であると認められる場合。

b　四国ブロック内で、震度６強の地震又は死者数が５０人以上１００人未満見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。

c　隣接するブロック内で、震度７の地震又は死者数が１００人以上見込まれる災害で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。

d　東海地震、東南海・南海地震又は首都直下型地震で、被災県から派遣要請があった場合または、派遣要請が見込まれる場合。

e　前号に定める場合のほか、ＤＭＡＴが出動し、対応することが効果的であると認められる場合。

(ｵ) 待機要請

a　県は、災害・事故等が発生し、(ｴ)の要請基準に該当することが見込まれる場合、指定医療機関の長に対しＤＭＡＴの待機を要請する。

b　待機要請の手順は(ｳ)の派遣要請の手順に準じて行う。

c　次の場合にＤＭＡＴ指定医療機関の長は、県からの要請を待たずに、ＤＭＡＴを待機させる。

(1) 東京都２３区で震度５強以上の地震が発生した場合

(2) その他の地域で震度６弱以上の地震が発生した場合

(3) 津波警報（大津波警報）が発表された場合

(4) 東海地震注意報が発表された場合

(5) 大規模な航空機墜落事故が発生した場合

(6) ＤＭＡＴが出動を要すると判断するような災害等が発生した場合

(ｶ) 後方支援

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、香川県広域災害・救急医療情報システムを活用して情報収集に努め、ＤＭＡＴに係る移動手段の確保について、関係機関との連絡・支援・調整を行う。

(ｷ) 活動報告

現場での活動が終了した後、出動したＤＭＡＴは、指定医療機関の長を通じて活動内容を知事に報告する。

(ｸ) ＤＭＡＴ県調整本部

a　ＤＭＡＴ県調整本部の設置

(1) 県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)は、県内で活動するすべてのＤＭＡＴを指揮するＤＭＡＴ県調整本部を設置する。

(2) ＤＭＡＴ県調整本部は、県災害対策本部の指揮下に置かれる。

(3) ＤＭＡＴ県調整本部の責任者として、統括ＤＭＡＴを指名する。

b　ＤＭＡＴ県調整本部の業務

(1) 県内で活動するすべてのＤＭＡＴの指揮及び調整

(2) 情報の収集

(3) 消防、医師会など関連機関との連携及び調整

(4) 必要に応じて、災害拠点病院等にＤＭＡＴ活動拠点本部を設置し、指揮・調整・連絡する。

(5) その他、ＤＭＡＴ・ＳＣＵ本部などを指揮・調整・連絡する。

エ　災害拠点病院

(ｱ) 災害拠点病院の指定

災害拠点病院の指定は知事が行う。その数は「地域災害拠点病院」を二次保健医療圏毎に１か所以上、「基幹災害拠点病院」を県で１か所とする。

(ｲ) 施設設備

施設設備は、当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ｳ) 担当業務

a　トリアージ

b　重症患者の受入及び処置

c　病院支援（応急資器材の貸し出し等）

d　広域医療救護班の派遣

e　県内・県外医療搬送の支援

f　死体の検案

g　医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

h　その他必要な事項

(ｴ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度４月末までに知事に報告する。

(ｵ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、災害拠点病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(ｶ) 医療救護活動の報告等

災害拠点病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

オ　広域救護病院

(ｱ) 広域救護病院の指定

広域救護病院の指定は知事が行う。その数は、二次保健医療圏毎に２か所以上 とする。指定に当たって、知事は当該病院の所在する市町長及び当該病院の管理者と協議する。

(ｲ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該病院の施設設備をもってこれにあてる。

(ｳ) 担当業務

a　トリアージ

b　重症患者の受入及び処置

c　救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入及び処置

d　広域医療救護班の派遣

e　県内医療搬送の支援

f　死体の検案

g　医療救護活動の記録並びに市町対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告

h　その他必要な事項

(ｴ) 体制の整備

当該病院の管理者は、あらかじめ医療スタッフ等の体制を整備し、毎年度４月末までに知事に報告する。

(ｵ) 医療救護活動の調整等

県災害対策本部長は、広域救護病院における収容者数の調整、医療救護活動の終了等広域的判断を必要とする事項について、当該病院の管理者に対して指示を行う。

(ｶ) 医療救護活動の報告等

広域救護病院の管理者は、発災後直ちにその院内状況を広域災害・救急医療情報システム等を利用して県災害対策本部に報告し、被災により機能に支障を生じたと認める場合には、その旨を報告するとともに、必要な措置を要請する。

カ　広域医療救護班

広域医療救護班は、広域救護病院の医療スタッフをもって次により設置する。

(ｱ) 班の編成

班は、原則として医師１名、看護師３名、補助者２名の６名編成とする。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、（社）香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(ｲ) 班設置数の基準

医師数　19人以下の病院	１班編成
医師数　20人～29人以下の病院	２班編成
医師数　30人以上の病院	３班編成

(ｳ) 広域医療救護班の要請

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

医療救護施設 ←→ 市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、広域救護病院に対し、広域医療救護班の派遣を要請する。

(ｴ) 広域医療救護班の出動

班は、県災害対策本部長の指示に基づき出動する。

(ｵ) 広域医療救護班の活動

班は、次の担当業務について、出動先の医療救護施設の指揮者の指示に基づき活動する。

a　トリアージ

b　傷病者に対する応急処置の実施

c　救護病院等への患者搬送の支援

d　助産活動

e　死亡の確認及び死体の検案

f　医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部(健康福祉部医務国保班)への措置状況等の報告

g　その他必要な事項

(ｶ) その他

班を編成する病院等は、あらかじめ次の項目を含んだ広域医療救護班設置要綱を作成するとともに、班の編成要員について、毎年度４月末までに知事に報告する。

a　班の編成要員

b　班の設置数

c　機動力のある交通手段の確保（２輪車等）

d　携帯電話、携帯無線機などの通信手段の確保

e　医療セットの備蓄

キ　（社）香川県医師会医療救護班

県災害対策本部は、（社）香川県医師会との「災害時の医療救護に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ｱ) 班の編成

班は、原則として医師１名、看護師３名、補助者２名の６名編成とする。

なお、必要に応じ県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(ｲ)　（社）香川県医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

医療救護施設 ←→ 市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

↑　　↑

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ｳ)　（社）香川県医師会医療救護班の活動

医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ク　（社）香川県薬剤師会薬剤師班

県災害対策本部は、（社）香川県薬剤師会との「災害発生時における薬剤師班派遣に関する協定書」に基づき、必要に応じて、薬剤師班の派遣を要請する。

(ｱ) 薬剤師班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

広域医療救護班及び（社）香川県医師会医療救護班 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県薬剤師会薬剤師班の派遣を要請する。

(ｲ) （社）香川県薬剤師会薬剤師班の活動

薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所（市町が設置する応急救護所、避難所等）において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）への措置状況等の報告も併せて行う。

ケ （社）香川県看護協会看護職班

県災害対策本部は、（社）香川県看護協会との「災害時の看護職医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、看護職班の派遣を要請する。

(ｱ) （社）香川県看護協会看護職班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県看護協会看護職班の派遣を要請する。

(ｲ) （社）香川県看護協会看護職班の活動

看護協会看護職班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、看護職班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

コ （社）香川県接骨師会災害支援班

県災害対策本部は、（社）香川県接骨師会との「災害発生時における災害支援活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、災害支援班の派遣を要請する。

(ｱ) （社）香川県接骨師会災害支援班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ←→ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、(社)香川県接骨師会災害支援班の派遣を要請する。

(ｲ) （社）香川県接骨師会災害支援班の活動

接骨師会災害支援班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

サ （社）香川県歯科医師会医療救護班

県災害対策本部は、(社)香川県歯科医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき、必要に応じて、医療救護班の派遣を要請する。

(ｱ) （社）香川県歯科医師会医療救護班の派遣要請等

班の要請連絡及び派遣連絡は、次の経路により行う。

市町災害対策本部 ⟷ 県災害対策本部

ただし、県災害対策本部が必要と認める場合は、県災害対策本部への要請が無くとも、（社）香川県歯科医師会医療救護班の派遣を要請する。

(ｲ) （社）香川県歯科医師会医療救護班の活動

歯科医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において、協定書に基づき活動するものとする。

なお、医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告も併せて行う。

シ　海上からの広域的な医療救護体制

(ｱ) 診療船の指定

巡回診療船「済生丸」を指定する。

指定に当たって知事は、当該診療船の管理者と協議する。

(ｲ) 施設設備

施設設備は、知事が指定した当該診療船の施設設備をもってこれにあてる。

(ｳ) 担当業務

a　トリアージ

b　重症患者及び中等症患者への応急措置

c　軽症者の処置

d　海路を利用した患者搬送

e　死体の検案

f　医療救護活動の記録及び県災害対策本部への措置状況等の報告

g　その他必要な事項

(ｴ) 医療スタッフ

知事は、当該医療船の管理者と協議し、あらかじめ掌握しておく。

ス　人工透析患者等に対する広域的な医療救護体制

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、広域災害・救急医療情報システム等を利用し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者の受入が可能な医療機関を把握する。

県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）は、収集した情報について、県保健福祉事務所等及び市町災害対策本部に提供し、人工透析患者等の医療の中断が致命的となる患者への医療提供の支援を行う。

(3) 重症患者の医療搬送

ア　県内医療搬送

地域内だけで治療や受入のできない重症患者の地域外への医療搬送は、次による。

(ｱ) 搬送患者の選定

搬送患者の選定は、負傷の程度等患者の状態及び処置能力等を勘案して、当該救護施設の責任者が行う。

(ｲ) 搬送要員

搬送要員については、県及び市町災害対策本部、救護施設の管理者等が協議して、その要員の確保を図る。

(ｳ) 搬送の実施

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

なお、患者の収容、搬送にかかるヘリポートについては、県地域防災計画参考資料に掲げる最寄りのヘリポートとする。

(ｴ) 搬送にかかる連絡方法

搬送にかかる連絡方法は、次のとおりであるが、連絡に当たっては、負傷の程度、搬送人員、搬送先等必要な情報の伝達を、正確かつ迅速に行う。

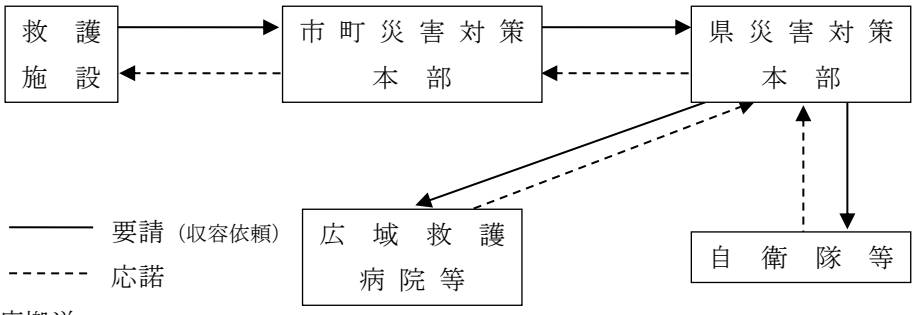

イ　広域医療搬送

県災害対策本部は、県内で治療、収容できない重症患者の搬送を、国等に要請し、自衛隊機等によって、受入可能な県外病院への広域医療搬送を実施する。

(ｱ) 広域医療搬送拠点（ＳＣＵ※）の設定・整備

県は、広域医療搬送拠点（ＳＣＵ）設置場所を設定する。

設定に当たって、知事は当該施設管理者と協議する。

(ｲ) 搬送患者の選定

広域医療搬送患者は、災害拠点病院においてトリアージを実施して選定する。

(ｳ) 搬送要員

ＳＣＵへの搬送要員については、県が市町災害対策本部及び災害拠点病院と協議のうえ、その要員の確保を図る。

(ｴ) 搬送の実施

広域医療搬送患者は、広域搬送拠点を経由して行うことを原則とし、広域搬送拠点で再トリアージを実施のうえ、県外に搬送を行う。

搬送は、県地域防災計画に基づき、必要な搬送手段を確保して実施する。

※ＳＣＵ（エスシーユー）とは

ステージング・ケア･ユニットの略で、広域医療搬送拠点におき、災害拠点病院等から搬送された患者の安定化を図り、搬送時のトリアージを実施するための広域医療搬送拠点での臨時医療施設。

3　情報の収集・提供

県は、救急医療情報を迅速かつ正確に掌握し、医療救護等を円滑に実施するため「広域災害・救急医療情報システム」を運用するなど、医療救護活動状況等の把握に努め、県民への情報提供に努める。

(1) 医療救護活動状況の把握

ア　「広域災害・救急医療情報システム」の災害運用切替

県は、「広域災害・救急医療情報システム」運用基準に基づき、災害運用切替を行い、医療機関等の状況を把握する。

イ　医療機関

広域救護病院等は、県の災害運用切替を受けた場合、直ちに院内の状況等を把握し、シ

ステムを利用して情報を県災害対策本部へ提供する。

また、患者受入の状況等をシステムを利用して適宜提供する。

ウ　市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内の救護所設置場所、医療救護施設等医療機関の被災状況等について、県への連絡を発災後直ちに行う。

また、医療救護活動状況の県への報告を適宜行う。

(2) 医療救護活動状況の情報提供

県及び市町は、医療救護に関する情報を、県民、市町民に対し適宜提供するもとする。

第４　市町医療救護計画の作成指針

1　計画の策定

市町は、本指針に基づき、地域の実情にあわせた医療救護計画を策定する。

2　計画策定の基本的な考え方

(1) 市町は、応急救護所、救護病院を設置し、それぞれの施設の機能が十分発揮できるよう努める。

(2) 医療救護計画は、現行の救急医療体制の活用を図ることとし、地元医師会、医療機関等の全面的な協力を得て策定する。

(3) 医療救護計画の策定に当たっては、県医療救護計画を踏まえるとともに、地元医師会、医療機関及び地域の自主防災組織等との連携を図る。

(4) 医療救護施設（広域救護病院を除く。）における医療救護活動は、各施設の指揮者の指示により行う。

3　市町医療救護計画の内容

(1) 医療救護施設

市町は、応急救護所、救護病院をそれぞれの地域の実情に応じてあらかじめ設置する。

ア　応急救護所

応急救護所は、重症患者・中等症患者の応急処置、軽症者に対する処置を行う。

(ｱ) 設置及び組織

市町長が診療所または避難所として指定した学校等のうちから当該管理者とあらかじめ協議して応急救護所を設置する施設を指定する。

応急救護所の管理者は医師とし、市町災害対策本部の指示により活動する。

応急救護所の医療班は、原則として医師１名、看護師３名、補助者2 名をもって１班の医療チームとして編成する。

市町長は、医師、看護師及び補助者の配置について地元医師会等とあらかじめ協議して定める。

なお、必要に応じ、県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）を通じて、(社)香川県薬剤師会に薬剤師班の派遣を要請する。

(ｲ) 担当業務

a　トリアージ

b　重症患者及び中等症患者に対する応急処置と軽症者の処置

c　救護病院等への患者搬送の支援

d　助産活動

e　死亡の確認及び死体の検案

f　医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等の報告

g　その他必要な事項

(ｳ) 運営

市町は発災した場合、直ちに医療救護活動が円滑に開始できるよう常に物的施設の点検を行い、また、その設置等も迅速に行うものとする。

応急救護所における医療救護活動は、24 時間体制とし、可能な限り予備の医療チームを編成するよう配慮する。

応急救護所の管理者は被災により、その機能に支障を生じたと認める場合には市町災害対策本部に必要な措置を要請する。

(ｴ) 施設設備

a　既存の診療所を活用するほか耐震診断が実施され安全が確認されている学校校舎の一部または運動場等に設置するテント等とする。

b　応急救護所の設置は、おおむね次のとおりとする。

①　テント

４方幕付鉄骨テント６坪用（19.8 ㎡）

②　救護用医療機器

創傷セット、熱傷セット、補充用セット、蘇生器

③　ベット等

折りたたみベッド、担架、発電機（2kw照明用）、病衣、雑備品

c　応急救護所における給食・給水等については、避難所にかかる措置とあわせて行う。

イ　救護病院

救護病院は、重症患者の応急処置を行うほか中等症患者の受入と処置、軽症者に対する処置をあわせて行う。

(ｱ) 設置及び組織

a　市町長は、一般病床を有する既存の病院で２次救急医療に担当する医療活動が期待できる病院のうちから救護病院として、当該病院の管理者とあらかじめ協議して指定する。

b　組織は、既存病院の組織をもってあてる。

c　市町長は、救護病院の医療スタッフについて当該管理者とあらかじめ協議して掌握する。

(ｲ) 担当業務

a　トリアージ

b　重症患者の応急処置

c　中等症患者の受入及び処置、軽症者の処置

d　広域救護病院等への患者搬送

e　助産活動

f　死体の検案

g　医療救護活動の記録及び市町災害対策本部への措置状況等 の報告

h　その他必要な事項

(ｳ) 運営

a　救護病院の管理者は、あらかじめ医療従事者の集合方法、役割、ローテーション、施

設設備の利用方法等の医療救護活動に関する計画を作成する。

b　救護病院の管理者は発災後直ちに院内状況を市町対策本部に報告し、被災によりその機能に支障が生じたと認める場合には必要な措置を要請する。

(ｴ) 施設設備

救護病院の施設設備は、救護病院となる病院が現に有するものを使用する。

なお、医薬材料、給食、給水等については、当該病院の管理者と市町とで協議し、あらかじめ備蓄する等の計画的な措置を講ずる。

(2) 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

市町長は、医療救護施設として指定しない医療機関についても状況に応じて、医療救護活動に参加できるようあらかじめ地元医師会、病院、診療所の管理者等と十分に連携を図る。

(3) 搬送体制

市町は、地域の実情及び被害（想定）にあわせて搬送区分、搬送方法等の搬送計画を作成する。

ア　搬送区分

搬送区分として、次の場合を考慮する。

(ｱ) 被災場所から、市町内の医療救護施設に搬送する場合

(ｲ) 被災場所から、他の市町内の医療救護施設に搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

(ｳ) 市町内の医療救護施設から、同一市町内の他の医療救護施設へ搬送する場合

(ｴ) 市町内の医療救護施設から、他の市町内の医療救護施設へ搬送する場合（他の都道府県内の医療救護施設への搬送も含む）

イ　搬送方法

搬送方法は、被害（想定）に応じて、次の方法を考慮する。

(ｱ) 人力による方法

(ｲ) 車両による方法

(ｳ) フェリー等の船舶による方法（特に、県外へ大量搬送の場合）

(ｴ) ヘリコプター等航空機による方法

ウ　搬送の実施

市町は、災害時の患者搬送を円滑に行うため、消防機関が実施する救急活動を含め、必要な車両、搬送要員、機材等の確保に努める。

また、市町は、搬送に当たっては、必要に応じ自主防災組織の協力を求めるなど、緊急搬送が可能となるよう弾力的な対応を行う。

(4) その他

ア　市町は、死体の検案について、あらかじめ死体安置所を定めておく等、医療救護施設における医療救護活動に支障がないようにする。

イ　市町は、災害時に医療救護施設が必要とする特定かつ必要最小限の医薬品について、あらかじめ医療機関等と協議し、当該医療機関等の在庫量のなかで少なくとも1 日分の調節を図る等の方法により確保する。

また、当該方法により難い場合には、地域の実情に応じて対応する。

第５　医薬品等及び輸血用血液の確保計画

医療救護活動に必要な救急医薬品、衛生材料、防疫用薬剤及び輸血用血液が不足した場合に備えて、その確保を図るための供給体制は別に定める。

第６　医療施設の応急復旧計画

１　県及び市町

県及び市町は、医療救護活動に必要な上水道、電力、ガス等のライフラインの停止による医療機能の大幅な低下に備え、四国電力㈱、四国ガス㈱、プロパンガス供給業者と協議し、優先確保の対策を定めておく。

２　医療機関におけるライフラインの応急復旧

最寄りの関係機関の所在地及び電話番号等の連絡表を作成しておき、ライフラインの確保に努める。

また、ライフラインの復旧に時間を要することも勘案し、給水タンクの設置、自家発電装置の整備等に努める。

(1) 上下水道

市町に協力を求め、配管の仮設等による応急給水・排水の確保。

(2) 電力

四国電力㈱に協力を求め、電力供給の確保。

(3) ガス

都市ガスについては、四国ガス㈱に協力を求め、都市ガスの確保。

プロパンガスについては、最寄りの業者に協力を求め、優先供給についての確保。

８－２　大災害時の医療救護体制

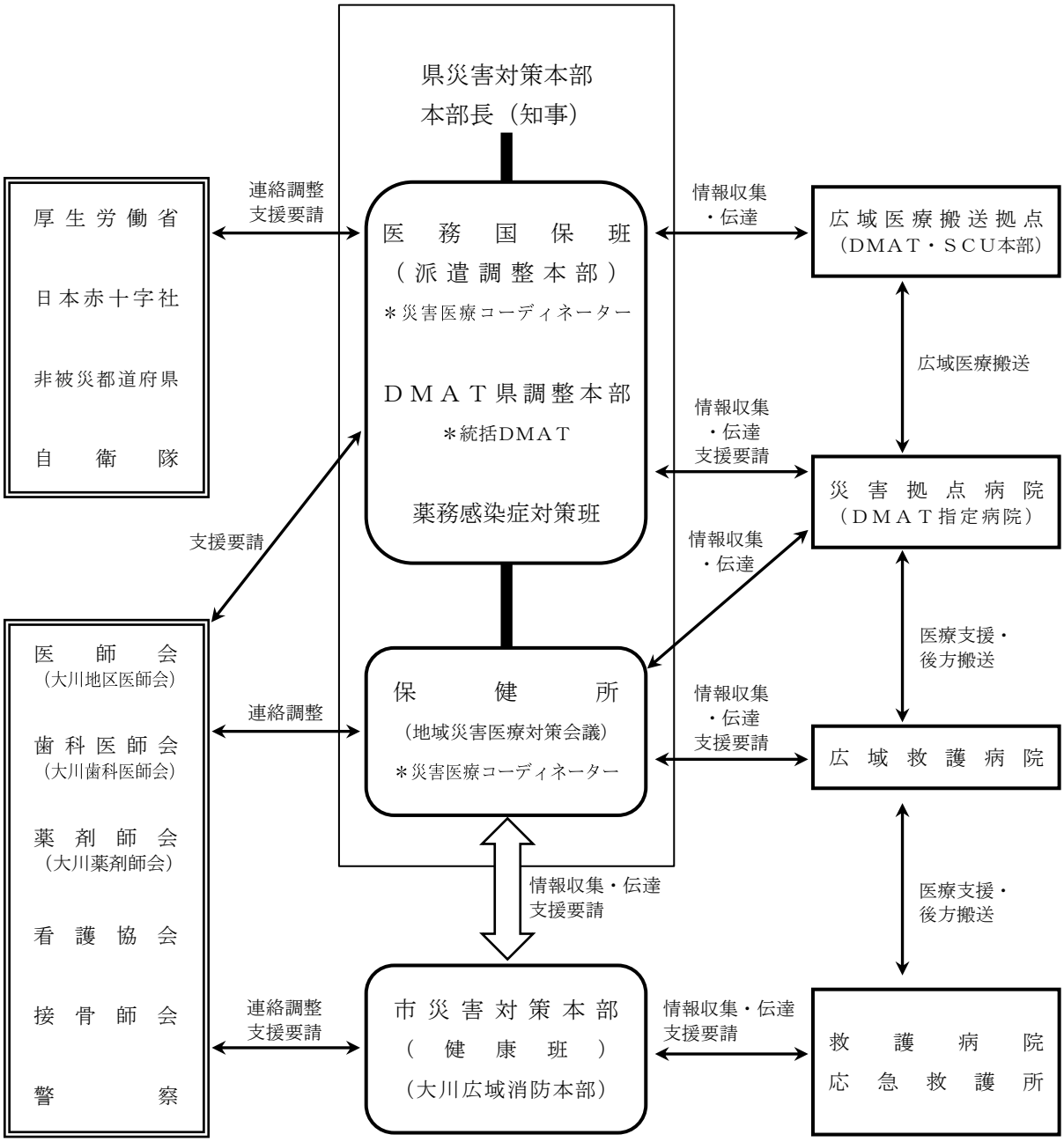

８－３　県震災時用備蓄医薬品等リスト（１単位あたり）

１　医薬品等

平成 31 年 4 月 1 日現在

区分	薬効分類	薬品名（主効別）	容　量	数　量
外用薬	殺菌消毒薬	ベンザルコニウム塩化物液	500ml	1 本
		消毒用エタノール	500ml	1 本
		ポビドンヨード（消毒剤）	250ml	1 本
	含嗽薬	ポビドンヨード（含嗽剤）	250ml	1 本
	火傷塗布薬	亜鉛華軟膏	500ｇ	1 本
	皮膚塗布薬	ベタメタゾン吉草酸エステル・ゲンタマイシン硫酸塩軟膏	5ｇ	10 本
	貼付薬	インドメタシン貼付剤	70mg7 枚	10 袋
		フラジオマイシン硫酸塩貼付剤	10.8mg	10 枚
		ゼラチンスポンジ	2.5㎝×5㎝	3 枚
	呼吸器官用薬	プロカテロール塩酸塩水和物吸入剤	5ml	10 本
		ツロブテロール貼付剤	1mg	70 枚
注射薬	局所麻酔剤	リドカイン塩酸塩水和物注射剤	10ml	10Ａ
	循環器官用薬	アドレナリン注射液	1mg	10筒
	鎮痙剤	アトロピン硫酸塩水和物注射液	1ml	10Ａ
	輸液	乳酸リンゲル液	250ml	2 本
		ブドウ糖液	100ml	2 本
		生理食塩液	20ml	10Ａ
内服薬	抗生物質	セフカペンピボキシル塩酸塩錠	100mg	100Ｔ
		クラリスロマイシン錠	200mg	100Ｔ
		レボフロキサシン水和物錠	500mg	20Ｔ
	解熱鎮痛消炎剤	ロキソプロフェンナトリウム水和物錠	60mg	100Ｔ
	血圧降下剤	アムロジピンベシル酸塩（口腔内崩壊錠）	5mg	100Ｔ
		ニフェジピン錠	10mg	100Ｔ
	心疾患用薬	ニトログリセリン（舌下錠）	0.3mg	100Ｔ
		アテノロール錠	50mg	100Ｔ
		アスピリン錠	100mg	100Ｔ
	呼吸器官用薬	ペントキシベリンクエン酸塩カプセル	30mg	100Ｐ
	感冒薬	非ピリン系感冒剤顆粒	1ｇ	ＳＰ100
	消化器用薬	ブチルスコポラミン臭化物錠	10mg	100Ｔ
		センノシド錠	12mg	100Ｔ
	抗アレルギー薬	オロパタジン塩酸塩（口腔内崩壊錠）	2.5mg	100Ｔ
		ジアゼパム錠	2mg	100Ｔ

２　医療資機材

区分	品　名	規　格	数　量
医療救護用資機材	小外科セット	ピンセット	2
		喉頭鏡	8
		携帯用血圧計	1
		聴診器	1
		外科剪刀（直型）	2
		外科剪刀（反型）	1
		メス	20
		止血鉗子	2
		持針器	1
		縫合針（縫合糸付）	12
		ロール型万能副子	2
		気管内チューブ	3
		開口器	1
		舌鉗子	1
		舌圧子	1
		鼻鏡	1
		鼻用エアウエイ	2
		ペンライト	1
		体温計	1

区分	品　名	規　格		数　量
医療救護用資機材	手術用手袋	手術用手袋		20
	注射器	注射器（針付ﾃﾞｨｽﾎﾟ）	2.5ml	30
			5ml	20
			20ml	10
	輸　液セット	止血帯		2
		輸液セット		2
衛生材料	ガーゼ	滅菌ガーゼ 大/小		24/30
		三角巾		6
	脱脂綿	皮膚清浄綿		60包
		カット綿		100ｇ
	包 帯	包帯 5cm×9m、6cm×9m		各1
		包帯止		100
	絆創膏	絆創膏 25mm×5m		1
		救急絆		200
		油紙		10
		紙袢 9mm×10m		10

◎　医薬品等 50 セットを、医療機関等に分散備蓄している。

８－４　災害時用備蓄医薬品等の確保系統図

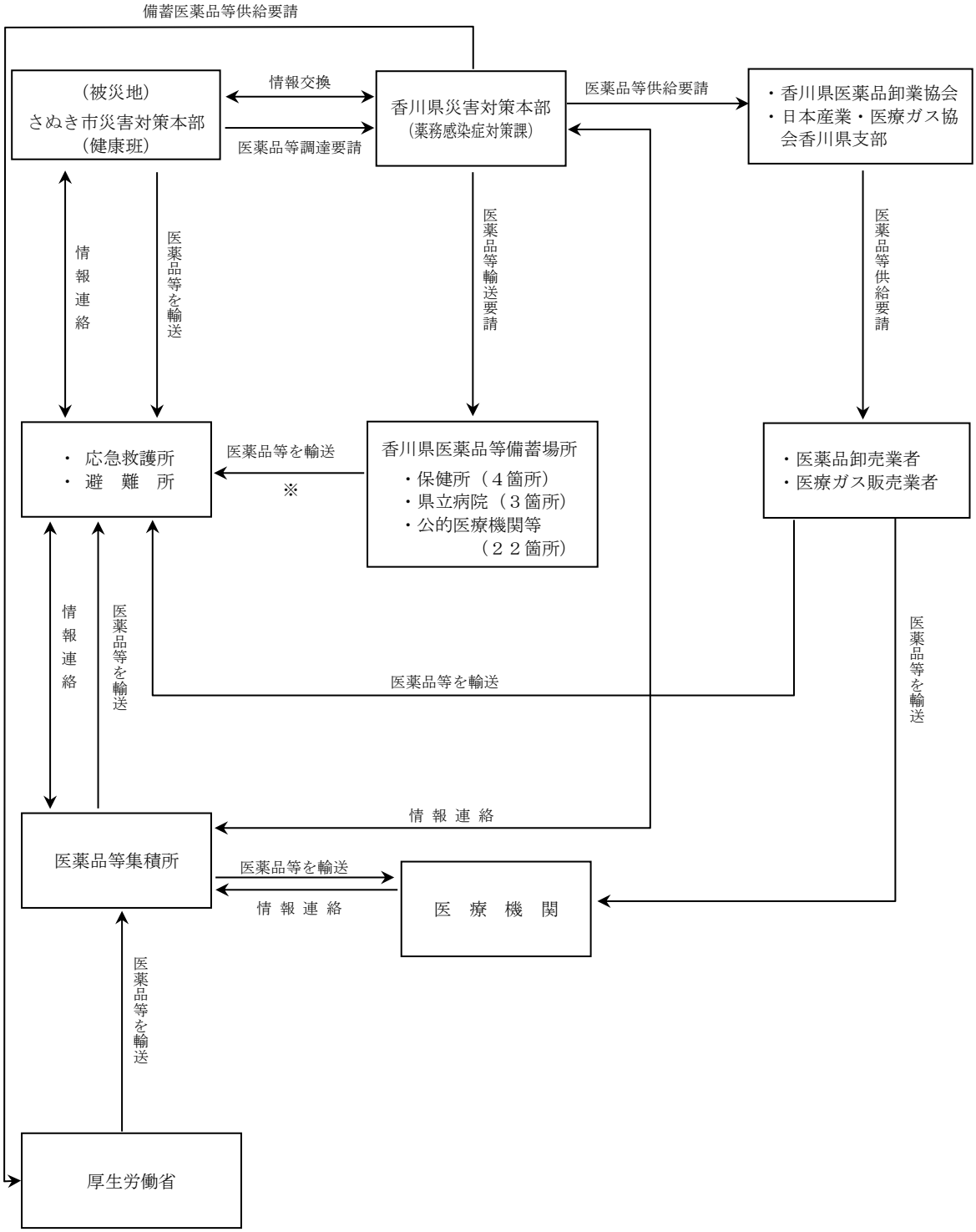

※　各備蓄機関にあっては、保有する車両等で被災地の救護施設まで搬送する。

○　県は、各機関からの要請により、緊急輸送が可能な方法または手段を確保する。

８－５　災害時の血液の確保系統図

１　香川県赤十字血液センターが機能する場合（通信・運搬・採血可能）

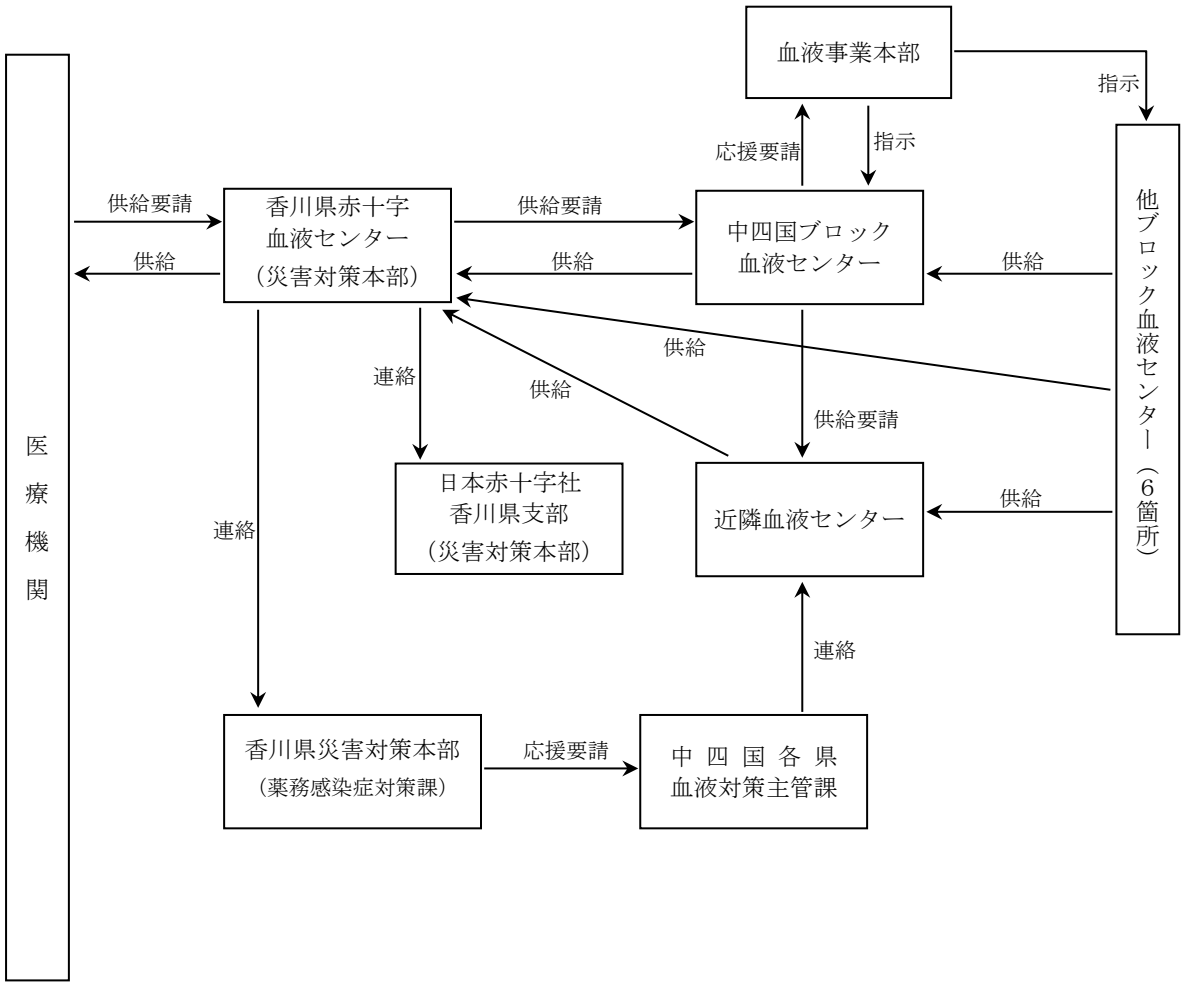

- 香川県赤十字血液センターに災害対策本部を設置する。
- 香川県赤十字血液センターにあっては、あらかじめ通信班員及び輸送班員を選定する。
- 原則として、自己の保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
- 災害対策本部長（所長）は血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
- 香川県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターの要請により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
- 医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

2　香川県赤十字血液センターが機能しない場合（通信・運搬・採血不可能）

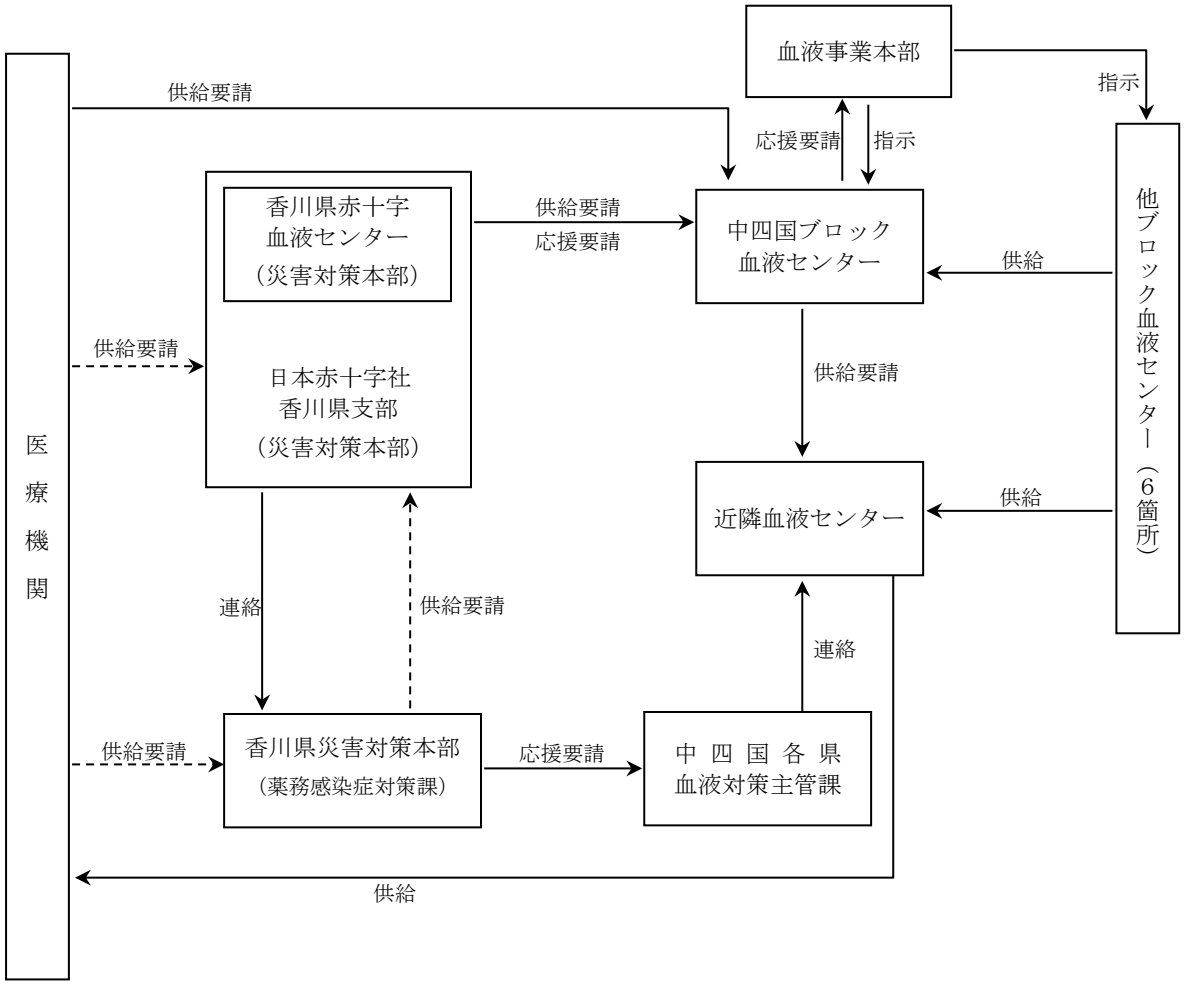

・　日本赤十字社香川県支部内に、香川県赤十字血液センター災害対策本部を設置する。
・　災害対策本部長（所長）は血液事業本部、日本赤十字社香川県支部、中四国ブロック血液センター及び香川県災害対策本部に状況報告をする。
・　血液事業本部及び中四国ブロック血液センターの指示により、近隣血液センターからの供給を行う。
・　血液事業本部及び中四国ブロック血液センターにあっては、あらかじめ通信班員及び輸送班員を選定する。
・　原則として、近隣血液センターの保有する車両により医療機関に血液を輸送する。
・　香川県災害対策本部は、香川県赤十字血液センターの要請により緊急輸送が可能な方法及び手段を確保する。
・　医療機関との通信手段が途絶した場合は、巡回供給により対応する。

８－６　東讃地域災害医療対策会議活動マニュアル

第１　総則

本マニュアルは、大規模災害発生時に、超急性期から中長期にわたる各段階において、東讃地域災害医療対策会議が、災害医療コーディネーターを中心に行政機関や医療関係機関等の緊密な連携を図り、医療救護活動の総合調整を円滑に行うことを目的とする。

1　東讃地域災害医療対策会議の役割・組織

（１）役割

①災害時において、管内の医療救護に関する情報収集を行う。

【収集する情報】

ア）医療機関の被害状況、医療救護活動状況

イ）避難所、救護所の設置状況

ウ）医療スタッフ、医薬品等、患者収容先等の需給状況

エ）医療施設、救護所等への交通状況

オ）その他参考となる事項（管内の被災状況：死亡者、重傷患者数、倒壊・浸水家屋数、河川の氾濫等、電気・水道・ガス等のライフラインに関する情報）

②災害時において、救護病院、応急救護所、避難所等に対し、県外・管外から派遣される医療チームの配置や医薬品等の調整及び管内における医療スタッフ、医薬品等の調整を行う。

【医療救護の調整事項】

ア）医療スタッフ（医師・看護師等）の派遣調整

イ）薬剤師の派遣調整

ウ）医薬品、医療資機材（医療ガス、医療機器等）の供給調整

エ）人工透析患者等の広域的な医療救護体制の調整

オ）患者の収容先医療機関の確保に関する調整

③ＤＭＡＴ活動拠点本部及びＤＭＡＴロジスティックチーム（仮称）の情報・業務を関係機関に円滑に引き継ぐための調整を行う。

（２）組織

東讃地域災害医療対策会議（以下「災害医療対策会議」という。）構成機関一覧（表 1）

2　災害医療コーディネーターの役割・委嘱

（１）役割

①災害医療対策会議と連携して、医療機関の被災状況等の情報収集を行い、県派遣調整本部等に対し、情報提供を行う。

②災害医療対策会議と連携して、被災地における医療スタッフの配置、患者収容先医療機関の確保、医薬品等の供給調整等を行う。

③その他、関係機関等との連携による災害医療体制確保に係る企画、調整等を行う。

④災害医療活動が安定し、出務要請が解除された場合、保健所長等に所要の事項を引き継ぐ。

（２）香川県災害医療コーディネーター（医療圏）

○さぬき市民病院　副院長　井上　利彦

（３）東讃保健所長は県医務国保課に災害医療コーディネーターの出務要請を行い、出務の可否を確認する。出務可能な場合、県健康福祉部長から出務要請し、原則、東讃保健福祉事務所に出務

する。

（４）災害医療コーディネーターが参集できない場合は、保健所長が当該業務に当る。また、コーディネーターが被災等により業務を行うことができない場合は、県医務国保課と協議する。

３　医療救護活動に関する各機関の役割

（１）保健福祉事務所の役割

①管内の医療体制に関する情報収集

②管内における広域医療救護班の受入れ

③医療搬送の手配

④災害医療対策会議の開催業務

（２）市町災害対策本部の役割

①市町の被害状況の把握・報告

②救護病院、応急救護所、避難所等の状況把握・報告

（３）医療機関等（災害拠点病院、広域救護病院）の役割

①トリアージ

②重症患者の受入れ及び処置

③救護病院を設置することが困難な市町における中等症患者の受入れ及び処置

④広域医療救護班の派遣

⑤県内医療搬送の支援（災害拠点病院は県内・県外医療搬送の支援）

⑥死体の検案

⑦医療救護活動の記録並びに市町災害対策本部及び県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況の報告

⑧病院支援（災害拠点病院のみ）

（４）医師会、歯科医師会、薬剤師会の役割

①医師会

ア）医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において協定書に基づき活動する。

イ）医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告を行う。

②歯科医師会

ア）歯科医師会医療救護班は、市町が設置する応急救護所、避難所等において協定書に基づき活動する。

イ）医療救護活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部医務国保班）への措置状況等の報告を行う。

③薬剤師会

ア）薬剤師会薬剤師班は、県災害対策本部が指示する場所（市町が設置する応急救護所、避難所等）において協定書に基づき活動する。

イ）薬剤師班の活動の記録並びに県災害対策本部（健康福祉部薬務感染症対策班）へ措置状況等の報告を行う。

（５）警察、消防の役割

①警察

ア）被害状況の把握

イ）緊急通報による出動

ウ）道路等交通規制

②消防

ア）被害状況の把握

イ）緊急通報による出動

ウ）消防団との連携による救出活動

4　災害時における災害医療対策会議の開催等

（１）次の場合に、災害医療対策会議を速やかに開催する。

①管内外で発生した災害により、県災害対策本部及び県派遣調整本部が設置され、多数の傷病者が見込まれる場合。

②災害医療コーディネーターが東讃保健福祉事務所長と協議した結果必要と認めた場合。

（２）開催方法

①災害医療対策会議の開催決定後、東讃保健福祉事務所長は、電子メール等利用可能な情報伝達手段に基づき、会議開催の通知を行い、発災後速やかに開催する。

②開催場所は、東讃保健福祉事務所とする。被災等により左記が使用できない場合は、第２順位：さぬき市長尾支所、第３順位：さぬき市民病院にて開催する。

③参集できない機関については、可能な連絡手段により情報伝達を行う。

5　災害時における災害医療対策会議の情報伝達体制等

（１）災害医療対策会議の関係機関相互の情報伝達体制（図１）

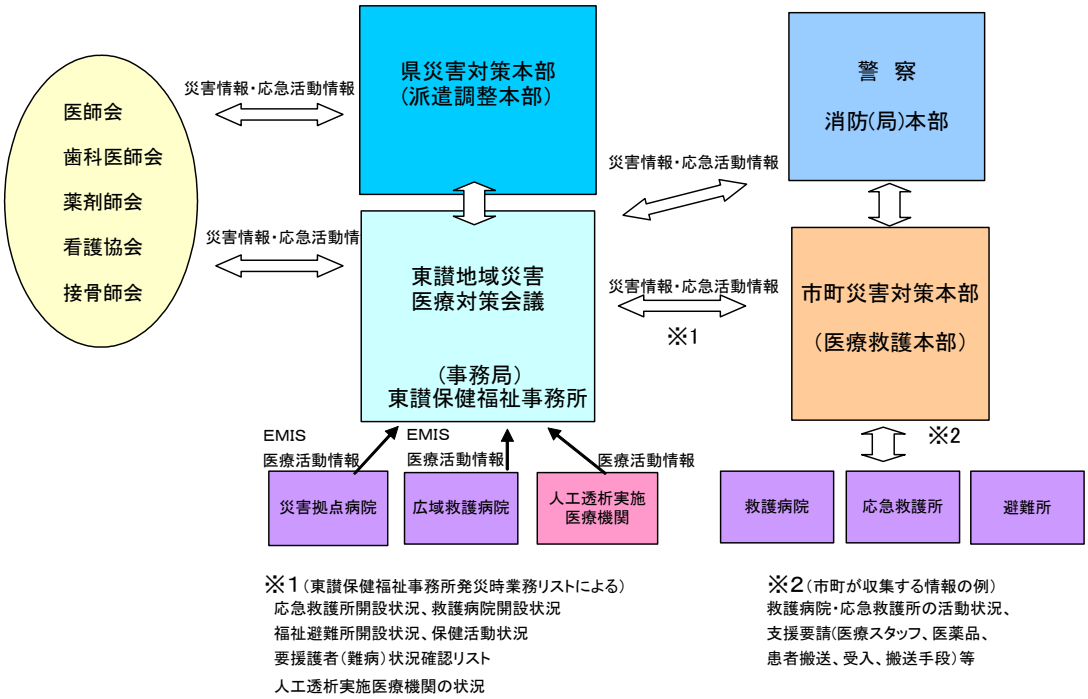

図１　東讃地域災害医療対策会議情報伝達体制

①医療機関の被災状況及び傷病者の受け入れの可否等については、広域災害・救急医療情報システム（略称ＥＭＩＳ（イーミス）以下ＥＭＩＳ）により行う。ＥＭＩＳで発信できない情報については、東讃保健福祉事務所等が管内市町の医療救護に関する情報及び災害拠点病院・広域救護病院の情報の把握に努める。

②東讃保健福祉事務所は、ＤＭＡＴの活動状況についてＥＭＩＳの情報から収集するほか、直接

ＤＭＡＴなどの医療救護チームから支援情報を収集する。

（２）災害医療対策会議の関係機関の連絡先一覧　表２

（３）災害医療対策会議のメンバー間における災害時の情報伝達方法等

①多様な手段の確保を図る。

ア）一般加入電話（ＦＡＸ）・携帯電話

イ）電子メール

ウ）災害時優先電話

エ）防災行政無線（電話・ＦＡＸ）

オ）衛星携帯電話

カ）無線

②関係機関における伝達手段の優先順位を決定したうえで、発災時の通信事情を考慮して情報伝達を行う。

③医療スタッフの派遣要請・応諾、医薬品等の供給要請・応諾等においては、可能な限り、所定様式によるＦＡＸ等を使用する。

（４）災害医療対策会議関係機関における情報の収集及び提供　表３、様式１～２、資料１～７

①医科・歯科医療機関、薬局に関する情報

収集・提供する情報は表３、収集様式は様式１～２、提供様式は資料１～６のとおりとする。

②管内における被害状況

収集・提供する情報は表３のとおりとする。

③管内における避難所の状況

収集・提供する情報は表３、提供様式は資料７のとおりとする。

④管外からの応援状況

収集・提供する情報は表３のとおりとする。

第２　災害時における活動

１　超急性期から中長期における関係機関の活動　表４

（１）災害医療コーディネーター

（２）東讃保健福祉事務所

（３）市町

（４）医療機関等（災害拠点病院、広域救護病院）

（５）医師会、歯科医師会、薬剤師会

（６）警察、消防

２　災害医療対策会議における調整事項

災害医療対策会議において、下記の調整事項に関して支援が必要な状況であると認めた場合、県派遣調整本部と連携して、派遣・供給等に関する調整を行う。

（１）医療スタッフの派遣に関する調整

①市町が指定・設置する救護病院、応急救護所等において、負傷者のトリアージや応急措置等を支援する必要があると認めた場合、医師・看護師等の医療スタッフの派遣について調整を行う。

②市町が指定・設置する救護病院、応急救護所等において、歯科に関する応急措置等を支援する必要があると認めた場合、歯科医や歯科衛生士等の派遣について調整を行う。

（２）薬剤師の派遣に関する調整

①市町が指定・設置する救護病院、応急救護所等において、不足医薬品の供給要請や受入れ、調剤業務等を支援する必要があると認めた場合、薬剤師の派遣について調整を行う。

②県薬務感染症対策課が指定する医薬品等集積所（二次集積所は、東讃保健福祉事務所）において、医薬品等の分類・整理・在庫管理等を行う必要があると認めた場合、薬剤師の派遣について調整を行う。

（３）医薬品等の供給に関する調整

市町が指定・設置する救護病院、応急救護所等において、下記の医薬品等について供給する必要があると認めた場合、医薬品等の供給について調整を行う。

ア）災害急性期（発災後５日程度まで）の医薬品

イ）災害における医療活動が中長期にわたる場合の医薬品

ウ）歯科用医薬品

エ）医療ガス・医療機器

（４）人工透析患者等への医療救護支援

市町が指定・設置する救護病院、応急救護所等において、医療の中断が致命的となる人工透析患者等を支援する必要があると認めた場合、県透析医会及び県災害対策本部と連携して機材の供給や入院調整等に関する調整を行う。

（５）患者の収容先医療機関の確保に関する調整

広域救護病院等における緊急手術により症状が安定した場合など、新たな収容先医療機関の確保が必要と認めた場合、患者の受入れ先医療機関について調整を行う。

３　医療救護体制、医薬品等の供給体制

（１）医療救護体制（図２）

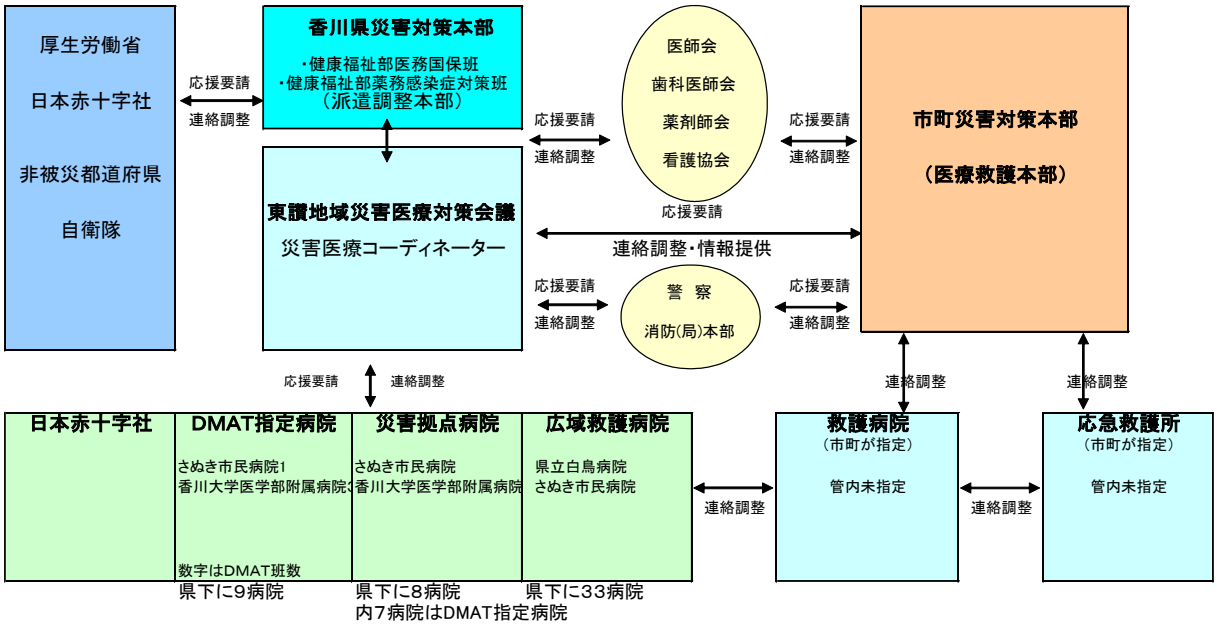

図２　東讃地域医療救護体制

（２）医薬品等の供給体制（図３）

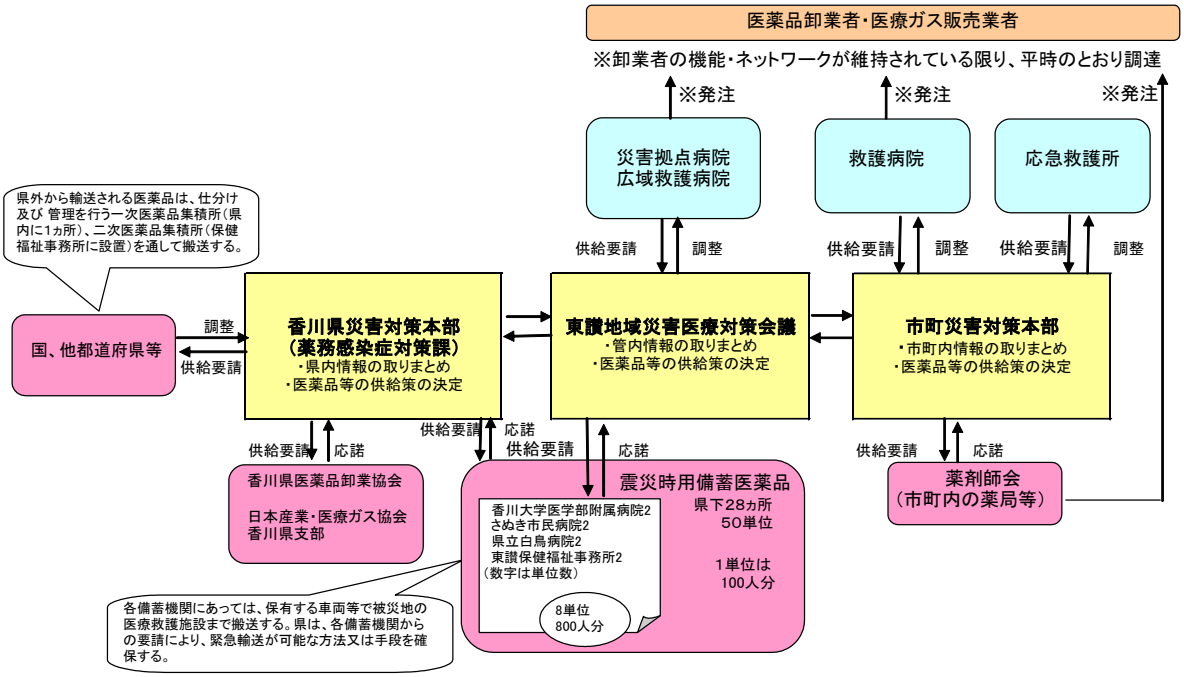

図３　東讃地域医薬品等の供給体制

4　医療従事者等派遣要請、医薬品等供給要請及び応諾	様式３、４

第３　平常時における活動

1　情報共有

平常時から災害医療対策会議を定期的に開催し、関係機関相互における医療救護に関する情報収集集・提供を行い、情報の共有化を図る。

2　研修・訓練の実施・活動マニュアルの見直し

平常時から、災害医療対策会議関係機関が集まり、研修会や災害に備えた訓練等を実施するとともに、訓練等の結果を検証し、随時、本活動マニュアルの見直しを行う。

3　緊急通行車両の確保

医療救護活動を行うに当り、交通規制が実施されている高速道路等を通行する際には、緊急通行車両の標章の交付を受ける必要がある。県、市町、県及び市町と医療救護活動に関する協定をしている団体等については、所轄の警察署あて緊急通行車両の事前届をしておく。

（注）表１～４、様式１～４、資料１～７は省略

９－１　防疫活動組織計画（香川県）

被災地における防疫計画を推進するため、次のとおり防疫活動組織計画を定める。

1　県における防疫活動組織計画

(1) 防疫対策本部の設置

必要に応じて、県庁内に防疫対策本部を置き、被災地における防疫体制の確立を図るため、防疫対策本部を企画推進する。別表１に掲げる事務を掌理する。

(2) 現地防疫対策本部の設置

ア　必要に応じて、例1 を参考として、保健所に現地対策本部を設置する。

イ　避難場所を重点として、保健所等の医師、保健師などで班編成を行う。

ウ　市町、地区衛生組織等の協力を得て情報の的確な把握に努める。

エ　必要に応じて健康診断を実施する。

(3) 一類二類感染症患者に対する処置

被災地において、患者、または疑似症患者が発生したときは、速やかに感染症指定医療機関への入院の措置をとること。交通途絶などやむを得ない理由により感染症指定機関への入院措置ができないときは、当該患者が入院している病院又は診療所に入院措置を行う。

(4) 市町に対する指導及び指示等

職員の派遣等実情に即した指導をするとともに、感染症予防上必要な場合の指示等は、災害の規模態様に応じて、その範囲や期間を定めて速やかに行う。

ア　感染症の病原体に汚染された場所の消毒の指示

イ　ねずみ族昆虫等の駆除に関する指示

ウ　物件に係る措置の指示

エ　生活の用に供される水の供給の指示

オ　臨時の予防接種の命令

2　市町における防疫活動組織計画

(1) 防疫組織

必要に応じて、県の防疫活動組織に準じて、例2 を参考として防疫対策本部またはこれに準じた防疫組織を設置する。

(2) 予防教育及び広報活動

パンフレット等により、あるいは衛生組織、報道機関を活用して広報活動を強化する。その場合、社会不安の防止に努める。

(3) 清潔方法

ア　管内における道路、溝渠、公園等公共の場所を中心に実施する。

イ　清潔方法のうち、特にゴミの処理、し尿処理については不衛生にならないよう特に留意する。

(4) 消毒方法

ア　防疫用薬剤及び資機材を確保し、定められた消毒薬の使用方法に従い消毒を実施する。

イ　薬剤の所要量を算出し、不足しないよう適宜の場所に配置する。

(5) ねずみ族、昆虫等の駆除

ア　必要に応じて、ねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

イ　薬剤及び噴霧器その他の物件が不足しないよう適宜の場所に配置する。

(6) 生活の用に供される水の供給

ア　生活用水の供給方法は、現地の実情に応じ適宜な方法により行う。この際、特に配水容器の衛生に留意する。

イ　生活用水の使用停止に至らない程度であっても、水の衛生的処理について指導を徹底する。

(7) 避難所の防疫指導等

避難所は、感染症発生の原因になることが多いので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第35 条の規定による職員の指導のもと、市町において防疫活動を実施する。この際施設の管理者を通じて衛生に関する自治組織を編成するよう指導し、その協力を得て、感染症予防の徹底を図る。

香川県防疫対策本部組織

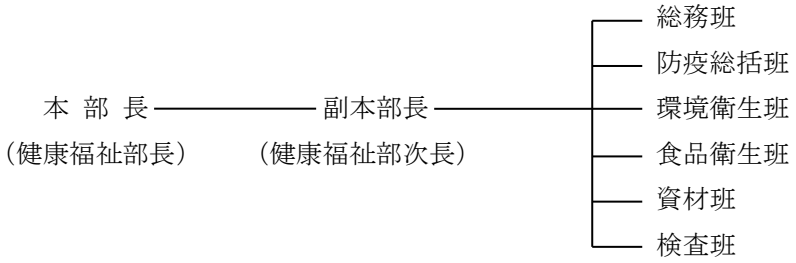

（例１　現地防疫対策本部組織(保健所)）

（例２　市町防疫対策本部組織）

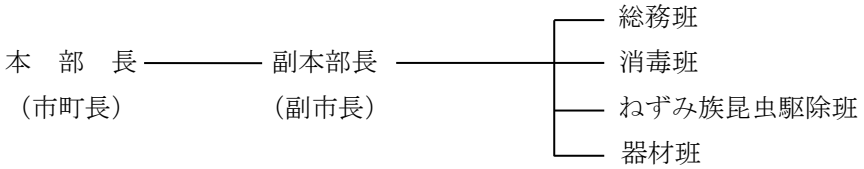

別表１

班	分　　掌　　事　　務
総　務　班	１　対策本部内の連絡調整 ２　保健所間の応援体制、要員の確保 ３　報道機関への広報 ４　関係行政機関及び団体との連絡調整 ５　防疫対策に要する予算措置
防疫総括班	１　対策本部の措置及び解散 ２　厚生労働省、検疫所、関係都道府県、環境保健研究センター、保健所、県医師会等との情報連絡 ３　入院施設の確保と入院措置の指導 ４　疫学調査 ５　消毒方法、清潔方法の指導 ６　衛生教育に関すること ７　その他防疫業務の総括に関すること
環境衛生班	１　環境汚染調査の指導 ２　ねずみ族、昆虫等の駆除の指導 ３　下水系の汚染防止の指導 ４　飲料水その他家庭用水の安全確保の指導 ５　不良水道施設等の改善措置 ６　その他、環境衛生に関すること
食品衛生班	１　食品汚染調査と流通経路の調査 ２　汚染食品の処分等の指導 ３　食品及び食品施設の監視指導の強化 ４　その他、食品衛生に関すること
資　材　班	防疫用薬剤及び資機材等の確保（調達、斡旋、輸送）
検　査　班	１　病原微生物の検索 ２　国立感染症研究所及び現地対策本部検査班との連絡調整

９－２　防疫用薬剤及び資機材の確保系統図

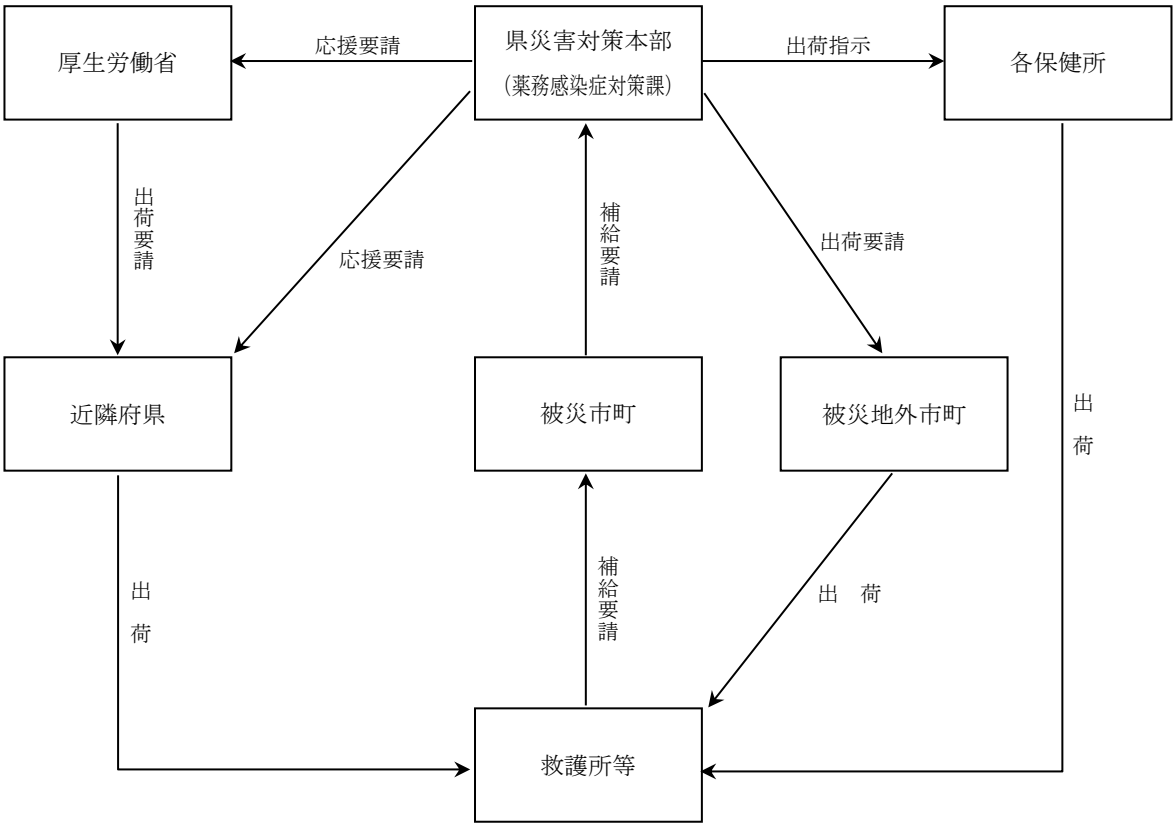

９－３　栄養相談・指導活動体系図

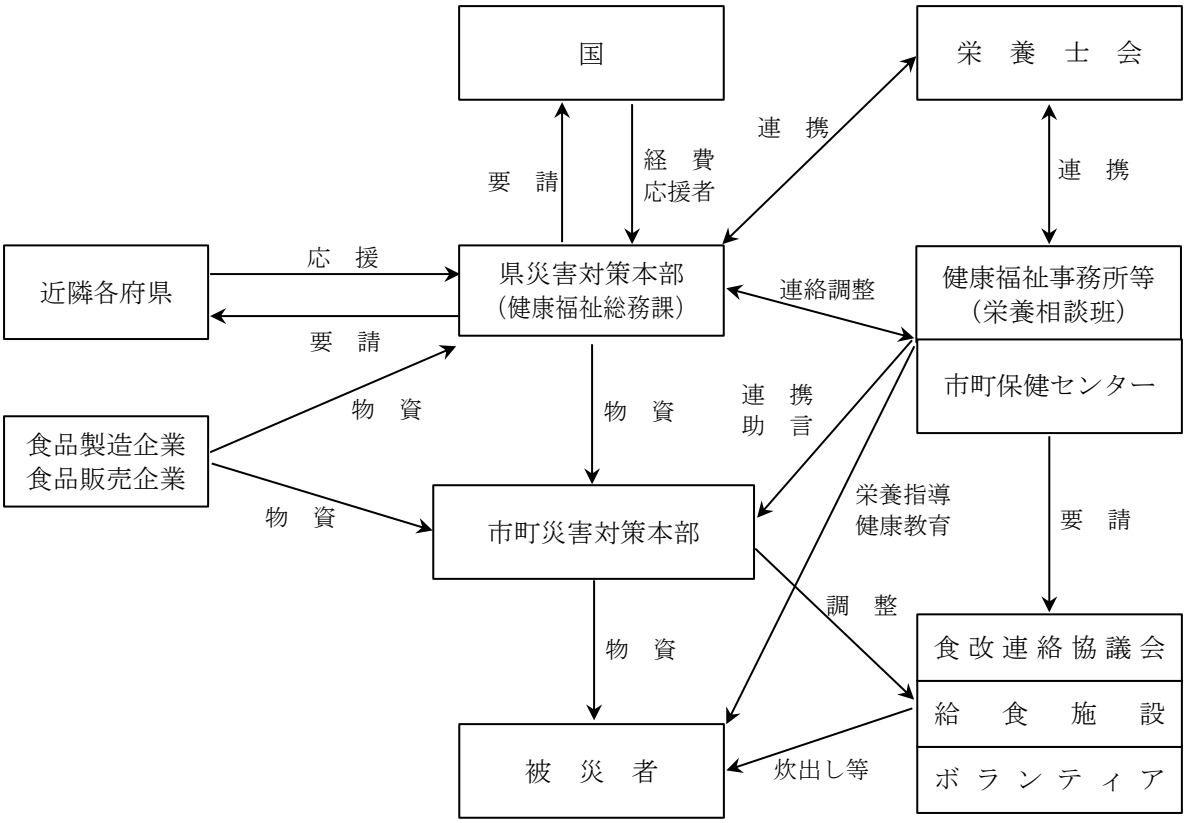

○　国
- 　県の要請に応じて、可能な経費等の負担を行うとともに、栄養士の応援の調整を行う。

○　近隣各府県
- 　県の要請に応じて、支援者の派遣を行う。

○　県災害対策本部
- 　被害状況に応じて、救援物資及び栄養士の応援等の要請を関係機関･団体に行い、送られた物資を市町の要請に応じて配布する。
- 　避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を調整する。

○　市町災害対策本部
- 　被害状況に応じて、備蓄食品等を供給するとともに、県、ボランティア団体等に必要な物資及び栄養士、ボランティア等の要請を行う。
- 　避難所等への救援物資、食品の配布を栄養的な配慮を行い実施する。
- 　避難所等の食事が適切になるよう炊出し、ボランティア等を調整する。

○　保健福祉事務所等
- 　避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を市町と協力して実施する。
- 　市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。
- 　市町や給食施設の要請に応じて、他の給食施設や地域栄養士会、食改連絡協議会等に支援を求め、市町食生活改善事業の支援を行う。また、市町間に格差を生じないよう調整する。

○　市町保健センター
- 　避難所、仮設住宅等の食生活改善活動を保健所と協力して実施する。
- 　市町災害対策本部との調整及び配布食品、炊出し等への助言を行う。

○　支援者・支援団体
- 　栄養士会：主体的に炊出し等の支援を行うとともに、行政と連携し被災者への栄養指導を実施する。
- 　食改連絡協議会：炊出し等の支援を市町や他団体とともに実施する。
- 　給食施設：施設能力に応じて、物資の提供や従事者の派遣を行う。
- 　ボランティア：希望する支援内容を市町の窓口へ申し出て、市町の指示に従い炊出し等を実施する。

９－４　精神保健活動体系図

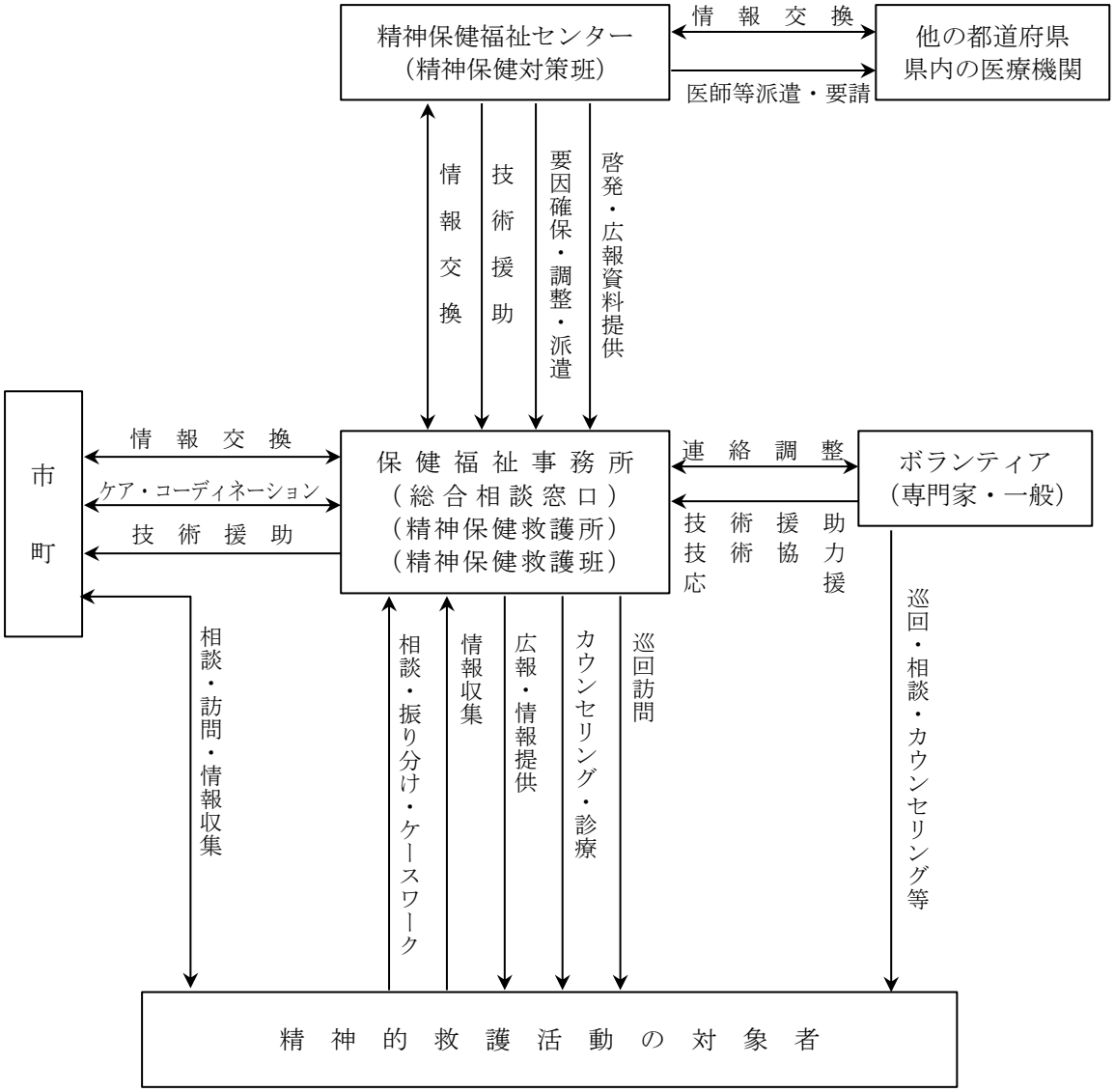

９－５　地震に伴うごみ及び災害廃棄物の応急処理計画作成指針（香川県）

１　目的

本指針は、地震に伴うごみ及び災害廃棄物を、効率的かつ計画的に処理するために必要な応急処理計画を、市町が策定するための具体的な事項について規定することを目的とする。

２　計画の基本事項

県では地震に伴う被害想定を行うので、市町は、これを基に、ごみ及び災害廃棄物の排出推定量を定め、応急処理の方法について具体的に計画を作成する。

３　応急処理の基本的な考え方

地震に伴うごみ及び災害廃棄物は、次のような特殊性がみられる。

・　一時的かつ大量に発生することが予想される。

・　道路の決壊や損壊に伴う廃棄物の運搬に支障をきたすとともに、処理機材の不足及び要員の確保が困難となるなど行政の対応にも限界が生じる。

従って計画策定に当たっては、次の点について留意し、仮置場・仮集積場への運搬、衛生管理など、住民や自主防災組織との連携を図り役割分担を行うなど、ごみ及び廃棄物を、適切に処理する必要がある。

(1) 処理計画は、市町における地域特性等を十分に考慮したものであること。

(2) ごみ及び災害廃棄物の処理にあたっては、可能な限り分別を行い、法令に従った適正処理に努めること。

４　応急処理計画として整理する内容と留意事項

(1) 応急処理にかかる連絡体制及び実施体制を定める（図－１参照）

①　指揮命令系統の明示。担当課、職員の配置、役割分担及び責任者を定める。自主防災組織に担当班をおき、班長を定めておく。

（図－１）

（応急処理と役割分担図）

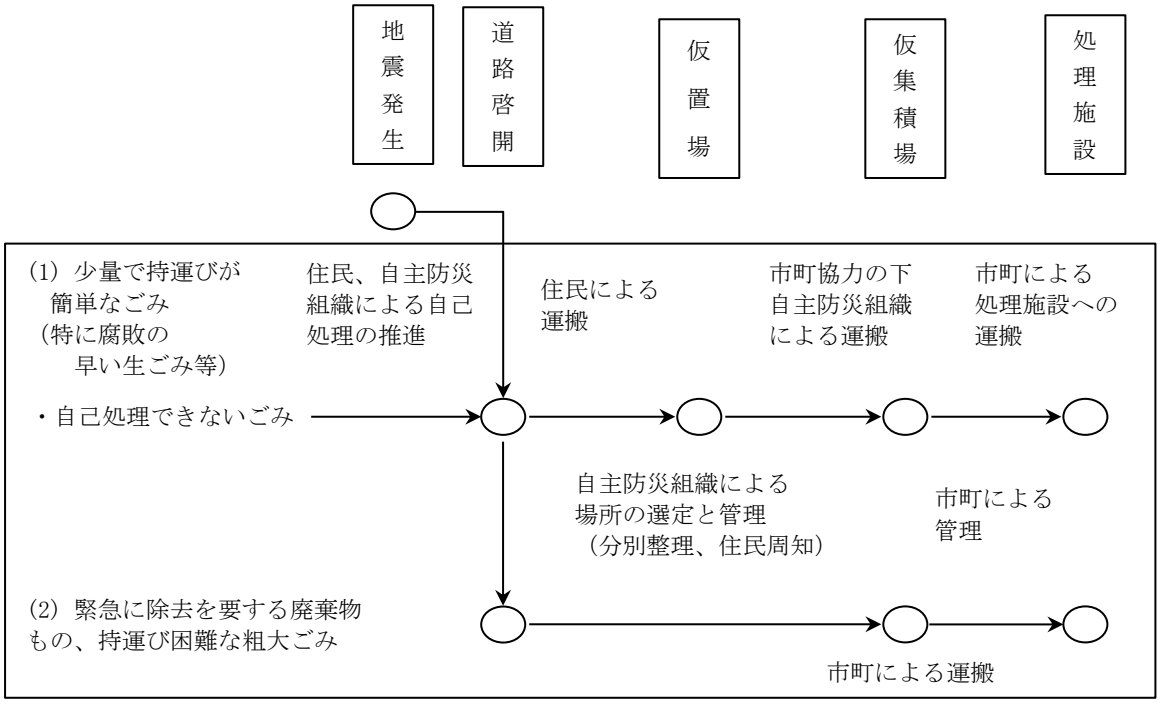

② 県及び関係団体等への連絡体制を明示する。

③ 自主防災組織及び住民への連絡体制及び連絡内容を定める。

平常時から本処理計画について周知を行うとともに、災害時には、特に次の事項について周知を行う。

ア 仮集積場、仮置場の設置及び収集の方法等

イ 住民は、河川、道路、海岸、谷間等に投棄しないこと

ウ 住民は、し尿、動物の死骸、引火性物、爆発物、毒物等危険なものをごみに混入してはならないこと

(2) 被害想定を行う。

(3) 被害想定に基づき「災害廃棄物の排出推定量並びに仮集積場等設置計画」を作成する。（別紙参考資料１「発生原単位」等参考）

また、市町内全域図を使用し、「仮集積場と運搬輸送路の設置計画図」を作成する。

(4) 収集処理方法を定める。

① 自主防災組織は、仮置場を設置し、管理を行う。

② 市町は、上記(2)により行った災害廃棄物量の集積に必要な面積を有する仮集積場を設置し、管理を行う。

(5) がれきの最終処分先である処分場など、ごみ処理施設の確保を行う。

(6) 物資等の調達・確保計画を定める。

地震災害時に、廃棄物処理を行ううえで、次の物資等が必要となる。

① 住民に配布するごみ消毒用あるいは防臭用の薬剤及びごみ袋

② 廃棄物の運搬車両等

③ 仮置場、仮集積場として使用できる土地

（避難所等と競合しないように計画すること。）

(7) アスベストなど有害な廃棄物に関する処理方針を定める。

参考資料　1

「発生原単位」等について

①　除去を要する廃棄物発生量

ア　発生量推計に用いる発生原単位

構　　造		平均延べ床面積（㎡）	がれきの発生原単位	
			可燃物系(t/㎡)	不燃物系(t/㎡)
木造建物	全　　壊	○○．○	０．１９４	０．５０２
	半　　壊		０．０９７	０．２５１
	(焼　　失)		(０．０５８)	(０．５０２)
鉄筋系建物（その他建物含む）	全　　壊	○○．○	０．１２０	０．９８７
	半　　壊		０．０６０	０．４９４
	(焼　　失)		(０．０３６)	(０．９８７)
鉄骨系建物	全　　壊	○○．○	０．０８２	０．６３０
	半　　壊		０．０４１	０．３１５
	(焼　　失)		(０．０２５)	(０．６３０)

注１：平均延床面積：固定資産概要調書をもとに算定を行うものとする。

注２：がれきの発生原単位：兵庫県（阪神・淡路大震災結果）の数値を基に設定

ただし、半壊は全壊の半分とし、焼失は半壊に準ずるものとする。

イ　がれきの推計発生量

区　　分	発　生　量
可　燃　物　系	千ｔ
不　燃　物　系	千ｔ
合　　計	千ｔ

備考：がれき推計発生量＝解体家屋棟数(棟)×平均延床面積(㎡/棟)×がれき発生原単位(t/㎡)

ウ 推計発生量に基づく仮集積場の必要面積

区　分	発生量 t	搬入期間	搬出期間	最　大 仮置量 t	見かけ 比　重 t/㎥	容　積 ㎥	積み上げ 高　さ m	仮集積場の 必要面積 ㎡
可燃物系								
不燃物系								
合　　計								

備考：最大仮置量(t)＝発生量（t）×（１－搬入期間/搬出期間）

仮置場の必要面積＝最大仮置量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（１＋作業スペース）

参考：搬入（解体・撤去）期間、搬出（処理）期間：阪神・淡路大震災を例とすると１年、３年となる。

見かけ比重：可燃物０．４(t/㎥)、不燃物１．１(t/㎥)（千葉県資料）

積み上げ高さ：５ｍ（千葉県資料）

作業スペース：阪神・淡路大震災を例とすると、解体、選別、積み替え等の作業スペースは仮置場とほぼ同等以上使用されたことにより、作業スペース割合は１００％であり係数は１となる。

エ　仮集積場設置計画と収集運搬計画

名　称	所　在　地	敷地面積(㎡)	対　象　地　区	搬入ルート	集積対象物
仮集積場Ａ	○○○○	○○，○○○㎡	○○地区	県道○○号線	がれき
仮集積場Ｂ	○○○○	○○，○○○㎡	○○地区 ○○地区	県道○○号線 市道○○号線	可燃ごみ 不燃ごみ、資源ごみ
仮集積場Ｃ	○○○○	○○，○○○㎡	○○地区 ○○地区	県道○○号線 市道○○号線	粗大ごみ 畳、木くず
仮集積場Ｄ	○○○○	○○，○○○㎡	○○地区 ○○地区	県道○○号線 国道○○号線	タイヤ 廃家電
合　計					

注：市町全域図に仮集積場の位置と運搬経路を記入する。

②　家庭災害ごみ発生量

ア　損壊建物から発生するごみ（がれき以外）

１．０３ｔ/棟（千葉県資料）

イ　津波等による浸水建物から発生するごみ

３．７９×床上浸水家屋数＋０．０８×床下浸水家屋数

（環境省水害廃棄物対策指針）

③　一般家庭ごみ発生量（平常時）（平成18 年度一般廃棄物処理事業実態調査）

香川県 1,010ｇ/1 人・日　全国 1,131ｇ/1 人・日

参考資料　２（構成例）

年　月　日

○○市町震災廃棄物応急処理計画

○○市町災害廃棄物応急処理計画を次のとおり定める。

１　目的

２　基本的な考え方
　対象廃棄物等、対象業務

３　被害の想定

４　震災廃棄物推計発生量・仮集積場必要面積

５　仮集積場配置計画と収集運搬計画
　（市町内全域図を用いる）

６　分別計画・処理計画

７　最終処分場等施設の確保

８　廃棄物処理にかかる組織体制及び実施体制
　県及び各地区との連絡網、組織体制、職員の配置計画

９　震災時における相互応援体制

１０　物資等の調達・確保計画

１１　アスベストなど有害な廃棄物の処理

９－６　地震に伴うごみ及び災害廃棄物の仮置場予定場所

所　　在　　地	所有者（管理者）	面　積
さぬき市津田町津田２０５７	さぬき市	１，５００㎡
さぬき市津田町津田２０２４－４	さぬき市	１，５００㎡
さぬき市大川町富田中２１９６－１	さぬき市	１，０００㎡
さぬき市造田乙井７２１－２	さぬき市	１，２００㎡

９－７　一般廃棄物処理施設

(1) ごみ処理施設

（平成30年4月1日現在稼働中）

名 称	設置主体	利用市町	稼動年月	規 模 (t/日)	所在地
高松市 南部クリーンセンター	高松市	高松市	H16.3	300	高松市塩江町安原下
高松市 西部クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	S63.4	280	高松市川部町930－1
香川東部溶融クリーンセンター	**香川県東部清掃施設組合**	**さぬき市 東かがわ市 三木町**	**H9.6 H14.4**	**130 65 195**	**さぬき市長尾東3013**
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務組合	丸亀市 多度津町	H9.4	260	丸亀市土器町北1 丁目72－2
仲善クリーンセンター	中讃広域行政事務組合	善通寺市 琴平町 まんのう町	H9.10	90	仲多度郡琴平町五条1050
角山環境センター	坂出･宇多津広域行政事務組合	坂出市 宇多津町	S60.9 H14.4	165	坂出市新浜町6－51
小豆島クリーンセンター	小豆地区広域行政事務組合	土庄町 小豆島町	H6.4	43.6	小豆郡小豆島町室生1371－1
直島町焼却施設	直島町	直島町	H28.	6	香川郡直島町4062-8

(2) し尿処理施設

（平成30年4月1日現在稼働中）

名　　称	設置主体	構成市町	稼動年月	処理能力 (kl/日)	処理方式	所在地
高松市衛生センター	高松市 三木町 綾川町	高松市 三木町 綾川町	H29	378	前処理 下水投入	高松市朝日町 5 丁目 5-56
観音寺市衛生センター	観音寺市		H12.12	38	高負荷	観音寺市瀬戸町 4-2-3
観音寺市 伊吹クリーンセンター	観音寺市		H15.12	1.7	高負荷	観音寺市伊吹町 82
みさき園	小豆島町		S52.8	20	好二段	小豆郡小豆島町堀越甲 810
直島町浄化センター し尿処理施設	直島町		H21	1.62	下水投入	香川郡直島町 2797-3
御影浄園	土庄町	土庄町	H3.4	50	高負荷	小豆郡土庄町小海字釿石乙 1142
番の州浄苑	坂出・宇多津広域行政事務組合	坂出市 宇多津町	H13.4	85	高負荷	坂出市番の州町 10-2, 3
瀬戸グリーンセンター	中讃広域行政事務組合	丸亀市 善通寺市 琴平町 多度津町 まんのう町 （三豊市）	H5.4	174	標脱	仲多度郡多度津町大字堀江新開 5 丁目 11 番地
大川広域 志度クリーンセンター	大川広域行政組合	さぬき市 東かがわ市	H12.4	80	高負荷	さぬき市大字小田 2600-3

(3) 粗大ごみ処理施設

（平成 30 年 4 月 1 日現在稼働中）

名　　称	設置主体	構成市町	稼動 年月	処理能力 (t/日)	処理 方式	敷地面積	所在地
高松市 西部クリーンセンター	高松市	高松市 綾川町	H8	100	併用	16,972 ごみ処理 施設敷地内	高松市川部町 930-1

(4) 再生利用施設

（平成 30 年 4 月 1 日現在稼働中）

名　　称	設置主体	利用市町	使用開始年度	処理能力(t/日)	処理方式	所在地
クリントピア丸亀	中讃広域行政事務組合	丸亀市 多度津町	H9	45.0	併用･再生	丸亀市土器町北 1 丁目 72-2
リサイクルステーションまんのう	まんのう町	まんのう町	H10	0.8	再生	仲多度郡まんのう町大字長尾 1156-1
三木町クリーンセンター	三木町	三木町	H11	4.9	再生	木田郡三木町大字下高岡 4319
坂出市リサイクルプラザ	坂出市	坂出市	H11	26.0	併用･再生	坂出市江尻町 24-1
未来クルパーク２１	善通寺市	善通寺市 まんのう町	H12	21.0	併用	善通寺市原田町 43
小豆島リサイクルセンター	小豆地区広域行政事務組合	土庄町 小豆島町	H13	3.9	再生	小豆郡小豆島町室生 1374-1
多度津町リサイクルプラザ	多度津町	多度津町	H14	6.6	併用･再生	仲多度郡多度津町桃山 13-1
香川県東部溶融クリーンセンターリサイクルセンター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市 三木町	H14	0.8	再生	さぬき市長尾東 3013
香川東部再資源化センター	香川県東部清掃施設組合	さぬき市 東かがわ市	H26	3.7	再生	さぬき市長尾東 3013
クリーンセンター丸亀	丸亀市	丸亀市	H14	13.6	再生	丸亀市川西町南乙 66-1
高松南部クリーンセンター（廃棄物再利用施設）	高松市	高松市	H15	70.0	再生	高松市塩江町安原下
直島町資源化施設	直島町	直島町	H27	1.0	再生	香川郡直島町 4062-5

(5) 最終処分場

（平成 30 年 4 月 1 日現在稼働中（一部休止））

名 称	設置主体	所 在 地	使用開始年度	全体容量(㎥)
高松市一般廃棄物陶最終処分場第 3 処分地	高松市	綾歌郡綾川町 5001-1	H26	335,000
高松市南部クリーンセンター埋立処分地	高松市	高松市塩江町安原下第3号973	S54	472,200
綾川町一般廃棄物最終処分場	綾川町	綾歌郡綾川町西分	H16	81,600
飯山町不燃物埋立地（災害用）	丸亀市	丸亀市飯山町東坂元 3804-1	S61	76,000
坂出環境センター	坂出市	坂出市府中町 6870	H3	383,500
エコランド林ケ谷	中讃広域行政組合	仲多度郡まんのう町追上325-27	H10	365,000
観音寺市大野原一般廃棄物最終処分場	観音寺市	観音寺市大野原町五郷内野々乙12-1	H11	30,000
豊島一般廃棄物最終処分場	土庄町	小豆郡土庄町豊島唐櫃寒田	H6	16,200
土庄町一般廃棄物最終処分場	土庄町	小豆郡土庄町小江 1532	H8	86,400
徳本地区埋立処分地	小豆島町	小豆郡小豆島町坂手乙 2-87	H7	75,000
吉野廃棄物埋立処分地（災害用）	小豆島町	小豆郡小豆島町吉野字白ヵ奥772	S63	50,715
直島町納言様埋立地	直島町	香川郡直島町 2797-1	S53	128,064

９－８　一般廃棄物収集運搬車両

（平成29年度末現在）

（積載量単位：ごみ t，し尿 kl）

市町名	ごみ収集運搬車						し尿収集運搬車					
	直営		委託		許可		直営		委託		許可	
	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量	台数	積載量
高松市	57	95	152	353	501	1,260	0	0	6	60	54	173
丸亀市	43	97	9	18	0	0	11	46	4	7	22	69
坂出市	22	43	9	18	41	177	12	26	0	0	17	69
善通寺市	15	33	6	14	89	242	0	0	5	19	29	99
観音寺市	15	32	10	20	0	0	1	1	16	41	16	41
さぬき市	**7**	**10**	**57**	**143**	**83**	**232**	**0**	**0**	**19**	**89**	**0**	**0**
東かがわ市	0	0	19	53	99	251	0	0	14	75	0	0
三豊市	0	0	23	51	45	100	0	0	0	0	42	155
土庄町	12	21	0	0	22	57	3	11	3	5	10	33
小豆島町	2	4	4	10	14	37	4	7	0	0	8	19
三木町	21	36	2	4	42	116	0	0	9	42	9	26
直島町	0	0	4	8	11	22	0	0	1	2	12	34
宇多津町	11	20	0	0	16	38	2	4	0	0	12	57
綾川町	0	0	45	283	101	481	0	0	0	0	17	54
琴平町	6	10	0	0	47	115	0	0	19	67	19	67
多度津町	9	22	4	7	1	3	0	0	0	0	5	11
まんのう町	4	8	9	10	92	297	3	13	0	0	21	70
三観衛生組合	0	0	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0
大川広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三観広域行政組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小豆地区 広域行政事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中讃広域 行政事務組合	2	8	0	0	0	0	1	4	0	0	0	0
坂出、宇多津 広域行政事務組合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川県東部清掃 施設組合	2	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	228	456	354	993	1,219	3,460	38	114	96	407	293	977

９－９　香川県広域火葬計画

第１　総則

１　目的

この計画は、災害等発生時における広域火葬を迅速かつ円滑に実施するため、県、市町及び火葬場設置者が行うべき基本的事項を定める。

２　定義

（１）　この計画において、「災害等」とは、災害のほか新型インフルエンザ等感染症の大流行などをいう。

（２）　この計画において、「広域火葬」とは、災害等により被害を受けた市町（以下「被災市町」という。）が平常時に使用している火葬場の火葬能力だけでは、当該市町の遺体の火葬を行うことが不可能となった場合（当該火葬場が被災して稼働できなくなった場合を含む）において、県内及び県外の火葬場を活用して広域的に火葬を行うことをいう。

３　基本方針

県、市町及び火葬場設置者は広域火葬が必要となった場合は、死者の尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、本計画に基づき広域火葬を実施するものとする。

４　災害時相互応援協定との関係

この計画は、他の地方公共団体と締結した相互応援協定等と整合性を図り、円滑な広域火葬の実施及び遺体の適切な取扱に対応するものとする。

第２　平常時における対応

１　火葬場及び連絡担当部局の把握

県は、次の事項を定期的に把握し、市町及び火葬場設置者に必要な事項を情報提供するものとする。

（１）　県内及び近隣県の火葬場に係る名称、所在地、連絡先、火葬炉数等の必要な情報

（２）　県内市町及び火葬場設置者並びに近隣県の広域火葬に関する連絡担当部局の名称、連絡先及びその他必要な事項

２　広域火葬等実施組織の整備

市町及び火葬場設置者は、災害等発生時における遺体の取扱体制、火葬実施体制及び情報伝達方法等について、あらかじめ定めておくものとする。

３　資器材等の確保及び関係事業者との協定締結

（１）　市町及び火葬場設置者は、次の事項について、あらかじめ検討し、必要な措置を講じておくものとする。

ア　資器材等の確保

・棺及びドライアイス等並びに作業要員の確保

・災害等発生時に使用する遺体安置所

・災害等発生時における火葬場までの搬送手段及び搬送経路

イ　協定等の締結

災害等発生時における資器材の確保を目的とした葬祭業者、霊柩車運行業者等の関係事業者又は関係団体との協定の締結

ウ　緊急通行車両の事前届出

遺体の搬送及び資器材の搬送に使用する車両に係る災害対策基本法第76条第１項に規定する緊急通行車両としての事前届出

（２）　県は、必要に応じ遺体の保存及び火葬に必要な資器材の確保並びに遺体搬送の応援に係る協定等を関係事業者又は関係団体と締結し、市町及び火葬場設置者を支援するものとする。

４　情報伝達手順等の整備

県は、市町、火葬場設置者及び近隣県間の広域火葬の円滑化を確保するために必要な情報伝達の手段、書類様式等をあらかじめ定めておくものとする。

５　訓練等

（１）　県は、市町及び火葬場設置者等の協力の下に広域火葬の訓練を随時行うものとする。

（２）　火葬場設置者は、災害等を想定した訓練を随時行うものとする。

第３　災害等発生時の対応

1　広域火葬実施体制

県は、広域火葬が必要であると判断した場合は、健康福祉部生活衛生課に広域火葬のための担当窓口を設置し、情報収集及び連絡調整にあたるものとする。

2　被害状況の把握

（1）　被災市町は、災害等発生後速やかに区域内の死者数の把握を行い、県に報告するものとする。

（2）　火葬場設置者は、災害等発生後速やかに火葬場の被害状況、火葬要員の安否、火葬能力及び応援の必要性等の把握を行い、県に報告するものとする。（様式第１号）

（3）　県は、被災市町及び火葬場設置者からの報告等により被害状況を把握し、国に報告するものとする。

3　広域火葬の応援、協力

（1）　被災市町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに県に広域火葬の応援を要請するものとする。（様式第２号）

（2）　県は、被災市町からの応援要請、把握した被災状況及び火葬場の被害状況等に基づき、広域火葬の実施を決定し、受入可能性のある火葬場設置者又は近隣県に対し広域火葬の応援を依頼するとともに、国に報告するものとする。（様式第３号）

（3）　県から広域火葬の協力依頼を受けた火葬場設置者は、可能な協力内容を県に回答するものとする。（様式第４号）

（4）　県は、県内の火葬場及び近隣県だけでは広域火葬への対応が困難であると判断した場合は、速やかに国に対して近隣県以外の都道府県への応援要請を依頼するものとする。

（5）　県及び火葬場設置者は、近隣県又は国から広域火葬の協力依頼があった場合は、第２号及び第３号を準用し、対応するものとする。

4　火葬場の割り振り及び調整

（1）　県は、火葬場設置者、近隣県等からの回答に基づいて応援火葬場を割り振り、被災市町及び協力の承諾のあった火葬場設置者又は近隣県等に通知するものとする。（様式第５号の１、第５号の２、第６号）

（2）　被災市町は、県の割り振りに基づき、協力の承諾のあった火葬場設置者と火葬実施方法等について詳細を調整するものとする。

5　火葬要員の派遣要請等

（1）　火葬場設置者は、火葬要員の被災等により火葬場が稼働できない場合は、県に火葬要員派遣の手配を要請するものとする。また、火葬に必要な燃料又は資器材の確保が困難な場合にあっても同様とする。（様式第７号）

（2）　県は、火葬場設置者からの要請に基づき、他の火葬場設置者又は近隣県に対し火葬要員の派遣について依頼するとともに、国にその旨を報告するものとする。また、県は燃料又は資器材の確保要請があった場合には、関係事業者又は関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

6　遺体保存対策

（1）　被災市町は、速やかに遺体を火葬することが困難な場合には、十分な数の遺体安置所を設置するとともに遺体保存に必要な資器材を確保し、遺体を適切に保存するものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体保存のための資器材の搬入を緊急通行車両により行うものとする。

（2）　被災市町は、遺体保存に必要な資器材を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（様式第８号）

（3）　県は、被災市町から遺体保存に必要な資器材の確保要請があった場合には、関係事業者及び関係団体に応援、協力を依頼するものとする。

7　遺体搬送手段の確保

（1）　被災市町は、遺体安置所から火葬場までの遺体搬送手段を確保し、効率的に搬送を行うものとする。なお、交通規制が行われている場合は、遺体の火葬場までの搬送は緊急通行車両により行うものとする。

（2）　被災市町は、遺体搬送手段を確保できない場合には、県にそれらの手配を要請するものとする。（様式第８号）

（3）　県は、被災市町から遺体搬送手段の確保の要請があった場合には、関係団体等への応援、協力を依頼するものとする。

8　相談窓口の設置

被災市町は、火葬に係る相談窓口を設置し、広域火葬についての情報提供及び火葬の受付を行う

ものとする。なお、自然死、病死等災害等以外の事由による遺体の火葬についても広域火葬の対象とし、火葬の受付を行うものとする。

9　火葬に係る特例的取扱

（1）　市町及び火葬場設置者は、被災市町が迅速な火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後実施等、実態に応じた特例的取扱について県に協議するものとする。

（2）　県は、市町及び火葬場設置者から前号の協議を受けた場合は直ちに国に承認を求め、その結果を市町及び火葬場設置者に連絡するものとする。

10　引取者の無い焼骨の保管

被災市町は、引取者の無い焼骨を火葬場から引き取り、遺骨保管所等に保管するものとする。

11　火葬実績の報告

（1）　広域火葬を行った火葬場設置者は、自ら設置する火葬場における火葬実績及び被災市町から搬入した広域火葬実績を、災害等による遺体とその他の原因による遺体とに区分して、県に日報として報告するものとする。（様式第９号）

（2）　県は、県内の火葬場からの日報を取りまとめ、国に報告するものとする。

12　広域火葬の終了

（1）　被災市町は、広域火葬を行う必要がなくなった場合は、県に連絡するものとする。

（2）　県は、被災市町からの連絡又は火葬状況の報告から判断して支障が無いと認める場合は、広域火葬を終了し、関係する市町及び火葬場設置者、近隣県等に周知するとともに国に報告するものとする。

（3）　被災市町は、火葬依頼実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（様式第10号）

（4）　災害等により死亡した遺体の広域火葬を行った火葬場設置者は、火葬実績を取りまとめ、県に報告するものとする。（様式第11号）

第４　雑則

１　他の協定等との関係

この計画は、市町又は火葬場設置者が他の市町又は火葬場設置者と締結している災害等発生時の協定その他の契約に基づく火葬の応援、協力の実施を妨げるものではない。

附　則

この計画は、平成25年10月１日から適用する。

様式（略）

９－１０　火葬場

火　葬　場					所　　管	
名　称	所　在　地	電　話	炉数	動物	名　称	電　話
さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中 539-2	0879-43-6655	4	1	生活環境課	087-894-1119
しずかの里	三木町井戸 993	087-899-1161	5	1（汚物 1）	三木･長尾葬祭組合	087-898-1112

９－１１　遺体収容場所

名　　称	所　　在　　地	電　　話
さぬき市斎場	さぬき市大川町富田中 539-2	0879-43-6655
しずかの里	三木町井戸 993	087-899-1161

※　上記以外の収容場所については、状況等により市長が指定した場所とする。

９－１２　遺体検視場所

開設順位	名　　称	所　　在　　地
1	寒川町Ｂ＆Ｇ海洋センター体育館	さぬき市寒川町石田東甲 333
2	長尾中学校体育館	さぬき市長尾東 954

１０－１　災害対策用物資の備蓄状況

（令和２年２月 29 日現在）

種　　類	品　　目	単位	数量
食料・飲料水	アルファ米	食	7,631
	乾パン	食	6,928
	副食用缶詰	食	
	調整粉乳	kg	7.6
	哺乳ビン付きミルク	セット	
	飲料水	リットル	16,842
生活必需品	毛　布	枚	4,203
	生理用品	枚	4,256
	紙おむつ（大人用）	枚	243
	紙おむつ（こども用）	枚	1,314
	給水袋	枚	900
	日用品セット	セット	
避難所用資機材	防水シート	枚	385
	簡易トイレ	基	111
	トイレ薬剤	セット	19,200
	トイレテント	基	6
	段ボール間仕切り	セット	30
	ワンタッチ間仕切り	セット	275
	段ボールベッド	台	150
	ラジオ	台	40

※保管場所：さぬき市役所及び支所、避難所

１０－２　生活必需物資等の調達方法

1　市内事業者から調達する場合

①　市と市内の事業者との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)

②　市から事業者に対し生活必需物資等の調達要請

③　事業者から市に対し生活必需物資等の引き渡し

④　市から関係業界へ代金の支払い

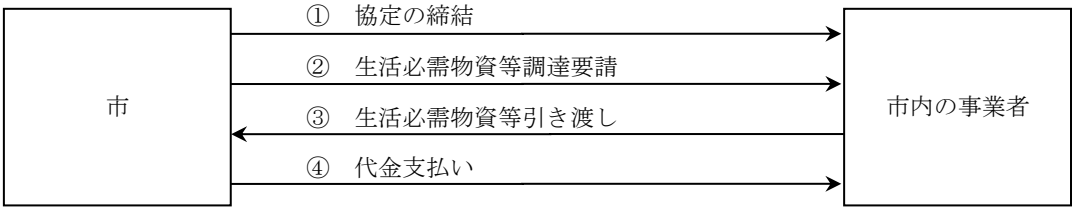

2　市内事業者だけでは調達できない場合

①　県と関係業界との間で生活必需物資等の調達に関する協定を締結(平常時)

②　市から県に対し被害状況報告

③　県から関係業界に対し生活必需物資等の調達要請

④　関係業界から市町に対し生活必需物資等の引き渡し

⑤　市から県に対し生活必需物資等の受領報告

⑥　関係業界から県に対し要請事項に対する措置状況の報告

⑦　県から関係業界へ代金の支払い

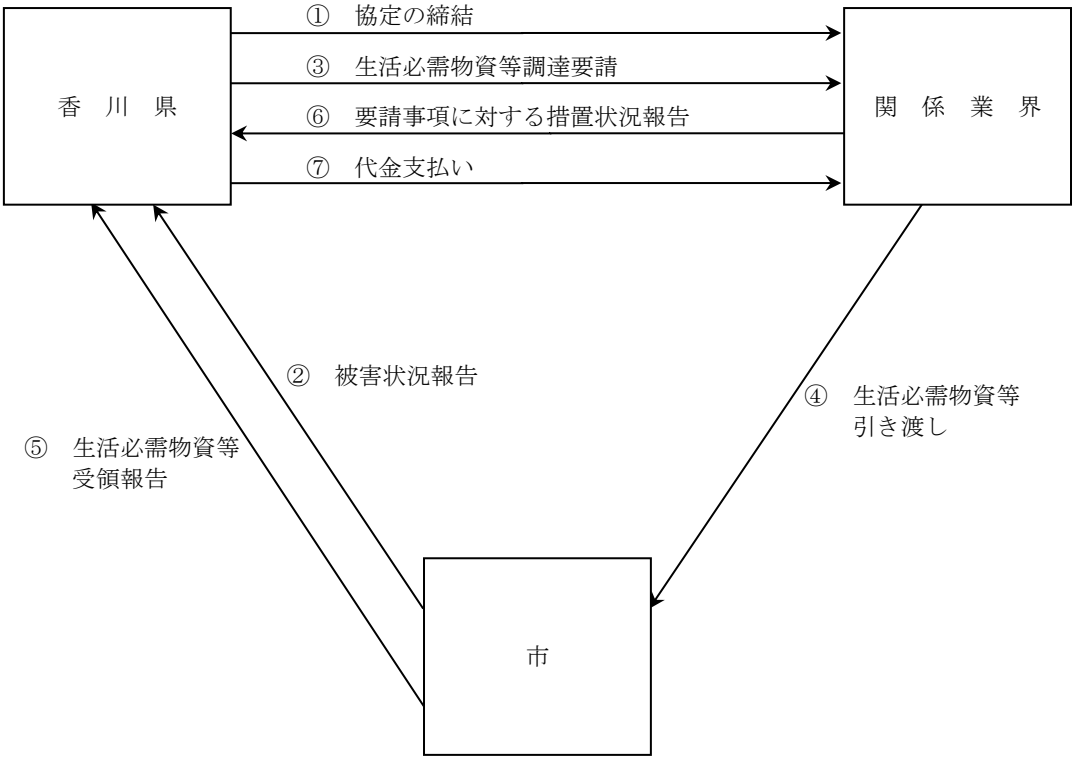

１０－３　緊急物資の備蓄マニュアル（香川県　平成 27 年 5 月）

1　目的

本マニュアルは、香川県地域防災計画に基づき、県が、発災から３日間における被災者の生命維持に最低限必要な物資等を計画的に備蓄すること等により、被災市町の行う物資供給活動等を支援し、更に県が行う応急救助に資することを目的とする。

2　備蓄に関する基本的な考え方（自助・共助・公助）

大規模災害等の発災直後における被害や混乱を最小限にとどめるためには、県民や自主防災組織、事業所等が、「自らの命は自らで守る。自らの地域はみんなで守る。」という自助・共助の考え方を基本に、平常時から災害時に必要な物資を備蓄しておくことが最も重要であり、県及び市町は、県民の備蓄意識の高揚を図るための普及啓発を推進していくものとする。

⑴　県民による備蓄（自助）

ア　備蓄目標量について

大規模災害等の発災直後、被災地域では行政からの支援の手が行き届かない可能性が考えられることから、まずは被災者自身で自活するという備えが必要であり、食料や飲料水等の家庭備蓄を最低でも３日分、出来れば１週間分程度の備蓄に努めるものとする。

イ　ランニングストックについて

日頃から使用している食料や飲料水、日用品等を少し多めに買い置きすることも有効な備蓄方法の一つである。米など、通常購入している保存性の良い食料等買い置きし、賞味期限等を考慮して計画的に消費し、消費した分は新たに購入するというランニングストックを行うなど無理のない備蓄に努めるものとする。

ウ　要配慮者に対する備蓄について

乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者が必要とする紙おむつや粉ミルク、哺乳瓶、医薬品などの物資は、保護者等がその確保に努める。また、食物アレルギーを持つ家族がいる場合などには、医療機関等により推奨され、家族の症状に応じた食料等の備蓄に努めるものとする。

⑵　地域等による備蓄（共助）

ア　事業所、病院、学校等における備蓄

大規模災害等の発災直後、事業所等は、建物や周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、また、救出・救助活動、消火活動、緊急輸送活動等、災害発生後に迅速かつ円滑に実施しなければならない応急活動に支障を生じさせないためには、従業員等を一定期間事業所内に留め置く必要がある。このため、従業員等の３日分以上の食料や飲料水、日用品等の備蓄に努める。なお、集客施設を有する事業所等においては、来場者の一時的な滞留等を想定した備蓄を検討する必要がある。

イ　自主防災組織等における備蓄

大規模災害等の発災時における救出・救助活動、消火活動、避難誘導、炊き出し等の給食など、地域の防災活動を効果的に行えるよう自主防災組織等の組織単位による資機材等の備蓄に努める。

⑶　市町及び県による備蓄（公助）

市町及び県による備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、市町及び県は、家庭等における備蓄の推進についての働きかけを推進していくこととする。しかしながら、災害により家屋が被災し、物理的に備蓄品が取り出せないことや、二次災害を予防するために備蓄品の取り出しを断念せざるを得ないことがある。市町及び県による公的備蓄は、そうした住民（避難者）に対応するために食料や飲料水、日用品等について一定量の備蓄を行うものとする。

公的備蓄の備蓄品目については、それぞれの必要性や緊急性等を考慮し、「発災初期における生命の維持及び生活レベルの維持」に係るものとする。

3　市町及び県による備蓄物資（公助）に関する基本的な考え方について

⑴　市町における備蓄

市町における備蓄は、自助・共助により賄われる備蓄物資等を補完する目的で行われるものであり、家庭等における備蓄の推進について働きかけを推進していくことを基本とする。但し、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者の

ために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の供給を行う責務を有していることから、地域の実情に応じた備蓄目標をたて、生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、日用品等の備蓄に努めると共に、避難所運営に必要な資機材等を現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア　要配慮者等に対する配慮

市町は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮して避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ　分散備蓄、輸送体制の構築

市町は、発災時に被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、各避難所等への分散備蓄を推進すると共に、市町の二次(地域)物資拠点等からの物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ　避難所運営資機材の備蓄

市町は、避難所における良好な生活環境の確保に向けて、仮設トイレ（トイレ薬剤）、発電機、投光器、通信施設、簡易ベッド、間仕切り等の避難所運営に必要と判断される物資の備蓄に努める。

⑵　県における備蓄

県は、広域的な自治体として、市町が甚大な被害を受け、備蓄した物資の提供や民間協定事業者への要請が困難になった場合などに備え、被災者の為に必要な物資について、市町を補完する立場で、現物備蓄や流通備蓄により確保するものとする。

ア　要配慮者等に対する配慮

県は、乳幼児や高齢者、障害者などの要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮しての避難生活に必要な備蓄物資の確保に努める。また、食料等の備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

イ　分散備蓄、輸送体制の構築

県は、引き続き分散備蓄を進めると共に、発災時に、県の分散備蓄場所や一次（広域）物資拠点等から、被災者に対して迅速に必要な物資が配布できるよう、市町の二次（地域）物資拠点等への物資輸送に関し、民間物流事業者の協力を視野に入れた輸送体制の構築に努める。

ウ　プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなった。県は、平常時から市町の備蓄場所・備蓄量等について、定期的に情報収集を行ない、市町からの要請を待たずに物資の供給を行ういわゆる「プッシュ型支援」を想定した備蓄に努める。

4　県備蓄物資の数値目標等について

本県における備蓄物資の数値目標の算定に当たっては、平成２５年８月２８日、本県で策定した「香川県地震・津波被害想定（第二次公表）」における避難所への避難者を基本とする。

同想定では、南海トラフを震源域とする地震・津波について、比較的発生頻度の高い地震・津波（以下Ｌ１とする）と、千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度の極めて低いものであるが、仮に発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの地震・津波（以下Ｌ２とする）の２つに分けて被害想定を算定している。本県における備蓄物資の数値目標は、「命を守ること」に主眼をおいて、Ｌ２に対応した備蓄を行うものとする。

【避難者数の推移】

	発災直後			１週間後			１ヵ月後		
	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外	全体	避難所	避難所外
L1	59,000	35,000	24,000	12,000	7,100	4,800	20,000	6,000	14,000
L2	199,000	119,000	80,000	132,000	95,000	37,000	230,000	69,000	161,000

香川県地震・津波被害想定より抜粋

⑴　備蓄目標日数

４日目以降は、国や他県等の救援物資が供給されると考え、発災後の３日分について、１日分

を県及び市町が協力して避難者数に応じた現物備蓄を行い、２日分を協定等による流通備蓄により対応することとする。

⑵　備蓄品目

ア　備蓄品目について

(ｱ) 食料及び飲料水

「命を守ること」に主眼を置き、発災初期における生命の維持に必要な食料として、食料（アルファ米、粉ミルク等）、飲料水を備蓄する。

そのため、なるべく水や燃料を必要とせず、長期間保存可能なものとし、備蓄物資の選定に際しては、食物アレルギーに対応した備蓄物資を検討するなどの配慮に努める。

(ｲ) 毛布及び生理用品、紙おむつ

家庭からの発災初期における持ち出しが困難な毛布類や、東日本大震災時に不足し、衛生面からも必要とされた生理用品、紙おむつについて備蓄する。

イ　備蓄品目毎の考え方について

○　食料（主食）

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×１日分(３食)÷２(市町と等分)

※ 食料需要者係数とは、阪神淡路大震災の際、避難所へ食料を求めた避難者の割合（20%）

○　調製粉乳

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×０歳児人口比(0.84%)×１日分(140g(28ｇ×5 回/日))÷２(市町と等分)

○　飲料水

目標量：避難所避難者数×食料需要者係数(1.2)×１日分(3ℓ))÷２(市町と等分)

○　毛布（アルミブランケット）

目標量：(避難所避難者数－流通備蓄見込量)×１枚÷２(市町と折半)

○　生理用品

目標量:避難所避難者数×１０歳から６０歳までの女性比率(27.9%)×１パック×生理中の割合(7/30)÷２(市町と折半)

○　紙おむつ（大人用）

目標量：避難所避難者数×寝たきり高齢者人口比率(0.5%)×１日分(８枚)÷２(市町と折半)

○　紙おむつ（子供用）

目標量：避難所避難者数×０～２歳児人口比率(2.5%)×１日分(８枚)÷２(市町と折半)

⑶　備蓄品目毎の備蓄目標量

以上の算定に関する基本的な考え方を踏まえ、算定した県における備蓄品目毎の目標量については、次表のとおりである。

品名	単位	目標量	既備蓄量※	追加必要量	備考
食料（主食）	食	214,950	36,000	178,950	要配慮者向け・アレルギー対応の備蓄を考慮
調製粉乳	kg	85	14	71	アレルギー対応の備蓄を考慮
飲料水	ℓ	214,950	33,000	181,950	
毛布(ｱﾙﾐﾌﾞﾗﾝｹｯﾄ)	枚	58,145	10,062	48,083	
生理用品	ﾊﾟｯｸ	3,886	2,515	1,371	
紙おむつ(大人用)	枚	2,388	823	1,565	
紙おむつ(小人用)	枚	11,939	2,736	9,203	

※ 既存備蓄については、平成17 年3 月に公表の「香川県南海地震被害想定調査」に基づき備蓄したもの。

⑷　整備目標期間

平成２７年度から平成２９年度までの３年間で、計画的な整備に努める。

5　備蓄物資の保管について

備蓄物資の保管にあたっては、被災者に迅速に物資を提供するため、保管場所の被災による物資の滅失リスクを低減するために、想定される避難者の割合に応じて分散して備蓄することとする。

また、備蓄物資の保管場所は、耐震性があること、津波・洪水等の際に浸水しないこと、必要な

際に搬出がし易いこと等に配慮して選定することとする。

6　備蓄物資の更新について

県は、備蓄物資の備蓄目標量を維持できるよう、賞味期限等の保存期間を有するものについては計画的に備蓄物資の更新を行うものとする。なお、災害時に供給することなく保存期限が近付いた備蓄物資は、保存期限満了前に、県の総合防災訓練等において配布する等の方法により、県民の防災意識向上のため、利活用するものとする。

7　協定による物資調達（流通備蓄）について

⑴　基本的な考え方

災害発生時に物資の迅速な調達を可能とするため、民間事業者等と物資の優先供給に係る協定締結に努める。大規模災害発生時には、協定締結先が被災することも視野に入れ、多彩な調達先の確保に努めることとする。

⑵　調達物資のニーズの把握

避難所等で必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮した物資の調達を行うものとする。

⑶　プル型支援

大規模災害発生直後において、情報が寸断し、市町の行政機能が低下した場合には「プッシュ型支援」は有効であるが、プッシュ型支援を継続することは、市町の二次（地域）物資拠点等における在庫物資の滞留を招く虞がある。

そのため、市町の行政機能の復旧に合わせて、被災者ニーズの的確な把握に努め、適切な量と品質の物資を確実に届ける「プル型支援」に移行することとし、被災者ニーズを見据えた協定先からの物資調達に努めることとする。

8　県備蓄物資の配分について

⑴　基本的な考え方

災害発生時には、市町は、防災の第一次的責任を有する基礎的な地方公共団体として、災害発生に備えて、避難者のために必要な物資につき、発災直後の生命維持や生活に最低限必要な食料や飲料水、生活必需品等の供給を行う責務を有していることから、市町が一義的な責任を負うものとする。

県は、市町を補完する立場として物資を備蓄し、市町の現物備蓄・調達物資が不足する場合、市町は、県に対して物資の供給要請を行い、県は、その要請に基づき、県の保有する備蓄物資等を、原則として市町が設置した二次（地域）物資拠点へと搬送するものとする。

⑵　プッシュ型支援

東日本大震災など過去の大規模災害によれば、被害が甚大である場合、情報の寸断や、市町によっては自治体の行政機能が不全に陥り、県に対する必要物資の支援要請が行えないことが明らかとなったことから、県は、市町の物資の需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資を予測して、必要があると認められる場合には、市町からの要請を待たずに物資の供給を行う「プッシュ型支援」を行うものとする。

⑶　市町と県の情報共有

市町及び県は、「プッシュ型支援」を想定して、平常時から、県が、備蓄場所・備蓄量等について定期的に調査を行なうなど、備蓄物資に関する情報が最新のものとなるよう情報共有に努めるものとする。

9　職員用備蓄について

⑴　基本的な考え方

県職員は、大規模災害発生時には登庁時に可能な限り各自で２～３日分の食料、飲料水を確保した上で参集することとされている。しかしながら、勤務時間中に発災する虞もあることから、県職員は、あらかじめ各自で職場に食料等を備蓄しておくとともに、県は、被災市町に対する支援物資の備蓄に加えて、災害対応や非常時優先業務に従事する職員に対して、必要最小限度の食料及び飲料水を備蓄するものとする。

⑵　対象職員数

大規模地震発生時の第３次配備である全所属の全職員（約２，８００人）の約７割である２，０００人分の食料及び飲料水を備蓄する。

⑶　備蓄目標量

ア　食料

目標量：対象職員数×２食（１日分）×３日分＝１２，０００食

イ　飲料水

目標量：対象職員数×１ℓ（１日分）×３日分＝６，０００ℓ

10　災害用医薬品等の備蓄及び調達

⑴　基本的な考え方

県が行う震災時用医薬品等の備蓄及び調達については、災害時における初期医療救護活動に資することを目的とする。

⑵　震災時用医薬品等の備蓄

県では災害時における被災者の緊急救護用として、応急救護所等へ医薬品及び衛生材料を供給するため、県下の保健所及び県が管理委託を締結した機関（災害拠点病院等）に震災時用医薬品等を備蓄しており、今後も、定期的な点検及び更新を行うなど、震災時用医薬品等の計画的な管理に努めることとする。

⑶　協定による医薬品等の調達

災害発生時に震災時用医薬品等の備蓄では不足すると予想される場合には、香川県医薬品卸業協会、香川県医薬品小売商業組合、一般社団法人香川県薬剤師会、一般社団法人日本産業・医療ガス協会四国地域本部医療ガス部門香川県支部等との協定に基づき、医薬品等の調達を図るものとする。

１１－１　緊急通行車両の標章及び確認証明書

１　緊急通行車両の標章

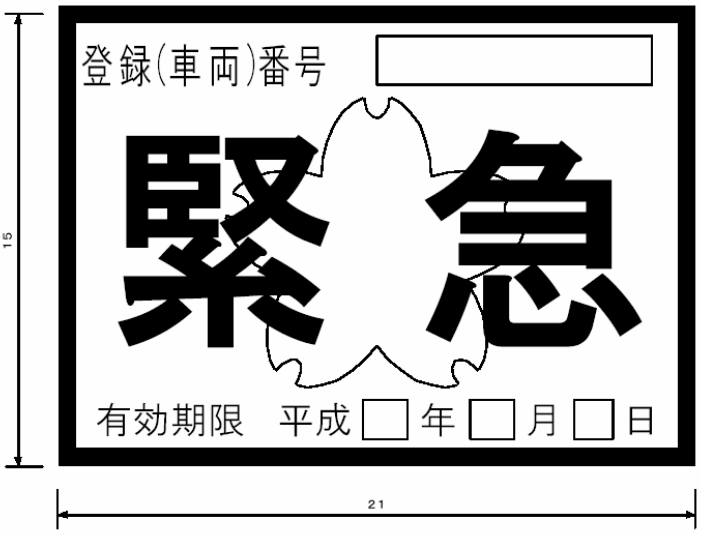

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。

２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。

３　図示の長さは、センチメートルとする。

２　緊急通行車両確認証明書

第　　号 年　　月　　日 緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書 知　　事　印 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使　用　者	住　所	
	氏　名	
通　行　日　時		
通　行　経　路		
備　　考		

備考　用紙は、日本工業規格 A5 とする。

１１－２　緊急通行車両事前届出申請要領

１　事前届出手続

香川県公安委員会は、災害が発生し、まさに発生しようとしている場合等において、災害応急対策を的確かつ円滑に行うため、災害対策基本法等の規定に基づき、区間又は区域を定めて緊急通行車両等以外の車両の道路における通行の禁止または制限を行う。

この場合、道路交通法に規定される緊急自動車以外の災害応急対策活動等に従事する車両は、県知事又は県公安委員会の緊急通行車両としての確認と「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」の交付を受けないと規制区間・区域を通行することができないことから、緊急通行車両確認事務の省力化、効率化を図るため、災害対策活動等について使用される車両について緊急通行車両等の事前届出制度を行う。

２　対象車両

(1) 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両
(2) 大規模地震対策特別措置法の規定に基づく緊急輸送車両
(3) 原子力災害特別措置法の規定に基づく緊急通行車両
(4) 武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）の規定に基づく緊急通行車両

３　申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者（代表者を含む。）

４　申請先

車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由して、香川県警察本部交通規制課に申請

５　提出書類

(1) 緊急通行車両等事前届出書２通
(2) 申請車両の自動車検査証の写し１通
(3) 疎明資料

輸送協定書、その他業務内容を疎明する書類１通（指定行政機関以外は、指定行政機関との協定書の写し、上申書）

地震防災
災害　原　応急対策用
子力災害
国民保護　措置用

緊急通行車両等事前届出書

年　月　日

香川県公安委員会殿

届出者住所
（電話）

氏名　印

番号標に標示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	（　）　局　番
	氏名	
出発地		

（注）この事前届出書は２部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部に提出してください。

地震防災　第　号
災害　応急対策用
原子力災害
国民保護　措置用

緊急通行車両等事前届出済証

左記のとおり事前届出を受けたことを証する

年　月　日

香川県公安委員会　印

(注)１　大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。

２　届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察署又は警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。

３　次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
(1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。
(2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。
(3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。

１１－３　緊急通行車両事前届出済車両

No.	番号表標	車名	車台番号	乗車定員	最大積載量	届出日	届出済証
1	香川 100 す 2073	いすゞ	NHR85-7017493	3 人	1,450 kg	H27.10. 7	H27.10.23

１１－４　緊急輸送路図

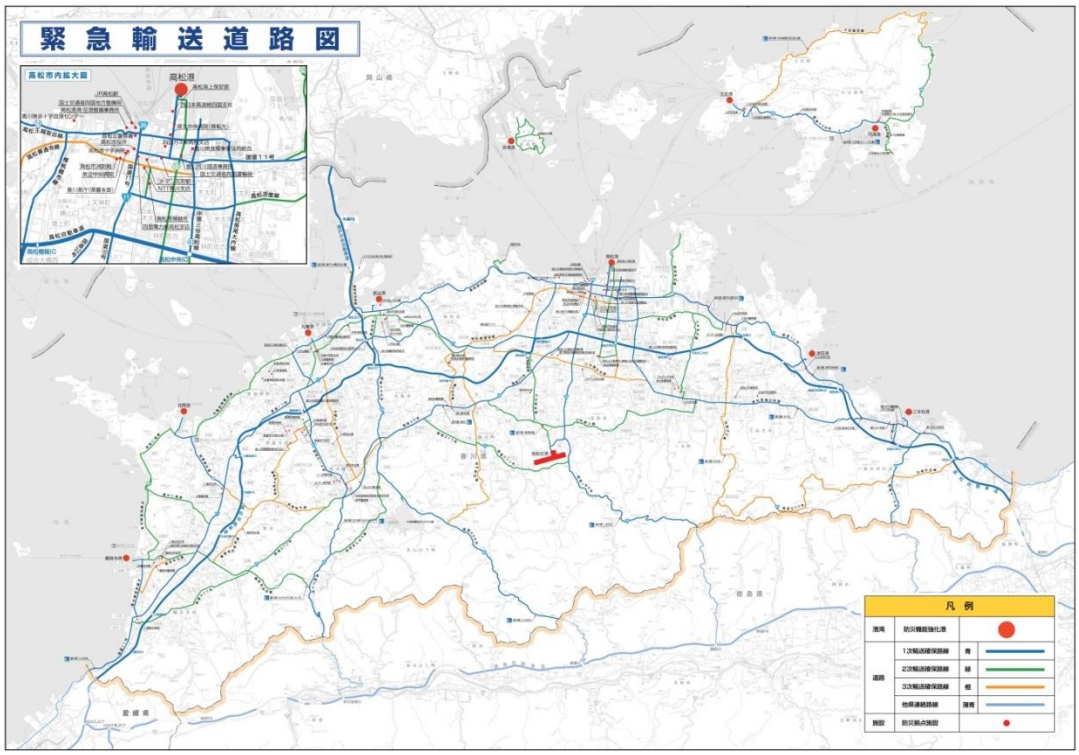

【さぬき市拡大】

１１－５　防災機能強化港と輸送確保路線との連絡道路図

港　湾　名	地　区　名	輸送確保路線への連絡経路
津　田　港	津 田 地 区	→津田港臨港道路→市道臨港線→津田港臨港道路→国道 11 号

○津田港

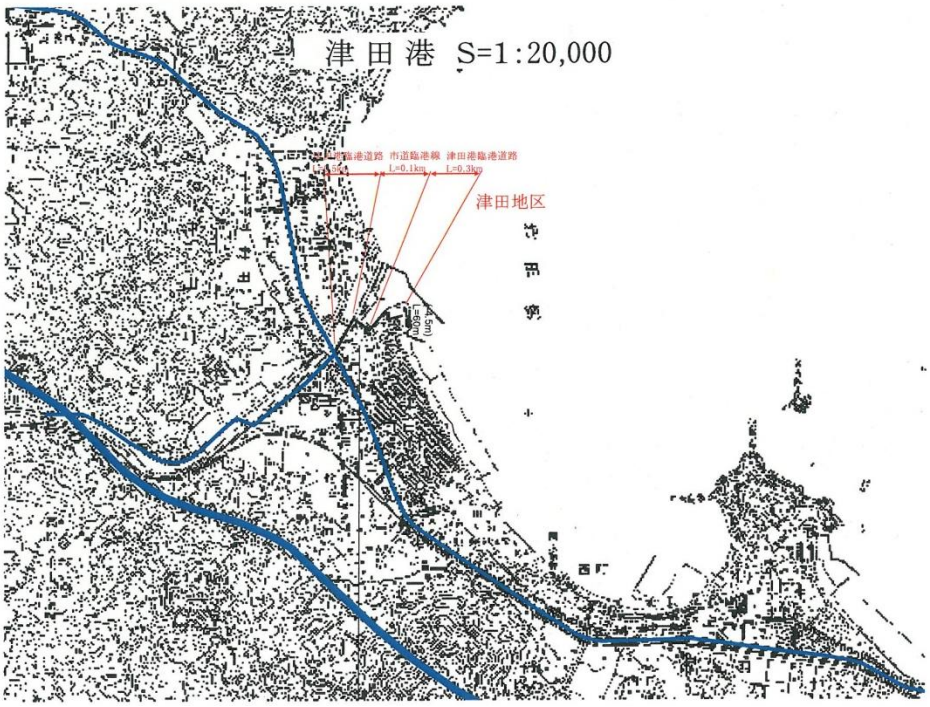

＜県内耐震岸壁整備計画図＞

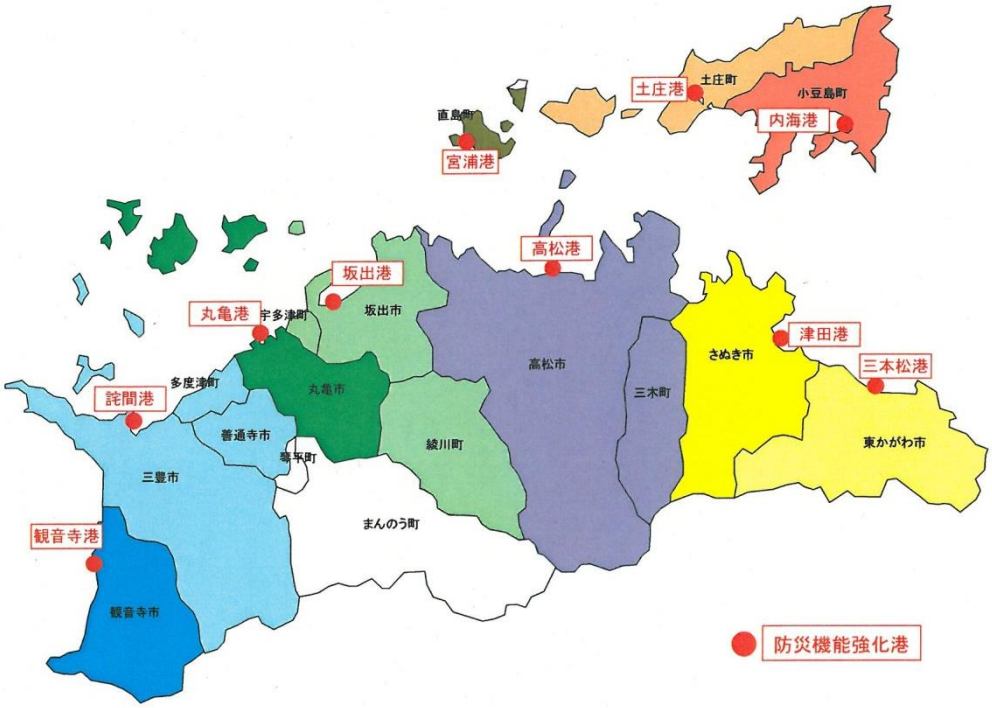

１１－６　異常気象時における道路通行規制基準

No.	路線名	担当土木事務所名	規制区間			交通量 H17(台/日)	規制条件（通行止）		危険内容	備考
			所在地	距離標	延長(km)		気象等基準値	気象等観測所道路モニター		
4	国道３７７号	長尾	さぬき市多和 さぬき市多和	18.4 ～ 20.9	2.5	600	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	中山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	主 志度山川線
9	津田川島線	〃	さぬき市大川町田面 東かがわ市五名	6.8 ～ 11.4	4.6	1,800	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	日下峠観測所	落石 土砂崩壊 積雪	国 国道337号
11	志度山川線	〃	さぬき市前山字大多和 さぬき市多和字額	11.5 ～ 15.0	3.5	3,900	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 積雪深 200mm	前山観測所	落石 土砂崩壊 積雪	－ 多和三木線
25	志度小田津田線	〃	さぬき市小田奥の谷 さぬき市津田町津田平畑	6.1 ～ 11.7	5.6	1,100	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	小田観測所	落石 土砂崩壊	国 国道11号
26	大串鴨部線	〃	さぬき市小田興津 さぬき市小田西浜	2.5 ～ 3.3	0.8	300	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm 波浪 2.5m	小田観測所	落石 土砂崩壊 波浪	国 国道11号
39	太田上町志度線	〃	さぬき市志度八丁地 木田郡三木町立石	10.1 ～ 12.9	2.8	400	時間雨量 30mm 連続雨量 150mm	志度観測所	落石 土砂崩壊	迂回路なし

１１－７　異常気象時道路通行規制箇所図

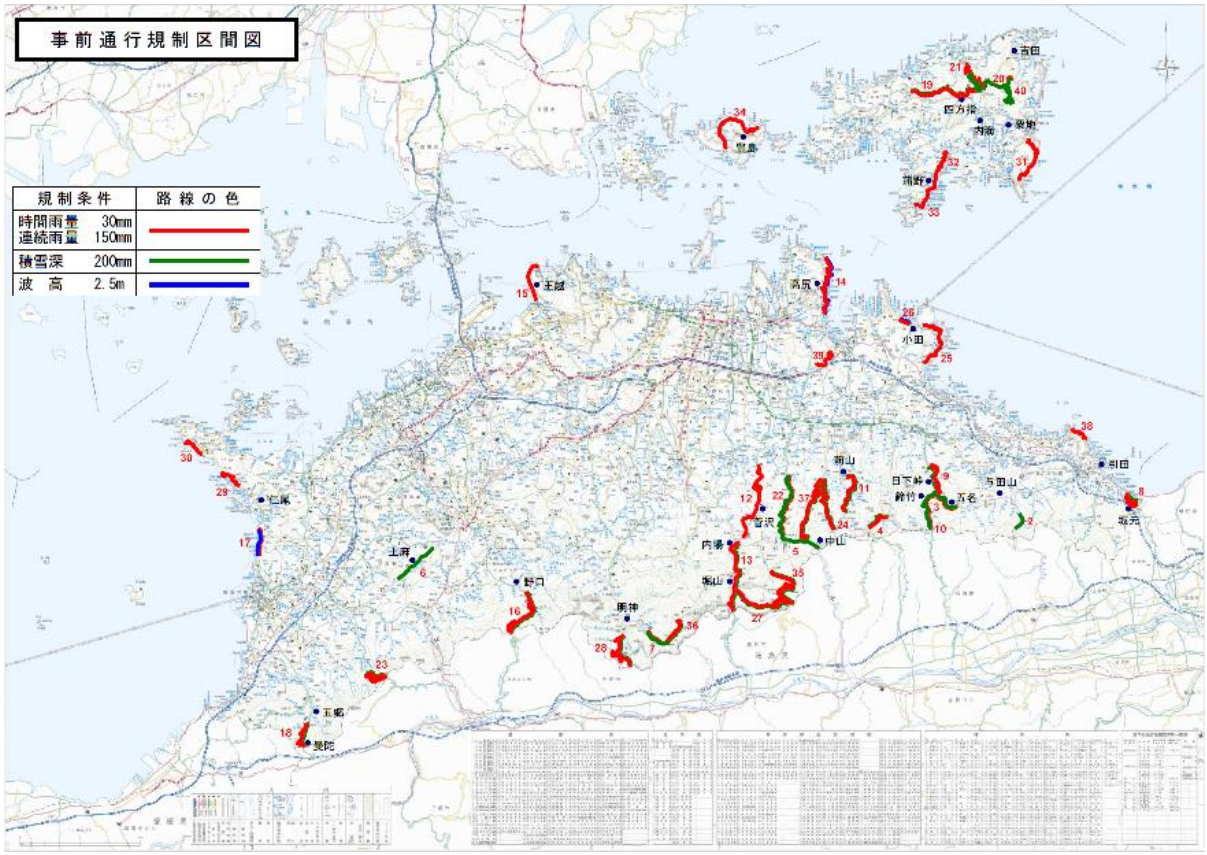

１１－８　さぬき市物流拠点予定施設

番号	施　設　名	所　在　地	備　　考
1	ツインパル長尾　多目的アリーナ	さぬき市長尾名 1494 番地 1	
2	神前体育館	さぬき市寒川町神前 1576 番地 5	

１１－９　香川県民間物流拠点一覧

番号	事業者名	施設名	施設の種類	所在地
1	日本通運㈱	高松ターミナル	ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ	高松市朝日町 6-8-3
2	日本通運㈱	郷東町第３号倉庫	倉　庫	高松市郷東町 792-79
3	四国西濃運輸㈱	三豊支店	ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ	観音寺市大野原町大野原 3980
4	四国福山通運㈱	大野原営業所	ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ	観音寺市大野原町大野原 3977-1
5	ヤマト運輸㈱	四国支社	ﾄﾗｯｸﾀｰﾐﾅﾙ	綾歌郡宇多津町吉田 4001-39
6	四国名鉄運送㈱	中讃営業所	倉　庫	丸亀市飯山町西坂元 472-1
7	㈱フードレック	本社物流センター	倉　庫	観音寺市柞田町丙 2066-1
8	高松臨海倉庫㈱	宇多津センター	倉　庫	綾歌郡宇多津町浜 3 番丁 32
9	関西陸運㈱	高松物流センター	倉　庫	さぬき市昭和 121-20
10	ヤマト運輸㈱	香川土庄センター	倉　庫	小豆郡小豆島町蒲生 1928-1

１２－１　指定緊急避難場所一覧

【洪水】

No.	指定緊急避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
1	津田小学校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	410	
2	さぬき市公民館(津田公民館)	津田町津田 138 番地 16	〃	0879-42-3104	180	
3	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	〃	0879-42-1005	140	
4	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	70	
5	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	300	
6	さぬき南中学校	大川町富田西 2823 番地 1	〃	0879-43-4304	930	
7	大川公民館	大川町富田中 2215 番地 1	〃	0879-43-3594	140	
8	さぬき南小学校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	490	
9	松尾ふれあい会館	大川町田面 140 番地 2	〃	－	40	
10	志度高等学校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	480	
11	大川コミュニティセンター	大川町富田中 3306 番地 1	さぬき市	－	40	
12	志度武道館	志度 2214 番地 1	〃	－	250	
13	志度中学校	志度 2214 番地 4	〃	087-894-0148	860	
14	志度南交流センター	志度 4626 番地 42	〃	087-814-2466	130	
15	志度公民館末分館	末 1114 番地	〃	－	50	
16	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	140	
17	志度東体育館	鴨庄 2550 番地 39	〃	－	570	
18	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	430	
19	鴨部ふれあいプラザ	鴨部 6090 番地 1	〃	087-895-0020	90	
20	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	30	
21	寒川農村環境改善センター	寒川町石田東甲 330 番地	〃	0879-43-2506	240	
22	寒川ふれあいプラザ	寒川町石田西 1037 番地 1	〃	－	60	
23	寒川幼稚園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	80	
24	寒川小学校	寒川町石田西 812 番地 1	〃	0879-49-0551		
25	旧神前小学校	寒川町神前 1615 番地	〃	－	260	
26	長尾小学校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	1,060	
27	長尾公民館	長尾東 914 番地 1	〃	0879-52-2301	200	
28	辛立文化センター	長尾西 1694 番地	〃	0879-52-1684	100	
29	造田小学校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	420	
30	造田ふれあいプラザ	造田野間田 693 番地 10	〃	－	30	
31	前山活性化センター	前山 936 番地 3	〃	－	90	
32	旧多和小学校槙川分校	多和槙川 235 番地 1	〃	－	50	
33	結願の里	多和助光東 30 番地 1	〃	－	220	
34	多和診療所	多和助光東 29 番地 4	〃	0879-52-2019	40	

注意　①　屋内避難を原則とする。

②　結願の里と神前小学校を除く小中学校の避難場所は体育館とし、神前小学校は体育館及び多目的室とする。

【土石流・地滑り】

No.	指定緊急避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
1	津田小学校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	410	
2	さぬき市公民館(津田公民館)	津田町津田 138 番地 16	〃	0879-42-3104	180	
3	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	〃	0879-42-1005	140	
4	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	70	
5	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	300	
6	さぬき南中学校	大川町富田西 2823 番地 1	〃	0879-43-4304	930	
7	大川公民館	大川町富田中 2215 番地 1	〃	0879-43-3594	140	
8	さぬき南小学校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	490	
9	松尾ふれあい会館	大川町田面 140 番地 2	〃	－	40	
10	志度高等学校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	480	
11	大川コミュニティセンター	大川町富田中 3306 番地 1	さぬき市	－	40	
12	志度武道館	志度 2214 番地 1	〃	－	250	
13	志度中学校	志度 2214 番地 4	〃	087-894-0148	860	
14	志度南交流センター	志度 4626 番地 42	〃	087-814-2466	130	
15	志度公民館末分館	末 1114 番地	〃	－	50	
15	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	140	
17	志度東体育館	鴨庄 2550 番地 39	〃	－	570	
18	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	430	
19	鴨部ふれあいプラザ	鴨部 6090 番地 1	〃	087-895-0020	90	
20	志度公民館鴨部分館	鴨部 1099 番地	〃	－	110	
21	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	30	
22	寒川農村環境改善センター	寒川町石田東甲 330 番地	〃	0879-43-2506	240	
23	寒川ふれあいプラザ	寒川町石田西 1037 番地 1	〃	－	60	
24	寒川幼稚園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	80	
25	寒川小学校	寒川町石田西 812 番地 1	〃	0879-49-0551		
26	旧神前小学校	寒川町神前 1615 番地	〃	－	260	
27	長尾小学校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	1,060	
28	長尾公民館	長尾東 914 番地 1	〃	0879-52-2301	200	
29	辛立文化センター	長尾西 1694 番地	〃	0879-52-1684	100	
30	造田小学校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	420	
31	造田ふれあいプラザ	造田野間田 693 番地 10	〃	－	30	
32	前山活性化センター	前山 936 番地 3	〃	－	90	
33	旧多和小学校槙川分校	多和槙川 235 番地 1	〃	－	50	
34	結願の里	多和助光東 30 番地 1	〃	－	220	
35	多和診療所	多和助光東 29 番地 4	〃	0879-52-2019	40	

注意

① 屋内避難を原則とする。

② 結願の里と神前小学校を除く小中学校の避難場所は体育館とし、神前小学校は体育館及び多目的室とする。

【高潮】

No.	指定緊急避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
1	津田保健センター	津田町津田915番地1	さぬき市	0879-42-1005	2,400	屋内
2	県道高田中津田線及び市道鴨野37号線交差点	津田町津田417番地3地先	〃	―	100	
3	さわやか荘駐車場	津田町津田2207番地	津田福祉会	0879-42-1150	630	
4	津田総合公園	津田町津田2020番地	さぬき市	―	6,000	
5	津田の松原SA駐車場(上り)	津田町鶴羽935番地5	〃	―	1,860	
6	津田公民館北山分館	津田町津田3645番地5	〃	0879-42-2134	800	屋内
7	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽1746番地	〃	0879-42-4681	760	屋内
8	鵜部展望ふれあい公園	津田町鶴羽1520番地134	〃	―	660	
9	大川オアシス駐車場	津田町鶴羽2326番地12	四国ﾒｳｪｰｻｰﾋﾞｽ	―	2,330	
10	志度武道館	志度2214番地1	さぬき市	―	910	屋内
11	志度中学校	志度2214番地4	〃	087-894-0148	5,590	屋内
12	志度南交流センター	志度4626番地42	〃	087-814-2466	130	屋内
13	志度幼稚園	志度3726番地1	〃	087-894-1750	2,830	屋内
14	志度東体育館	鴨庄2550番地39	〃	―	1,900	屋内
15	生涯学習館	鴨庄1973番地3	〃	087-895-1055	660	屋内
16	日盛の里駐車場	鴨庄4481番地2	〃	―	1,460	
17	志度構造改善センター	鴨庄4610番地45	〃	087-894-1547	910	屋内
18	志度総合運動公園	鴨庄4305番地1	〃	―	5,860	
19	旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	鴨庄4600番地22	〃	―	1,660	
20	小田ふれあいプラザ	小田1522番地2	〃	087-890-0020	530	屋内
21	仁兵谷団地	小田1324番地	〃	―	500	
22	志度カントリークラブ入口	小田434番地2地先	志度ｶﾝﾄﾘｰｸﾗﾌﾞ	―	280	

注意

① 屋外避難を原則とするが、屋内施設が開錠できる場合は屋内避難も可とする。

② 屋内避難施設がある場合の収容人数は、屋外及び屋内避難者の合計としている。

【津波】

No.	指定緊急避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
1	県道高田津田線及び市道柳野37号線交差点	津田町津田 417 番地 3 地先	さぬき市	－	100	
2	さわやか荘駐車場	津田町津田 2207 番地	津田福祉会	0879-42-1150	630	
3	津田総合公園	津田町津田 2020 番地	さぬき市	－	6,000	
4	津田の松原 SA 駐車場(上り)	津田町鶴羽 935 番地 5	〃	－	1,860	
5	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	800	屋内
6	鵜部展望ふれあい公園	津田町鶴羽 1520 番地 134	〃	－	660	
7	大川オアシス駐車場	津田町鶴羽 2326 番地 12	四国ｳｫｰﾀｰｻｰﾋﾞｽ	－	2,330	
8	志度武道館	志度 2214 番地 1	さぬき市	－	910	屋内
9	志度幼稚園	志度 3726 番地 1	〃	087-894-1750	2,830	屋内
10	志度東体育館	鴨庄 2550 番地 39	〃	－	1,900	屋内
11	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	660	屋内
12	日盛の里駐車場	鴨庄 4481 番地 2	〃	－	1,460	
13	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	910	屋内
14	志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	〃	－	5,860	
15	旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	鴨庄 4600 番地 22	〃	－	1,660	
16	仁兵谷団地	小田 1324 番地	〃	－	500	
17	志度カントリークラブ入口	小田 434 番地 2 地先	志度ｶﾝﾄﾘｰｸﾗﾌﾞ	－	280	

注意

① 屋外避難を原則とするが、屋内施設が開錠できる場合は、施設の安全を確認し屋内避難も可とする。

② 屋内避難施設がある場合の収容人数は、屋外及び屋内避難者の合計としている。

【地震・大規模火災】

No.	指定緊急避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
1	津田小学校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	5,660	
2	津田保健センター	津田町津田 915 番地 1	〃	0879-42-1005	2,260	
3	津田高等学校	津田町津田 1632 番地 1	香川県	0879-42-3125	6,600	
4	さわやか荘駐車場	津田町津田 2207 番地	津田福祉会	0879-42-1150	630	
5	津田総合公園	津田町津田 2020 番地	さぬき市	－	6,000	
6	津田の松原 SA 駐車場(上り)	津田町鶴羽 935 番地 5	〃	－	1,860	
7	津田公民館北山分館	津田町津田 3645 番地 5	〃	0879-42-2134	730	
8	津田多目的研修集会施設	津田町鶴羽 1746 番地	〃	0879-42-4681	460	
9	大川オアシス駐車場	津田町鶴羽 2326 番地 12	四国ﾒﾃﾞｨｱｻｰﾋﾞｽ	－	2,330	
10	旧鶴羽小学校運動場	津田町鶴羽 781 番地 2	さぬき市	－	2,930	
11	さぬき南中学校	大川町富田西 2823 番地 1	〃	0879-43-4304	6,000	
12	大川公民館駐車場	大川町富田中 2215 番地 1	〃	0879-43-3594	2,130	
13	さぬき南小学校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	4,860	
14	松尾ふれあい会館	大川町田面 140 番地 2	〃	－	2,960	
15	志度高等学校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	5,600	
16	志度武道館	志度 2214 番地 1	さぬき市	－	910	
17	志度中学校	志度 2214 番地 4	〃	087-894-0148	4,730	
18	志度幼稚園	志度 3726 番地 1	〃	087-894-1750	2,660	
19	生涯学習館	鴨庄 1973 番地 3	〃	087-895-1055	520	
20	志度東体育館	鴨庄 2550 番地 39	〃	－	1,900	
21	日盛の里駐車場	鴨庄 4481 番地 2	〃	－	1,460	
22	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	480	
23	志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	〃	－	5,860	
24	旧雇用促進住宅鴨庄住宅駐車場	鴨庄 4600 番地 22	〃	－	1,660	
25	鴨部ふれあいプラザ	鴨部 6090 番地 1	〃	087-895-0020	1,330	
26	志度公民館鴨部分館	鴨部 1099 番地	〃	－	1,000	
27	小田ふれあいプラザ	小田 1522 番地 2	〃	087-890-0020	500	
28	寒川農村環境改善センター	寒川町石田東甲 931 番地	〃	0879-43-2511	2,000	
29	寒川ふれあいプラザ	寒川町石田西 1037 番地 1	〃	－	310	
30	寒川幼稚園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	930	
31	寒川小学校	寒川町石田西 812 番地 1	〃	0879-49-0551	3,330	
32	旧神前小学校	寒川町神前 1615 番地	〃	0879-43-2124	1,600	
33	長尾小学校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	4,400	
34	辛立文化センター	長尾西 1694 番地	〃	0879-52-1684	860	
35	造田小学校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	3,400	
36	造田ふれあいプラザ	造田野間田 693 番地 10	〃	－	2,930	
37	前山活性化センター	前山 936 番地 3	〃	－	480	

No.	指定緊急避難場所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
38	結　　願　　の　　里	多和助光東30番地1	〃	－	1,260	

注意

① 屋外避難を原則とする。

② 隣接する施設の被害状況を確認し、余震に対する注意を払うこととする。

１２－２　指定避難所一覧

No.	指定避難所名	所在地	所有者	電話番号	収容人員	備　考
1	津　田　小　学　校	津田町津田 144 番地	さぬき市	0879-42-2047	780	
2	津　田　高　等　学　校	津田町津田 1632 番地 1	香川県	0879-42-3125	480	
3	さ ぬ き 南 中 学 校	大川町富田西 2823 番地 1	さぬき市	0879-43-4304	1,050	
4	さ ぬ き 南 小 学 校	大川町南川 61 番地	〃	0879-43-3037	680	
5	松 尾 ふ れ あ い 会 館	大川町田面 140 番地 2	〃	－	70	
6	志　度　中　学　校	志度 2214 番地 4	〃	087-894-0148	1,000	
7	志　度　幼　稚　園	志度 3726 番地 1	〃	087-894-1750	340	
8	志　度　高　等　学　校	志度 366 番地 5	香川県	087-894-1101	480	
9	志　度　東　体　育　館	鴨庄 2550 番地 39	さぬき市	－	400	
10	志度構造改善センター	鴨庄 4610 番地 45	〃	087-894-1547	310	
11	寒　川　幼　稚　園	寒川町石田西 384 番地 1	〃	0879-43-5686	130	
12	寒　川　小　学　校	寒川町石田西 812 番地 1	〃	0879-49-0551	630	
13	旧　神　前　小　学　校	寒川町神前 1615 番地	〃	－	300	
14	長　尾　小　学　校	長尾東 901 番地 1	〃	0879-52-3181	680	
15	造　田　小　学　校	造田是弘 688 番地 1	〃	0879-52-2141	660	
16	結 願 の 里 体 育 館	多和助光東 30 番地 1	〃	－	160	

【福祉避難所】

No.	避難所名	所在地	所有者	要配慮	備　考
1	介護老人福祉施設 さわやかホーム	津田町津田 2207 番地	社会福祉法人 津田福祉会	高齢者等	
2	老人保健施設 さわやか荘	津田町津田 2207 番地	社会福祉法人 津田福祉会	高齢者等	
3	特別養護老人ホーム さざんか荘	大川町田面 360 番地	大川広域行政組合	高齢者等	
4	ショートステイ 志度の丘	志度 4626 番地 8	株式会社青空	高齢者等	
5	デイサービス 志度の丘	志度 4626 番地 8	株式会社青空	高齢者等	
6	高齢者福祉開発推進ｾﾝﾀｰ 日盛の里	鴨庄 4481 番地 2	さぬき市 社会福祉協議会	高齢者等	
7	介護老人保健施設 ヌーベルさんがわ	寒川町石田東甲 170 番地	社会福祉法人 祐正福祉会	高齢者等	
8	障害者支援施設 真清水荘	寒川町石田東甲 761 番地 9	社会福祉法人 祐正福祉会	身体障害者等	
9	特別養護老人ホーム 香東園	寒川町石田西 680 番地 1	社会福祉法人 香東園	高齢者等	
10	盲養護老人ホーム 香東園	寒川町石田西 680 番地 1	社会福祉法人 香東園	視覚・聴覚 障害者等	
11	あんず	長尾東 1271 番地	特定非営利活動法人 あんず	高齢者等	
12	ハーティヴィラ亀鶴	長尾西 1602 番地 1	社会福祉法人 長尾正福祉会	高齢者等	
13	特別養護老人ホーム ゆたか荘	昭和 562 番地 4	社会福祉法人 長尾正福祉会	高齢者等	
14	障害者支援施設 のぞみ園	昭和 1032 番地	社会福祉法人 長尾正福祉会	知的障害者等	

１２－３　避難勧告等の判断基準について

平成22年4月14日策定
平成22年12月22日修正
平成25年10月16日修正
平成27年10月14日修正
平成29年6月8年修正
令和2年2月20日修正

1　避難勧告等の発令区分及び対象事象

（1）避難勧告等の発令区分

避難勧告等の発令区分は、次のとおりとする。

名　称	立ち退き避難が必要な住民等に求める行動
【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	高齢者等避難 ・（災害時）要配慮者とその支援者は、立ち退き避難する。 ・その他の人は立ち退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した開設済みの指定緊急避難場所等へ立ち退き避難することが強く望まれる。
【警戒レベル4】 避　難　勧　告	全員避難 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ立ち退き避難を基本とした避難行動をとる。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。
【警戒レベル4】 避　難　指　示 （緊急）	全員避難 ・災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立ち退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内での安全確保措置」をとる。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令するものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 ・津波災害から、立ち退き避難する。
【警戒レベル5】 災害発生情報	・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。

（注意）

本基準においては、避難勧告等が発令された場合、そのときの状況に応じて取るべき避難行動が異なることから、指定緊急避難場所や近隣の安全な場所へ移動する避難行動を「立ち退き避難」と呼ぶこととし、屋内に留まる安全確保を「屋内での安全確保措置」と呼ぶこととする。

「立ち退き避難」は、指定緊急避難場所に移動することが原則であるが、指定緊急避難場所へ移動することがかえって命に危険を及ぼしかねないと避難者自らが判断する場合には、「緊急的な待避」（近隣のより安全な場所、より安全な建物等への避難）をとることとなる。さらに、外出することすら危険な場合には、「屋内での安全確保措置」（屋内でもより安全な場所への移動）をとることとなる。

（２）避難勧告等の発令対象事象

①　立ち退き避難が必要な主な事象

災害の種別毎に命を脅かす危険性のあるため、立ち退き避難が必要な主な事象は次のとおりとする。

ア　水害（河川氾濫・内水氾濫）

1)　比較的大きな河川（津田川及び鴨部川）において、堤防から水があふれ（越流）たり、堤防が決壊したりした場合に、河川から氾濫した水の流れが直接家屋の流失をもたらす場合

2)　山間部等の川の流れが速いところで、洪水により川岸が侵食されるか、氾濫した水の流れにより、川岸の家屋の流失をもたらす場合

3)　氾濫した水の浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、２階建て以上の建物でさらに浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内安全確保では、身体に危険が及ぶ可能性のある場合

4)　ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

イ　土砂災害

1)　背後等に急傾斜地があり、降雨により崩壊し、被害のおそれがある場合

2)　土石流が発生し、被害のおそれがある場合

3)　地すべりが発生し、被害のおそれがある場合

ウ　高潮災害

1)　高潮時の越波や浸水により、家屋の流失をもたらす場合

2)　浸水の深さが深く、平屋の建物で床上まで浸水するか、2階建て以上の建物で浸水の深さが最上階の床の高さを上回ることにより、屋内での安全確保措置では身体に危険が及ぶ可能性のある場合

3)　ゼロメートル地帯のように浸水が長期間継続する場合

エ　津波災害

1)　津波による浸水が予想される場合

2)　海岸堤防等より陸側が浸水することはないものの、海岸や海中で津波の強い流れにより人が流されるなどの被害のおそれがある場合

②　立ち退き避難の対象とならない事象

水害において立ち退き避難の対象とならない（屋内での安全確保措置）事象は次のとおりとする。

ア　短時間で局地的な大雨 ⇒ 下水道や側溝が溢れ、浸水する場合もあるが、局所的に浸水している箇所に近づかなければ、命を脅かす危険性はない。

イ　中小河川の氾濫で浸水深が浅い地域 ⇒ 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がない。

ウ　浸水深が浅い内水氾濫 ⇒ 屋内での安全確保措置で命を脅かす危険性がほとんどない。

２　具体的な判断基準

（１）　水害（河川氾濫・内水氾濫）

① 立ち退き避難すべき区域

水位周知河川の津田川及び鴨部川については、香川県が公表している浸水想定区域を原則とするが、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに市内の状況を把握し、高松地方気象台（以下「気象台」という。）や香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

また、他の河川については、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに市内の状況を把握し、気象台や香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に、香川県が設置している水位観測所の水位情報、気象注意報・警報等、河川巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

ア 水位周知河川（津田川・鴨部川）

【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始	① 津田川の弁天橋水位観測所又は鴨部川の脇橋水位観測所の水位が「避難判断水位」に到達した場合 ② 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 (2) 河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③ 降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ④ 軽微な漏水や侵食等が発見された場合
【警戒レベル4】 避 難 勧 告	① 津田川の弁天橋水位観測所又は鴨部川の脇橋水位観測所の水位が「氾濫危険水位」に到達した場合 ② 津田川の弁天橋水位観測所又は鴨部川の脇橋水位観測所の水位が「避難判断水位」を超えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 (2) 河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ③ 津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ④ 市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ⑤ 異常な漏水や侵食等が発見された場合

【警戒レベル4】 避　難　指　示 (緊急)	①　津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「計画高水位」を超えた状態で、堤防天端に達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ②　異常な漏水、侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③　樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	①　決壊や越水、溢水が発生した場合（市職員や消防団等からの報告により把握できた場合）

イ　水位周知河川以外の河川

【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等 避難開始	①　河川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 (2) 河川の洪水警報の危険度分布で「警戒」（赤）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準に到達する場合） (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ②　降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ③　軽微な漏水や侵食等が発見された場合
【警戒レベル4】 避　難　勧　告	①　大雨警報（浸水害）が発表され、河川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、次のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 (1) 上流の水位観測所の水位が上昇している場合 (2) 河川の洪水警報の危険度分布で「非常に危険」（うす紫）が出現した場合（流域雨量指数の予測値が洪水警報基準を大きく超過する場合） (3) 上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ②　市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ③　津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「氾濫注意水位」を超えた状態で、降雨を伴う台風等が夜間から明け方に接近又は通過し、多量の降雨が予想される場合。 ④　異常な漏水や侵食等が発見された場合
【警戒レベル4】 避　難　指　示 (緊急)	①　津田川及び鴨部川に設置されている水位観測所の水位が「計画高水位」を超えた状態で、堤防天端に達するおそれが高い場合（越水、溢水のおそれがある場合） ②　異常な漏水、侵食の進行や亀裂、すべりの発生等により決壊のおそれが高まった場合 ③　樋門、水門等の施設の機能支障が発見された場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	①　決壊や越水、溢水が発生した場合（市職員や消防団等からの報告により把握できた場合）

ウ　内水氾濫

【警戒レベル4】 避　難　勧　告	①　市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合 ②　住民等から床下浸水の発生に関する情報が通報された場合 ③　雨水排水ポンプ施設等の排水性能を超える流入のおそれが高まった場合
【警戒レベル4】 避　難　指　示 (緊急)	①　住民等から床上浸水の発生に関する情報が通報された場合 ②　樋門、水門、雨水排水ポンプ等の施設の機能支障が発見された場合

③　水位観測局

避難勧告等の発令の基準とする水位観測局は、図１のとおりとする。

（図１）

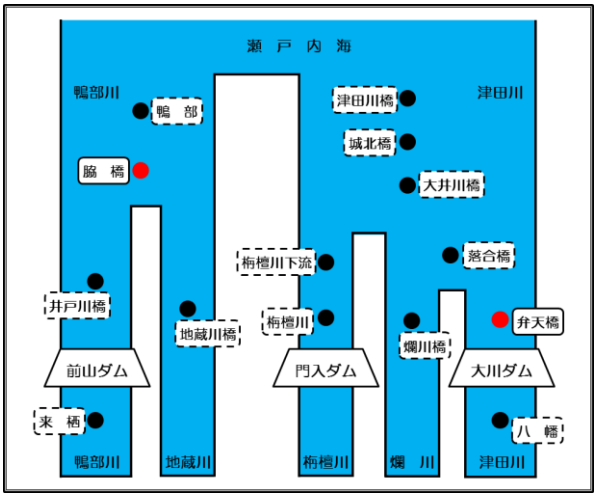

④　避難勧告等の発令時の留意事項

水位周知河川以外の河川や内水氾濫による浸水は、浸水が極めて短時間で発生することが多いことや床上浸水となるケースが多くないことなどから、河川沿いの家屋や建物の地下部分以外の区域については、屋内での安全確保措置をとることも有効であることを併せて周知する。

⑤　避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該河川の水位が十分に下がり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。なお、内水氾濫については、大雨警報（浸水害）が解除され、浸水地域の水位が十分に下がり、当該地域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

（２）　土砂災害

①　立ち退き避難すべき区域

土砂災害防止法に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び香川県が調査した急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険渓流箇所、地すべり危険箇所を原則とするが、他の区域においても土砂災害が発生する場合もあるので、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象台や香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

なお、発令の区域については、支会単位を基本とするが、支会内の地形等を考慮し、次のとおりとする。

【土砂災害に伴う避難勧告等の発令区域】

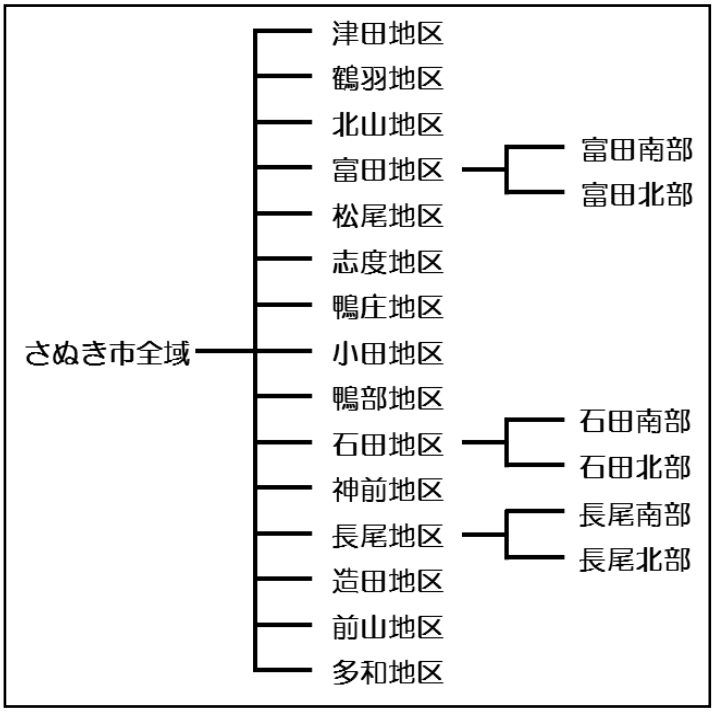

（注意）

富田・石田・長尾地区の北部及び南部の境界は、県道高松長尾大内線とする。

② 具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に、気象注意報・警報、土砂災害警戒情報、記録的短時間大雨情報、土砂災害警戒判定メッシュ情報、香川県が提供する土砂災害危険度の情報、消防団等の巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

【警戒レベル3】 避　難　準　備・ 高齢者等避難開始	①　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数に到達する場合 ②　数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ③　大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜遅くから翌日明け方までに大雨警報（土砂災害）に切り替わる可能性が高い旨に言及されている場合 ④　強い降雨を伴う台風が夜遅くから翌日明け方に接近又は通過することが予想される場合
【警戒レベル4】 避　難　勧　告	①　土砂災害警戒情報が発表された場合 ②　大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の予測で土砂災害警戒情報の基準に到達し、さらに降雨が継続する見込みである場合 ③　大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④　土砂災害の前兆現象（湧き水、地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見された場合

【警戒レベル4】 避　難　指　示 （緊急）	①　土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報の「実況で土砂災害警戒情報の基準に到達」した場合 ②　土砂災害警戒情報が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ③　山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合 ④　避難勧告による立ち退き避難が十分ではなく、再度、立ち退き避難を住民に促す必要がある場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	①　土砂災害が発生した場合

③　避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、当該地域の土砂災害警戒情報が解除された段階を基本として解除する。ただし、土砂災害が発生した場合の解除については、土砂災害警戒情報が解除され、当該地域での降雨が72時間以上見込まれない場合を基本として解除する。

土砂災害が発生した地域については、避難勧告等を解除した場合であっても、時間雨量３０㎜、３時間雨量５０㎜、２４時間雨量１００㎜以上のいずれかの降雨が予想される場合には、再度、避難勧告等を発令する。

（３）　高潮災害

①　立ち退き避難すべき区域

市内の沿岸地域（津田町津田、津田町鶴羽、志度、鴨庄、小田）を原則とし、市職員や消防団等による巡視や周辺住民等からの通報などの情報を収集するとともに、気象台や香川県との間で相互に情報交換を行い避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」を判断する。

②　具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に、気象注意報・警報、台風情報、消防団等の巡視からの報告等を含めて総合的に判断して発令する。

【警戒レベル3】 避　難　準　備・ 高齢者等避難開始	①　高潮注意報が発表されている状況で、当該注意報の発表において警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ②　高潮注意報が発表されている状況で、台風情報などにより、さぬき市が暴風域に入ると予想されている、又は、台風がさぬき市に接近することが見込まれる場合 ③　「伊勢湾台風」級の台風が接近し、上陸２４時間前に、特別警報発表の可能性がある旨、府県気象情報や気象庁の記者会見等により周知された場合
【警戒レベル4】 避　難　勧　告	①　高潮警報あるいは高潮特別警報が発表された場合 ②　高潮注意報が発表され、当該注意報の中で、夜遅くから翌日明け方までに高潮警報に切り替わる可能性が高い旨に言及されている場合 ③　高潮注意報が発表され、当該注意報の中で、高潮警報に切り替わる可能性が言及され、かつ、暴風警報又は暴風特別警報が発表された場合 ④　台風が接近し、府県気象情報等で特別警報発表の可能性があると周知された場合 ⑤　高潮警報が発表されている状況で、市職員や消防団の巡視により避難の必要性に関する通報があった場合

	⑥　高潮警報が発表されている状況で、住民等から床下浸水の発生に関する情報が通報された場合
【警戒レベル4】 避　難　指　示 （緊急）	①　高潮警報が発表されている状況で、市内に設置している潮位計の潮位が、実況で2.0mを超えさらに潮位が上昇している場合 ②　水門、陸閘等の異常を確認した場合 ③　高潮警報が発表されている状況で、住民等から床上浸水の発生に関する情報が通報された場合
【警戒レベル5】 災害発生情報	①　海岸堤防等が倒壊したことを確認した場合 ②　異常な越波、越流の発生を確認した場合

③　潮位計

避難勧告等の発令の基準とする市内に設置する潮位計は、図２のとおりとする。

（図２）

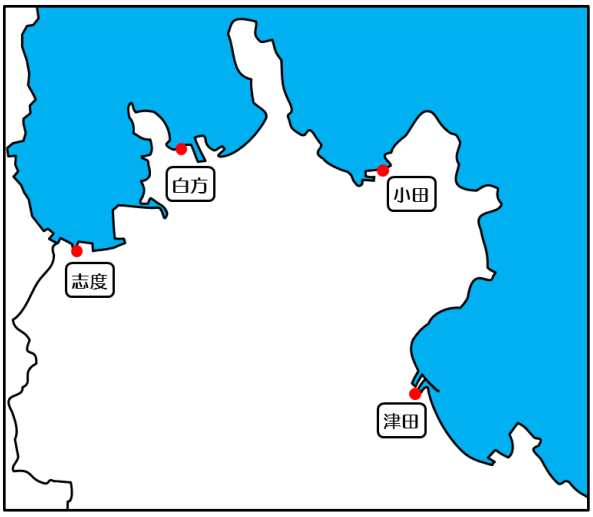

④　避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、高潮警報が解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域の浸水が解消した段階を基本として解除する。

（４）　津波災害

①　立ち退き避難すべき区域

市内の沿岸地域（津田町津田、津田町鶴羽、志度、鴨庄、小田）を避難勧告等の対象となる「立ち退き避難すべき区域」とする。

②　具体的な基準

避難勧告等は以下の基準のいずれかに該当した場合に発令する。

避　難　勧　告	①　気象庁が津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表し、その後津波警報等が発表される可能性があることを認識した場合

避　難　指　示 （緊急）	①　大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 ②　停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも１分程度以上の長い揺れを感じた場合

③　避難勧告等の発令時の留意事項

津波注意報が発表された場合の「立ち退き避難すべき区域」は、海岸堤防等より海側の地域とし、漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事にする者、海水浴客等を対象とする。

④　避難勧告等の解除の考え方

避難勧告等の解除については、大津波警報、津波警報、津波注意報の全てが解除された段階を基本として解除する。ただし、浸水被害が発生した場合の解除については、津波警報等が解除され、かつ、当該地域の浸水が解消した段階を基本として解除する。

３　避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合の取扱い

避難が必要な状況が夜間・早朝になると想定される場合、あるいは、避難が必要な状況が夜間・早朝になった場合の取扱いは、次のとおりとする。

①　水害若しくは土砂災害に対し避難が必要な状況が夜間・早朝であっても、躊躇なく避難勧告等を発令する。

②　夕刻までに降水短時間予報、大雨警報の文中に記載されている注意警戒期間、府県気象情報を判断材料とし、深夜・早朝に避難が必要となることが想定される場合は、避難勧告等を発令する。

４　避難勧告等を判断する情報提供先

避難勧告等を判断するため、リアルタイムで入手できる防災気象情報等は次のとおりとする。

①　気象庁ホームページ防災情報：https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html

②　高松地方気象台ホームページ：https://www.jma-net.go.jp/takamatsu/

③　かがわ防災Webポータル：http://www.bousai-kagawa.jp/

④　さぬき市観測情報システム：http://www.anshin.sanuki.ne.jp/Observation/Map.aspx

⑤　香川県砂防情報システム：http://www.pref.kagawa.lg.jp/kagawa2-saboSYS_4bousai/

（注意）　⑤システムを利用する場合については、事前に付与されたパスﾜｰﾄﾞが必要となる。

１２－４　さぬき市避難行動要支援者避難支援計画【全体計画】

第1章　総　則

１　計画の目的

近年、集中豪雨や台風による風水害、東北地方太平洋沖地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震など、全国各地で大きな災害が発生している。こうした中、特に高齢者や障害者等の災害時に支援を要する人（以下「避難行動要支援者」という。）の被災が多く見られることから、避難行動要支援者が迅速に避難できるための支援体制を整えておくことが求められている。

避難支援計画は、災害発生時における避難行動要支援者への支援を適切かつ円滑に実施するため、本市における避難行動要支援者の避難支援対策について、その基本的な考え方や進め方などを明らかにしたものであり、避難行動要支援者の自助・地域（近隣）の共助を基本とし、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備を図ることにより、地域の安全・安心体制を強化することを目的とする。

２　計画の位置づけ

避難支援計画は、さぬき市地域防災計画の要配慮者対策計画のうち在宅の要配慮者の避難支援に関する事項を中心に具体化したものである。

３　計画の構成

避難支援計画は、具体的な推進手法等を定めた「全体計画」と避難行動要支援者一人ひとりの計画を定めた「個別計画」により構成する。

「全体計画」とは本書のことを指し、ここでは避難行動要支援者の名簿の作成や避難支援全般に係る体制、災害発生時の対応、「個別計画」の作成方針等の基本的な事項について定める。

「個別計画」とは本書に基づき、避難などの際に、特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、その状況や避難支援方法等を地域単位で具体的に示したものをいう。

【避難支援計画の構成イメージ図】

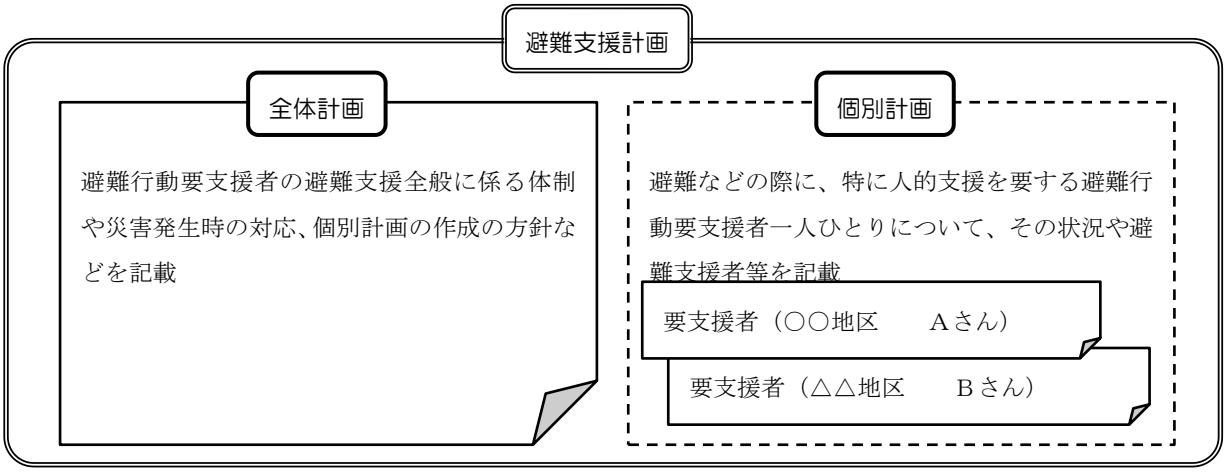

４ 避難行動要支援者となる者

避難支援計画の対象となる避難行動要支援者とは、市内に居住する在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全に避難するなど、一連の行動をとるために支援を要する次の者とする。

(1) 介護保険における要介護認定を受けており、要介護３～５の者

(2) 身体障害者手帳の交付を受けており、障害の程度が１級又は２級（総合等級）の第１種の者（ただし、心臓機能障害又はじん臓機能障害のみで該当するものを除く。）
(3) 療育手帳の交付を受けており、障害の程度がⒶ又はＡ判定の者
(4) 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けており、障害の程度が１級の者
(5) 生活支援を受けている難病患者
(6) 前各号に準じる状態にあり、災害時の支援が必要と認められる者

５ 避難支援等関係者となる者

避難支援計画の対象となる避難行動要支援者を支援する避難支援等関係者とは、次のものとする。
(1) さぬき警察署
(2) 大川広域消防本部
(3) さぬき市消防団
(4) 民生委員・児童委員
(5) さぬき市社会福祉協議会
(6) 避難行動要支援者が居住する地域の自主防災組織
(7) 避難行動要支援者が居住している地域で当該避難行動要支援者に対する避難支援に必要と市長が認めた者

第２章　避難行動要支援者名簿

１　避難行動要支援者名簿の作成

市は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の１０の規定に基づき、市内に居住する在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため避難行動要支援者の把握に努めるとともに、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

避難行動要支援者名簿の作成は、健康福祉部福祉総務課が所管するものとする。

２　避難行動要支援者情報の把握

健康福祉部福祉総務課は、避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、避難行動要支援者に該当するものを把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障害者等の状況を集約し、要介護状態区分や障害種別などを把握するものとする。

また、避難行動要支援者名簿の作成のため、市で把握していない情報の取得が必要と認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めることができるものとする。

３　避難行動要支援者名簿の記載事項

市が作成する避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次の事項を記載するものとする。
(1) 氏名
(2) 生年月日
(3) 性別
(4) 住所又は居所
(5) 電話番号などの連絡先

(6) 避難支援等を必要とする事由

(7) 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

4　避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、健康福祉部福祉総務課は、避難行動要支援者の把握に努め、名簿を更新し、名簿情報を最新の状態に保つため次の措置を講じるものとする。

(1) 新たに市に転入してきた要介護高齢者、障害者等や新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を速やかに避難行動要支援者名簿に追加するものとする。

(2) 転居や死亡等により、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合や避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所をしたことを把握した場合は、速やかに避難行動要支援者名簿から削除するものとする。

なお、避難行動要支援者の状況の変化に対応するため、避難行動要支援者に該当する者を認定する部局は、健康福祉部福祉総務課と連携を密にし、その変化状況を定期的に報告するものとする。

5　避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

災害時の円滑かつ迅速な避難支援などを実施するため、避難行動要支援者名簿を平常時から避難支援等関係者に提供し、名簿情報を共有するものとする。

ただし、避難支援等関係者に提供する場合は、避難行動要支援者からの同意があった場合のみとする。同意は、市が避難行動要支援者本人（重度の認知症や障害等により、個人情報の取扱いに関して同意したことによって生ずる結果について判断できる能力を有していない場合などは、親権者や法定代理人等）に郵送や戸別訪問などによる方法で直接的に実施するものとし、避難行動要支援者が情報の提供に同意する場合は、提供が可能な避難支援等関係者の意向を必ず確認するものとする。

同意の確認に際しては、「災害はいつ起こるかわからないこと」や「災害発生時に避難支援者が近くにいなかったり、避難支援者自身が被害にあったりすることは十分に考えられること」をよく説明し、「必ず避難支援者が来るとは限らないこと」を承知していただき、名簿に掲載され、避難支援者がその情報を共有していることが、避難支援者が必ず助けてくれることを保証するものではないということを、あらかじめ理解されるよう説明しなければならないものとする。

なお、避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

また、現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法を根拠として、名簿情報提供の同意の意思表示に係わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報を提供するものとする。

参考：災害対策基本法（昭和３６年法律２２３号）第４９条の１１第３項

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

6　避難行動要支援者名簿の適正管理

大規模な災害等によって市の機能が著しく低下することも考慮し、避難行動要支援者名簿は、電

子媒体での管理に加え、紙媒体でも保管するものとする。紙媒体の避難行動要支援者名簿についても、常に最新の状態とするように努めるものとし、健康福祉部福祉総務課と総務部総務課危機管理室の２箇所で厳重に保管するものとする。また、名簿情報を適正に管理するため、避難行動要支援者名簿の保管部局においては、機密性に応じた情報の取得方法等を定めて各種の法令等を遵守し、適正な情報管理を行うものとする。

避難行動要支援者名簿情報を事前に提供された避難支援等関係者は、災害対策基本法により、避難支援等関係者本人に守秘義務が課せられていることを十分に理解し、避難行動要支援者に関する情報が無用に共有、利用されないようにしなければならないものとする。

なお、避難支援等関係者は、事前に提供された避難行動要支援者名簿の情報を施錠可能な場所に保管するとともに、必要以上の複製をしてはならないものとする。また、避難支援等関係者が団体である場合も同様とするものとする。

第３章　個別計画の作成

１　個別計画作成の目的

災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に、避難行動要支援者の避難支援、誘導を迅速かつ適切に実施するためには、避難に際して特に人的支援を要する避難行動要支援者一人ひとりについて、誰が支援して、どこの緊急避難場所等に避難させるかをあらかじめ定めておく必要がある。

このため、市は、避難行動要支援者本人やその家族等とともに、支援に関する必要事項や災害時の安否確認や避難支援者等を記載した個別計画の作成に取り組むものとする。

２　個別計画の作成

市は、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者のうち名簿情報の提供について同意が得られた避難に際して特に人的支援を要する避難行動要支援者の個別計画の作成に取り組むものとする。個別計画は、避難行動要支援者を訪問するなどして、本人やその家族と具体的な避難支援等の方法について打合せをしながら計画を作成するものとする。

３　避難支援者の確保

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に避難情報を伝えて避難を促したり、安否確認や緊急避難場所等までの避難を支援する避難支援者を可能な限り近隣者で確保することに努めるものとする。なお、避難支援者には、その時の状況や災害の状況に応じて可能な範囲で避難支援を行うものであり、避難支援に当たっては、避難支援者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提となる旨を説明するものとする。

また、避難支援者の不在や避難支援者本人の被災あるいは避難支援者一人では援助できない場合を想定し、可能な範囲で個別計画を作成する避難行動要支援者一人に対して複数の避難支援者を定めるものとする。

４　個別計画の内容

個別計画には、次の内容を記載するものとする。

①　災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがある場合に手助けが必要な者の住所、氏名、生年月日、電話番号など避難支援に必要な事項

②　災害時に配慮しなくてはならない事項

③　家族構成

④　緊急時の連絡先

⑤　避難支援者の氏名、連絡先など（可能な限り複数）

⑥　緊急避難場所等の情報

5　個別計画の共有・管理

個別計画の原本は市が保管し、その写しを避難支援等関係者、避難行動要支援者本人及び避難支援者が共有するものとする。

個別計画を共有する者は、避難支援の目的以外に個別計画を使用してはならない。また、避難行動要支援者が同意した者以外が閲覧することのないよう情報管理に十分配慮するものとする。

6　個別計画の確認・修正

避難行動要支援者及び避難支援者は、迅速・的確な避難が実施できるよう、お互いに個別計画の内容について、事前に確認するとともに、内容に変更がある場合には、個別計画を随時修正し、正しい情報に更新するものとする。

なお、個別計画を修正し、正しい情報に更新した場合は、必ず市に届け出るものとする。

第４章　日頃の備え

1　避難支援体制の基本的な考え方

個別具体的な避難行動要支援者への支援については、避難行動要支援者の自助及び地域（近隣）の住民ならではの活動による共助を基本とし、地域社会の連携強化を推進することにより、避難行動要支援者への情報伝達体制や避難支援体制の整備・充実を図るものとする。

行政機関は、計画等の策定や関係機関相互の連携強化を図ることなどにより、災害発生時における迅速な公助の実施を可能とするよう努めるものとする。

また、市は、さぬき市地域防災計画等に基づき、避難支援等関係者を含めた市民の防災意識の向上に努めるものとする。

自　助	自分ができることを、自分自身で行う。 「自らの身の安全は、自らが守る。」
共　助	個人の力だけでは解決が困難なことを、地域で協力して行う。 「自分たちのまちは、自分たちで守る。」
公　助	課題が専門的である、広域的である等、個人や地域の力では解決できないことを、国・県・市・消防・警察・自衛隊などの公的機関が行う。

＊　災害発生直後の「公助」には限界があるため、日頃から「自助」「共助」の充実を図ることが重要である。

【避難行動要支援者の支援体制】

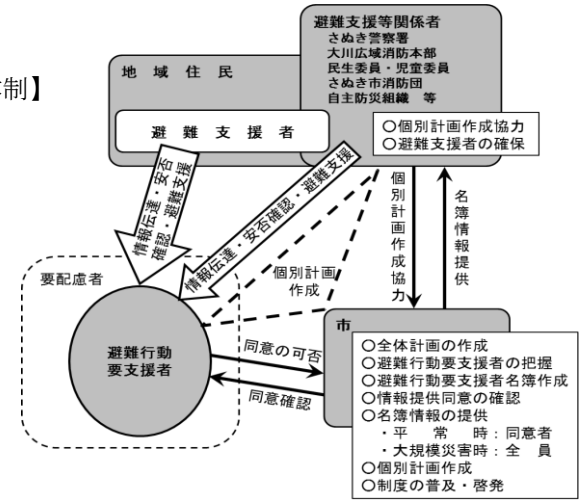

2　関係機関との連携

避難行動要支援者の避難支援は、地域（近隣）の共助の役割が重要となる。このため、市は、避難支援等関係者や避難支援者と連携し、避難支援体制の構築を推進するものとする。また、地域コミュニティや地域における避難支援に関する人材の育成や啓発活動に努めるなど支援体制の充実を図るものとする。

3　避難に関する情報

市は、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合は、下表のとおり避難に関する情報（以下「避難準備情報等」という。）を発令する。このほか、災害に関する情報や避難生活に係る情報などを必要に応じて迅速に伝達するものとする。

【避難準備情報等一覧】

区　分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備情報	・避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。	・避難行動要支援者等の避難行動に時間を要する者は、指定された避難場所への避難行動を開始（避難支援等関係者は支援行動を開始）。 ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始。
避難勧告	・通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。	・通常の避難行動ができる者は、指定された避難場所等へ避難行動を開始。
避難指示	・前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。 ・人的被害の発生した状況。	・避難勧告等の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了。 ・未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をとる。

4　情報伝達ルート

市は、避難準備情報等については、その災害の状況を考慮し、次表の多様な手段を講じて情報提供を行うものとする。

【情報伝達手段の一覧】

情報伝達手段	情報の種別	
	音声	文字
防災行政無線による放送	○	
音声告知端末による放送	○	
広報車両等による広報	○	
ＣＡＴＶ（コミュニティチャンネル）による放送	○	○
放送事業者への情報提供による放送	○	○
市ホームページへの掲載		○
安全安心メールの配信		○
緊急速報メールの配信		○

避難行動要支援者への情報伝達は、上記に加え、避難に時間を要する場合があることや視覚・聴覚障害者に対する情報手段、外国人に対応する言語等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

このため、福祉班が中心となって、避難支援等関係者や避難支援者、関係機関・団体のネットワークを活用し、避難行動要支援者に対し迅速・確実に情報伝達する体制を整備することに努めるも

のとする。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、避難支援等関係者や避難支援者が避難行動要支援者に直接電話し、もしくは避難行動要支援者宅を直接訪問して、避難準備情報等を伝えることも考慮するものとする。

5　防災意識の啓発

市が作成する防災マップや各種ハザードマップの配布や市ホームページへの掲載等により、避難場所、避難経路等を平常時から確認するよう市民への周知に努めるとともに、特に避難行動要支援者を支援する人などの理解を進め、地域又は自治会単位で地域防災に関する意識の向上を図るものとする。

第５章 災害発生後の対応

1　情報伝達及び安否確認の実施

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合、避難支援等関係者や避難支援者は、まず本人や家族の安全を確保した上で、避難行動要支援者の支援に向かうものとし、情報伝達及び安否確認、さらには救護や避難誘導といった支援を状況に応じて円滑かつ迅速に行うものとする。

また、情報を伝達する際には、安否確認を行うとともに、避難行動要支援者自身や居住家屋の被害状況を把握し、適切に支援するものとする。

2　避難支援の実施

避難支援等関係者や避難支援者は、避難準備情報等が発令されたとき、避難行動要支援者の避難を支援するものとする。ただし、無理な状況での避難支援は、被害を増大させることもあることから、周囲の人に協力を求めるなどして、できる限り安全な対応を行うものとする。

避難支援等関係者や避難支援者は、あらかじめ定めた個別計画に基づき支援を実施するが、避難支援の実施に当たり、支援者本人や家族の安全の確保を最優先するものとしていることから、市はあらかじめ避難行動要支援者に対し、名簿提供は災害発生時に避難支援等関係者や避難支援者による避難支援が必ずなされることを保証するものではなく、法的な責任や義務を負うものではないことを周知するものとする。

第６章 指定避難所等における支援体制

1　相談窓口の設置

避難行動要支援者のニーズは一人ひとり異なり、また、心身の状態等によっても異なることが考えられることから、ニーズを迅速かつ正確に把握するため、必要に応じ民生委員・児童委員などの協力を得て、相談窓口を指定避難所に設けるものとする。

2　指定避難所での対応

避難行動要支援者に対しては、環境の整った場所へ受け入れるよう配慮を行い、併せて他の避難者にも協力を求めるとともに、指定避難所施設においては、避難行動要支援者が生活するうえでの障害を可能な限り取り除くよう努めるものとする。

また、避難行動要支援者に対する情報提供に当たっては、一人ひとりの心身の状態等に考慮し、紙媒体や音声・文字・手話など様々な方法を用いるものとするとともに、こころのケアのための専門職員やボランティアの派遣を要請するものとする。

３　福祉避難所の体制整備

市は、指定した福祉避難所において、避難行動要支援者が相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難ができる体制を整備できるよう努めるものとする。

なお、福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されているなど、避難行動要支援者の利用に適しており、かつ、生活相談職員等の確保が比較的容易である特別支援学校、社会福祉施設等の既存施設を活用することとする。

４　福祉避難所等への移送

市は、避難行動要支援者の重度化や合併症の予防の観点から、医師、看護師、保健師等の協力を得て、健康状態の確認や相談に応じながら、特別な配慮が必要となったときは、家族や福祉避難所、社会福祉施設又は医療機関と連携を図り、指定避難所から移送するなど心身の状態等に配慮した生活の確保を図るものとする。

第７章　避難訓練の実施

避難行動要支援者が迅速かつ適切に避難を行うためには、避難行動要支援者本人を含めた近隣住民同士で日頃からの繋がりや避難行動要支援者と避難支援等関係者や避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、普段の防災活動だけでなく、声かけや見守り活動等、地域における各種活動との連携を平常時から深める必要がある。

また、避難行動要支援者を適切に安全な場所へ避難誘導するためには、平常時から避難支援等関係者を中心とした近隣のネットワークづくりを進め、地域住民の協力関係をつくることが重要となる。

このため、自主防災組織、福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者や避難支援等関係者、避難支援者とともに、避難行動要支援者の避難計画の作成や避難訓練の実施等を行うことにより、支援体制の充実を図るものとする。

避難訓練には、地域住民や避難行動要支援者、避難支援等関係者等が積極的に参加し、避難行動要支援者の居住情報を共有し、避難準備情報等の伝達の確認、具体的な避難支援方策の検証等を行うことにより、地域全体の防災意識の向上を図るものとする。

第８章　そ　の　他

この計画の実施に関し必要な事項及び様式等については、市長が別に定めるものとする。

１３－１　香川地区大量排出油等防除協議会

（目的）

第１条　この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第４３条の６（排出油等の防除に関する協議会）の規定に基づき、香川地区（高松海上保安部管轄区域内海域及びその隣接海域（以下、同））において、大量の油若しくは有害液体物質（以下、油等という。）の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、かつ、会員間における連携を推進すること及び他の地区の大量排出油等防除協議会との連携を推進する機関としての役割を果たすことを目的とする。

（会の名称）

第２条　会の名称を「香川地区大量排出油等防除協議会」（以下、地区協議会という。）という。

（地区協議会の業務）

第３条　地区協議会は次の業務を行う。

(1) 排出油等防除計画の策定

イ　情報の共有

ロ　人員、施設、機材の動員、輸送

ハ　出動船艇相互間の通信連絡

ニ　その他必要事項

(2) 排出油等防除に必要な施設、機材の整備の推進

(3) 排出油等防除に関する研修又は訓練

(4) 排出油等防除活動の連携の推進

(5) 排出油等処理剤の使用に関する事項

(6) その他排出油等防除に必要な事項

（組織）

第４条　地区協議会は、会長及び会員をもって組織する。

２　会長は、高松海上保安部長をもってあてる。

３　会長は、会務を統理する。

４　会員は、高松海上保安部管轄区内において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指名する職員をもってあてる。

５　地区協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

６　技術専門委員会の委員は、会長の推薦するもののうちから会議の同意を得て委嘱する。

（会議）

第５条　会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

２　定例会議は、年１回開催する。

３　臨時会議は、必要がある場合に開催する。

（資料の交換）

第６条　会員は、排出油等防除に必要な次の資料を年１回（３月末日現在）会長に提出するものとする。なお防除能力に大幅な変更があった場合は、そのつど会長に通知するものとする。

(1) 施設、機材の整備、保有状況

(2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）

(3) その他必要な事項

２　会長は前項の資料をとりまとめのうえ、情報の共有を図るとともに、広域防災活動に活用するものとする。

（情報提供）

第７条　会長は、大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第８条　大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合、会長は直ちに総合調整本部を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な活動の調整を行うものとする。

２　防除活動を実施する会員は、その所属する幹部職員を総合調整本部に派遣するものとする。

（排出油等防除活動の実施）

第９条　会員である船舶所有者、石油関係企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第３９条第２項各号に掲げる原因者又は同条第４項各号に掲げる協力者として防除活動を実施するものとする。

２　会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４１条の２の規定による管区海上保安本部長又は海上保安部署長の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

３　会員である民間防災機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

４　各会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもと実施するものとする。

（求償事務）

第１０条　防除活動に要した費用の求償に関する事務は、各会員ごとに処理することを原則とする。

（訓練）

第１１条　排出油等事故発生時における会員の防除活動を演習するため、年1回以上の訓練（図上演習を含む）を行うものとする。

（災害補償）

第１２条　防除活動を実施した者が、そのために死亡し負傷し、若しくは病気にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めのあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関があたるものとする。

（経費）

第１３条　会長は、この会の運営に関して特に必要があると認める場合は、臨時会費を徴収することができる。

２　国、消防、警察、水難救済会の会員は、臨時会費の徴収を免除するものとする。

３　臨時会費を徴収した場合、地区協議会に会計監事を置くものとする。

（協議）

第１４条　この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要が

ある場合には、その都度協議し決定するものとする。

（排出油等防除計画にかかる意見の提出）

第１５条　地区協議会は海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４３条の６第２項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合には、香川地区にかかる同法第４３条の５第１項に基づく排出油等防除計画について、海上保安庁に対し意見を述べるものとする。

（庶務）

第１６条　地区協議会の庶務は、高松海上保安部警備救難課において行う。

附　則

１　この会則は、昭和４９年９月２日から施行する。

附　則

１　この会則は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成１８年法律第６８号）施行の日から施行する。

附　則

１　この会則は、平成１９年６月２６日から施行する。

（昭和６１年６月２７日一部改正）

（平成７年７月１９日一部改正）

（平成８年６月２１日一部改正）

（平成１９年６月２６日一部改正）

（平成２６年７月１日一部改正）

（平成２９年７月７日一部改正）

別表

1	高松海上保安部
2	坂出海上保安署
3	小豆島海上保安署
4	四国運輸局
5	陸上自衛隊第１５普通科連隊
6	四国地方整備局高松港湾空港整備事務所
7	香川県
8	香川県警察本部
9	高松市
10	丸亀市
11	坂出市
12	観音寺市
13	さぬき市
14	東かがわ市
15	三豊市
16	土庄町
17	小豆島町
18	直島町
19	宇多津町
20	多度津町
21	高松市消防局
22	丸亀市消防本部
23	坂出市消防本部
24	多度津町消防本部
25	小豆地区消防本部
26	大川広域消防本部
27	三観広域行政組合消防本部
28	香川県水難救済会多度津救難所
29	香川県漁業協同組合連合会
30	コスモ石油株式会社坂出物流基地
31	三菱化学株式会社坂出事業所
32	三菱化学物流株式会社坂出支社
33	四国電力株式会社火力本部坂出発電所
34	川崎重工株式会社坂出工場
35	四国ドック株式会社
36	今治造船株式会社丸亀事業本部
37	日本栄船株式会社坂出支店
38	三洋海事株式会社四国支店
39	深田サルベージ建設株式会社四国営業所
40	三九会
41	ＥＭＧマーケティング合同会社高松油槽所
42	出光興産株式会社高松油槽所
43	若宮産業株式会社
44	ライオンケミカル株式会社オレオケミカル事業所
45	昭和シェル石油株式会社高松アスファルト基地

１３－２　備讃海域排出油等防除協議会連合会

（目的）

第１条　備讃海域（水島、玉野及び高松海上保安部の担任水域をいう。以下同じ。）において、大量の油又は有害液体物資の排出事故（油又は有害液体物質が排出されるおそれがある場合を含む。以下同じ。）による汚染又は汚染のおそれのある海域が、水島地区排出油等防除協議会、岡山県東部大量排出油等災害対策協議会及び香川地区大量排出油等防除協議会（以下「地区協議会」という。）のうち、二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合の防除活動を総合的に調整し、地区協議会会員がそれぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ適確な防除活動の実施に資することを目的とする。

（名称）

第２条　会の名称は「備讃海域排出油等防除協議会連合会」（以下「連合会」という。）とする。

（業務）

第３条　連合会は次の業務を行う。

（１）防除活動の連携の推進に関すること。

（２）排出油等防除に係る自主基準（マニュアル）の作成に関すること。

（３）排出油等防除に関する研修及び訓練の実施に関すること。

（４）その他排出油等防除に関すること。

（組織）

第４条　連合会の会員は、各地区協議会とする。

２　連合会会長は、第六管区海上保安本部長とする。

３　連合会会長は、連合会を代表し会務を統理する。

４　連合会の事務局は、第六管区海上保安部警備救難部環境防災課に置く。

（会議）

第５条　連合会の会議は、連合会会長、各地区協議会の会長（以下「地区会長」という。）及び同会長が指名する各地区協議会の代表者により構成するものとする。

なお、地区会長が指名する者は、原則として、地方自治体、民間企業及び漁業協同組合連合会からそれぞれ１名とする。２　連合会会長は、前項に定めるほか会議に必要な者の出席を求めることができるものとする。

３　会議は、原則として、年１回開催するものとする。

４　会議は、次に掲げる事項を協議する。

（１）　防除活動の連携の推進に関すること。

（２）　連合会の事業計画に関すること。

（３）　その他連合会の重要事項に関すること。

（訓練）

第６条　連合会は、連携した防除活動を演練するため、原則として、年１回訓練を行うものとする。

２　前項の訓練は、海上における実働訓練又は机上訓練とする。

（情報提供）

第７条　連合会会長は、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が二以上の地区協議会の管轄区域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、地

区会長に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

２　連合会会長から通知を受けた地区会長は、地区会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

（総合調整本部の設置等）

第８条　連合会会長は、前条第１項の情報提供を行い、必要と認める場合にあっては、備讃海域排出油等防除協議会連合会総合調整本部（以下「総合調整本部」という。）を設け、情報の共有を図るとともに防除措置状況等の周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じて連携協力を図り、迅速かつ的確な防除活動を実施するために必要な防除活動の調整を行うものとする。

なお、この場合にあっては、地区協議会の総合調整本部は設置しない。

２　総合調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、連合会会長又は同会長が指名する者とする。

３　総合調整本部の本部員は、各地区会長、岡山県及び香川県の職員並びに防除活動を実施する地区会員が所属する機関の幹部職員とする。

４　連合会会長は、前項に定めるほか必要な者を本部員とすることができるものとする。

５　連合会会長は、総合調整本部を存続させる必要がなくなったと認める場合は、速やかに総合調整本部を解散するものとする。

（防除活動の実施等）

第９条　地区会員である船舶所有者、石油関係企業等は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（昭和４５年法律第１３６号。以下「海防法」という。）第３９条第２項各号に掲げる原因者又は同条第４項各号に掲げる協力者として防災活動を実施するものとする。

２　地区会員である関係行政機関及び地方公共団体は、固有の事務又は海防法第４１条の２の規定による管区本部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

３　地区会員である民間防止機関、曳船、サルベージ、油防除資機材メーカー、漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請又は自衛措置により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（他の排出油等防除協議会連合会への応援依頼）

第１０条　連合会会長は、備讃海域において、大量の油又は有害液体物質の排出事故による汚染又は汚染のおそれのある海域が、他の排出油等防除協議会連合会（以下「他の連合会」という。）の管轄海域にまたがる場合、又はまたがるおそれがある場合は、他の連合会に対し排出事故の概要及びその他必要な事項を明らかにして、人員、資材及び船舶の現場派遣並びに施設の提供による応援の調整を求めることができる。

（備讃海域外への応援のための出動調整）

第１１条　連合会会長は、備讃海域外において発生した大量の油又は有害液体物質の排出事故に関し、他の排出油等防除協議会等から応援の調整依頼を受け協力が必要と認めた場合には、地区協議会に対し必要な協力のための出動を調整するものとする。

２　連合会会長は、前項の規定により出動調整を行った場合、応援協力を求めた排出油等防除協議会等と調整を行うとともに、活動状況を把握し、その状況を各地区協議会に連絡するものとする。

（指揮系統）

第１２条　地区会員の防除活動は、それぞれの固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（求償及び災害補償）

第１３条　防除活動に要した経費の求償及び防除活動に伴って生じた災害補償については、地区協議会の会則に定めるところによる。

附　　則

この会則は、平成９年１２月２４日から施行する。

附　　則

この会則は、平成１８年１０月１６日から施行する。

附　　則

この会則は、平成１９年１０月３０日から施行する。

１３－３　原子力発電所等における放射能災害発生時の対応方針【香川県】

原子力発電所等における放射能災害が発生した際の県の基本的な対応について以下のとおり定める。関係部局は、この方針に基づき具体的な対策を実施する。

		内　容
レベルゼロ	実施基準	**県内で測定された大気中の放射線量が0.15μＳｖ/h以下** ※　0.15μＳｖ/hは、平成19 年度から21年度までに観測された全国の平常時の最大値
	実施体制	―
	主な対策	①　放射能の測定 大気中の放射線量の測定（サーベイメーターを活用して複数地域で測定）、降下物や水道水の分析 ②　被ばくの恐れがある地域からの帰県者等への放射線被ばくに関する相談、スクリーニング検査の実施 ③　県外で放射能汚染された食品が公表された場合、その品目について県内の流通に関する情報収集 ④　県内企業、農林水産事業者への影響調査
レベルⅠ	実施基準	**県内で測定された大気中の放射線量が0.15μＳｖ/hを超え0.5μＳｖ/h未満** ※　0.5μＳｖ/hは、原子力災害対策指針に基づく飲食物に係るスクリーニング基準
	実施体制	危機警戒本部 本部長　　危機管理総局長 副本部長　危機管理総局次長 本部員　　危機管理総局参事、関係課長等
	主な対策	上記に加え、 ①　積極的な情報提供（県民、市町、医療機関、企業、農林水産業者、学校等） ②　県民からの相談窓口の設置 ③　国との対策協議 ④　隣接県や防災関係機関との連携 ⑤　飲料水や農畜水産物等の放射能汚染への対応 ⑥　農畜水産物等の風評被害の防止
レベルⅡ	実施基準	**県内で測定された大気中の放射線量が0.5μＳｖ/h以上20μＳｖ/h未満** **ただし、被ばくの長期化など県民の健康への影響を考慮して一時移転対策等が必要なときは、レベルⅢにより対応する。** ※　20μＳｖ/h は、原子力災害対策指針に基づく早期防護措置実施基準
	実施体制	災害対策本部 本部長　　知事 副本部長　副知事 本部員　　各部長等
	主な対策	上記に加え、 ①　被害情報の収集・提供 ②　緊急時環境放射線モニタリングの実施 ③　防災上必要な措置に関する国との協議 ④　関係機関との応急対策の協議 ⑤　飲料水、飲食物の摂取制限の準備

	内　容	
レベルⅢ	実施基準	県内で測定された大気中の放射線量が20μＳｖ/h以上500μＳｖ/h未満 ※　500μＳｖ/hは、原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置実施基準
	実施体制	災害対策本部 本部長　知事 副本部長 副知事 本部員　各部長等
	主な対策	上記に加え、 ①　一時移転対策の実施（誘導・広報等） ②　医療活動 ③　飲料水、飲食物の摂取制限 ④　交通機能の確保 ⑤　交通整理、警戒等の治安対策
レベルⅣ	実施基準	500μＳｖ/h以上
	実施体制	災害対策本部 本部長　知事 副本部長 副知事 本部員　各部長等
	主な対策	国の指示を受け、あるいは国と協議しながら、避難等必要な対策を実施

※　放射能被害の状況、大気中の放射線量の上昇傾向や降下物等の分析結果などに応じて、上位のレベルでの対応を実施する。

１４－１　大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

（昭和 61 年 5 月 30 日付け消防救第 61 号
各都道府県知事あて消防庁次長通知）

最終改正：平成21年3月23日消防応第97号

1　目 的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22 年法律第226号）第44 条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2　用語の定義

(1)　要請側市町村

大規模特殊災害発生地の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2)　要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3)　応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4)　応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3　対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

(1)　大規模な地震、風水害等の自然災害

(2)　山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害事故等

(3)　高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの

(4)　航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

(5)　その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4　広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

(1)　調査出場

現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場

(2)　火災出場

消火活動のための出場

(3)　救助出場

人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに付随する救急搬送活動を含む。）

(4)　救急活動

救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの。

(5)　救援出場

救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5　広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあっては、市町村長とする。

以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6　市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続

(1)　要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

①　応援側市町村
②　要請者・要請日時
③　災害の発生日時・場所・概要
④　必要な応援の概要

(2)　要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。

(3)　消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認めるときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

(4)　所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。

(5)　要請側市町村の消防長は、第1 号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2 号から第4 号までの規定に準じて行うものとする。

①　必要とする応援の具体的内容
②　応援活動に必要な資機材等
③　離発着可能な場所及び給油体制
④　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
⑤　離発着場における資機材の準備状況
⑥　現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
⑦　他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
⑧　気象の状況
⑨　ヘリの誘導方法
⑩　要請側消防本部の連絡先
⑪　その他必要な事項

7　市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

(1)　応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。

(2)　所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8　都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

(1)　都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6 項（第4 号を除く。）を準用する。この場合において、第6 項第1 号中「前項」とあるのは「第5 項」

と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3 号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5 号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6 項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6 項及び前項に定める手続きをしなければならない。

１０ 広域航空消防応援の中断

(1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。

(2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。

(3) 前2 号により広域航空消防応援を中断したときは、第7 項又は第8 項に準じてその連絡を行うものとする。

１１ 広域航空消防応援の始期及び終期

(1) 広域航空消防応援は、第2 号及び第3 号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。

(2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。

(3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

１２ 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

(1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

(2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

１３ 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

(1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。

(2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

１４ 要請側都道府県の措置等

(1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

(2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

１５ 応援側市町村等の届出

(1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）

の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表１及び別表２のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

(2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

① 保有ヘリの性能及び活動能力

② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数

③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

１６ 消防庁長官の情報提供

(1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

(2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

１７ 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) ヘリの燃料費、隊員の出場手当等応援に直接要する経費については、要請側市町村が負担するものとする。

(2) 前号の規定に基づき要請側市町村が負担する経費については、要請側都道府県がその一部を補助することができる。

(3) 応援中に発生した事故の処理に要する経費は、要請側市町村の負担とする。ただし、応援側市町村の重大な過失により発生した損害は、応援側市町村の負担とする。

(4) 前号の定める要請側市町村の負担額は、応援側市町村の加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。

(5) 前各号に定めるもの以外に要したその他諸経費の負担については、その都度、要請側と応援側が協議して定めるものとする。

１８ 要請側市町村及び応援側市町村等は、広域航空消防応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。

１９ この要綱の実施に関する手続き等の細部事項については、別に定める。

１４－２　香川県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第１章 総則 （第 １条－第 ２条）
第２章 防災航空隊 （第 ３条－第 ７条）
第３章 運航管理 （第 ８条－第１６条）
第４章 使用手続 （第１７条－第２１条）
第５章 安全管理等 （第２２条－第２４条）
第６章 教育訓練 （第２５条）
第７章 事故防止対策（第２６条－第２８条）
第８章 雑則 （第２９条－第３０条）
附則

第１章 総 則

（目 的）

第１条 この要綱は、香川県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第２条 航空機の運航管理については、航空法（昭和２７年法律第２３１号。以下「法」という。）、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）及び消防法（昭和２３年法律第１８６号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

第２章 防災航空隊

（防災航空隊の設置）

第３条 防災航空センターに防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

２ 航空隊は、航空機に搭乗し、災害応急対策、救急、救助その他の防災活動（以下「防災業務」という。）を行う。

３ 航空隊に隊長、副隊長及び隊員を置く。

４ 隊長及び副隊長は、隊員の中からあらかじめ防災航空センター所長（以下「所長」という。）が候補者として選定した者のうちから危機管理総局長が指名する。

（隊長の任務）

第４条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

（副隊長の任務）

第５条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。

２ 隊長に事故があるときは、所長があらかじめ指名する副隊長がその職務を代行する。

（隊員の任務）

第６条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

２ 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

（航空機に搭乗する者の指定）

第６条 所長は、航空機を運航する場合には、搭乗する者を指名するとともに運航目的、任務等を明示して当該運航の責任体制を明確にしなければならない。

第３章 運航管理

（総括管理者）

第７条 航空機の運航管理の総括は、危機管理総局長（以下「総括管理者」という。）が行う。

（運航管理責任者）

第８条 航空機の運航管理に関する事務は、危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）が掌理する。

（運航責任者）
第１０条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、防災航空センターの事務は、所長（以下「運航責任者」という。）が行う。
（運航指揮者）
第１１条 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときには、隊長が第７条の規定により指名された者の中から運航指揮者を指定する。
２　運航指揮者は、航空機に搭乗中、隊員を指揮監督して防災業務の万全を期さなければならない。
（運航範囲）
第１２条 航空機の運航は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、その必要性が認められ、かつ、安全な運航が確保できる場合に限るものとする。
（１）救急活動
（２）救助活動
（３）災害応急対策活動
（４）火災防御活動
（５）広域航空消防応援活動
（６）災害予防対策活動
（７）消防防災訓練活動
（８）一般行政活動
（９）その他総括管理者が必要と認める活動
２　航空機の運航は、午前８時３０分から午後５時１５分までとする。ただし、第１４条第１項の緊急運航の場合は、この限りでない。
３　運航責任者は、運航の安全性等に関し必要な事項を運航指揮者及び操縦士等に確認のうえ、航空機の運航可否の判断を行うものとする。
（運航計画）
第１３条 運航責任者は、防災業務等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。
２　運航計画は、年間運航計画（第１号様式）及び月間運航計画（第２号様式）とする。
（緊急運航）
第１４条 第１２条第１項第１号から第５号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、前条第１項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。
２ 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が発生した場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
３ 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。
（報 告）
第１５条 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、直ちに運航状況等の概要を運航責任者に口頭で報告しなければならない。その後、運航状況等について飛行報告書を（第３号様式）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。
２ 運航責任者は、運航の開始時及び終了時に運航管理責任者にその旨を報告しなければならない。
（飛行場外離着陸場）
第１６条 運航責任者は、市町と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第７９条ただし書きの規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第８１条の２に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。
２ 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第４章 使用手続

（使用予定表）
第１７条 航空機の使用（緊急運航及び航空隊自ら行う訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、２月末日までに翌年度の使用予定について、防災ヘリコプター使用年間予定表（第４号様式）を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、防災ヘリコプター使用月間予定表（第５号様式）を総括管理者に提出しなければならない。

（航空機の使用）
第１８条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用しようとするものは、防災ヘリコプター使用申請書（第６号様式）により使用する日の１５日前までに総括管理者に申請しなければならない。
（航空機の使用承認）
第１９条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。
２ 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（第７号様式）を交付するものとする。
（航空機の使用報告）
第２０条 航空機を使用した者は、防災ヘリコプター使用報告書（第８号様式）により、使用した日から７日以内に総括管理者に報告するものとする。
（費用負担）
第２１条 総括管理者は、第１２条第８号に規定する一般行政活動で航空機を使用した者に対して、当該運航に要した航空機の燃料費の負担を求めることができる。

第５章 安全管理等

（安全管理）
第２２条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。
２ 運航責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期さなければならない。
（運航指揮者の責務）
第２３条 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。
（航空機等の管理）
第２４条 運航責任者は、法第１９条第２項の規定に基づいて、一定の資格を有する技術者が航空機の安全性が確保されていることについて確認をしなければ、航空機を航空の用に供してはならない。
２ 運航責任者は、航空機、航空機用備品、防災業務用備品等を適正に管理し、常にこれらの性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

第６章 教育訓練

（隊員等の教育訓練）
第２５条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。
2 運航責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町及びその他関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。
3 運航責任者は、航空隊員の技術の習得を図るため運航計画に基づき、独自に訓練を実施しなければならない。

第７章 事故防止対策等

（捜索及び救助体制の確立）
第２６条 総括管理者は、航空事故が発生する恐れ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の捜索救助等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。
（航空事故発生時の措置）
第２７条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生する恐れがある場合又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど万全の措置を講じ、その状況を運航責任者に直ちに報告しなければならない。

２　運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条の規定するところにより、直ちに所要の捜索救助活動を開始するとともに、その旨を運航管理責任者を通じて総括管理者に報告しなければならない。

（事故報告）

第２８条 総括管理者は、航空事故が発生した場合には、関係法令の規定に基づき報告しなければならない。

２　総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第８章 雑 則

（記録及び報告）

第２９条 運航責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

（その他）

第３０条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成６年１月２０日から施行する。

附 則

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１２年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成１７年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３０年６月１５日から施行する。

附 則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

※ 資料等は省略

１４－３　香川県防災ヘリコプター緊急運航要領

第１　趣旨

この要領は、香川県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第13条第３項の規定に基づき、香川県防災ヘリコプター（以下「ヘリコプター」という。）の緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

第２　他の規程との関係

緊急運航については、要綱及び香川県防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

第３　緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、要綱第12条第１項第１号から第５号までに掲げる活動で、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

⑴　公共性

地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。

⑵　緊急性

差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）

⑶　非代替性

ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材等では、十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

第４　緊急運航の基準

緊急運航は、第３の緊急運航の要件を充たし、かつ、次の場合に行うものとする。

⑴　救急活動

ア　事故等の事案発生地点からの搬送

「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合

イ　転院搬送

医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合

⑵　救助活動

ア　高層ビル等火災における救助

イ　水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助

ウ　高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助

エ　その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

⑶　災害応急対策活動

ア　被災状況の偵察、情報収集活動

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に緊急に救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ　その他

災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

⑷　火災防御活動

ア　偵察、情報収集活動

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあると認められ、偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ　林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難であり、ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ウ　資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員、資機材等の搬送手段がない場合又はヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

エ　その他

火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

⑸　広域航空消防防災活動

広域航空消防防災活動上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

第５　緊急運航の要請

緊急運航の要請は、協定に基づき、防災ヘリコプター緊急運航要請書（第１号様式）により、電話又はファクシミリで香川県防災航空隊（以下「航空隊」という。）に行う。

第６　緊急運航の決定

１　航空隊隊長（以下「隊長」という。）は、第５の緊急運航の要請内容を直ちに危機管理課長（以下「運航管理責任者」という。）に報告しなければならない。

２　運航管理責任者は、前項の報告を受けた後、出動の可否を速やかに決定し、隊長に命令しなければならない。

ただし、隊長は、不測の事態等により、前項の報告ができない場合においては、自ら出動の可否を決定することができるものとする。

この場合において、隊長は、速やかにその決定内容を運航管理責任者に報告しなければならない。

３　運航管理責任者は、前項の結果を速やかに危機管理総局長に報告しなければならない。

第７　出動要請に対する回答

隊長は、第６第２項の結果を直ちに要請者に回答しなければならない。

第８　出動体制

隊長は、第５の緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に応じた出動体制を整えなければならない。

第９　受入れ体制

緊急運航を要請した市町長等は、航空隊と緊密な連絡をとるとともに、必要に応じ、次の受入れ体制を整えるものとする。

⑴　離着陸場所の確保及び安全対策

⑵　傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配

⑶　傷病者の空輸の適否についての確認

⑷　空中消火用資機材、空中消火基地の確保

⑸　その他必要な事項

第10　報告

緊急運航を要請した市町長等は、災害等が収束した場合、災害等状況報告書（第２号様式）により、運航管理責任者に報告するものとする。

附　則

この要領は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成12年12月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この要領は、平成24年４月１日から施行する。

様式（略）

１４－４　防災ヘリコプターの運航体制、運航基準、要請方法等

運航体制

１　運航基地　香川県高松市香南町岡（高松空港）　四国航空㈱内

２　運航日数　３６５日勤務

３　運行時間　午前８時３０分から午後５時１５分まで（緊急時は、日の出から日没まで）

４　隊の構成　航空隊員（県内の消防（局）本部から派遣）８名及び民間委託している操縦士並びに整備士等で構成

５　運航管理

総括管理者	⇨	運航管理責任者	⇨	運行責任者	⇨	防災航空隊
（危機管理総局長）		（危機管理課長）		（防災航空センター所長）		（隊員）適切
運航についての総括管理		運航についての管理		運航管理責任者の補佐		消防防災活動等

６　活動別搭乗人員

職種／区分		操縦士	整備士	航空隊員	航空隊員の役割
航空隊員の常駐人員		１名	１名	５～６名	
ヘリ活動時の搭乗人員	①　救急活動	１名	１名	２～４名	活動内容により要員を決定する
	②　救助活動	１名	１名	４名	機内安全要員１名 機内操作要員１名　降下要員２名
	③　火災防御活動	１名	１名	２名	機内安全要員１名 機内操作要員１名
	④　その他活動	１名	１名	１～５名	活動内容により要員を決定する
休日体制		１名	１名	５～６名	
夜間体制		―	―	―	

＊災害状況により変更する場合がある。

運航基準

防災ヘリコプターの運航基準については、「香川県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

１　防災ヘリコプターは、次に掲げる活動で、ヘリコプターの特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。
(1) 救急活動
(2) 救助活動
(3) 災害応急対策活動
(4) 火災防御活動

(5) 広域航空消防防災応援活動
(6) 災害予防対策活動
(7) 消防防災訓練活動
(8) 一般行政活動
(9) その他総括管理者が必要と認める活動

2　災害別活動内容（緊急運航）

救急	①　「香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準」に基づく要請があった場合 ②　転院搬送で、医師が、ヘリコプターによる搬送が必要と判断し、かつ、医師等の専門知識を有するものが搭乗できる場合
救助	①　高層ビル等火災における救助 ②　水難事故及び山岳遭難等における捜索・救助 ③　高速自動車道及び自動車専用道路上の事故救助 ④　その他特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
災害応急対策	①　被災状況の偵察、情報収集活動 ②　救援物資、人員、資機材等の搬送 ③　その他災害応急対策上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合
火災防御	①　偵察、情報収集活動 ②　林野火災における空中消火 ③　資機材等の搬送 ④　その他火災防御上、特にヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

香川県防災ヘリコプターによる救急搬送の要請基準

次の１～３のいずれかに該当する場合には、消防機関及び直島町は、可及的速やかに香川県防災航空隊に防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

1　事故等の目撃者等から１−一(1)から(11)のいずれかの症例等の119 番通報があり、受信した指令課（室）員が、２に掲げる地理的条件に該当すると判断した場合
一　症例等
(1) 自動車事故
イ　自動車からの放出
ロ　同乗者の死亡
ハ　自動車の横転
二　車が概ね50cm以上つぶれた事故
ホ　客室が概ね30cm以上つぶれた事故
ヘ　歩行者若しくは自転車が、自動車にはねとばされ、又はひき倒された事故
(2) オートバイ事故
イ　時速35km程度以上で衝突した事故
ロ　ライダーがオートバイから放り出された事故
(3) 転落事故
イ　３階以上の高さからの転落
ロ　山間部での滑落
(4) 窒息事故
イ　溺水
ロ　生き埋め

(5) 列車衝突事故
(6) 航空機墜落事故
(7) 傷害事件（撃たれた事件、刺された事件）
(8) 重症が疑われる中毒事件
(9) バイタルサイン
イ　目を開けさせる（覚醒させる）ためには、大声で呼びかけつつ、痛み刺激（つねる）を与えることを繰り返す必要がある（ジャパンコーマスケールで30以上）
ロ　脈拍が弱くて、かすかしかふれない、全く脈がないこと
ハ　呼吸が弱くて止まりそうであること、遠く、浅い呼吸をしていること、呼吸停止
二　呼吸障害、呼吸がだんだん苦しくなってきたこと
(10)外傷
イ　頭部、頚部、躯幹又は、肘もしくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血
ロ　２か所以上の四肢変形又は四肢（手指、足趾を含む。）の切断
ハ　麻痺を伴う肢の外傷
二　広範囲の熱傷（体のおおむね1/3を超えるやけど、気道熱傷）
ホ　意識障害を伴う電撃症（雷や電線事故で意識がない）
ヘ　意識障害を伴う外傷
(11)疾病
イ　けいれん発作
ロ　不穏状態（酔っぱらいのように暴れる状態）
ハ　新たな四肢麻痺の出現
二　強い痛みの訴え（頭痛、胸痛、腹痛）
二　地理的条件
(1) 事案発生地点がヘリコプターの有効範囲（救急車又は船舶を使用するよりも、ヘリコプターを使用するほうが、覚知から病院到着までの時間を短縮できる地域をいう。）内であること
(2) (1)には該当しないが、諸般の事情（地震、土砂崩れ等によって事案発生地に通じる道路が寸断された場合等）により、ヘリコプター搬送をすると、覚知から病院搬送までの時間を短縮できること
２　１に該当しない場合であっても、事案発生地までの距離等により、ヘリコプターを使用すると救急自動車又は船舶を使用するよりも30分以上搬送時間が短縮できる場合
３　現場の救急隊員からの要請がある場合

緊急運航応援要請の方法

香川県内の市町長又は消防の一部事務組合管理者からの知事に対する防災ヘリコプターの緊急運航の要請は、「香川県防災ヘリコプター応援協定」及び「香川県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによるが、概要は次のとおりである。

１　要請の原則
現に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、次のいずれかに該当し、かつ、公共性・緊急性が高く、防災ヘリコプターの活動を必要とする場合に、市町長又は消防の一部事務組合管理者は要請を行うものとする。
(1) 救急活動
(2) 救助活動
(3) 災害応急対策活動
(4) 火災防御活動

２　応援要請の方法
知事（危機管理課）に対する要請は、電話又はファクシミリにより、次の事項について連絡を行うとともに、事後速やかに「防災ヘリコプター緊急運航要請書」を提出する。

(1) 災害等の種別
(2) 災害等の発生場所及び被害の状況
(3) 災害等発生現場の気象状態
(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び支援体制
(5) 応援に要する資機材の品目及び数量
(6) 災害現場の指揮者の職・氏名及び連絡方法
(7) その他必要な事項

3　緊急要請連絡先

香川県防災航空隊 TEL（NTT）087－879－0119
087－879－1900
FAX（NTT）087－879－1400
TEL（防災）433－561
FAX（防災）433－581

※ 夜間（17時15分～8時30分）に連絡を要する場合は、県庁危機管理課（不在の場合は県庁守衛室）へ行うこと。
・県庁危機管理課　TEL（NTT）　087－832－3186（防災担当）
TEL（防災）　200－5066
・県庁守衛室　TEL（NTT）　087－831－1111
TEL（防災）　200－7－2165

4　緊急運航の要件

緊急運航は、原則として、次の要件を満たす場合に運航するものとする。

(1) 公共性　地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害等から保護することを目的とすること。
(2) 緊急性　差し迫った必要性があること。
（緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
(3) 非代替性　防災ヘリコプター以外に適切な手投がないこと。
（既存の資機材等では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

5　受入れ体制

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、防災航空隊と緊密な連絡を取るとともに、必要に応じ、次の受け入れ体制を整えるものとする。

(1) 離着陸場所の確保及び安全対策
(2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への手配
(3) 傷病者の空輸の適否についての確認
(4) 空中消火用資機材、空中消火基地の確保
(5) その他必要な事項

6　報　告

緊急運航を要請した市町長又は消防の一部事務組合管理者は、災害等が収束した場合、「災害等状況報告書」を運航管理責任者（香川県危機管理課長）に報告するものとする。

7　経費負担

応援に要する運航経費は、香川県が負担する。

１４－５　防災ヘリコプター「オリーブⅡ」用飛行場外離着陸場

【さぬき市内】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
門　入	門入の郷 「水辺の公園」	寒川町石田東	さぬき市商工観光課	087-894-1114	N　34°14’23” E 134°13’14”	※8
鴨　庄	志度総合運動公園 野球場	鴨庄４３０５番地	さぬき市教育委員会（生涯学習課） 志度総合運動公園管理事務所	0879-42-3107 087-894-0928	N　34°19’37” E 134°11’41”	※6
長尾東	長尾総合公園 多目的広場	長尾名１５７５番地6	さぬき市教育委員会（生涯学習課） 長尾総合公園管理事務所	0879-42-3107 0879-52-4166	N　34°14’59” E 134°11’05”	※2, 3, 6
寒川町	石田運動公園	寒川町石田東甲７２４番地	さぬき市教育委員会（生涯学習課） 寒川公民館	0879-42-3107 0879-43-2506	N　34°15’29” E 134°12’24”	※2
津田町	津田総合公園 駐車場	津田町２０２０番地	さぬき市教育委員会（生涯学習課） 津田総合公園管理事務所	0879-42-3107 0879-42-4619	N　34°17’42” E 134°13’52”	※2, 6
大窪寺	宗教法人 大窪寺駐車場	多和兼割９２番地３	宗教法人大窪寺	0879-56-2278	N　34°11’23” E 134°12’28”	※6
みろく 球技場	みろく自然公園 みろく球技場	大川町富田中３５１０番地２	さぬき市商工観光課 ゆ～とぴあみろく	087-894-1114 0879-43-5200	N　34°15’13” E 134°14’49”	※6
亀鶴公園	長尾総合公園 ローラースケート場	長尾名１５７４番地1	さぬき市教育委員会（生涯学習課） 長尾総合公園管理事務所	0879-42-3107 0879-52-4166	N　34°15’00” E 134°10’57”	※6
寒川町	さぬき市民病院ヘリポート	寒川町石田東甲387番地1	さぬき市民病院事業管理者	0879-43-2521	N　34°16’03” E 134°12’13	※9

【隣接市町（東かがわ市）】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
とらま る公園	とらまる公園 多目的グランド	西村１１５５番地	東かがわ市教育委員会（生涯学習課） (一財)東かがわ市スポーツ財団	0879-26-1238 0879-24-1810	N　34°14’24” E 134°18’59”	※3
引田南	引田町運動広場	引田９９１番地	東かがわ市教育委員会 （生涯学習課）	0879-26-1238	N　34°12’57” E 134°23’51”	※6
引田北	㈱ジェイテクト香川工場 松原社宅グランド	引田３２８２番地	㈱ジェイテクト香川工場	0879-33-5511	N　34°13’55” E 134°24’01”	
引田南 駐車場	引田運動広場駐車場	引田９５９番地１	東かがわ市教育委員会 （生涯学習課）	0879-26-1238	N　34°12’57” E 134°23’48”	
湊　川 河川敷	湊川河川敷	湊１３０１番１地先	香川県長尾土木事務所	0879-52-2585	N　34°14’37” E 134°20’59”	
讃岐化学	讃岐化学工業㈱ 下段造成地	入野山２０４８番１２	讃岐化学工業㈱ 白 鳥 工 場	0879-27-2216	N　34°12’32” E 134°17’35”	
瀬戸内パ ーク	佐川アドバンス㈱瀬 戸内パーク	街だ288番地	佐川アドバンス㈱レーク佐川	077-585-4567	N　34°14’41” E 134°18’09”	

【隣接市町（三木町）】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
三木総合 グランド	三木町総合運動公園 サブグランド	上高岡２５４４番地３	三木町生涯学習課	087-891-3314	N　34°14’19” E 134°08’30”	※2, ※3
香大医学 部	香川大学（医学部） 陸上競技場	池戸１７５０番地 １	香川大学医学部附属病院（医 事課）	087-898-5111	N　34°17’27” E 134°07’34”	※3, ※7
香大医学 部	香川大学（医学部） ヘリポート	池戸１７５０番地 １	香川大学医学部附属病院（医 事課）	087-891-2054	N　34°17’28” E 134°07’25”	※5, 8, 9

【隣接市町（高松市の一部）】

名称	場所	所在地	管理者	連絡先	座標	特記事項
牟礼町	御山公園多目的広場	牟礼町牟礼 １３５５－１	高松市公園緑地課	087-839-2484	N　34°20’48” E 134°08’01”	
東部運 動公園	高松市東部運動公園 多目的広場	高松町 １３４７番地１	高松市スポーツ振興課	087-839-2626	N　34°19’47” E 134°07’19”	※6

特記事項

※２　高松空港特別管制区内
※３　全国航空消防防災協議会届出の多数機離着陸可能な場外
※６　防災対応
※７　臓器搬送等に係る場外
※８　自衛隊訓練用
※9　救急搬送用

１４－６　災害拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

１　病 院 名 称：さぬき市民病院
２　病院所在地：さぬき市寒川町石田東甲３８７－１
３　場 外 名 称：さぬき市民病院
４　場外所在地：さぬき市寒川町石田東甲３８７－１　さぬき市民病院ヘリポート
５　座標（緯度・経度）：
　　北緯　34度16分03秒
　　東経　134度12分13秒
６　管轄消防本部：大川広域消防本部　TEL 0879-24-2119

１５－１　火災・災害等即報要領

（昭和５９年１０月１５日
消防災第２６７号消防庁長官）

最終改正　令和元年６月消防応第１２号

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第 226 号）第４０条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第４０条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付け消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付け消防救第158号）」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)「第２ 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)「第２ 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)「第２ 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を 優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報以後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。

ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をい

う。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)までにかかわらず、災害等により、消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

ア　火災

（ア）　建物火災

a　特定防火対象物で死者の発生した火災

b　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

c　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

d　特定違反対象物の火災

e　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

f　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

g　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）　林野火災

a　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの

b　空中消火を要請又は実施したもの

c　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）　交通機関の火災

a　航空機火災

b　タンカー火災

c　船舶火災であって社会的影響度が高いもの

d　トンネル内車両火災

e　列車火災

（エ）　その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）　危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）　危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）　特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）　死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）　負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）　周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）　５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）　海上、河川への危険物等流出事故

（カ）　高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

（ア）　原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）　放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）　原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）　放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1)　死者５人以上の救急事故

(2)　死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故

(3)　要救助者が５人以上の救助事故

(4)　覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故

(5)　消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6)　消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7)　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8)　上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故

・　バスの転落による救急・救助事故

・　ハイジャックによる救急・救助事故

・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故

・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

３　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1)　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2)　国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃

に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第１３条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

（ア）　当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）　人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

（ア）　津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）　人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

（ア）　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

（ア）　積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）　積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

（ア）　噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）　火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

１　火災等即報

(1)　交通機関の火災

第２の１の（2）のアの（ウ）に同じ。

(2)　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の（2）のイの（ア）、（イ）に同じ。

(3)　危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の（2）のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4)　原子力災害等

第２の１の（2）のエに同じ。

(5)　ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6)　爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

４　災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１　第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

（ア）　死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）　火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

（ア）　発見及び通報の状況

（イ）　延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

（ウ）　焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）　り災者の避難保護の状況

（オ）　都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

（ア）　火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

（イ）　林野の植生

（ウ）　自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）　空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

（ア）　車両、船舶、航空機等の概要

（イ）　焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※　爆発を除く。

火災種別	1　建物　2　林野　3　車両　4　船舶　5　航空機　6　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積 延べ面積	㎡ ㎡
焼損程度	焼損程度：全焼　棟 半焼　棟 部分焼　棟 ぼや　棟 計　0　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　台　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第２号様式　（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス 5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等　人 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	

消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		出場機関	出場人員	出場資機材
		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台 人	
		消防団	台 人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	

災害対策本部等の設置状況	

その他参考事項

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第３号様式　（救急・救助事故等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村 （消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態		
発生場所			
発生日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所						発生日時	月　日　時　分						
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）					（市町村）							
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）												
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難勧告等の発令状況）

市町村名	災害発生情報		発令日時	避難指示（緊急）		発令日時	避難勧告		発令日時	避難準備・高齢者等避難開始		発令日時
	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時	対象世帯数（※）	対象人数（※）	解除日時

※　対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区分	被害	区分	被害	災害等の対策本部設置状況	都道府県	
災害名・報告番号	災害名 第　　報 （　月　日　時現在）	そ の 他					市町村	
報告者名								

区分			被害
人的被害	死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分			被害
その他	田 流失・埋没	ha	
	田 冠水	ha	
	畑 流失・埋没	ha	
	畑 冠水	ha	
	文教施設	箇所	
	病院	箇所	
	道路	箇所	
	橋りょう	箇所	
	河川	箇所	
	港湾	箇所	
	砂防	箇所	
	清掃施設	箇所	
	崖くずれ	箇所	
	鉄道不通	箇所	
	被害船舶	隻	
	水道	戸	
	電話	回線	
	電気	戸	
	ガス	戸	
	ブロック塀等	箇所	
り災世帯数		世帯	
り災者数		人	
火災発生	建物	件	
	危険物	件	
	その他	件	

区分		被害
公立文教施設	千円	
農林水産業施設	千円	
公共土木施設	千円	
その他の公共施設	千円	
小計	千円	
公共施設被害市町村数	団体	
その他 農業被害	千円	
林業被害	千円	
畜産被害	千円	
水産被害	千円	
商工被害	千円	
その他	千円	
被害総額	千円	

災害救助法適用市町村名	
計	団体

消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所
	災害発生年月日
	災害の種類・概況
	応急対策の状況
	119番通報件数
	・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
	・避難の勧告・指示の状況
	・避難所の設置状況
	・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
	・自衛隊の派遣要請、出動状況
	・災害ボランティアの活動状況

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

１５－２　災害報告取扱要領

（昭和４　５年　４月１　０日
消防防第２４６号消防庁長官）

最終改正　平成３１年４月消防応第２８号

第 1 総則

1　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）の定めるところによるものとする。

2　災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成６年４月 21 日付消防災第 100 号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3　被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4　報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

(1) 災害救助法の適用基準に合致するもの

(2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

(3) 災害が当初は軽微であっても、２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

(4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの

(5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5　報告の種類、期日等

(1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後 20 日以内	第 1 号様式	1 部
災害中間年報	12 月 20 日	第 2 号様式	1 部
災害年報	4 月 30 日	第 3 号様式	1 部

(2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第２　記入要領

第１号様式、第２号様式及び第３号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1　人的被害

(1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したこ

とが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48 年法律第82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。

(2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で行方不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。

(3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのものとする。

(4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのものとする。

2　住家被害

(1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。

(2) 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の７０％以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が５０％以上に達した程度のものとする。

(3) 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の２０％以上７０％未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が２０％以上５０％未満のものとする。

(4) 「一部損壊」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

(5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

(6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

3　非住家被害

(1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

(2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。

(3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

(4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

4　その他

(1) 「田の流出、埋没」とは、田の耕土が流出し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。

(2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

(3) 「畑の流出、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

(4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22 年法律第26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚

園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。

(5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

(6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

(7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

(8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2 条第5 項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

(9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29条）第1 条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。

(10)「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

(11)「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

(12)「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

(13)「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。

(14)「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

(15)「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

(16)「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

(17)「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

(18)「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

(19)「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5　火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6　被害金額

(1) 「公共文教施設」とは公立の文教施設とする。

(2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。

(3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。

(4) 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設をとする。

(5) 災害中間年報および災害年報の公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。

(6) 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

(7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

(8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

(9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

(10)「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

(11)「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7　その他

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類および概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第１号様式　　災害確定報告

都道府県		区分	被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定		
報告者名			

区分			被害
人的被害	死者	人	
	うち災害関連死者	人	
	行方不明者	人	
	負傷者 重傷	人	
	負傷者 軽傷	人	
住家被害	全壊	棟	
		世帯	
		人	
	半壊	棟	
		世帯	
		人	
	一部破損	棟	
		世帯	
		人	
	床上浸水	棟	
		世帯	
		人	
	床下浸水	棟	
		世帯	
		人	
非住家	公共建物	棟	
	その他	棟	

区分				被害
その他	田	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	畑	流失・埋没	ha	
		冠水	ha	
	学校		箇所	
	病院		箇所	
	道路		箇所	
	橋りょう		箇所	
	河川		箇所	
	港湾		箇所	
	砂防		箇所	
	清掃施設		箇所	
	崖くずれ		箇所	
	鉄道不通		箇所	
	被害船舶		隻	
	水道		戸	
	電話		回線	
	電気		戸	
	ガス		戸	
	ブロック塀等		箇所	
り災世帯数			世帯	
り災者数			人	
火災発生	建物		件	
	危険物		件	
	その他		件	

区分			被害	都道府県災害対策本部	名称	
公立文教施設		千円			設置	月　日　時
農林水産業施設		千円			解散	月　日　時
公共土木施設		千円				
その他の公共施設		千円		災害対策本部設置市町村名		
小計		千円				
公共施設被害市町村数		団体			計　団体	
その他	農産被害	千円				
	林産被害	千円				
	畜産被害	千円		災害救助法適用市町村名		
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
					計　団体	
	その他	千円		消防職員出動延人数	人	
被害総額		千円		消防団員出動延人数	人	

備考	
	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難の勧告・指示の状況）

第2号様式　災害中間年報

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分								計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
公立文教施設			千円						
農林水産業施設			千円						
公共土木施設			千円						
その他の公共施設			千円						
その他被害			千円						
被害総額			千円						
都道府県災害対策本部	設置			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人						
消防団員出動延人数			人						

第3号様式　災害年報

都道府県名

区分 ＼ 発生年月日 ＼ 災害名								計
人的被害	死者		人						
		うち災害関連死者	人						
	行方不明者		人						
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊		棟						
			世帯						
			人						
	半壊		棟						
			世帯						
			人						
	一部破損		棟						
			世帯						
			人						
	床上浸水		棟						
			世帯						
			人						
	床下浸水		棟						
			世帯						
			人						
非住家	公共建物		棟						
	その他		棟						
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校		箇所						
	病院		箇所						
	道路		箇所						
	橋りょう		箇所						
	河川		箇所						
	港湾		箇所						
	砂防		箇所						
	清掃施設		箇所						
	崖くずれ		箇所						
	鉄道不通		箇所						
	被害船舶		隻						
	水道		戸						

都道府県名

災害名 / 発生年月日 / 区分							計
電話		回線					
電気		戸					
ガス		戸					
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建物	件					
	危険物	件					
	その他	件					
り災世帯数		世帯					
り災者数		人					
公立文教施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
農林水産業施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
公共土木施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
その他の公共施設		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
小計		千円	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)	(　　)
	公共施設被害市町村数	団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県災害対策本部	設置		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
	解散		月　日	月　日	月　日	月　日	月　日
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数			人	人	人	人	人	人
消防団員出動延人数			人	人	人	人	人	人

１５－３　災害報告詳細系統図

１　人的被害、住家被害

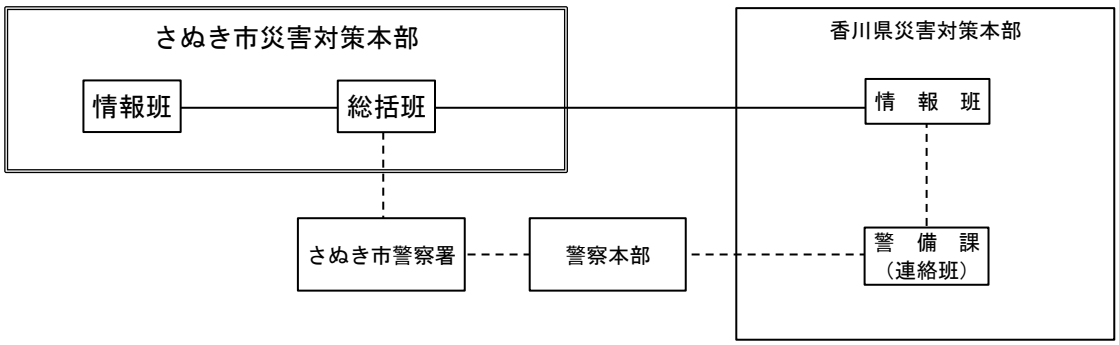

２　道路施設被害

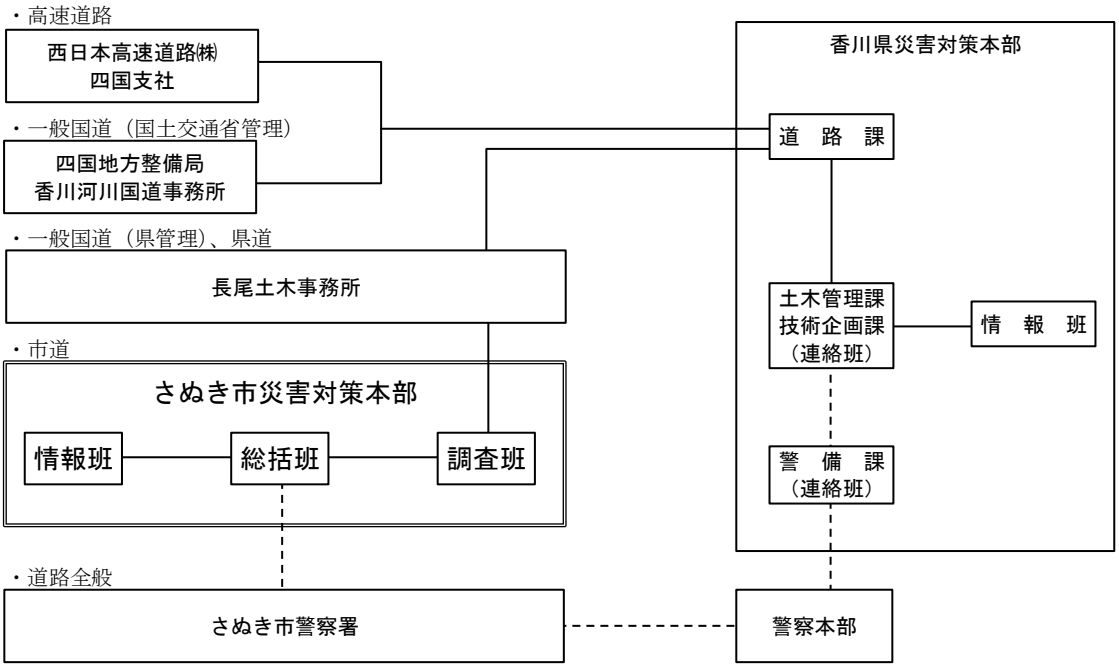

３　河川施設被害

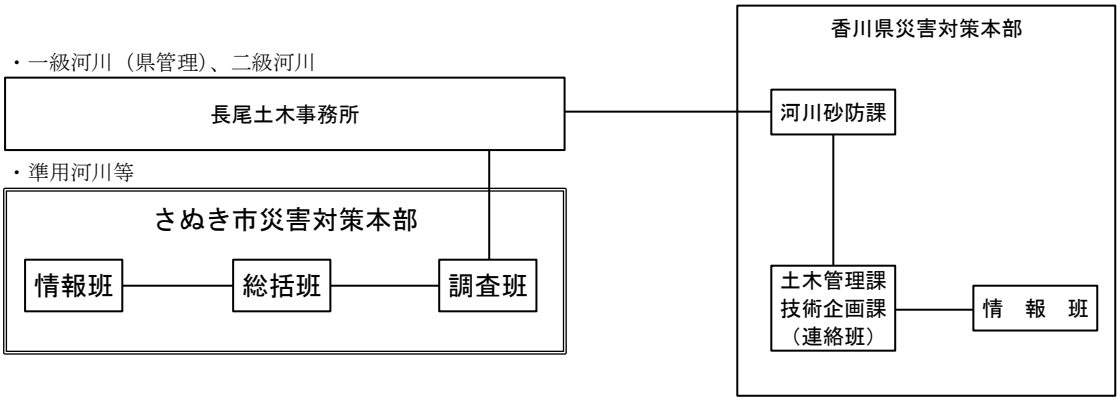

4　砂防施設被害

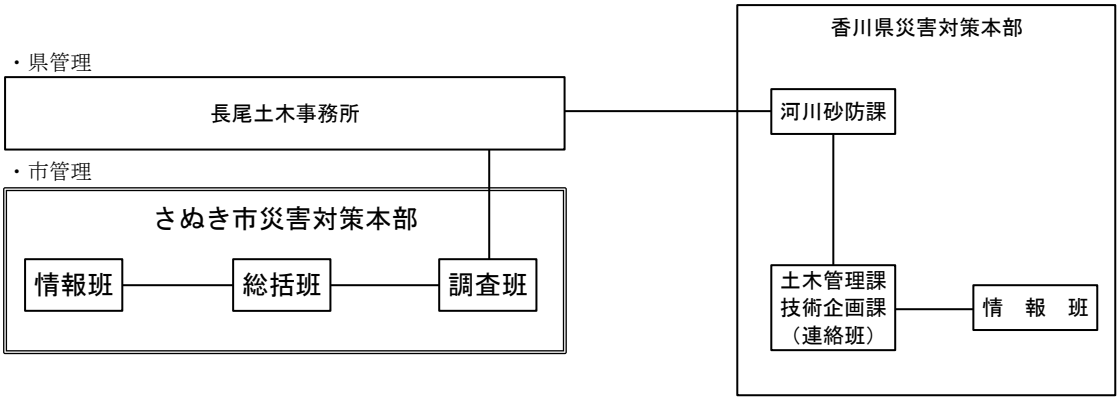

5　海岸施設被害

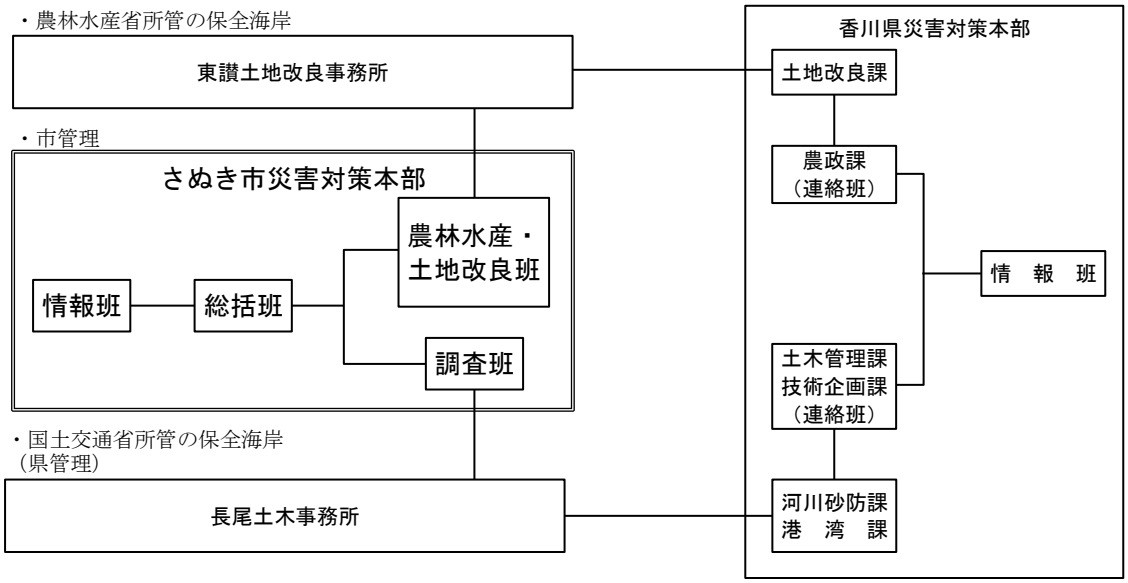

6　港湾施設被害

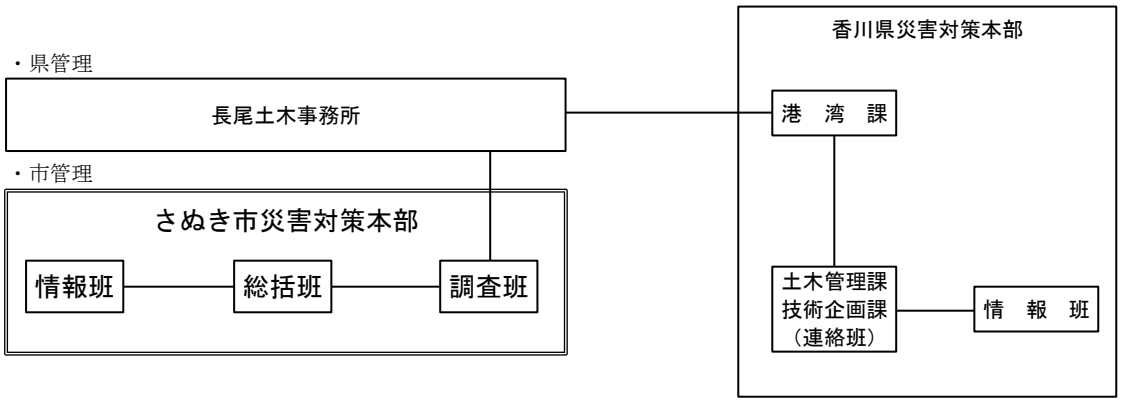

7　都市施設（公園）被害

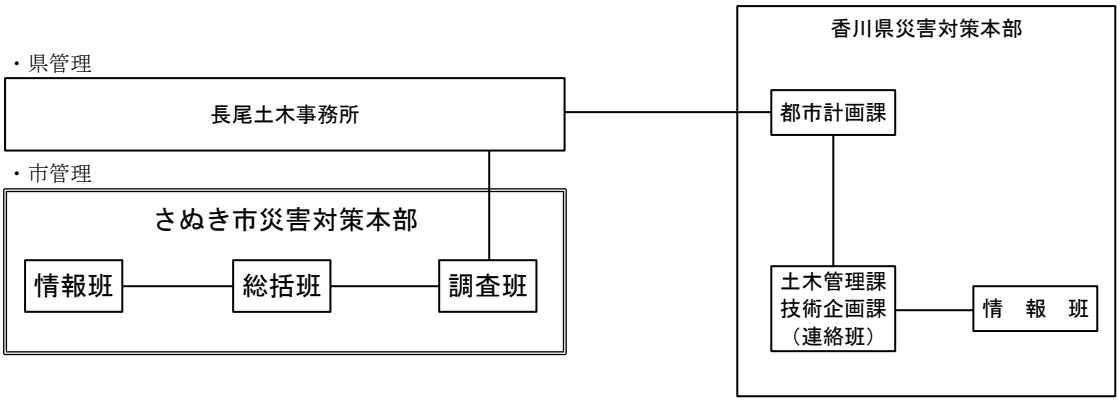

8　下水道施設被害

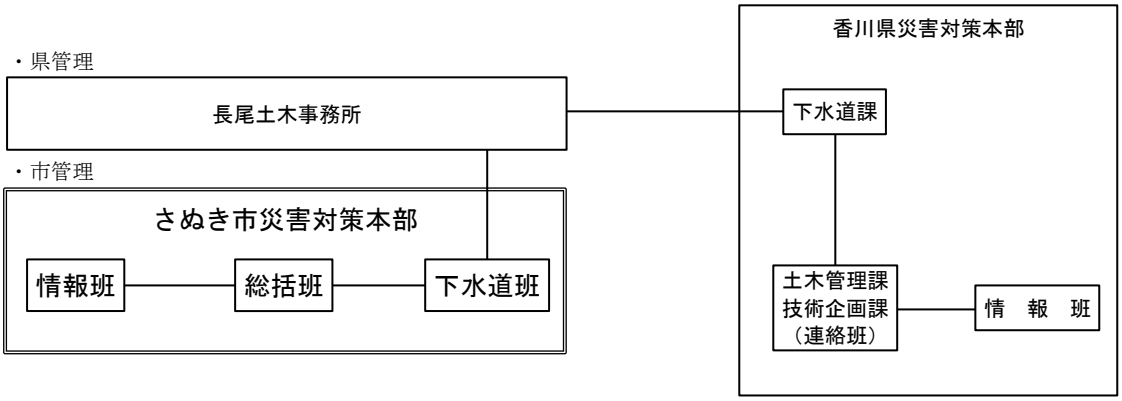

9　水道施設被害

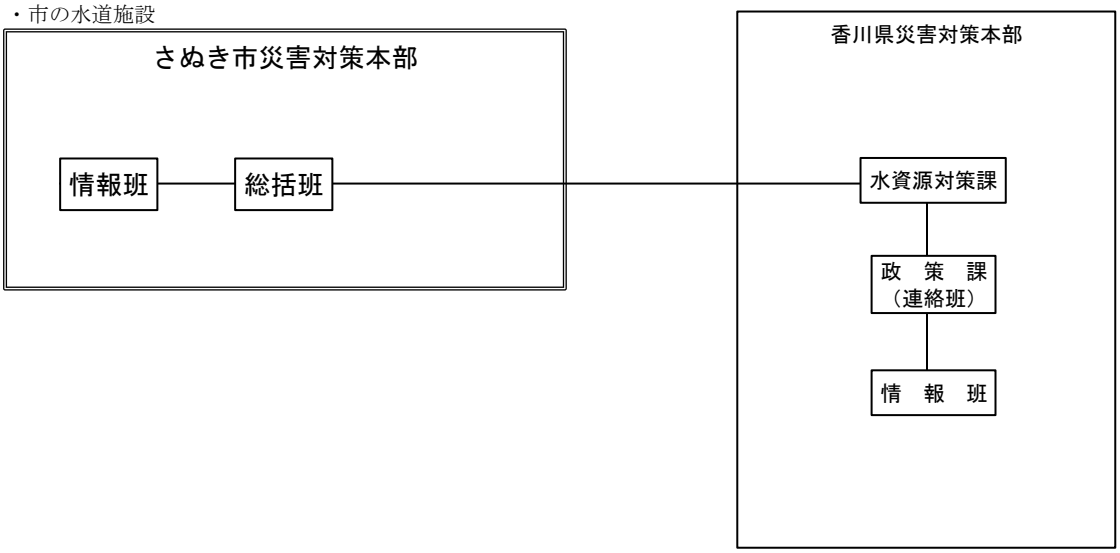

１０　農産物等被害

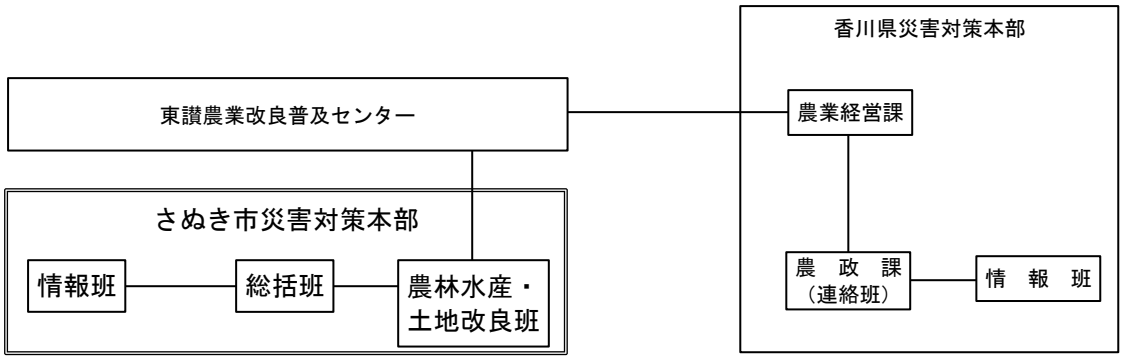

１１　ため池、農地、農業用施設被害

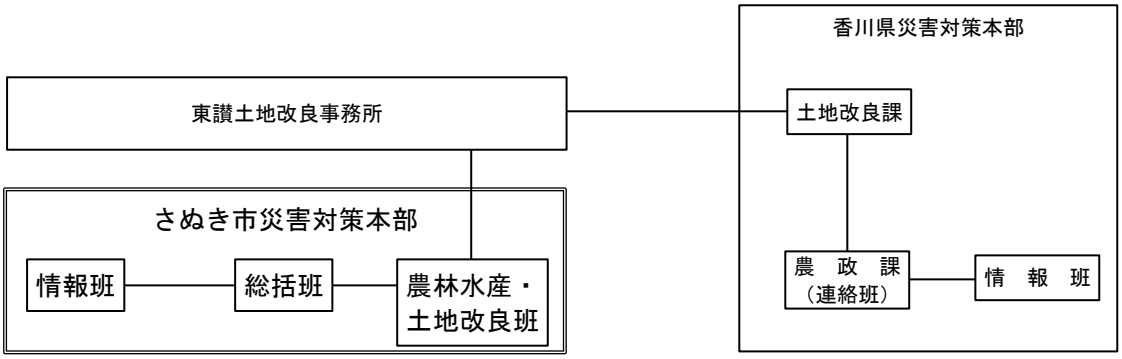

１２　治山・林道・林業施設、林産物被害

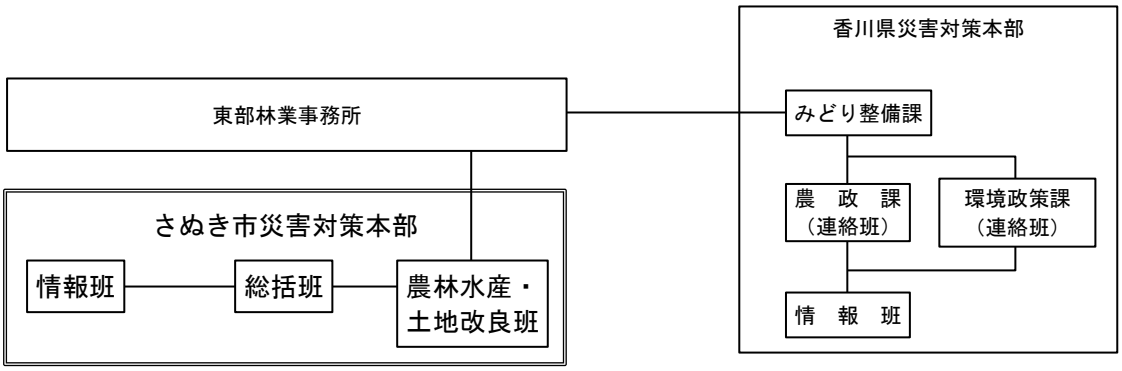

１３　漁港・漁業施設、水産物被害

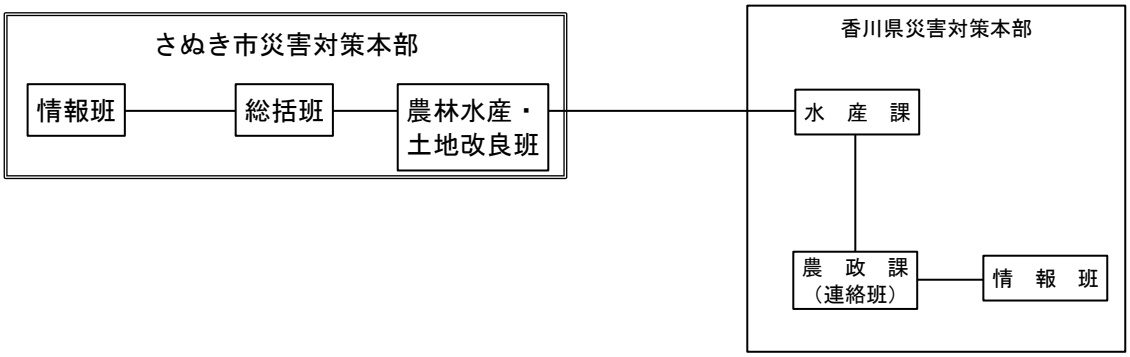

１４　ライフライン等被害

・状況に応じて、総務班から情報収集を行う。

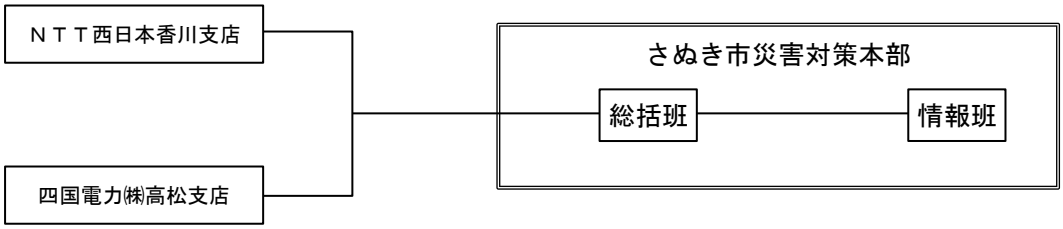

１５　公共交通機関等被害

・状況に応じて、総務班から情報収集を行う。

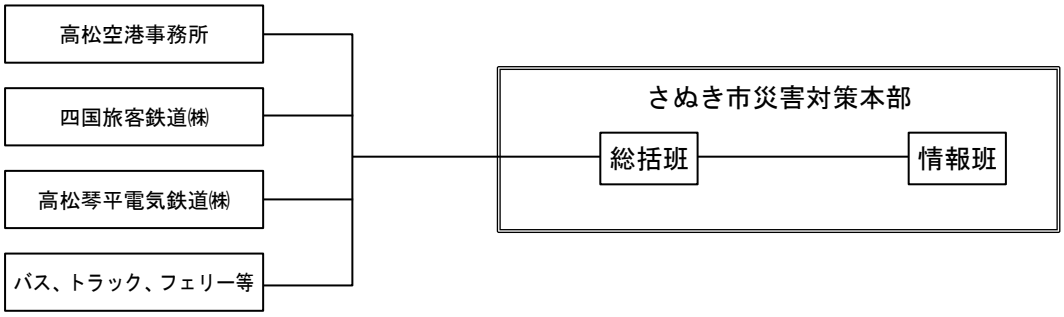

１５－４　災害救助法による災害救助基準

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。</td><td>（基本額）
避難所設置費
１人１日当たり
330円以内

高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を越える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。
2 避難に当たっての輸送費は別途計上
3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能</td></tr>
<tr><td rowspan="2">応急仮設住宅の供与</td><td rowspan="2">住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者</td><td>○建設型応急住宅
1 規模
応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定
2 基本額 １戸当たり
5,714,000 円以内
3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出する費用は、当該地域における実費</td><td>災害発生の日から２０日以内着工</td><td>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、5,714,000 円以内とする。
2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる）
3 高齢者等の要援護者等数人以上に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。
4 供与期間は2 年以内</td></tr>
<tr><td>○賃貸型応急住宅
1 規模
建設型応急住宅に準じる
2 基本額
地域の実情に応じた額</td><td>災害発生の日から速やかに借上げ、提供</td><td>1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。
2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の給与</td><td>1 避難所に避難している者
2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者</td><td>１日１人当たり
1,160 円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。
（１食は1/3 日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">住宅の全半壊（焼）、流失、床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td colspan="2">1 夏季（４月～９月）、冬季（10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。
2 下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から１０日以内</td><td>1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額
2 現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td>1人世帯</td><td>2人世帯</td><td>3人世帯</td><td>4人世帯</td><td>5人世帯</td><td>6人以上1人増すごとに加算</td></tr>
<tr><td>全壊
全焼
流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td>半壊
半焼
床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td></td><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
<tr><td>医　　療</td><td>医療の途を失った者
（応急的処置）</td><td>1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費
2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内
3 施術者…協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から１４日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
</table>

救助の種類	対　　象	費用の限度額	期　　間	備　　考
助　　産	災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から７日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から３日以内	1 期間内に生死から明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分１世帯当り次に掲げる額以内とする。 ア　イに掲げる世帯以外の世帯 574,000円以内 イ　半壊又は半焼に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯　300,000円	災害発生の日から１ヶ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童（ ※2）、中学校生徒（※3）及び高等学校等生徒（※4）	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、１人当り次の金額以内 小学校児童　4,500円 中学校生徒　4,800円 高等学校等生徒　5,200円	災害発生の日から(教科書)１ヶ月以内 （文房具及び通学用品）１５日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実績に応じて支給する。
埋　　葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	１体当り 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から１０日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実績	災害発生の日から１０日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） １体当り3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 １体当り 5,400円以内 検案　救護班以外は慣行料金	災害発生の日から１０日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することができない者	市町内において障害物の除去を行った１世帯当たりの平均 137,900 円以内	災害発生の日から１０日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

種類	範　　囲	費用の限度額	期　　間	備　　考
実費弁償	災害救助法施行令第４条第１号から第４号までに規定する者	１人１日当り 医師、歯科医師 22,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士 15,600円以内 保健師、助産師、看護師、准看護師 15,700円以内 救命救急士 15,400円以内 土木技術、建築技術者 16,500円以内 大工　21,200円以内 左官　22,000円以内 とび職　21,800円以内	救助の実施が認められる期間以内	１　時間外勤務手当は、日当の額を基礎とし、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。 ２　旅費は、日当の額を基礎とし、職員等の旅費に関する条例（昭和27年香川県条例第32号）の規定により定められた額の範囲内において、県の常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内。

※1 この基準によって救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※2 義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。

※3 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。

※4 高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒

１５－５　被災者生活再建支援制度の概要

１　対象となる自然災害

対象災害は、自然災害によるもので、下記に該当する災害

①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村

②　１０世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村

③　１００世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県

④　①又は②の市町村を含む都道府県で、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

⑤　①～③の区域に隣接し、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）

⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合に、
　　５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口１０万人未満に限る）
　　２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）

※④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く５年間の特例措置）

２　対象世帯

上記１の対象となる自然災害により

①　住宅が「全壊」した世帯

②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

３　支援金の支給額

支給額は、以下の２つの支援金の合計額

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住家の被害程度		全壊 （２①に該当）	半壊→解体 （２②に該当）	長期避難 （２③に該当）	大規模半壊 （２④に該当）
支給額	複数世帯	100万円	100万円	100万円	50万円
	単身世帯	75万円	75万円	75万円	37.5万円

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法		建設・購入	補修	賃貸 （公営以外）
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
	単身世帯	150万円	75万円	37.5万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

4　支援金の支給申請

①　申請窓口

市町

②　申請時の添付書類

ア　基礎支援金

・り災証明書

・住民票　等

イ　加算支援金

・契約書（住宅の購入、賃借等）　等

③　申請期間

ア　基礎支援金

災害発生日から１３月以内

イ　加算支援金

災害発生日から３７月以内

5　支援金支給の流れ

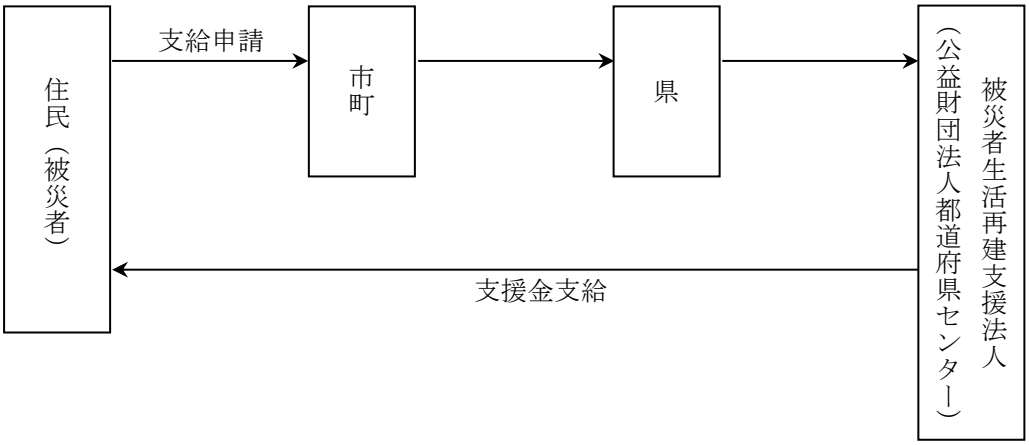

１５－６　応急仮設住宅の供給に関する基本方針（香川県）

第１章 基本的な考え方

第１節 応急仮設住宅による対応

（１）応急仮設住宅の趣旨

応急仮設住宅とは、避難所等にいる被災者に早急に入居してもらい、一時的な居住の安定を図るとともに、安定した居住が確保される恒久住宅への転出を早期に実現させて、その役割を終えるべき住宅である。

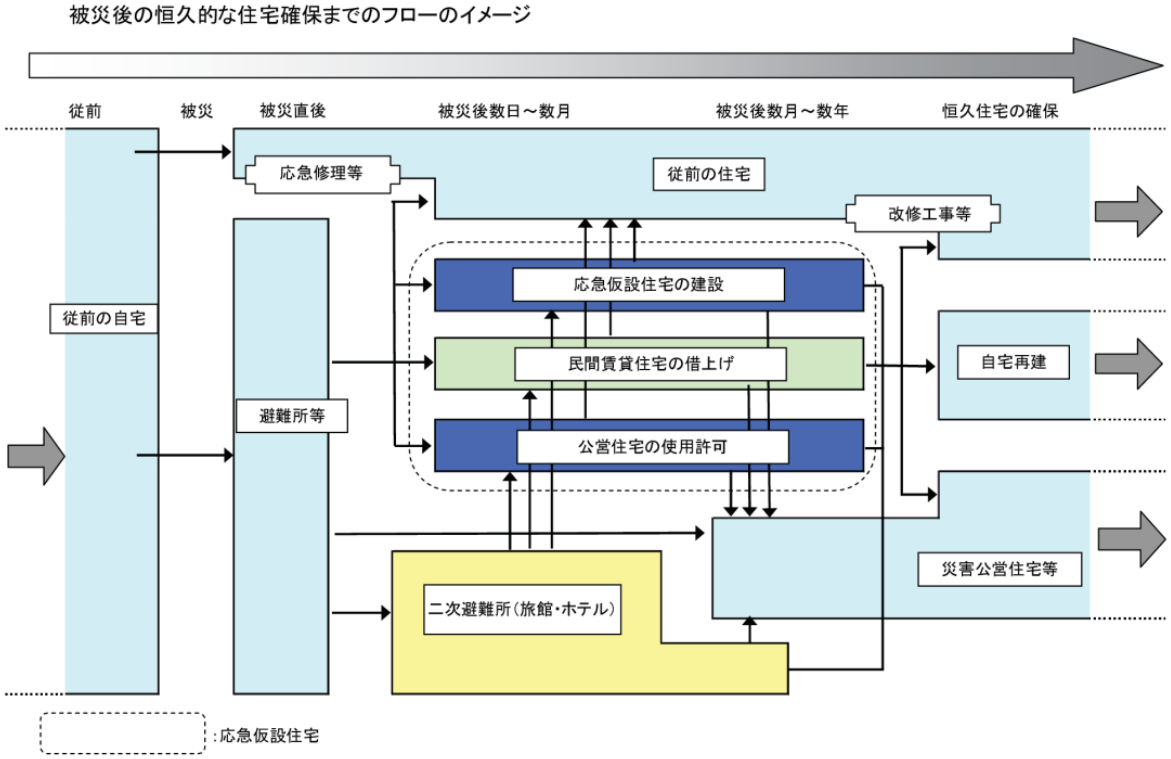

（２）応急仮設住宅の供与対象者

○住家が全焼、全壊又は流出した者であること

○居住する住家がない者であること

○自らの資力をもってしては、住家を確保することもできない者であること

（３）応急仮設住宅の供与方法

応急仮設住宅の供給方法には、災害発生後に緊急に建設して供与する「応急仮設住宅の建設」と、民間の賃貸住宅を借り上げて供与する「民間賃貸住宅の借上げ」、さらには、地方自治法に基づき公営住宅を一時使用させる「公営住宅の使用許可」がある。

【応急仮設住宅の建設】

○公共用地又は民地において、新たに仮設住宅を建設し、被災者に提供するもの。

○応急仮設住宅の規模は、１戸当たり床面積２９．７㎡（９坪）を標準とする。

○応急仮設住宅の費用は、１戸当たり２，４０１，０００円以内とする。（平成２５年度基準）

○応急仮設住宅は、災害発生の日から２０日以内に着工しなければならないが、大規模災害等で現実問題として２０日以内に着工できない場合、事前に内閣総理大臣へ協議して必要最小限度

の期間を延長することが認められている。

【民間賃貸住宅の借上げ】

○既存の民間賃貸住宅を借り上げて活用することから、比較的短期間で提供できる。

【公営住宅の使用許可】

○地方自治法に基づき、公営住宅を目的外使用許可する。

※応急仮設住宅の建設は、用地や資材の確保が必要で、時間を要することから、被災者が民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可を希望する場合には、可能な限り、これらを優先することになる。

※なお、建設を中心とすべきと考えられるケースとしては、次のものが考えられる。

・一次産業従事者や高齢者等、産業復興の迅速化や地域との結びつきの維持の必要性から被災地を離れることが難しい住民の多い地域。

・借上げが可能な民間賃貸住宅の戸数が少ない地域。

（４）供与主体、期間、管理

○原則、供与主体は県で、市町に委任することができる。（災害救助法第１３条第１項）

※県と市町間の事務委任・費用支弁手続き等については災害救助法に拠る。

○供与期間は最長２年間とされるが、この期間は著しく激甚な非常災害を対象とする「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置に関する法律第７条」を適用し、特定行政庁の許可を受けることで、さらに１年ごとに延長できる。

○応急仮設住宅の入居者の選定、修繕等の管理は、市町長が行う。ただし特別な事情がある場合には、当該市町長の協力を得て、知事自ら実施する場合もある。

第２節　その他の対応

◆応急修理

○自宅が半壊又は半焼し、日常生活を営むことができない被災者のうち、自らの資力では住家の修理ができない場合に、修理の費用の一部を県が負担して、自宅を修理することができる。

（県が負担する費用の上限は、１世帯当たり５２万円（平成２５年度基準））

○応急修理を受けるためには、応急仮設住宅を利用しないことが条件とされている。

○修理戸数は市町ごとの半壊及び半焼世帯数の３割以内とされている。

○応急修理により住宅確保が可能な場合には、被災者の希望を聞いたうえで、修理を優先する。

第２章　供給計画

第１節　供給可能戸数

○応急仮設住宅の建設については、協定を締結している次の団体からの意見等を基に供給可能戸数を想定する。

(一社)プレハブ建築協会（以下「プレ協」という。）

(一社)香川県建設業協会（以下「建設業協会」という。）

(一社)全国木造建設事業協会（以下「全木協」という。）

○プレ協の供給可能戸数は、四国ブロック全体での供給可能限度戸数の１/４程度を本県の戸数と

想定する。

○民間賃貸住宅については、(公社)香川県宅地建物取引業協会の意見を踏まえて推計した現時点での数値である。

○公営住宅は、阪神・淡路大震災や東日本大震災における実績をもとに推計している。

○阪神・淡路大震災や東日本大震災規模の災害においては、災害発生後最長で概ね６ヶ月以内に建設することが一つの目安とされており、仮設住宅供与の要請を受けてから６ヶ月以内に供給できる最大の想定供給可能戸数は下表のとおりである。（インフラ等の被害による制約がないものとして推計）

【供給可能戸数】

	団体等	1 ヶ月以内	2 ヶ月以内累積	3 ヶ月以内累積	6 ヶ月以内累積
建設	プレ協	(2,500戸/4県) 600 戸	(8,000戸/4県) 2,000 戸	(20,000戸/4県) 5,000 戸	(45,000戸/4県) 10,000 戸
	建設業協会	0 戸	200 戸	400 戸	1,000 戸
	全木協	0 戸	500 戸	1,000 戸	2,500 戸
	小計	600 戸	2,700 戸	6,400 戸	13,500 戸
民間賃貸		500 戸	1,000 戸	1,500 戸	1,500 戸
公営住宅		150 戸	200 戸	300 戸	300 戸
合　計		1,250 戸	3,900 戸	8,200 戸	15,300 戸

※これら以外に県内建設業者に広く公募する方式もある。

※東日本大震災の実績では、応急仮設住宅の建設によるものより、民間賃貸住宅の借上げや公営住宅の使用許可によるものの方が多かった。

【供給の基本的な考え方】

○災害発生後早い段階で供与できるのは、公営住宅と民間賃貸住宅である。

○したがって、まずは、公営住宅の空室の活用が可能な場合には、それを優先する。

○また、被災者が民間賃貸住宅を希望し、借上げが可能な場合には、それを優先する。

○ただし、借上げの住宅は、被災地に近接した地域で供与することが困難な場合があり、応急仮設住宅の建設についても、早期の段階で検討を進めることとする。

【時系列での考え方】

○応急仮設住宅の建設のうち、「プレ協」は、一定戸数までは解体処分負担のないリース物件での対応が可能であり、初動が早く、工期も短いことから、最も早い場合には１ヶ月以内での供給が可能と想定される。

○したがって、1,250戸までは、「プレ協」のリース物件と、民間賃貸住宅の借上げと公営住宅の使用許可で、１ヶ月以内に供給可能と想定されるが、被災地域の状況等により、「建設業協会」「全木協」への要請も検討する。

○3,900戸までは、民間賃貸と公営住宅、さらには、「プレ協」のリース物件、「建設業協会」と「全木協」による木造仮設住宅で、災害発生後２ヶ月以内に供給可能と想定される。

○15,000戸を超える供給には、６ヶ月以上を要するので、他県の民間賃貸住宅の活用について、

協力要請の検討が必要となる。

○また、協定を締結した団体による供給だけでは不足する場合には、公募方式で県内建設業者に発注することも想定される。

第２節　被害想定に基づく必要戸数の推計

○応急仮設住宅を供給すべき必要戸数を推計するに当たって、本県では、平成26年３月に発表した「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」をもとに検討する。

○また、推計方法としては、国から示された「応急仮設住宅建設必携」（中間とりまとめ）の住家被害に基づく方法により行うこととし、同必携によると、過去の大地震における応急仮設住宅供給戸数の実績は、次表のとおりである。

住家被害と応急仮設住宅供給戸数の状況

（応急仮設住宅建設必携中間とりまとめ　国土交通省住宅局作成）より抜粋（平成24年4月19日時点）

		阪神・淡路大震災 (H7.1.17)	新潟県中越地震 (H16.10.23)	東日本大震災 (H23.3.11)	東日本大震災 福島県以外（※６）
住家被害	全壊	104,906棟（※１）	3,175棟（※２）	129,479戸（※３）	108,925戸（※３）
	半壊	144,274棟（※１）	13,810棟（※２）	256,077戸（※３）	189,126戸（※３）
	①合計	249,180棟	16,985棟	385,556戸	298,051戸
応急仮設住宅	応急仮設住宅 （建設分）	48,300戸	3,460戸	53,516戸	36,394戸（※４）
	応急仮設住宅 （みなし仮設住宅）	139戸	174戸	68,334戸	42,869戸（※５）
	②合計 （建設＋みなし）	48,439戸	3,634戸	121,850戸	79,263戸
住家被害に対する応急仮設住宅供給の割合　(②÷①)		19.4%	21.4%	31.6%	26.6%

（※１）阪神・淡路大震災について（確定版）消防庁（H18.5.19）
（※２）平成16年(2004年)新潟県中越地震（確定版）消防庁（H21.10.21）
（※３）警察庁発表（H24.4.18現在）
（※４）平成24年4月2日時点の必要戸数
（※５）平成24年4月17日時点
（※６）福島県では、福島第一原子力発電所事故に伴う警戒区域、計画的避難区域等からの避難者のための応急仮設住宅も供給されていることを勘案し、福島県分を除いて算定。

○阪神・淡路大震災、新潟県中越地震では、全・半壊戸数の２割程度が供給されていることから、本県の応急仮設住宅の必要戸数は全・半壊戸数の２割と想定する。

※災害救助法では「災害時に住家が全壊・全焼・流出し、居住するため住家が無い者等で、自らの資力では住家を得る事ができない者」に供与される住宅と原則されるが、東日本大震災規模の大規模災害の場合を想定し、半壊等でも希望者には応急仮設に入居できる弾力運用が図られることを前提としている。

（東日本大震災に係る災害救助法の弾力運用について（その５）　平成２３年４月４日厚生労働省社会・援護局総務課長通知）

○「香川県地震・津波被害想定(第四次公表)」によれば、南海トラフの発生頻度の高い地震において、香川県全体で約15,000棟の住宅が全・半壊すると想定されている。

○これに対して、供給すべき応急仮設住宅の必要戸数は、15,000×20%≒3,000戸と推計され、前述

の供給可能戸数の計画によると、２ヶ月程度で供給可能と見込まれる。

香川県地震津波被害想定（平成２６年３月３１日：第四次公表）に基づく応急仮設住宅の必要戸数の推計

	住宅棟数	全壊・半壊棟数	応急仮設住宅 必要戸数
高松市	109,070	4,470	894
丸亀市	35,772	412	82
坂出市	18,133	1,367	273
善通寺市	12,527	48	10
観音寺市	25,083	756	151
さぬき市	20,186	2,701	540
東かがわ市	14,224	2,490	498
三豊市	36,548	982	196
土庄町	7,294	350	70
小豆島町	8,041	525	105
三木町	11,087	462	92
直島町	1,127	66	13
宇多津町	3,599	83	17
綾川町	11,166	40	8
琴平町	4,431	10	2
多度津町	9,900	214	43
まんのう町	9,129	18	4
香川県計	337,317	14,994	2,998

１５－７　応急仮設住宅建設候補地

（市管理地）

候補地名称	所在地	敷地面積（㎡）	想定戸数（戸）	備　考
津田総合公園　野球場	津田町津田 2020 番地	2,311	23	
みろく自然公園　野球場	大川町富田中 3286 番地	1,643	16	
みろく自然公園　球技場	大川町富田中 3286 番地	1,152	11	
志度総合運動公園	鴨庄 4305 番地 1	1,864	18	
志度幼稚園	志度 3726 番地 1	446	4	
シーサイドコリドール内球技場	小田 2671 番地 88	744	7	
大串公園線沿いテニス場前多目的広場	小田 2671 番地 75	342	3	
長尾総合公園　野球場	長尾東 2450 番地	2,351	23	
長尾総合公園　多目的広場	長尾東 2450 番地	1,033	10	
下所運動広場	造田是弘 262 番地 1	284	2	
合　　計		12,170	117	

１５－８　広域応援に係る部隊活動拠点候補地一覧

平成 29 年 4 月 1 日現在

№.	拠点名称	所在地	管理者	対象
1	志度総合運動公園野球場	さぬき市鴨庄	香川県造園協同組合	警察
2	長尾総合公園野球場	さぬき市長尾東	香川県造園協同組合	警察・消防・自衛隊
3	津田総合公園野球場	さぬき市津田町津田	香川県造園協同組合	警察
4	みろく自然公園みろく野球場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
5	みろく自然公園みろく球技場	さぬき市大川町富田中	さぬき市	警察・消防
6	野間田運動広場	さぬき市造田野間田	さぬき市教育委員会	警察・自衛隊
7	石田運動広場	さぬき市寒川町石田東	さぬき市教育委員会	警察
8	神前運動広場	さぬき市寒川町神前	さぬき市教育委員会	警察
9	伊勢運動広場	さぬき市寒川町石田西	さぬき市教育委員会	警察
10	下所運動広場	さぬき市造田是弘	さぬき市教育委員会	警察

１５－９　自主防災組織の現状

平成 31 年 4 月 1 日現在

	自治会数	自主防災組織数	世帯数	自主防災組織カバー世帯数	カバー率（%）
さぬき市	371	258	20,851	18,423	88.36
津　田	38	31	2,824	2,481	87.85
津田	19	15	1,825	1,565	85.75
北山	5	5	108	108	100.00
鶴羽	14	11	891	808	90.68
大　川	53	32	2,323	1,848	79.55
富田	27	17	1,500	1,272	84.80
松尾	26	15	823	576	69.99
志　度	98	79	8,470	8,020	94.69
志度	30	24	5,293	4,5843	91.50
末	3	3	140	140	100.00
鴨庄	22	19	1,674	1,674	100.00
小田	15	10	879	484	100.00
鴨部	28	23	484	879	100.00
寒　川	51	39	2,088	1,741	95.03
石田	32	26	1,448	1,448	100.00
神前	19	13	664	559	84.19
長　尾	131	77	5,122	4,067	79.40
長尾	78	41	3,071	2,079	67.70
造田	35	30	1,709	1,709	100.00
前山	6	2	142	79	55.63
多和	12	4	200	200	100.00

１５－１０　さぬき市業務継続計画（地震・津波編）

第１章　計画策定の目的と方針

１　計画の必要性

大規模な地震や津波が発生したとき、市は、災害応急対策活動及び災害からの復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことになる一方、災害時であっても継続して行わなければならない通常業務を有している。これらの災害対応業務や市民生活に必要な通常業務が迅速かつ的確に行われない場合、震災による被害が拡大するとともに、市民の生活に支障が生じるおそれがある。

また、東日本大震災では、業務の継続に支障が生じる庁舎の被災や停電等の事例等も見受けられ、南海トラフを震源とする巨大地震が発生した際には行政自体も被災し、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に大きな制限を受けるおそれが高い。

このように、業務遂行能力が低下した状況下においても、行政として必要な業務資源を確保し、災害応急・復旧業務を実施しつつ、発災時においても中断することのできない通常業務については、一定水準を確保する必要がある。

２　計画策定の目的及び業務継続方針

本計画は、前述の認識を踏まえ、市民の生命・身体・財産を守るために行政機能の継続又は早期回復を図ること、そのための業務継続体制の整備を図ることを目的として策定するものである。また、発災時には、非常時優先業務の実施に職員その他の必要資源を集中的に投入することにより、これらの業務を優先的に執行するために策定するものである。

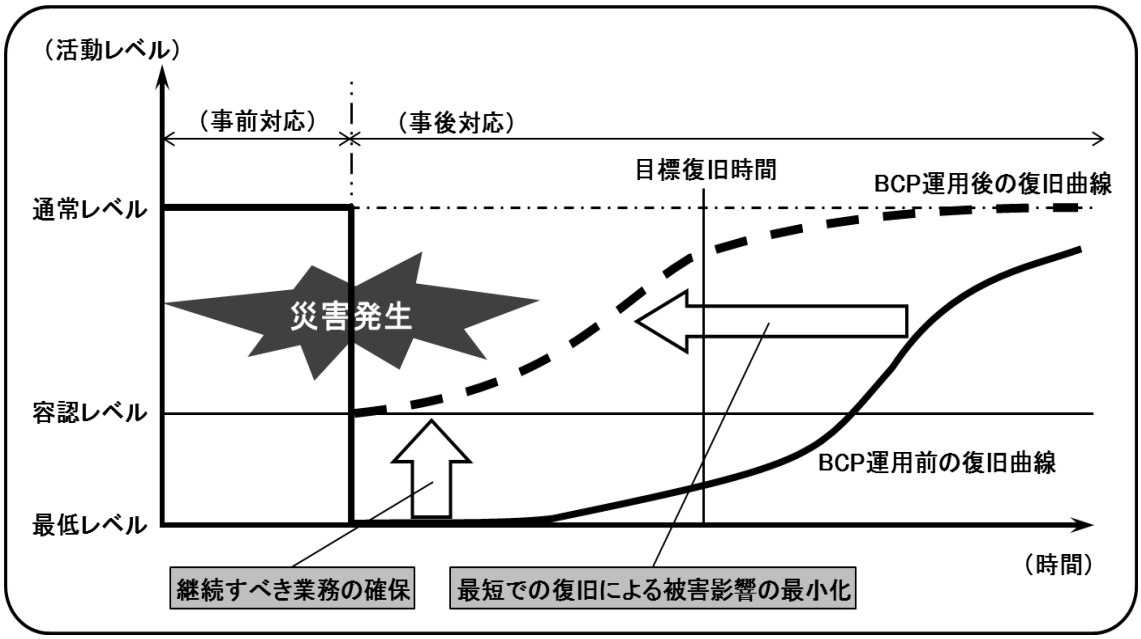

本計画による業務継続方針は下記のとおりとする。

①　非常時優先業務を優先的に実施する。

②　非常時優先業務に必要な人員、資源の確保、配分は全庁的に調整を行う。

３　計画の位置付け

災害時の具体的対応については、さぬき市地域防災計画や各種災害対応マニュアル等に基づいて、実施することとしているが、本計画は、ヒト、モノ、情報、ライフライン等利用できる資源に制限が生じた状況下で、非常時優先業務の継続を確保するためのものである。

なお、本計画と地域防災計画との相違点については次のとおりとなっている。

	地域防災計画	業務継続計画
計画の趣旨	地方公共団体が、発災時又は事前に実施すべき災害対策に係る実施事項や役割分担等を規定するための計画である。	発災時の限られた必要資源を基に、非常時優先業務を目標とする時間・時期までに実施できるようにするための計画である（実効性の確保）。
行政の被災	行政の被災は、特に想定する必要がない。	庁舎、職員、電力、情報システム、通信等の必要資源の被災を評価し、利用できる必要資源を前提に計画を策定する。
対象業務	災害対策に係る業務（予防業務、応急業務、復旧・復興業務）を対象とする。	非常時優先業務を対象とする（応急業務だけでなく、優先度の高い通常業務も含まれる）。
業務開始目標時間	一部の地方公共団体では、目標時間を記載している場合もあるが、必要事項ではない。	非常時優先業務ごとに業務開始目標時間を定める必要がある（必要資源を確保し、目標とする時間までに非常時優先業務を開始・再開する）。
業務に従事する職員の飲料水・食料の確保	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保に係る記載は、必要事項ではない。	業務に従事する職員の飲料水・食料、トイレ等の確保について検討の上、記載する。

出典：「地震発生時における地方公共団体の業務継続の手引きとその解説」（内閣府　平成 22 年）

※非常時優先業務とは、災害時に優先的に実施する業務で、応急対策業務と通常継続業務とがある。（後述）

第２章　業務継続体制の検討

１　計画の対象及び実施体制

（１）対象組織

本計画は、次の組織が所管する業務及び当該組織に所属する職員を対象とする。

①　総務部
②　市民部
③　健康福祉部
④　建設経済部
⑤　会計課
⑥　教育委員会事務局
⑦　選挙管理委員会事務局
⑧　監査委員事務局
⑨　農業委員会事務局
⑩　固定資産評価審査委員会事務局
⑪　議会事務局

（２）非常時の業務継続体制

市内で震度６弱以上の揺れを観測したとき又は香川県に大津波警報若しくは津波警報が発表されたときは、「さぬき市地域防災計画【地震・津波対策編】」に基づき、下記のとおりの体制をとることとなっている。

①　災害対策本部の設置

地震発生とともに災害対策本部を自動設置し、全庁体制で対応する。

災害対策本部の設置場所、組織編制、通知等の事項については「さぬき市地域防災計画【地震・津波対策編】」第３章第１節に規定しているとおりとする。

②　職員の動員体制

ア　第３次配備とし、全所属の全職員が対応に当たる。

イ　勤務時間内に地震が発生した場合は、危機管理課長が館内放送により（本庁以外の庁舎や館内放送が使用できない場合は、電話や防災行政無線により主管課等を通じて）、地震発生を伝達するので、所属長は、職員を非常時優先業務に従事させる。

来庁者がいる場合は、身を守る安全行動を指示し、来庁者の安全確保を行う。

なお、職員は必ずしも家族の保護や安否確認のため帰宅できるとは限らないことから、日頃から避難方法や災害用伝言ダイヤルの活用方法の確認等、家族との十分な話し合いをしておくものとする。

ウ　勤務時間外に地震が発生した場合は、各職員は、テレビ、ラジオ等の報道で市内の震度等の情報を確認し、各自の勤務場所やあらかじめ定められた参集場所に自主登庁するものとする。

大規模災害時には、通信回線の障害等により電話が不通となる可能性があり、また、使用可能であっても、通信が制限され、電話も通じにくくなることから、市職員の安否確認は、所属からは基本的に行わない。職員は本計画等に基づき、自主的に登庁することを基本とし、何らかの理由で登庁できない場合は、通信手段が回復してから、職員が所属長に連絡することとする。

また、道路の破損や液状化等により勤務場所やあらかじめ定められた参集場所までの参集が困難な場合は、最寄りの庁舎まで登庁し、災害対策本部所属班長等の指示に従うものとする。

なお、登庁途中で建物、道路、橋などの被害状況を把握した場合は、登庁後、速やかに災害対策本部に報告する。

エ　職員は、勤務場所にも最寄りの庁舎にも参集することが困難な場合は、所属からの連絡が取れるよう留意し、自宅周辺の状況把握や、救出・救助活動、避難者支援に携わるなど、地域活動に積極的に参画するものとする。

2　想定地震

本計画で想定する地震は、香川県地震・津波被害想定調査における南海トラフを震源とする地震のうち、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらす「最大クラス」の地震・津波とする。

香川県が調査し、公表している「香川県地震・津波被害想定調査」による、市内の被害想定は次のとおりとなっている。

【市内の南海トラフを震源とする地震（最大クラス）の被害想定】

項　　目				概　　要
条件	震源域			南海トラフ
	マグニチュード		（強震断層域）	Ｍｗ9.０（※）
			（津波断層域）	Ｍｗ9.１（※）
現象の予測	震度分布			5強～6強
	液状化			市内の平野部の危険度が高い
	津波		（最高津波水位）	3.8m
			（浸水面積）	528ha
建物被害	全壊	揺れによる被害		1,000棟
		液状化による被害		290棟
		津波による被害		470棟
		急傾斜地崩壊による被害		20棟
		地震火災による被害		240棟
人的被害	死者数	建物倒壊		60人
		津波		1,100人
		急傾斜地崩壊		微少
		火災		微少
	負傷者数	建物倒壊		820人
		津波		340人
		急傾斜地崩壊		微少
		火災		微少

ライフライン被害	上水道	（断水人口）	39,000人（77%）
	下水道	（支障人口）	14,000人（47%）
	電力	（停電軒数）	30,000軒（99%）
	通信	（不通回線数）	14,000回線（80%）
交通施設被害	道路（緊急輸送道路）被害		被害箇所50箇所
	鉄道被害		被害箇所40箇所
	港湾（防災機能強化港）被害		微少
生活への影響	避難者	避難所避難者	7,200人
		避難所外避難者	4,800人
災害廃棄物	災害廃棄物（災害廃棄物量）		102,000トン
	津波堆積物（津波堆積物量）		182,000トン ～291,000トン
その他	エレベーターの停止		停止数40棟
	危険物	火災	微少
		流出	微少
		破損等	微少

注）建物被害は冬の18時，人的被害は冬の深夜の時間帯の被害

※Mw：モーメントマグニチュード

3　非常時優先業務

（1）非常時優先業務の選定

非常時優先業務とは、大規模災害時においても優先的に実施する業務のことで、「応急対策業務」と「通常継続業務」の２種類ある。

非常時優先業務については、発災後の資源が著しく不足して混乱する期間及び業務実施環境が概ね整って通常業務への移行が軌道に乗ると考えられる期間に市役所として取り組むべき業務を選定する。

「応急対策業務」は、地震で発生した被害に対して、早急に実施する必要がある業務を、「通常継続業務」は、社会機能を維持するために必要な業務や中断した場合に市民生活に多大な影響を与えるような業務を通常業務の中から、それぞれ各部局において選定し、業務開始目標時間を設定することにより、優先順位付けを行うものとする。

（2）業務開始目標時間の設定

業務開始目標時間とは、非常時優先業務の開始を目標とする時期であり、地域社会への影響がより重大化するまでに非常時優先業務を開始することが求められる。

非常時優先業務の実施に当たっては、業務開始目標時間を共有して、迅速な意思決定を行う必要があることから、業務開始目標時間は、「１時間以内、３時間以内、１２時間以内、１日以内、３日以内、１週間以内、２週間以内、１か月以内」と細分化して設定する。

各部局の「応急対策業務」及び「通常継続業務」の業務開始目標時間は、別紙「非常時優先業務一覧」のとおりである。

4　必要資源に関する現状と対応

（1）　職員

香川県地震・津波被害想定調査や職員の通勤距離より算定した勤務時間内及び夜間・休日等の勤務時間外に地震・津波が発生した場合の経過時間毎における参集可能職員の総数と割合は、下記のとおりである。

（経過時間毎における参集可能職員総数及び割合）

発災時間＼経過時間		1時間	3時間	12時間	1日	3日	7日	14日
勤務時間内	人数	221人	397人	397人	397人	397人	397人	397人
	割合	53%	96%	96%	96%	96%	96%	96%
勤務時間外	人数	48人	167人	234人	343人	389人	397人	397人
	割合	11%	40%	57%	83%	94%	96%	96%

※災害時の職員参集手段等調査（令和元年6月実施）に基づく。

対象職員は全ての正規職員と常勤の臨時職員のうち、1日の勤務時間が7時間30分以上の臨時職員又は期間業務職員（6月以上任用）及び嘱託職員としており、414人となっている。

勤務時間内において、津波浸水想定区域内の本庁及び津田庁舎勤務者については、それぞれ代替拠点施設である寒川庁舎及び大川農村環境改善センターまでの移動時間を考慮している。

「香川県地震・津波被害想定調査」によると、さぬき市における死者及び負傷者数の合計割合は人口の約4%となっていることから、職員についても[414人×4%≒17人]が死傷等により1か月を経過しても出勤できないものとする。

時間経過毎における参集可能職員総数及び割合を考慮した上で非常時優先業務の実施を所属ごとに検討した場合、職員数が不足するおそれのある所属があるため、発災時には、災害対策本部総括班が職員の参集状況及び各部局からの人員要請をもとに、職員配置を検討・実施する。

また、長期間の対応が必要となる所属においては、業務の継続実施を可能とするための環境整備を行うとともに、速やかに職員を交代制にすることを検討する。検討に当たっては、職員の健康管理や、特定の職員が長時間の勤務とならないように努める。

（2）庁舎

①　現状

本庁舎（平成１２年建築）は昭和５６年に改定された耐震基準で建築された庁舎であるため、建物自体に大きな影響はないものの、津波により１階及び２階においては甚大な被害が予想される。

寒川庁舎（平成３０年建築）は、津波等により本庁舎が被災し、使用できない場合の代替拠点施設となるが、液状化危険度Ａのエリアに位置しており、建物そのものに

大きな影響がない場合でも周辺道路等が被災し、使用できないおそれがあることも想定しておく必要がある。

教育委員会事務局がある津田庁舎（昭和４２年建築）については、耐震性を有していないことから、建物自体の倒壊により、非常時優先業務を行えない所属が発生することを想定しておく必要がある。

②　対応

地震や津波等により本庁舎が使用できない場合においては、代替拠点施設である寒川庁舎を使用するものとする。周辺道路の液状化等により寒川庁舎も使用できない場合においては、志度東体育館やその他の公共施設を使用するものとする。

また、教育委員会事務局においては、津田庁舎が使用できない場合は、大川農村環境改善センターを代替拠点施設として使用するものとする。

（３）電力

①　現状

被災により電力会社からの電力供給が停止する場合には、発災後１日以上を経過した後に電力会社による復旧活動が開始されると想定されていることから、数日間は電力供給が停止する可能性がある。電力供給が再開するまでは、本庁及び寒川庁舎においては停電後直ちに非常用発電機が起動し、電力供給を継続する。非常用発電機での稼働時間は、燃料満タンで１００％負荷運転の場合、本庁では１１時間、寒川庁舎では７２時間となっているものの、限られた箇所のみの電力供給となっており、非常時優先業務の実施に支障が生じるおそれがある。

また、その他の施設においては非常用発電機がないため、電力供給が停止した場合は電力を使用できないこととなる。

②　対応

非常用発電機の運転時間には限りがあるため、震災発生後において速やかに燃料を確保するほか、運転時間を極力延ばすために稼働機器を必要最低限にする。

また、電力供給設備の早期復旧のため、災害時の協力に関する協定書を四国電力株式会社と締結しているものの、復旧までに数日程度の時間を要することから、非常用電源として発電機を準備し、情報収集や連絡手段等の業務を行うために最低限必要な電力を確保する。

（４）通信（防災行政無線・電話）

①　現状

ア　市防災行政無線

市と防災関係機関（県、消防等）を結ぶ市防災行政無線については、無停電電源装置及び非常用発電機により停電時の対応が取られているが、燃料の関係から稼働時間には限りがある。また、障害が発生したときに備え、所定の業者と保守契約を締結している。

イ　県防災行政無線

市と香川県庁や県の関係機関等との通信手段として整備されている県防災行政無線においても同様に停電時の対応が取られている。また、県が所定の業者と保守契約を締結している。なお、令和元年度において県防災行政無線の受信機等を寒川庁

舎に増設している。

ウ　電話

市及び県防災行政無線で結ばれていない関係機関や民間団体との連絡に不可欠な災害用優先電話は一定数を確保しており、停電時においても非常用電源から電力供給されるが、電柱の倒壊による通信ケーブルの断線等により不通となる可能性がある。

また、本庁舎において現在使用している電話交換機は、１階に設置されており、被災によって使用できなくなる可能性がある。

② 対応

ア　市防災行政無線

市防災行政無線に障害が発生した場合には、保守契約に基づき、速やかに復旧対応を行う。復旧するまでの間は、災害時優先電話等を利用して、関係機関等と連絡をとる。また、速やかに非常用発電機の燃料を確保する。

イ　県防災行政無線

県防災行政無線に障害が発生した場合には、県に報告し、復旧対応を依頼する。

ウ　電話

断線等による通信障害が発生した場合には、復旧までの間は防災行政無線等の他の通信手段により情報伝達を行うものとする。

また、本庁舎の電話交換機においては、設置場所を検討する必要がある。

（５）情報システム

①　現状

市の住民情報（住民基本台帳・税）システム、戸籍システム、総合福祉（医療費助成・児童手当・児童扶養手当・障害者福祉・高齢者福祉・健康管理）システムについては、本市単独でクラウド化を実施している。これらのクラウドサービスを提供するデータセンターは、県外の民間企業により運営されており、「日本データセンター協会」が制定する「データセンター・ファシリティ・スタンダード」において最高レベルの信頼性を持つ施設であると評価されている。また、市とデータセンター間は、セキュリティを考慮し専用回線で接続しており、かつ接続の信頼性を確保するため専用線と専用副回線で冗長化している。さらに災害時等の早期復旧のため、これらの回線業者は、専用線、専用副回線を別業者としている。その他の市の重要システム（家屋評価システム・総合滞納管理システム・住民税申告支援システム等の税の一部業務システム、介護保険システム・後期高齢者医療システム等の福祉関連業務システム、住民基本台帳ネットワークシステム、グループウェアシステム、ファイルサーバ、財務会計システム等）は、本庁舎電算室にサーバを設置し、日次でのデータバックアップを行っており、万一、システム障害によりデータが破損・消失した場合にも復元することができる。しかし、当該システムが稼働する基盤となるネットワーク機器（ＬＡＮ）の一部については、無停電電源装置及び自家発電装置による給電が実施されないため、長時間の停電等の緊急時における窓口業務の停止が懸念される。

②　対応

本庁舎の立地条件を考慮し、今後は災害時等における重要システムのデータ保全のため、稼働環境のクラウド化、又はＡＳＰ（アプリケーションサービスプロバイダ）

を積極的に活用することとする。なお、災害時等の不測の事態に際し、本庁舎電算室にサーバを設置する重要システムについては各々の復旧優先度に応じた復旧行動を実施する。また、クラウド化およびＡＳＰにより運用する重要システムについては、市とデータセンター間、本庁舎と出先機関間を接続する通信回線の疎通状況を回線業者に随時確認し、復旧優先度に応じた復旧行動を実施する。

（６）執務環境等

①　現状

ア　執務室

執務室内については、ロッカーやキャビネットに転倒防止器具等を使用する等の対策を講じている。

イ　消耗品等

非常時優先業務の実施には、コピー用紙やトナー、事務用品などの消耗品が必要となるが、物流の停滞により、新たな調達が困難となることが想定される。

ウ　トイレ、飲料水、食料

上水道については、それぞれの庁舎等において給水がしばらく停止する可能性がある。

トイレについては、給水の停止、停電、下水道設備の被災等により使用できない可能性がある。

②　対応

ア　執務室

執務室の模様替え等においても引き続き転倒防止対策等が講じられるよう啓発する。

イ　消耗品等

非常時優先業務の実施に必要な消耗品を常時補充しておく。

ウ　トイレ、飲料水、食料

職員は、自らの当初３日分の飲料水、食料、災害応急物品の常時備蓄に努め、発災時は各自が持参するものとするが、勤務時間内に発災した場合は持参することができないため、職員共済会において、一定数の職員用の飲料水や食料の備蓄を進めている。

また、トイレについては簡易トイレやトイレ用凝固剤など、既存トイレ設備が使用できない場合に対応するための職員用備蓄を進める必要がある。

第３章　業務継続体制の向上

１　職員への教育・訓練

（１）計画の各職員への周知

南海トラフを震源とする地震・津波が発生した際には、本計画に従って、通常業務から非常時優先業務へ円滑に移行しなければならず、全ての職員に本計画を十分周知しておくことが必要となる。

このため、本計画をイントラネットで掲示し、また、人事異動などの機会を通じて職員参集予測の見直しや非常時優先業務の周知を行うなど、職員の理解を深めるものとする。

（２）訓練の実施

職員の対応能力の向上を図るとともに、本業務継続計画の実効性を確認するために、各種訓練の実施に努めるものとする。

（３）各職員への震災への備えの徹底

地震の発生時間にかかわらず、職員又は家族が自宅で何らかの被害を受けるおそれがある。そこで、自宅の安全性を高めておくとともに、職員が安心して非常時優先業務に従事できるよう家族の安否確認の手段を周知しておくことも重要である。

このようなことから、今後、職員に対して、次のような震災対策に取り組むよう呼びかけていくこととする。

① 自宅の耐震化

自宅が昭和５６年５月以前に建てられている場合は、住宅の耐震補助制度を活用して耐震診断・耐震改修を行うなどにより、自宅の耐震性の確保に努める。

耐震化に関する相談は、建設経済部都市整備課で対応する。

② 家具の固定化

寝室や避難路を中心に、タンスや大型テレビなど、転倒すると身体や生命に危険のある家具を固定し、家具の転倒を防止する。

③ 非常持出袋及び非常備蓄品の準備

発災時に最初に持ち出す「非常持出袋」と災害から復旧するまでの数日間を支える「非常備蓄品」を準備し、県民防災週間（毎年７月１５日から２１日まで）などの機会に年１回は必ず点検する。

④ 災害用伝言ダイヤルの活用

南海トラフを震源とする地震・津波が発生した場合に、家族の安否確認ができるよう、あらかじめ災害用伝言ダイヤルの利用方法について確認しておく。

２ 計画の見直し

本計画は、全庁挙げての取組みであることから、さぬき市業務継続計画検討協議会等を設置の上、訓練等により把握された問題点、本庁舎及びその施設・設備等の整備状況、本市、香川県等の知見等を踏まえ、Ｐｌａｎ（計画の策定）、Ｄｏ（訓練等の実施）、Ｃｈｅｃｋ（検証の実施）、Ａｃｔｉｏｎ（計画の見直し）といった「ＰＤＣＡサイクル」を通じて、計画の持続的見直しを行うものとする。

参考資料（略）

非常時優先業務一覧（略）